

大 村 市 地 域 防 災 計 画

大 村 市 水 防 計 画

(令和 5 年修正)

大 村 市 防 災 会 議

【 目 次 】

—— 地 域 防 災 計 画 編 ——

第1編 総 則

第1章 計画の方針	総一	1 (1)
第 1 節 計画の目的	総一	1 (1)
第 2 節 計画の性格・範囲	総一	1 (1)
第 3 節 防災の基本理念	総一	2 (2)
第 4 節 計画の習熟	総一	2 (2)
第2章 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱	総一	3 (3)
第3章 大村市の概況	総一	8 (8)
第 1 節 自然条件	総一	8 (8)
第 2 節 社会条件	総一	10 (10)
第4章 計画の前提	総一	12 (12)
第 1 節 総 説	総一	12 (12)
第 2 節 風水害の想定	総一	12 (12)
第 3 節 地震・津波被害の想定	総一	13 (13)

第2編 災害予防計画編

第1章 災害に強い人・組織づくり	予防一	1 (25)
第 1 節 防災知識の普及	予防一	1 (25)
第 2 節 防災訓練	予防一	2 (26)
第 3 節 自主防災組織等の育成	予防一	3 (27)
第 4 節 施設・学校等における防災体制づくり	予防一	5 (29)
第 5 節 防災のための調査研究	予防一	7 (31)
第2章 災害に強いまちづくり	予防一	8 (32)
第 1 節 市街地等の整備	予防一	8 (32)
第 2 節 公共施設等の耐震・耐火構造化の推進	予防一	8 (32)
第 3 節 危険物貯蔵施設等の整備	予防一	9 (33)
第 4 節 ライフライン関連施設等の機能維持	予防一	10 (34)
第 5 節 道路（橋りょう）等の整備	予防一	12 (36)
第 6 節 鉄道施設の整備	予防一	12 (36)
第 7 節 河川等の整備	予防一	13 (37)
第 8 節 港湾・漁港等の整備	予防一	14 (38)

第 9 節	崖、ブロック塀等の崩・倒壊防止対策		予防—14(38)
第10節	落下物等の防止対策		予防—14(38)
第11節	液状化対策		予防—15(39)
第12節	津波浸水対策		予防—15(39)
第13節	土砂災害対策		予防—15(39)
第14節	河川の浸水対策		予防—17(41)
第15節	火災予防		予防—20(44)
第3章	応急活動体制の整備		予防—23(47)
第 1 節	防災拠点の整備		予防—23(47)
第 2 節	情報収集・伝達体制の整備		予防—23(47)
第 3 節	災害時の相互協力・応援体制の整備		予防—24(48)
第 4 節	業務継続体制の確立		予防—24(48)
第4章	消防・救助・応急医療体制の整備		予防—25(49)
第 1 節	消防・救助体制の整備		予防—25(49)
第 2 節	応急医療体制の整備		予防—26(50)
第5章	救援体制の整備		予防—28(52)
第 1 節	避難体制の整備		予防—28(52)
第 2 節	備蓄体制の整備		予防—29(53)
第 3 節	生活救援体制の整備		予防—30(54)
第 4 節	要配慮者支援体制の整備		予防—31(55)
第 5 節	緊急輸送路の整備		予防—32(56)

第3編 災害応急対策計画編

第1章	風水害対策計画		風水害—1(57)
第 1 節	応急活動体制		風水害—1(57)
第 2 節	情報・通信		風水害—18(74)
第 3 節	広報及び広聴活動		風水害—29(85)
第 4 節	広域応援活動		風水害—30(86)
第 5 節	自衛隊の派遣要請		風水害—31(87)
第 6 節	長崎県防災ヘリコプター派遣要請		風水害—35(91)
第 7 節	水防活動		風水害—35(91)
第 8 節	救急・救助活動		風水害—36(92)
第 9 節	避難対策		風水害—38(94)
第10節	応急医療救護		風水害—40(96)
第11節	災害警備		風水害—42(98)

第 1 2 節	緊急輸送		風水害—4 3 (9 9)
第 1 3 節	飲料水、食糧、生活必需品等の供給		風水害—4 5 (1 0 1)
第 1 4 節	ライフライン・通信等の応急対策		風水害—4 8 (1 0 4)
第 1 5 節	公共施設等の応急対策		風水害—5 9 (1 1 5)
第 1 6 節	遺体の捜索・収容及び埋・火葬		風水害—6 1 (1 1 7)
第 1 7 節	環境・保健衛生対策		風水害—6 3 (1 1 9)
第 1 8 節	障害物の除去対策		風水害—6 5 (1 2 1)
第 1 9 節	災害の拡大防止・二次災害防止対策		風水害—6 6 (1 2 2)
第 2 0 節	応急住宅対策		風水害—6 9 (1 2 5)
第 2 1 節	農林水産業施設等の応急対策		風水害—7 1 (1 2 7)
第 2 2 節	文教応急対策		風水害—7 1 (1 2 7)
第 2 3 節	労務供給		風水害—7 4 (1 3 0)
第 2 4 節	被害等に関する報告		風水害—7 5 (1 3 1)
第 2 章	地震災害対策計画		地震災害— 1 (1 3 8)
第 1 節	応急活動体制		地震災害— 1 (1 3 8)
第 2 節	情報・通信		地震災害—1 8 (1 5 5)
第 3 節	広報及び広聴活動		地震災害—2 7 (1 6 4)
第 4 節	広域応援活動		地震災害—2 8 (1 6 5)
第 5 節	自衛隊の派遣要請		地震災害—2 9 (1 6 6)
第 6 節	長崎県防災ヘリコプター派遣要請		地震災害—3 3 (1 7 0)
第 7 節	消防活動		地震災害—3 3 (1 7 0)
第 8 節	救急・救助活動		地震災害—3 4 (1 7 1)
第 9 節	帰宅困難者対策		地震災害—3 6 (1 7 3)
第 1 0 節	避難対策		地震災害—3 7 (1 7 4)
第 1 1 節	応急医療救護		地震災害—3 9 (1 7 6)
第 1 2 節	災害警備		地震災害—4 1 (1 7 8)
第 1 3 節	緊急輸送		地震災害—4 2 (1 7 9)
第 1 4 節	飲料水、食糧、生活必需品等の供給		地震災害—4 5 (1 8 2)
第 1 5 節	ライフライン・通信施設等の応急対策		地震災害—4 8 (1 8 5)
第 1 6 節	公共施設等の応急対策		地震災害—6 0 (1 9 7)
第 1 7 節	遺体の捜索・収容及び埋・火葬		地震災害—6 2 (1 9 9)
第 1 8 節	環境・保健衛生対策		地震災害—6 3 (2 0 0)
第 1 9 節	障害物の除去対策		地震災害—6 6 (2 0 3)
第 2 0 節	災害の拡大防止・二次災害防止対策		地震災害—6 7 (2 0 4)
第 2 1 節	応急住宅対策		地震災害—7 0 (2 0 7)
第 2 2 節	農林水産業施設等の応急対策		地震災害—7 2 (2 0 9)
第 2 3 節	文教応急対策		地震災害—7 2 (2 0 9)
第 2 4 節	労務供給		地震災害—7 5 (2 1 2)
第 2 5 節	被害等に関する報告		地震災害—7 6 (2 1 3)

第3章 特殊重大災害対策計画		特殊—	1(220)
第1節 特殊重大災害の種類		特殊—	1(220)
第2節 応急活動体制の確立		特殊—	1(220)
第3節 情報収集・伝達		特殊—	2(221)
第4節 応急対策活動の実施		特殊—	2(221)
第5節 航空機災害応急対策		特殊—	3(222)
第6節 原子力災害対策		特殊—	4(223)

第4編 災害復旧・復興計画編

第1章 災害復旧計画		復旧復興—	1(225)
第1節 民生安定のための緊急措置		復旧復興—	1(225)
第2節 ライフライン施設の復旧		復旧復興—	4(228)
第3節 公共施設等の復旧		復旧復興—	6(230)
第4節 学校・教育施設等		復旧復興—	7(231)
第2章 災害復興計画		復旧復興—	8(232)
第1節 復興体制		復旧復興—	8(232)
第2節 復興計画の作成		復旧復興—	8(232)
第3節 復興計画の推進		復旧復興—	8(232)

水 防 計 画 編

第1章 総 則		水防一	1 (2 3 3)
第 1 節 水防の責任		水防一	1 (2 3 3)
第 2 節 津波に対する留意事項、安全配慮		水防一	2 (2 3 4)
第2章 水防組織		水防一	3 (2 3 5)
第 1 節 水防本部組織		水防一	3 (2 3 5)
第 2 節 水防事務分掌		水防一	4 (2 3 6)
第3章 重要水防区域・水防箇所		水防一	5 (2 3 7)
第 1 節 重要水防区域		水防一	5 (2 3 7)
第 2 節 重要水防箇所		水防一	6 (2 3 8)
第4章 水防警報等を行う河川		水防一	7 (2 3 9)
第 1 節 国が水防警報等を行う河川		水防一	7 (2 3 9)
第 2 節 長崎県知事が水防警報等を行う河川		水防一	7 (2 3 9)
第5章 水防警報・水位周知		水防一	8 (2 4 0)
第 1 節 水防警報等の種類・内容及び発表基準		水防一	8 (2 4 0)
第 2 節 通報・連絡		水防一	9 (2 4 1)
第6章 気象・観測		水防一	10 (2 4 2)
第 1 節 気象情報		水防一	10 (2 4 2)
第 2 節 水防活動の利用に適合する注意報・警報		水防一	10 (2 4 2)
第 3 節 水位の通報		水防一	11 (2 4 3)
第7章 水防施設及び輸送		水防一	12 (2 4 4)
第 1 節 水防倉庫及び水防資器材		水防一	12 (2 4 4)
第 2 節 輸送の確保		水防一	12 (2 4 4)
第8章 浸水想定区域及び洪水ハザードマップ		水防一	13 (2 4 5)
第9章 水防活動		水防一	16 (2 4 8)
第 1 節 水防巡視		水防一	16 (2 4 8)
第 2 節 水防非常配備と出動		水防一	17 (2 4 9)
第 3 節 水防作業		水防一	18 (2 5 0)
第 4 節 堰堤（取水堰）ため池の操作		水防一	21 (2 5 3)
第 5 節 警戒区域の指定		水防一	21 (2 5 3)
第 6 節 避難・立退き		水防一	22 (2 5 4)
第 7 節 水防解除		水防一	22 (2 5 4)

第 8 節 水防顛末報告		水防—22(254)
第10章 水防信号・標識等		水防—23(255)
第 1 節 水防信号		水防—23(255)
第 2 節 水防標識		水防—23(255)
第11章 協力及び応援		水防—24(256)
第 1 節 河川管理者の協力		水防—24(256)
第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定		水防—24(256)
第 3 節 自衛隊の派遣要請		水防—24(256)

資料編

I	用語の解説		資一	1 (2 5 7)
II	関係法令・条例等		資一	7 (2 6 3)
III	大村市の現況		資一	1 5 (2 7 1)
IV	災害統計資料等		資一	2 9 (2 8 5)
V	各種通信設備の状況等		資一	4 1 (2 9 7)
VI	関係機関等		資一	4 4 (3 0 0)
VII	情報(伝達)系統		資一	4 6 (3 0 2)
VIII	指定避難所等		資一	5 0 (3 0 6)
IX	災害備蓄品等		資一	5 6 (3 1 2)
X	危険箇所等		資一	5 9 (3 1 5)
X I	様式類		資一	8 4 (3 4 0)
X II	県に対する報告・要請		資一	1 0 5 (3 6 1)
X III	各種協定一覧		資一	1 1 7 (3 7 3)

地 域 防 災 計 画 編

第 1 編

総

則

第 1 章 計画の方針

第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

第 3 章 大村市の概況

第 4 章 計画の前提

第1章 計 画 の 方 針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る各種災害に対して、市及び防災関係機関の防災組織の総力を結集して、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに各種災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

第2節 計画の性格・範囲

- 1 この計画は、市の地域に係る防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、自然災害や大規模事故に係る計画である。
- 2 この計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する諸施策について関係機関がそれぞれの立場で実施する責任を有する計画である。
- 3 この計画は、以下の国土強靱化の基本目標を踏まえた計画である。
 - (1) 人命の保護が最大限図られること。
 - (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
 - (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧・復興
- 4 この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、長崎県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき長崎県知事から市長に委任された場合の計画又は長崎県知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画、その他防災に関する各種計画を包含するものとする。
- 5 この計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに県防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。
- 6 この計画は、恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要がある場合はこれを修正する。

第3節 防災の基本理念

- 1 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。
- 2 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるようさまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 3 市及び関係機関等は、それぞれの立場で果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。また、市民一人一人が自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、市、関係機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。
- 4 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念は、以下のとおりである。

(1) 災害予防

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(2) 災害応急対策

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害急応対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 災害復旧・復興

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第4節 計画の習熟

本市並びに防災関係機関等は、平素からこの計画の遂行に当たって、組織の責務が十分に果たせるよう、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実動又は図上訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

本市並びに市民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため県の支援のもと、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
九 州 管 区 警 察 局 (大村警察署)	54-0110	災害時における治安、交通、通信及び警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
九 州 総 合 通 信 局	(096) 326-7831	1 非常通信体制の整備 2 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出 3 災害時における電気通信の確保 4 非常通信の統制、監理
福 岡 財 務 支 局 (長崎財務事務所)	(095) 827-7095	1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3 公共事業等被災施設の査定の立会
九 州 厚 生 局 (長崎事務所)	(095) 801-4201	1 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示調整 2 災害による負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助の指示調整
長 崎 労 働 局	(095) 846-6343	工事、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助
九 州 農 政 局 長 崎 県 拠 点	(095) 845-7121	1 被害状況の把握・報告に関すること。 2 応急用食料の調達・供給に関すること。 3 一般食料の安定供給対策に関すること。 4 農地・農業施設等の災害復旧事業に関すること。 5 災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること。
九 州 森 林 管 理 局 (長崎森林管理署)	(0957) 41-6911	1 国有林野等の森林治水事業の防災管理 2 災害応急用材の需給対策
九 州 地 方 整 備 局 (長崎河川国道事務所)	(095) 839-9211	1 直轄公共土木施設の整備と維持管理 2 直轄国道の防災に関すること。 3 直轄河川の水防に関すること。 4 港湾、海岸災害対策 5 高潮、津波災害等の予防

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
九 州 運 輸 局 (長 崎 陸 運 支 局)	(095) 839-4747	1 災害時における陸上輸送の調査並びに指導 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九 州 運 輸 局 (佐世保海事事務所)	(0956) 31-6165	1 災害時における海上輸送の調査並びに指導 2 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 3 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
大 阪 航 空 局 (長崎空港事務所)	53-6151	1 長崎空港及びその周辺における航空機災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合の消火救難活動 2 長崎空港の運航及び運用に重大な影響を及ぼす自然災 害等が発生し、又は発生のおそれがある場合の対応措置 3 遭難航空機の捜索及び救難活動
福 岡 管 区 気 象 台 (長 崎 地 方 気 象 台)	(095) 811-4861	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の 収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動に よる地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防 災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に 努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支 援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努 める。
佐 世 保 海 上 保 安 部	(0956) 31-6003	災害時、海上における人命、財産の救助、その他の救済を 必要とする場合の援助並びに海上の治安警備

2 自 衛 隊

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
陸 上 自 衛 隊 第 1 6 普 通 科 連 隊	52-2131	災害時における人命、財産の救援及び応急復旧活動の支援

3 県

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
長 崎 県	(095) 824-1111	1 県防災会議に関する事務 2 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 3 水防その他の応急措置 4 県地域内の災害に関する情報収集、伝達及び被害調査 5 被害者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策 7 市町が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 8 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力 9 その他県の所掌事務についての防災対策

4 市

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
大 村 市	53-4111	1 市防災会議に関する事務 2 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 3 消防、水防その他の応急措置 4 市地域内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 5 被害者に関する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策 7 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 8 災害対策に関する隣接市町村間の相互応援協力等 9 その他市の所掌事務についての防災対策

5 指定公共機関

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
日 本 銀 行 (長 崎 支 店)	(095) 820-6111	災害時における金融機関の災害応急対策
日 本 赤 十 字 社 (長 崎 県 支 部)	(095) 846-0680	1 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 2 災害における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 3 救援物資及び義援金募集業務

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
日 本 放 送 協 会 (長 崎 放 送 局)	(095) 821-1115	気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
(独法)国立病院機構 長崎医療センター	52-3121	1 災害拠点病院としての役割を鑑み、災害時の初動対応から復旧・復興期にわたり、地域社会の「芯柱」となったの復興への貢献を果たす 2 他の医療機関等との協力体制に基づき、状況に応じた最善の方法を柔軟に選択し、一人でも多くの人命を救助する
ヤマト運輸 長崎主管支店	49-5536	災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送
西日本高速道路(株) 九州支社 長崎高速道路事務所	(0957) 26-0011	有料道路及び施設の保全防災対策
九州旅客鉄道(株) (長崎支社)	(095) 822-0109	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
西日本電信電話(株) (長崎支店)	(095) 893-8059	災害時における通信の確保
郵便事業株式会社 長崎支社 (大村郵便局)	52-2800	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における郵便事務に係る災害事務取扱及び援護対策
日本通運株式会社 (長崎支店)	(095) 846-2110	災害時の貨物自動車による救援物資等の輸送の確保
九州電力株式会社 (大村配電事業所)	(0120) 986-403	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給確保 3 被災施設の応急対策と災害復旧
(一社)長崎県建設業協会 大村支部	53-2196	建設及び災害復旧活動の協力
(公社)長崎県 トラック協会大村支部	52-2917	1 災害時における救援物資等の輸送の確保 2 災害時の応急輸送

6 指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
九州ガス株式会社 大村支店	53-3320	1 災害時のガス供給 2 被災施設の調査と災害復旧
報道機関		災害状況及び災害対策に関する報道

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
長 崎 県 医 師 会 大 村 市 医 師 会	54-0151	災害時における被災者の救助活動
長 崎 県 歯 科 医 師 会 大 村 東 彼 歯 科 医 師 会	54-1006	災害時における被災者の救助活動
長 崎 県 看 護 協 会 県 央 支 部	(0957) 49-8050	災害時における被災者の救助活動
長 崎 県 L P ガ ス 協 会 大 村 支 部	55-8455	災害時における L P ガスの供給

7 公的団体等

機 関 名	電話番号	所 掌 事 務
市アマチュア無線クラブ	54-0722	緊急通信の協力
長 崎 県 央 農 業 協 同 組 合	53-6161	1 被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策指導 3 被災農家に対する融資の斡旋 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 5 農作物の需給調整
大 村 商 工 会 議 所	53-4222	1 商工業被害調査、融資又はその斡旋の協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救援物資、復旧資材の確保、斡旋協力
病 院 等 経 営 者		1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 被災時の収容者の収容保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社 会 福 祉 施 設 経 営 者		1 避難施設の整備と訓練 2 被災時の収容者の収容保護
金 融 機 関		被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
大 村 市 町 内 会 長 会 連 合 会 会 婦 人 会 会	53-4111 (内線185) 54-3161 (市コミセン内)	1 避難者の誘導及び避難所内の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し及び救援物資の配分等の協力に関すること。 3 その他被災状況調査等の協力に関すること。
F M お お む ら	52-5252	災害状況及び災害対策に関する報道
おおむらケーブルテレビ 株 式 会 社	54-3811	
大 村 東 彼 薬 剤 師 会	48-7722	災害時における薬剤師の派遣

第3章 大村市の概況

第1節 自然条件

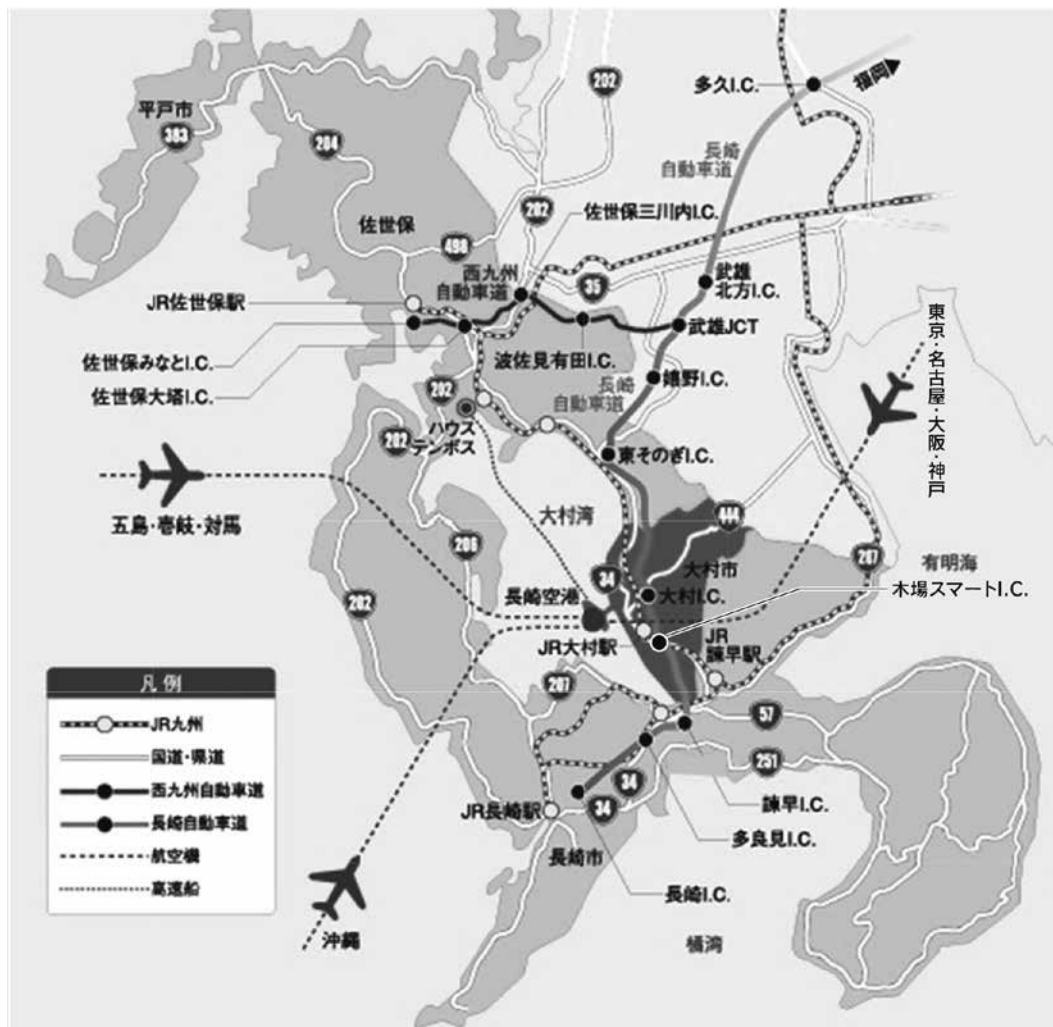
1 位置

本市は、長崎県のほぼ中央に位置し、長崎・佐世保両市のほぼ中間にあり、東は多良山系により佐賀県と諫早市に接し、西は大村湾、南は諫早市、北は東彼杵町に接している。

緯度・経度（大村市役所）

北 緯 32度54分00秒

東 経 129度57分30秒



2 面積

市域は、東西14.1km、南北16.6kmで、その面積は、126.73km²（県土の約3.07%）である。

3 地 形

地形は、西から東に向かって「海」→「扇状平野」→「丘陵地」→「山岳地」となっている。

「海」は、箱庭に形容され「琴の海」ともいわれる大村湾で、閉鎖性内湾であることから波が穏やかである。

「扇状平野」は、郡川及び大上戸川の扇状地で形成され、平坦地の少ない長崎県下においては諫早平野に次いで広い平野である。

「丘陵地」は火山活動により形成されたものである。

「山岳地」は、標高1,076mの経ヶ岳を筆頭に1,000mを超える五家原岳、郡岳などの多良山系がある。

4 地 質

東部の多良岳火山の山麓は、大村湾に向かい緩やかに傾斜し、末端部には主として郡川が作った大村扇状地が発達する。この扇状地堆積物は、80m内外の厚さをもつ。

南部には、古第三系の諫早層群を被覆する玄武岩の溶岩台地が発達し、日岳（258m）がその最高峰をなす。

5 気象・気候

(1) 気 象

海洋性の気象地帯に属し温暖であり、全般に西海型気候の特徴を示すが、冬期は日本海型気候の特徴が顕著になる。

(2) 気 温

最高気温、最低気温の平均は、それぞれ21.6℃及び13.5℃で、年間平均気温は、17℃前後である。

(3) 降雨量

降雨量の年間平年値は1811mmであり、月雨量は6月と7月が多く、平年値は300mmを超えている。

(4) 風

年間を通じて南東の風が吹くことが多く、風速は平均4m/s前後であり、風速が10m/s以上の風は年間約80日程度で、冬場が多い。

第2節 社会条件

1 人口及び人口動態

本市の人口は、令和2年の国勢調査によると95,397人であり、県土面積に占める割合の3.1%に対し、県人口の7.3%が居住している。

最近5年の人口の推移は、県としては減少傾向にある中、市は、増加している。

人口動態については、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

2 土地利用状況

- (1) 本市においては、平成11年12月に国土利用計画法に基づく国土利用計画（大村市計画）を改定し、市土の利用に関する基本としては、次の4地域を定め土地利用の混乱と乱開発を防ぎ、地域の環境保全と有効利用を図るよう努めている。

- ① 都市地域 都市計画区域・用途地域
- ② 農業地域 農業振興地域・農用地区域
- ③ 森林地域 国有林・地域森林計画対象民有林・保安林
- ④ 自然公園地域 自然公園区域

- (2) 都市計画区域

本市の都市計画区域は、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を概ね丘陵地帯を南北に縦走するラインから西側の平坦地にかけて面積5,997haを指定している。

- (3) 用途地域

用途地域は、地域地区の中で最も基本となる都市計画であり、住居、商業、工業その他の用途を適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに良好な都市環境を維持、改善することを目的として2,344haを定めている。

用途地域の現況については、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

- (4) その他地域地区計画

都市計画区域の地域地区計画として、風致地区等の指定地区がある。

地域地区指定状況については、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

- (5) 農業振興地域

市街地として計画的に整備利用する都市計画の用途地域、自衛隊演習危険区域、規模の大きな森林区域を除く地域を総合的に農業の振興を図るべき地域として、昭和47年3月に農業振興地域整備計画を策定し、昭和57年度、平成7、13、21、27年度及び令和2年度に計画の見直しを行い、現在、農業振興地域4,427haが指定され、そのうち1,148haを農用地区域として設定している。

3 交通

- (1) 航空路

長崎空港は、長崎県の空の玄関口として、東京、大阪、名古屋、神戸の国内主要都市をはじめ上海・香港間の国際航路や五島・壱岐・対馬など離島との航路が就航している広域高速交通体系の要となっている。

(2) 道 路

ア 一般道

市内道路網の重要幹線は、市を南北に縦断する国道 3 4 号があり、これに接続あるいは並行して、佐賀県鹿島市に通じる国道 4 4 4 号、県道長崎空港線、杭出津松原線、大村外環状線、広域農道等がある。なお国道 3 4 号においては、慢性的な交通渋滞の解消や緩和を図るため、国土交通省により拡幅事業が進められている。

イ 高速道

長崎自動車道大村インターチェンジ及び木場スマートインターチェンジがあり、県内はもとより九州各地との交通アクセスも便利である。また、空港と併せて高速交通拠点としての価値も高い。

(3) 鉄 道

J R 大村線があり、早岐駅で佐世保線と、諫早駅で長崎本線、島原鉄道にそれぞれ連絡している。市内の駅は、大村駅、新大村駅、竹松駅、大村車両基地駅、諏訪駅、岩松駅及び松原駅の 7 か所がある。

また、西九州新幹線が令和 4 年 9 月 2 3 日に開業し、市内の駅として新大村駅が 1 か所ある。

第4章 計画の前提

第1節 総説

この計画策定にあたっては、市の気象・地勢等地域の特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる事象が、今後、市の地域に発生することを想定する。

- 1 台風等暴風雨の影響を毎年受ける。
- 2 記録的な豪雨災害が発生する。
- 3 地すべり、山崩れ等土砂災害は多発化傾向をたどる。
- 4 地震、津波等による災害は発生する。
- 5 交通機関等の大事故による死傷者が発生する

第2節 風水害の想定

1 水害の想定

主要河川は、多良岳を水源とする郡川をはじめ、大上戸川、内田川、鈴田川などがあり、過去の水害を教訓に護岸工事等も行われている状況にあるが、水源から河口までが短距離であり、大雨や長雨等の現象によって河川が増水し、家屋の倒壊、流出や浸水、道路や耕地の冠水、内水氾濫、交通の障害等のほか、がけ崩れ、土石流、地滑り等の土砂災害被害が想定される。

2 台風被害の想定

年間発生する台風で、九州北部地方に上陸又は接近する台風は7月から9月にかけてが多く、台風による暴風や大雨により家屋の倒壊や浸水、土砂災害、河川が増水や氾濫の被害が想定される。また、この時期は海面の平均潮位が一年のうちで最も高くなることから、吸い上げや吹き寄せ効果の影響により高潮による浸水の被害が想定される。

台風の発生状況等については、「資料編Ⅳ災害統計資料等」の項による。

第3節 地震・津波被害の想定

1 長崎県の地震想定

- (1) 長崎県地震等防災アセスメント調査委員会では、本県において発生が予測される地震時の地震動、液状化、斜面崩落、津波などによる物的・人的被害等が検討され、平成18年3月「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」として報告された。

この報告書では、本市において、最大で、M7.1（震度6弱～震度6強）規模の地震が発生し、人的・物的被害及び液状化等の被害が想定されている。

- (2) 地震震度

長崎県地震発生想定検討委員会及び長崎県地震等防災アセスメント調査委員会が合同で県内の震度予測について検討した結果、県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動した地震である。この場合、諫早・大村地区で震度5強～震度6強が予測されている。

また、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、県内全域でのM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、本市においても震度6弱～6強が予測される。

- (3) 長崎県の過去の地震被害の実態

県内の主な地震被害の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺である。その他、長崎県周辺で発生した規模の大きな浅い地震によって被害を受けたことがあるほか、四国沖から紀伊半島沖を震源域とする巨大地震でも被害が生じている。

過去の地震被害の状況及び大村市における地震発生状況については、「資料編Ⅳ 災害統計資料等」の項による。

2 大村市周辺の活断層

平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により、陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されている。

同調査では、陸域及び海底において確認される雲仙活断層を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯及び雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分しており、海底においては、橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認している。

なお、本市には、活断層と推定されるものが大村から諫早北西付近に存在する（大村諫早北西付近断層帯）と指摘されている。

○活断層の位置

- ・雲仙地域(橘湾・島原湾を含む)「雲仙活断層群に関する調査成果報告書」(長崎県、2005)による
- ・それ以外の長崎県内「新編 日本の活断層」(1991)による確実度Ⅱの断層
- ・長崎県外(菅固断層系・布田川-日奈久断層帯)「新編 日本の活断層」(1991)による
- 長崎県の構造地図「日本の地震活動」(総理府、1999)に2005年福岡県西方沖地震、芦北地震を加筆

平成18年3月31日現在の境界
行政界 国境

(2) 各市町村別の震度の範囲（県内の活断層による地震）

想定地震	雲仙地溝北縁 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と西部断層帯連動	島原冲断層群	橘湾西部 断層帯	大村―諫早 北西付近 断層帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
大村市	震度5弱－6弱	震度5強－6強	震度4－5弱	震度4－5強	震度6弱－6強
長崎市	震度4－6弱	震度4－6強	震度3－5弱	震度4－6強	震度4－6強
佐世保市	震度3－5弱	震度4－5強	震度3－4	震度3－5弱	震度4－5強
島原市	震度6弱－6強	震度6弱－6強	震度5弱－6弱	震度4－5弱	震度5弱－5強
諫早市	震度5強－6強	震度5強－6強	震度4－5弱	震度4－6弱	震度5強－6強
平戸市	震度3－4	震度3－4	震度3	震度3－4	震度3－4
松浦市	震度3－4	震度4	震度3－4	震度3－4	震度4－5弱
対馬市	震度3	震度3	震度3	震度3	震度3
壱岐市	震度3－4	震度3－4	震度3	震度3	震度3－4
五島市	震度3－4	震度3－4	震度3	震度3－4	震度3－4
西海市	震度4－5弱	震度4－5強	震度3－4	震度3－5弱	震度4－5強
雲仙市	震度6弱－6強	震度5強－6強	震度4－5強	震度4－5強	震度5弱－6強
南島原市	震度5強－6弱	震度6弱－6強	震度4－5強	震度4－5強	震度4－5弱
長与町	震度5強	震度5強－6弱	震度4	震度5弱－5強	震度5強－6弱
時津町	震度4－5強	震度5弱－6弱	震度3－4	震度4－5強	震度5弱－6弱
東彼杵町	震度4－5強	震度4－5強	震度3－4	震度4－5弱	震度5強－6強
川棚町	震度4－5弱	震度4－5弱	震度3－4	震度4	震度5弱－6弱
波佐見町	震度4－5弱	震度4－5強	震度3－4	震度4	震度5弱－5強
小値賀町	震度3－4	震度4	震度3	震度3－4	震度3－4
江迎町	震度4	震度4	震度3	震度4	震度4－5弱
鹿町町	震度3－4	震度4	震度3	震度3－4	震度4－5弱
佐々町	震度4	震度4	震度3	震度3－4	震度4
新上五島町	震度3－4	震度4	震度3	震度3－4	震度3－4

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所で一部震度7となることが予測される。

(3) 大村市周辺の活断層を震源とする地震による大村市の被害予測

(県防災アセスメント調査報告書 (H18 年 3 月) による。)

震 源 区 分				大村一諫早北西 付 近 断 層 帯 (M7.1)	市 中 心 部 直 下 (M6.9)	雲 仙 地 溝 南 縁 連 動 (M7.7)	雲 仙 地 溝 北 縁 (M7.3)
大村市における震度				震度6弱—6強	震度6弱—6強	震度5強—6強	震度5弱—6弱
人 的 被 害	死 者			156人	135人	4人	3人
	負 傷 者			1,124人	1,137人	774人	484人
	重 傷 者			103人	110人	115人	69人
建 物 被 害	倒 壊	大 破	木 造	3,143棟	3,016棟	139棟	104棟
			非木造	566棟	559棟	23棟	17棟
		中 破	木 造	5,440棟	5,380棟	547棟	334棟
			非木造	1,125棟	1,111棟	59棟	43棟
	液 状 化	大 破	木 造	112棟	—	—	—
			非木造	35棟	—	—	—
		中 破	木 造	362棟	—	—	—
			非木造	118棟	—	—	—
	火 災	夏 朝 5 時	736棟	—	10棟	10棟	
		冬 夕 6 時	955棟	—	25棟	20棟	
上 水 道 施 設 被 害				286か所	—	57か所	33か所
下 水 道 管 渠 被 害				12.4km	—	4.1km	2.3km
電 柱 被 害				92本	—	25本	4本
電 話 柱 被 害				67本	—	15本	3本
備 考				人的被害は、建物倒壊によるもので、地震による火災での被害は含んでいない。			

3 大村市における津波の想定・被害予測

平成23年3月11日の東日本大震災を受け、長崎県では南海トラフ地震（東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動）の津波被害等の予測が次の表のとおり示された。

(1) 最大津波高及び津波の到達時間一覧

ア 初期潮位＝既往最大潮位

沿岸 海域名	港 名	堤 防 等 施 設	初期潮位	地 盤 の 隆 起・沈 降 量 ※1	津波の到達 時間※2	最大津波 到達時間	最大水位	最大津波 波高※3
			T.P(m)	(m)	(分)	(分)	T.P (m)	(m)
大村湾 沿 岸	大村港	機能する	1. 0 6	－0. 0 1	—	5 6 6	1・1 1	0. 0 6
		機能しない	1. 0 6	－0. 0 1	—	5 4 3	1. 1 2	0. 0 7

イ 初期潮位＝朔望平均満潮位

沿岸 海域名	港 名	堤 防 等 施 設	初期潮位	地盤の隆起・ 沈降量 ※1	津波の到達 時間※2	最大津波 到達時間	最大水位	最大津波 波高※3
			T.P(m)	(m)	(分)	(分)	T.P (m)	(m)
大村湾 沿 岸	大村港	機能する	0. 7 6	－0. 0 1	—	5 5 9	0. 8 1	0. 0 6
		機能しない	0. 7 6	－0. 0 1	—	5 4 1	0. 8 1	0. 0 6

※1 「＋」が隆起、「－」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0. 2 m以上となった時間

※3 「最大津波高(m)」＝「最大水位 (T.P(m))」－「初期潮位 (T.P(m))」
－「地盤の隆起・沈降量(m)」

※既往最大潮位＝過去に起きた最大潮位

※朔望平均満潮位＝朔（新月）及び望月（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高潮位の平均値

(2) 大村市の地震津波による被害予測・想定

ア 初期潮位＝既往最大潮位

	木 造 建 設 (棟)				非木造建設 (棟)		浸水 建物 合計 (棟)	死亡者数 (人)				堤防等施設による 浸水被害 軽減効果 (%)
	床下浸水 H<0.5M	床上浸水 (軽微)	床上浸水 (半壊)	床上浸水 (全壊)	床下浸水 H<0.5M	床上浸水 (軽微)						
		0.5M≤H ≤1.0M	1.0M≤H ≤2.0M	2.0M≤H		0.5M≤H						
		避 難 意 識 通 常	避 難 意 識 低 い	避 難 意 識 通 常		避 難 意 識 低 い						
堤防施設が機能 する場合の被害 想定	30	20	10	0	20	20	100	0	0	(10)	(20)	20%
堤防施設が機能 しない場合の被害 想定	30	40	10	0	20	20	120	0	0	(10)	(20)	—

イ 初期潮位＝朔望平均満潮位

	木 造 建 設 (棟)				非木造建設 (棟)		浸水 建物 合計 (棟)	死亡者数 (人)				堤防等施 設による 浸水被害 軽減効果 (%)
	床下浸水 H<0.5M	床上浸水 (軽微)	床上浸水 (半壊)	床上浸水 (全壊)	床下浸水 H<0.5M	床上浸水 (軽微)						
		0.5M≤H	1.0M≤H	2.0M≤H		0.5M≤H						
		≤1.0M	≤2.0M									
		津波到達時間に よる補正後	津波到達時間に よる補正後	避 難 意 識 通 常	避 難 意 識 低 い	避 難 意 識 通 常	避 難 意 識 低 い					
堤防施設が機能する場合の被害想定	30	10	0	0	20	10	70	0	0	(10)	(20)	25%
堤防施設が機能しない場合の被害想定	50	10	0	0	20	10	90	0	0	(10)	(20)	—

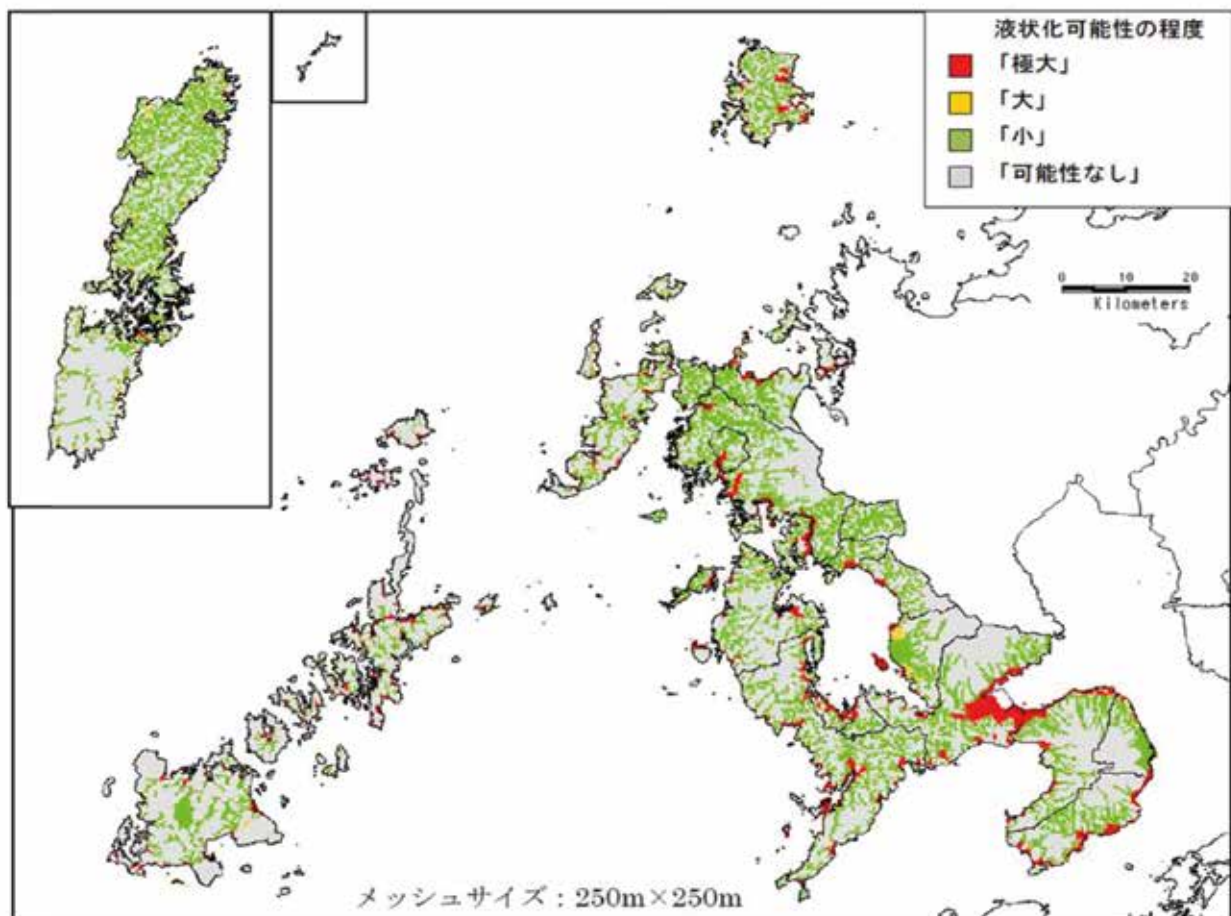
4 液状化現象

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動することにより液体状になり、上部の舗装や構造物などが揚圧力を受け破壊や沈み込みを起こす現象である。

発生する場所は砂丘地帯や三角州、港湾地域の埋め立て地などがほとんどであるが、河川跡、池跡、水田跡なども発生しやすい地質であることが分かってきている。

本市においても近年、都市化が進み、該当地域が多くなってきている状況にあり、大規模地震発生時には液状化による被害の発生も予想される。

(1) 微地形区分による液状化の可能性



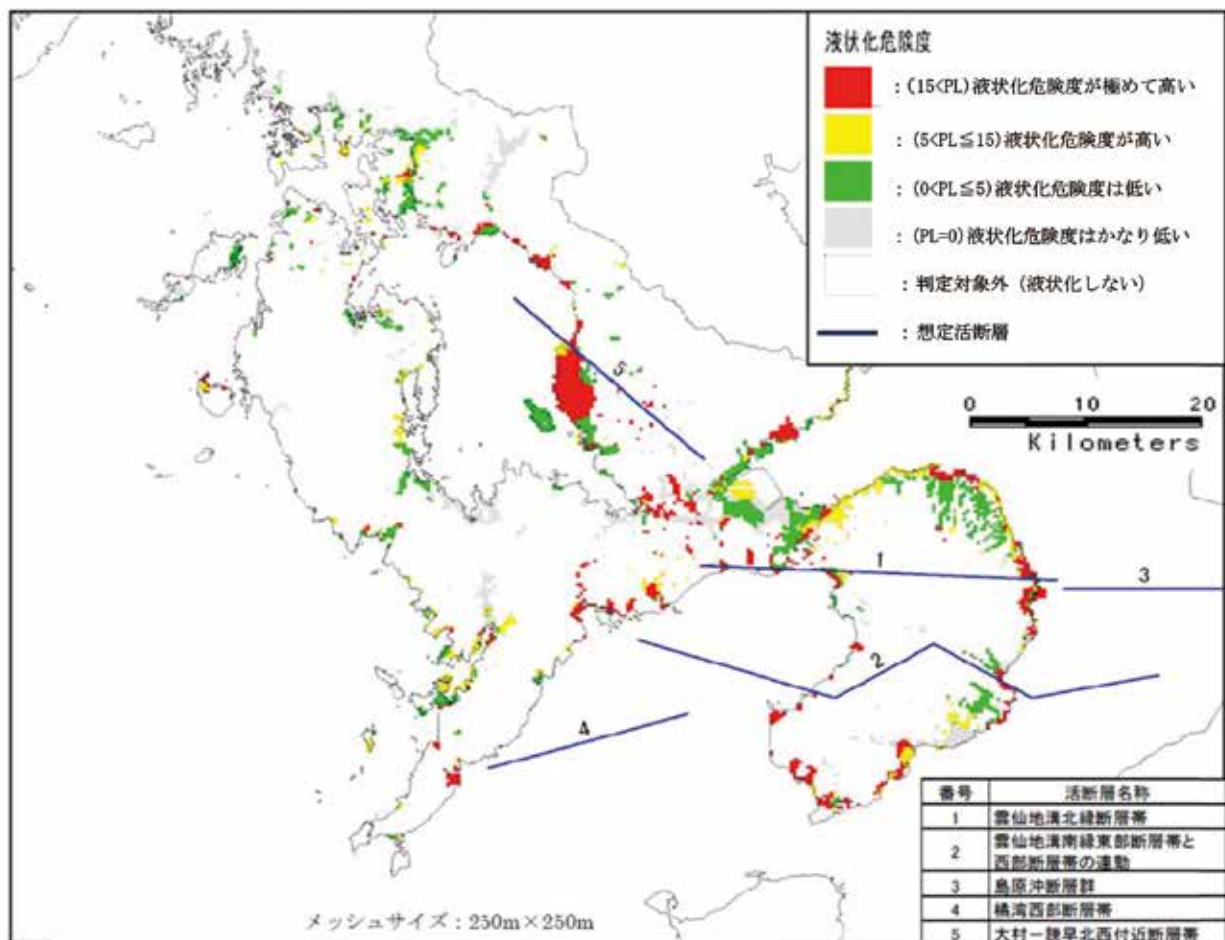
出典：長崎県地震等防災アセスメント調査平成18年3月

■本資料は「液状化地域ゾーニングマニュアル平成11年1月 国土庁防災局震災対策課」に従い、平成17年度アセスメントで作成した微地形区分図を基に、液状化の危険度を一般的に指摘される可能性程度で表した資料である。

■特定の地震動による液状化判定結果ではない。

■本資料では、液状化対策工事の有無及びその効果判定は行っていない。

(2) 5つの地震における最大となるP L値分布



出典：長崎県地震等防災アセスメント調査平成18年3月

■本資料は、250mメッシュ範囲において、図中に示す5震源の地震に対して個別に求めたP L値の最大値を抽出し、危険度として評価した資料である。

■本資料は、5震源を対象とした液状化判定結果であり、その地域の液状化に対する危険度を表した資料ではない。

5 津波浸水想定・津波災害警戒区域

- (1) 県は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成26年3月31日に「津波浸水想定」を設定した。これは、最大クラスの津波が、悪条件下で発生した場合に想定される浸水域と水深（浸水深）を表しており、総合的防災対策を構築する際の基礎となるもので、本市においては、松原地区沿岸において、最大で3mの浸水深が想定されている。

別図「津波浸水想定図」

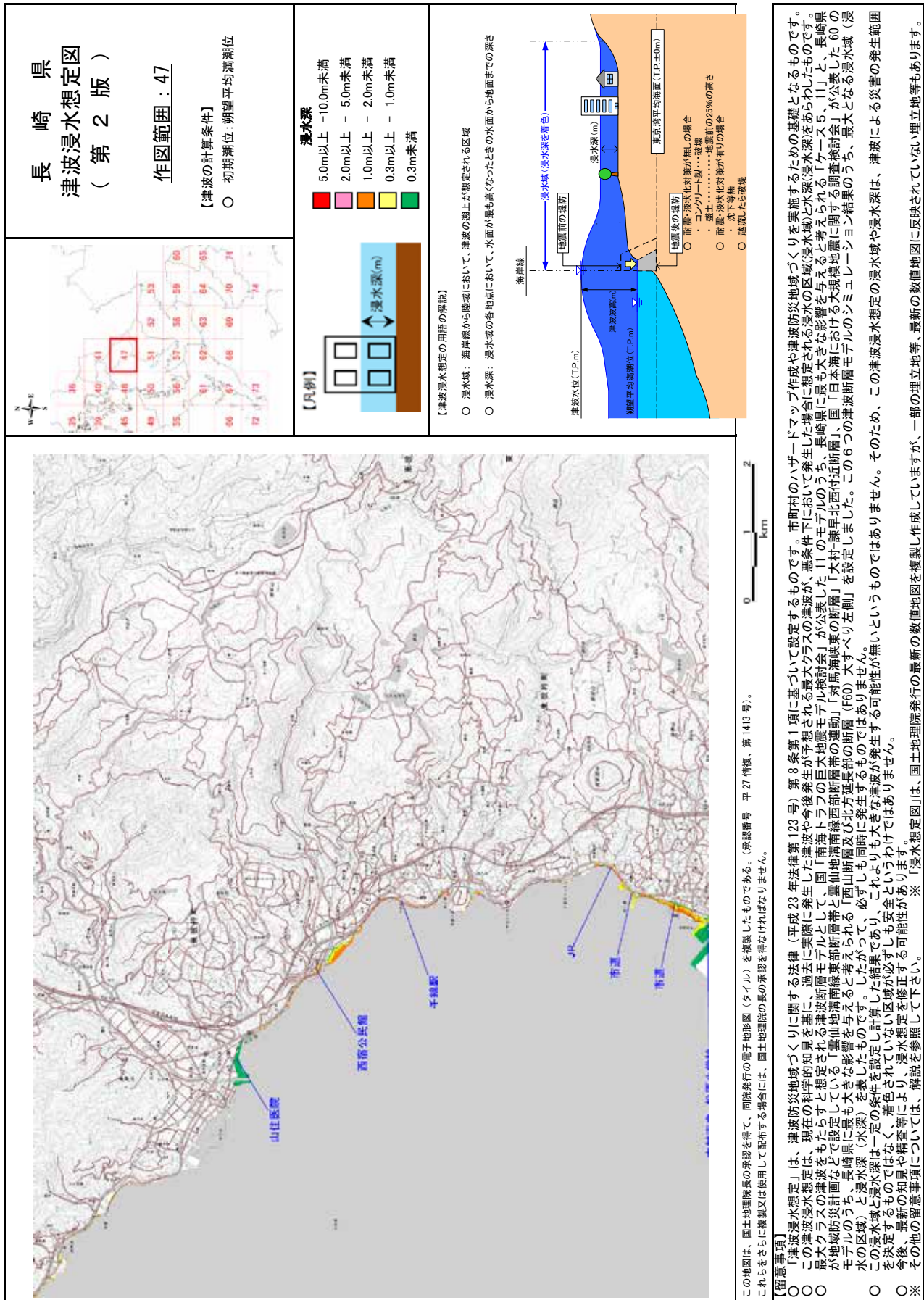
- (2) 県は、上記浸水想定区域を津波が発生した場合に警戒避難体制を整備する区域として、平成29年3月31日、「津波災害警戒区域（避難路の確保、避難訓練の実施などを行う地域）」に指定している。

（*津波災害警戒区域は、長崎県ホームページ及び大村市防災マップで閲覧できる。）

津波浸水想定図

1 松原地区の津波浸水想定

別 図



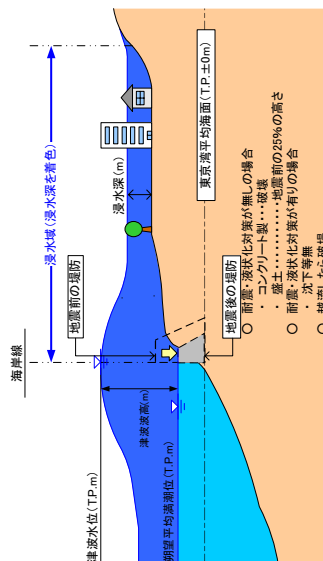
【津波の計算条件】 ○ 初期潮位：朔望平均満潮位

浸水深

	5.0m以上	-10.0m未満
	2.0m以上	- 5.0m未満
	1.0m以上	- 2.0m未満
	0.3m以上	- 1.0m未満
	0.3m未満	

【津波浸水想定用語の解説】

- 浸水域：海岸線から陸域において、津波の遡上が想定される区域
- 浸水深：浸水域の各地点において、水面が最も高くなったときの水面から地面までの深さ

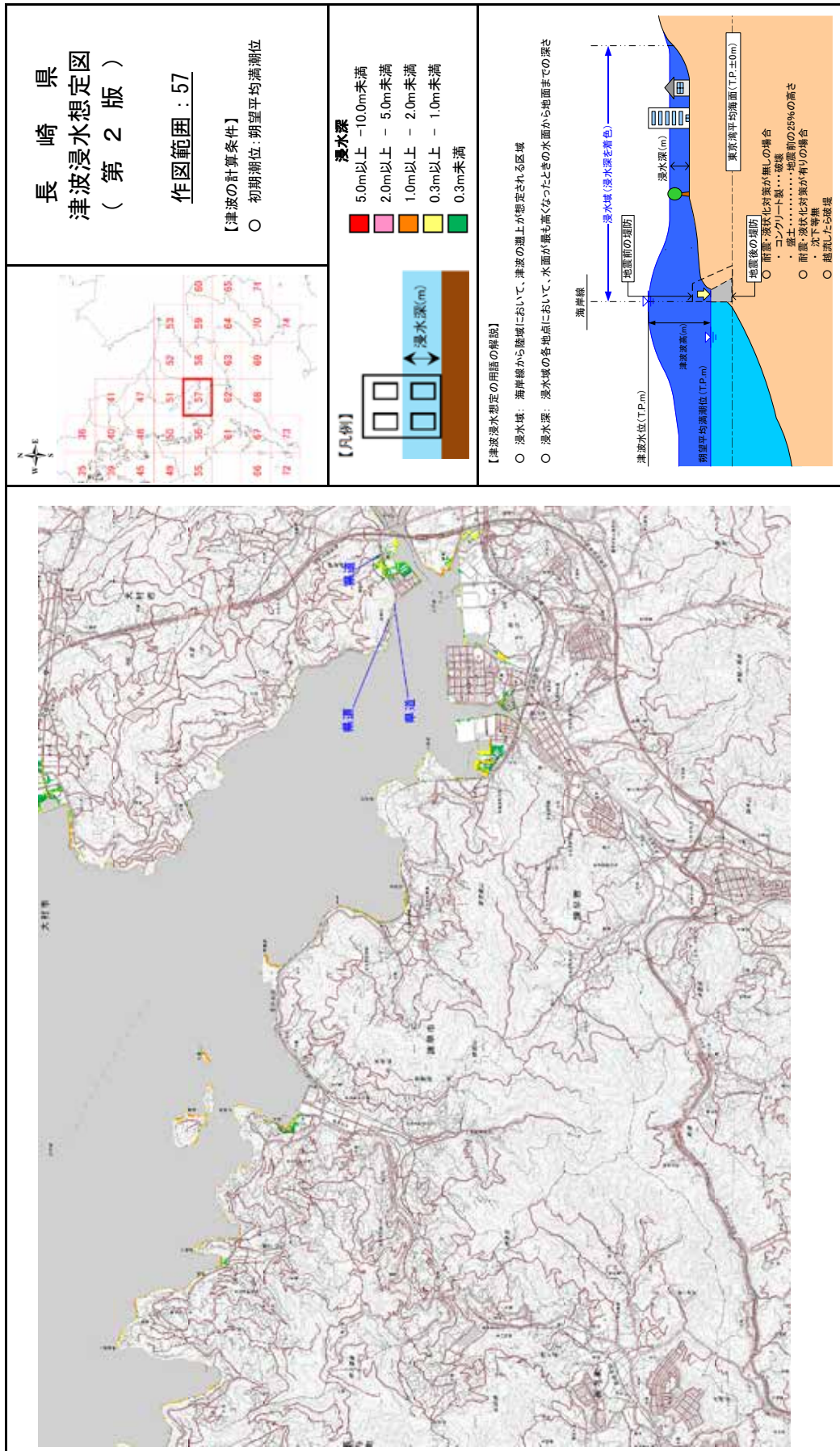


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情懷、第 1413 号）。これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。

【重要事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防犯地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防犯地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件の下において発生した場合に想定される浸水域と水深（浸水域と水深・浸水深をあらわすもの）です。
- 最大クラスの津波をもちょうと想定している津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「豊島川以西及び浦ノ瀬帯」と雲山峠以南西日本海溝の断層（F0）、大村以北西付近断層、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した 60 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えたと考えられています。
- 水の区域」と浸水域（水深）を表したものでもありますが、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりもより大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。
- を決定するのではなく、着色されている区域が必ずしも安全なわけではなくあります。
- その後、最新の知見や精査等により、浸水深想定を修正する可能性があります。
- なお、最期の留意事項については、解説を参照して下さい。
- 「津波浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製して作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

3 溝陸地区の津波浸水想定



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情標、第 1413 号）。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

【留意事項】

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件として発生した場合に想定される浸水域と水深（浸水深）をあらわしたものです。

最大クラスの津波を想定し、国土「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯の運動（対馬海峡東の断層）」「大村・諫早北西付近断層」を想定しました。この 6 つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水域）と浸水深（水深）を算出したものです。

この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、必ずしも同時に発生するものではありません。この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、必ずしも同時に発生するものではありません。

この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、必ずしも同時に発生するものではありません。この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、必ずしも同時に発生するものではありません。

※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製して作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

第 2 編

災 害 予 防 計 画 編

第 1 章 災害に強い人・組織づくり

第 2 章 災害に強いまちづくり

第 3 章 応急活動体制の整備

第 4 章 消防・救急・応急医療体制の整備

第 5 章 救援体制の整備

第1章 災害に強い人・組織づくり

第1節 防災知識の普及

市及び防災関係機関は、職員等に対し、災害予防及び災害応急対策等防災に関する知識の普及徹底を図るとともに、相互に密接な連携を保ち、単独又は協力して市民の防災意識向上のための知識の普及と啓発活動に努めるものとする。

この際、要配慮者に対する配慮、男女のニーズの違い等の男女双方の視点にたった教育、ペットの同行避難等に関する事項の教育にも留意する。

1 職員等に対する防災教育

防災業務に従事する職員等に対し、災害時における適切な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により教育を行いその徹底を図る。

この際、災害時の初動対応を重視した教育に努めるとともに、男女共同参画の視点に立った知識・役割等に関する教育に留意する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動手引き（マニュアル）等印刷物の配布

(2) 教育の内容

- ア 大村市地域防災計画及びこれに基づく各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 地震及び風水害の特性
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ その他必要な事項

2 市民に対する普及

(1) 普及の方法

- ア 学校教育、社会教育において防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施する。
- イ 社会教育においては、町内会、婦人会、PTA等の会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を活用する。
- ウ 広報「おおむら」、印刷物、映画・スライド、新聞雑誌、広報車の巡回、図画・作文の募集など広報媒体を活用する。

(2) 普及の内容

- ア 大村市地域防災計画による各機関の防災体制
- イ 地震及び風水害等に関する一般的知識
- ウ 過去の主な被害事例

エ 平素の心得

住宅の点検、屋内の整理、火災の予防、応急救護、非常用食糧の準備等

オ 危険区域・警戒区域・避難所等（防災マップの活用）

3 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施して、その資質の向上を図るとともに、出火防止、初期消火及び避難等災害時における行動力、指揮力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

(1) 方 法

ア 防火管理者に対する講習会（技能講習会を含む）

イ 事業所独自、あるいは地域単位の訓練、講習会等

ウ 防火管理者等の自主研究会、連絡会等を通じた防災知識・防火思想の普及

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等の配布

(2) 内 容

ア 地域防災計画及びこれに基づく各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制

イ 地震及び風水害の特性及び設備の主な保安管理

ウ 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

エ パニック防止のための緊急放送等の体制整備

オ 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第2節 防災訓練

災害発生前後に迅速・的確な活動を行うためには、普段からイメージしておくことが重要であり、このためには、防災訓練が適切な手段となる。従って、市及び防災関係機関が一体となり住民の協力のもと総合的な訓練を行うとともに、各地区・組織ごとの訓練を奨励し、防災活動に関する職員等の業務遂行能力の向上及び市民の防災に関する理解と防災意識の高揚を図る。

1 総合防災訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、県、他の市町、防災関係機関等との協同・連携に主眼を置いた訓練や、事業所・自主防災組織等の住民参加型の訓練を一体化して総合防災訓練として実施する。

2 災害対策本部運営訓練

災害時における災害対策本部の活動の重要性に鑑み、職員の対策本部活動に関する習熟を図るため、あらゆる機会を通じて自己の職務を認識させるとともに、軽易に訓練を実施し、職員の知識・技能の向上を図る。

3 水防訓練

水防訓練は、大村消防署、消防団により水防工法に定められた方法により実施し、防災活動に対処できるよう努める。

4 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防技術の練磨及び習熟に努める。

5 避難訓練

避難行動は、避難指示等に基づき住民自ら行うことが原則となることから、市は、各地区の自主防災組織等が主体となり、避難行動要支援者の避難行動を支援する態勢の確認や、地震、津波、土砂災害等災害の発生時又は災害の発生が予想される場合の避難経路、避難所の位置及び避難要領等が確認・認識できるような訓練を行うよう指導する。

この際、警察・消防その他の関係機関の協力が得られるよう調整する。

6 通信連絡訓練

災害時における有線通信が不通になった場合、若しくは、有線通信を利用することが著しく困難な状況となる場合を想定し、関係機関との円滑かつ確実な通信手段の確保を期するため、防災関係者等の協力を得て通信連絡訓練を実施する。

7 自主防災組織等一般住民を中心とした地域単位の防災訓練

市民の災害対応能力の向上や、自助・共助の意識の向上を図るため、繰り返し日常的に実施していくよう指導啓発する。この際、訓練の実施要領や訓練上のアドバイスについては、市として積極的に行うとともに、関係機関の協力が得られるよう調整する。

第3節 自主防災組織等の育成

各種災害から、市民の生命、身体及び財産を守るためには、市などの行政機関をはじめとした防災機関の防災対策のみでなく、市民一人一人が「自分の身は自分で守る」ということを意識して行動することが原点であり、災害時において沈着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協働の精神を発揮して、市民の自主的な防災組織又は施設・事業所の防災組織と連携して、行政等と一体となった防災活動を行うことが必要である。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種広報・啓発活動を積極的に実施して、防災組織の結成・育成を促進する。

1 自主防災組織の育成

災害が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れ、阻害されることも予想されることから、「自助・共助」の観点に立った住民自らの情報の受理、伝達、出火防止、初期消火、避難、誘導、救護等自主的な防災活動が重要である。

このため、地域あるいは施設ごとに地域住民及び施設関係者により、その実情にあった自主的な防災組織を設け、日頃から災害の発生を予想した訓練を積み重ね、地域にあった自主防災組織を育成・強化する。

この際、女性の参画（女性防火クラブ等）の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の概要

ア 組織

町内会、地域等の組織を活用し、防災担当役員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

イ 編成

本部組織として必要に応じて総括班、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等の編成とする。

ウ 活動内容

災害時の行動（地域の警戒、被害状況の把握、伝達、出火防止及び初期消火、救出・救護、避難指示等の伝達及び避難時の誘導、給水等）を的確に行うため、常日頃から防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検把握、地区防災計画の作成等を行う。

なお、一般的な自主防災の組織活動内容等については、基準等を定めて指導する。

(2) 組織化の推進

自主防災組織の組織化目標は100%とし、町内会、職域等の代表者に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分な意見交換を行い、地域の実情に応じた組織の結成・育成を指導する。

組織率等の現況は、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

2 地域防災リーダーの育成

平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、災害発生時には災害応急対策等に自主防災組織のリーダーとして活動できる人材の育成を進める。

- (1) 町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により防災に精通した人材を育成する。
- (2) 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討する。
- (3) 地域防災リーダーが、地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動ができるよう支援する。

3 事業所及び施設等の自衛消防組織

学校、病院、量販店など多数の人が出入りする事業所及び施設等については、防火管理者を主体とした自衛消防組織の育成指導を図るものとする。

4 危険物施設等及び高圧ガス関係の自衛消防組織

危険物施設等の防災組織の充実を図る。また、高圧ガスは爆発性、可燃性、毒性、支燃性等の特殊性があり、災害時には、一般住民の援助は期待できず、消防機関の活動も自ずと限界がある。

従って、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な自衛消防隊を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要であるので、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関して、指導・助言を与え、その育成強化を図る。

5 住民及び事業者による地区内防災活動の推進

各地区における自主防災組織等と事業者による当該地区の防災能力を向上するため、当該地区における自発的な防災活動に関する地区防災計画を作成して、市防災会議に提案することを奨励する。

第4節 施設・学校等における防災体制づくり

1 市立施設・文化財の防災体制

施設の特性・事情に応じ、次のことを基本的事項とする防災計画を作成し、実践的な防災体制の確立を図る。

(1) 施設利用者の安全確保

火災、地震等の災害時の「施設利用者の安全」を第一に考える。

(2) 災害対策体制の確立

非常時における施設利用者の行動を予測して、職員の数、施設の整備状況等を勘案した自衛防災組織体制の確立及び実践的な訓練の定期的実施を推進する。

また、防災体制の周知徹底を図るための標識、案内板等の設置場所についても、施設利用者の動線を考慮して実的なものとなるよう努める。

(3) 防災点検の実施

事務用具、備品類の固定、引火性物質の安全管理、施設建物及び壁・堀等の耐震、耐火性の点検を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

2 学校等の防災体制

(1) 学 校

ア 市立学校の校長は、学校等の立地条件などを考慮し、災害時に危険と思われる箇所を整備し、常設消火器、階段、出入口及び非常口等について、各学校の保健安全計画における点検整備と併せて定期的に点検するとともに、適正な状態に整備しておくものとする。

イ 市立学校の教職員は、次のとおり、校長の指揮統制のもと応急体制に備えるものとする。

(ア) 計画的に避難訓練を行うとともに、災害時の対応、児童生徒への指導を随時検討する。

(イ) 市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立しておく。

(ウ) 勤務時間外においては、校長はあらかじめ定めた方法により、所属職員の所在の確認及び非常招集ができるように、事前に職員へ周知しておく。

(2) 保育所・こども園

ア 市立保育所長、市立こども園長は、施設の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急保育の実施方法等についての確な計画を立てておくものとする。

イ 市立保育所長、市立こども園長は、災害の発生に備えて、次のような処置を講じておくものとする。

(ア) 計画的に園児の避難訓練を行い、災害時の対応要領を確立するとともに、事前指導及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討して、その周知を図っておく。

(イ) 警察署、消防署（団）等との連絡網を確立しておく。

(ウ) 保育時間内に災害、特に地震が発生した場合、保護者の引取りが困難な状況も予想されることから、残留園児の保護についても対策を講じておく。

(エ) 勤務時間外においては、市立保育所長、市立こども園長は、所属職員の所在を確認及び非常招集の方法を定め、事前に職員に周知しておく。

3 要配慮者利用施設における避難体制づくり

(1) 避難確保計画の作成及び市への報告

土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設（「社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所、医療施設等」をいう。以下同じ。）の管理者等は、防災マップを参考に施設利用者の迅速な避難の確保を図るために必要な訓練及びその他の措置に関する計画を作成し、市に報告するよう指導する。

なお、計画の作成に当たっては、市は適切な支援を行う。

(2) 計画に基づく避難訓練の実施及び市への報告

要配慮者利用施設の管理者等は、計画に基づき定期的に訓練を実施し、市に報告するよう指導する。

訓練の実施に当たっては、市及び関係機関は積極的に支援を行うものとする。

＊要配慮者利用施設（施設名・所在地）については第2編、第2章、第13節 土地災害対策4及び同14節 河川の浸水対策2（3）の表による。

第5節 防災のための調査研究

災害時の被害を軽減し、市民の人命・身体・財産を保護するため、近年の災害の教訓や研究データを収集・整理し、その情報の共有化及び市民への情報提供を行うとともに、必要な防災対策に反映する。

1 防災関連資料の収集等

国・県及び防災関連研究機関等が実施する防災アセスメント等調査・研究成果を収集し、市の特性に応じて分類・整理する。

必要な場合は、市として関係機関等と共同して市域の現地調査・研究を行う。

2 災害記録等の整理及び蓄積

過去に起きた災害の状況・教訓等を整理するとともに、市域における各種異常気象・がけ崩れ、台風等の被害に関する情報を蓄積し、防災対策の資料として活用する。

3 近隣自治体・防災関係機関との情報共有・連携

近隣自治体・防災関係機関の防災対策等防災・減災に関する取り組み事項の情報交換に努め、必要に応じて対策活動の連携を図る。

2章 災害に強いまちづくり

第1節 市街地等の整備

1 市街地の整備

本市の既成市街地は、古くからの町並みであり、道路は一部拡幅が行われ、また、小規模な公園などはあるものの、自然災害や都市災害等を未然防止するための避難場所・避難路などの災害防止施設として利用するためには、施設整備を着実に行う必要がある。

そこで市街地では、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、市街地再開発事業等を導入し災害に強いまちづくりを推進する。

また、その他の地域においては、土地区画整理事業等を導入し、公共施設の整備改善及び宅地利用の推進を図り災害に強い都市基盤の整備を推進する。

2 オープンスペースの確保

オープンスペースは、公園、緑地等のほか、耐火建築物で囲まれた空地などが考えられるが、このうち都市公園等大きな公園は、災害に応じた指定緊急避難場所として、また、小規模なものについては、集合場所や地域防災活動の拠点として利用するなど避難者の安全確保や火災の延焼防止等防災上果たす役割は大きい。

このため、市内にある主要既設公園等について、オープンスペースあるいは防災空地としての整備を行っていく。

第2節 公共施設等の耐震・耐火構造化の推進

災害時における公共施設等の被害は、社会、経済活動及び市民生活等への影響が非常に大きく、これら施設の破壊は、経済的な損失であるばかりでなく、災害時における避難、救護、復旧対策の大きな障害となる。このことから、災害時の個々の建築物の安全性を高めるため、建築物の耐震・耐火構造化を図り災害に強いまちづくりを推進する。

1 市有施設の整備

昭和56年新耐震基準施行後の建設施設については耐震、耐火性能を有する構造になっており災害に強い構造といえるが、改正前の施設については、老朽化等しているため、公共施設の効率的な維持管理・更新と投資の平準化を図るアセットマネジメントを導入し、計画的な改修工事を行うとともに、耐震、耐火性能の強化を図る。

2 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するため、病院施設の耐震・耐火構造化等を図るよう指導する。

3 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を各種災害から守るため、耐震診断の結果により改築、補強等の整備を促進するよう指導する。

4 文化財の整備

文化財保管設備の設置、耐火耐震化された文化財収蔵庫・保管庫等の設置及び警報設備その他の防護設備の整備を促進する。

第3節 危険物貯蔵施設等の整備

危険物施設（消火活動に重大な支障を生ずる物質を保管する施設を含む）、高圧ガス保管施設、毒物劇物保管施設に対して、消防法等に基づく立入検査を実施し、保管施設等の不備欠陥事項を改善させるとともに訓練の実施を指導し、自主保安体制の強化と施設自体の耐震性能の向上を図る等により安全性を高め、災害による火災及び漏洩の未然防止を図る。

1 危険物施設

- (1) 法令に基づく立入検査を実施し、製造所、貯蔵所及び取扱所について、貯蔵又は取扱上の基準位置、構造及び設備の基準に適合した維持管理を指導し、災害予防に努める。

特に管理面においては、危険物取扱者等による自主災害予防体制の確立を図り、対象事業所の従業員に対する保安教育及び施設の自主点検を強く推進する。

- (2) 地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策としては、地盤面下に直接埋没された既設の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高いもの」等として区分し、当該区分に応じて、内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じるよう指導する。

2 高圧ガス保管施設

防災上の必要に応じて高圧ガス保管施設を有する事業所に対して立入検査を実施し、適正な保管体制と防災設備の保守管理等について指導するとともに防火管理者等による自主的保安・応急措置体制の充実強化を推進する。

3 危険物等の移送又は運搬時の指導

危険物等の移送車両又は運搬車両を保有する事業所に対して、災害時の移送車両又は運搬車両の安全を確保する責務を認識させるとともに自主防災体制の強化について指導する。

移動タンク貯蔵所（タンクローリー）については、随時常置場所への立入調査を行い、位置、構造、設備等についてチェックし、法令基準に適合するよう指導を強化する。

貯蔵施設等の現況については、「資料編Ⅲ大村市の現況」の項による。

第4節 ライフライン関連施設等の機能維持

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道（工業用水道含む）、電気、ガス、電話等の関連施設や廃棄物処理施設について、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備及び耐震化等による代替性の確保を進めるものとする。

1 上下水道施設

- (1) 災害時において、水道施設及び水道管の被害が予想されるため、耐震化による施設の強靱化を図り、断水の影響を最小限にとどめる。

また、災害時の停電に備えるため、重要施設については自家用発電機設備などの代替電力を確保する。

- (2) 急速な市街地化の進展に伴い、緑地・空き地等が減少し、道路・宅地が増加してきているため、雨水の浸透が少なく短時間に大量の雨水が流出するようになっていることから、雨水処理施設の整備を推進する。

2 電気施設（九州電力送配電・九州電力）

- (1) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

- (2) 電力設備の災害予防措置に関する事項

電気設備技術基準と防災業務計画により地理的条件等を考慮し、設計、建設及び保守の面にわたり、風害・塩害・雪害・雷害・地震対策等を講じる。

- (3) 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

- (4) 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するために、テレビ、ラジオ等による広報活動を実施する。

3 電気通信施設

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次の事項を基本方針とした取組を行う。

- (1) 平素から設備の耐震・耐火・耐水・耐風構造化を行い、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災が重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保する。
- (4) 災害を受けた電気通信設備等を早期に復旧する。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通において、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

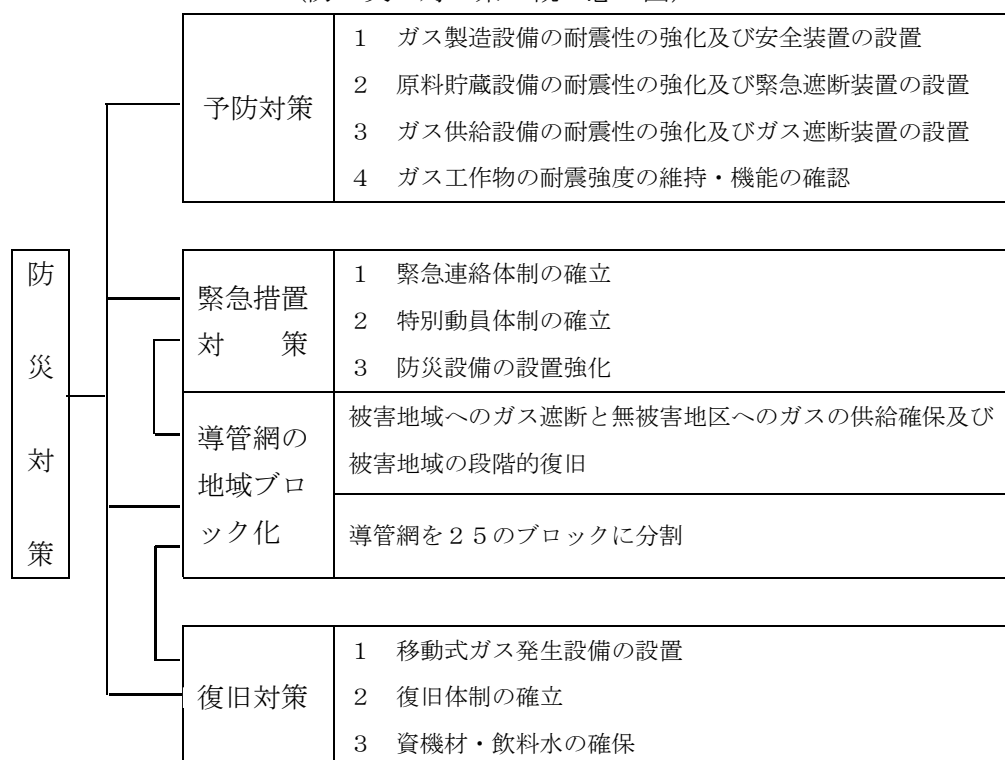
4 ガス施設（九州ガス）

(1) 目 標

都市ガス施設の災害予防対策として、ガス事業法と保安規程による諸施策を実施するとともに総合防災対策を確立することにより、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

九州ガス（株）が実施する防災対策概念は、次のとおりである。

（防 災 対 策 概 念 図）



(2) 事業計画

ア 二次災害の防止及び災害復旧の早期回復を図る観点から、主要導管網を一定区域ごとにブロック化するため、遮断装置を整備増強していく。

イ 応急・復旧対策を実施するために、欠くことのできない通信施設の整備補強を行う。

第5節 道路（橋りょう）等の整備

道路は単に人、物の輸送を分担する交通機関のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などのための緊急輸送路として重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど多様な機能を有している。

このため、幹線道路や災害時に孤立するおそれのある地域を結ぶ道路及び災害時の避難路となる生活道路等については、適切な維持・管理に努める。

1 都市計画道路

都市計画道路は、都市の骨格を形成し円滑な都市活動を維持する等都市の基盤施設であるため、昭和42年に計画決定した16路線、総延長45,858mを段階的に見直し、現在は18路線、総延長46,760mであり、計画的に整備が進められている。

2 市道（橋りょう）

市道は、937線、総延長569,842mが認定されており、その改良整備を計画的に実施する。

また、老朽橋や重量制限橋は防災上、安全確保の見地から優先的な整備を図る。

3 国道・県道

一般国道34号は、隣接県・市・町を結ぶ本市交通の動脈で大村湾沿いにJR大村線と並行して市内を南北に縦断している（延長16,495m、有効幅員30～8.2m）。慢性的な交通渋滞の解消や緩和を図るため、拡幅事業が進められている。

県道、主要地方道の改良・拡幅及び維持については、計画的に実施されるよう県等へ要望する。

4 市域における主要な幹線道路

一般国道	34号、444号
主要地方道	大村嬉野線、大村停車場線、大村貝津線、長崎空港線
一般県道	松原停車場線、竹松停車場線、多良岳大村線、大村外環状線
都市計画道路 (18路線)	池田森園線、大村駅前線、西三城杭出津線、乾馬場空港線、中里沖田線、杭出津松原線、竹松駅前原口線、久原池田線、大村駅前乾馬場線、富の原鬼橋線、大村駅前西本町線、田ノ平線、古賀島沖田線、沖田線、久原線、池田沖田線、坂口植松線、植松竹松本町線

第6節 鉄道施設の整備

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能を持つことから、災害が発生した場合、多数の死傷者を伴う事故につながるおそれがある。このため、鉄道機関として、従来からの施設の強化、防災施設の増強に引き続き施設等の改良整備を推進し、災害が発生した場合に列車と施設を守り、不特定多数の旅客の安全を図り、被害を最小限にすることに努める。

第7節 河川等の整備

河川・水路は、防災上重要な機能を有しており、洪水による堤防の決壊や溢水等の災害を防止するため、河川の拡幅や護岸の整備等を行う。

なお、過去の災害の教訓などから主要な河川については、川幅の拡幅や、護岸整備等を行っている状況にあるが、河川によっては土砂が堆積している箇所もあり、豪雨時に水害の一因となるので、継続して土砂の排除等処置を講ずる。

大雨（集中豪雨）及び台風等による降水量の増加時、郡川、佐奈河内川、大上戸川、内田川及び今村川流域について、越水・溢水のおそれがあり注意を要する。

1 出水時の対策処置

- (1) 各河川の堤防、護岸の状況を監視し、堤防の法崩れの復旧、護岸基礎部の洗掘箇所の根固め、積石の剥脱箇所のでん充等を行う。
- (2) 河川の流水を妨げる構造物の撤去、河川敷利用の不法建築物の撤去を行う。
- (3) 用水の取入れ口、排水の吐き口等の扉の点検を怠らず、緊急の場合は直ちに閉じるように処置する。
- (4) 砂防、堰堤、ため池等については、特に漏水箇所の有無、余水吐の能力、越流部分の水吐きの洗掘等を監視し、不良箇所は速やかに処理する。
- (5) 気象に関する情報、特に降雨の状況、河川水位の上昇に留意し、溢水の危険箇所、護岸の崩壊箇所等は事前に適切な広報を実施して被害防止に努める。

2 ため池対策

ため池の日常点検を行い、貯水位等を監視するとともに大雨が予測される場合は、事前に水位を下げる等の処置を講ずる。

市内の防災重点ため池について、豪雨時や地震時等の「緊急連絡網」及び「大村市防災重点農業用ため池マップ」をホームページに公開して、周知を図る。また、「ため池ハザードマップ」を地区公民館や各出張所に掲示するとともに、追加となった8箇所の防災重点農業用ため池についても浸水想定区域図を作成しホームページに公開して、周知を図る。

【ハザードマップ作成ため池】

野岳ため池、平床ため池、葛城ため池、赤似田ため池、狸の尾ため池、姥の懐ため池、大
多武ため池、烏帽子ため池、重井田防災ダム

【大村市防災重点農業用ため池マップ】

市内16箇所の防災重点農業用ため池の位置図

【浸水想定区域図】

三日月ため池、城田ため池、岳ノ木場ため池、中ツドエため池、御用ため池、山手川内た
め池、堤上ため池、中尾ため池

【防災重点農業用ため池緊急連絡網】

防災重点農業用ため池の豪雨時や地震時の緊急連絡網

【防災重点農業用ため池の今後の対策】

令和3年度より劣化状況評価等の調査を実施し、防災工事が必要と判断される防災重点農
業用ため池の整備促進を図る。

第8節 港湾・漁港等の整備

人員、緊急物資、復旧用資材等海路輸送の機能を確保するため、高潮対策を重点に各種災害に耐えられる堤防、岸壁等の整備・補強を推進する。

第9節 崖、ブロック塀等の崩・倒壊防止対策

都市化の進展に伴い近年の宅地開発は、崖地や急な傾斜に宅地を造成し、住宅を建設するケースが多くなっていることから、地震や大雨による地盤の崩壊、土砂崩れ等を引き起こし、大災害発生の原因となるおそれがある。

また、ブロック塀等についても、過去の地震災害等において多数が倒壊していることから、新たな災害要因としてその危険性が注目されており、これらの安全対策については、建築基準法に規定されている技術基準に適合しているかのチェック・指導を徹底する。

1 建築基準法に基づく指導

崖地に新たな建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法に規定されている技術基準に基づき指導を行う。

2 ブロック塀等の安全化

過去の被害の教訓を踏まえ、適切な工事方法や補強方法について安全策を指導する。

第10節 落下物等の防止対策

近年の地震被害では、都市の過密度とあいまって窓ガラスの破損、ビル外装材等の剥離による落下及び自動販売機の転倒がもたらす被害が増えてきているため、落下物などの防止対策の充実を図る。

1 公共施設の落下防止対策

多くの人が集まる公共施設については、弾力性のある材料の使用、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具の落下防止等の施策を講じる。

2 危険度調査、改善指導

広告塔、看板等の屋外広告物の中には、地震の際に脱落するおそれのあるものがある。

このため、特に密集市街地、鉄道駅周辺地区、避難所等周辺については、危険度調査を実施し、必要に応じて設置者に対して改善指導を行い、落下防止に努める。

また、不法に設置されている自動販売機、不法に路上を占領している放置自転車や陳列商品等について、事前指導の徹底を図るとともに道路パトロール車による巡回指導等を行う。

3 防止対策等の周知

市民や建築物管理者に対して、一般的な落下物対策を周知するとともに地震発生時の的確な危険回避対応について、広報おおむらやその他の手段により日頃からPRする。

第 1 1 節 液状化対策

1 住宅・宅地の液状化対策

- (1) 市は県と連携し、戸建住宅等の敷地内の液状化対策について、住宅・宅地の所有者・建築主等が適切な判断ができるように、関係団体と連携して、次のような項目について、知識の普及と啓発を行う。
 - ア 建築主等の自己責任であること。
 - イ 液状化の仕組み等の知識
 - ウ 地盤調査や対策工事の手法
 - エ 地震保険制度等
- (2) 液状化の判断における地域ごとの危険度は、市は県と連携して、情報を提供し、注意を喚起する。
- (3) 液状化のおそれがある地域において開発や建築を行う場合には、液状化対策に有効な措置を講じるように注意喚起を行う。
- (4) 埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。

2 公共施設の液状化対策

各施設の特性を踏まえた国の技術基準の検討結果を踏まえ、市が管理する公共施設について県と緊密な連携調整を行いつつ、液状化対策を検討する。

第 1 2 節 津波浸水対策

「津波浸水想定区域」及び「津波災害警戒区域」に基づき、大村湾沿岸で浸水が想定される地域は、堤防、護岸等及び避難路の整備を行うとともに、避難場所、避難方向を示した防災マップにより、地域住民に周知する。

また、対象区域の町内会（自主防災組織）、事業所等に対して、定期的に避難訓練を行うよう指導する。

第 1 3 節 土砂災害対策

1 適正な土地利用の推進

- (1) 土砂災害危険性のある地区について、本市の総合計画等と整合を図りながら、安全性が確保されるよう適切な土地利用を推進する。
 - ア 危険箇所の周知
 - イ 安全な土地利用の検討
- (2) 土砂災害防止法、都市計画法、宅地造成等規制法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。
 - ア 造成地開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督
 - イ 造成後の巡視等による違法行為の取り締まり

2 土砂災害警戒区域等の整備

市においては、土砂災害警戒区域に指定された地区が多く存在することから、県と連携して計画的に崩壊防止工事や砂防ダム等の整備を行う。

＊ 警戒区域等については、「資料編X危険箇所等」の項による。

3 警戒避難体制等の整備

(1) 警戒区域、避難所等の周知

広報紙、ホームページ及び防災マップ等により、警戒区域や避難所等に関する情報を警戒区域内及び警戒区域近傍に居住する市民に対し周知する。

(2) 土砂災害に関する情報収集体制の整備

災害発生時に迅速に情報を収集するため、警戒区域等を管轄する消防団、自主防災組織との日頃の連携を強化し、必要な情報の入手要領・報告内容等を明確にしておく。

(3) 警報等の伝達手段の確立

メールマガジン、携帯への登録及び戸別受信機（防災ラジオ）未受領者に受領を呼びかけるとともに、警戒区域内にある出張所や警戒区域に隣接する学校・福祉施設等については、電話・FAXによる警報伝達手段により情報が共有できるよう普段からの連携強化を図っておくものとする。

(4) 指定された警戒区域ごとに地域の特性に応じて自主防災組織等と連携し、情報・警報等の伝達方法、避難・救助体制等に関する事項を定める。

4 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化

(1) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。

計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。

警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。

(2) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

	施設（事業所）名	所在地
1	鈴田の里学園	大里町1150番地
2	デイサービス わくわく	
3	特別養護老人ホーム 慈恵荘	東大村2丁目1616番地2
4	グループホーム 慈恵荘	東大村2丁目1616番地3
5	慈恵荘	東大村2丁目1616番地14
6	グループホーム ふぁみりい	向木場町1265
7	星のおか保育園	向木場町1263番地1
8	老人ホーム 優心苑	野田町56番地
9	三彩の里	原町802番地1
10	グループホーム カサロッサ	原町955番地2
11	多機能ホーム かやぜの里	田下町372番地1
12	リハビリセンター 大村	田下町930番地2
13	かやぜ保育園	田下町1576番地2
14	三浦小学校	日泊町590番地

	施設（事業所）名	所 在 地
15	ときわ(ときわ2)学童クラブ (ときわの森冒険クラブ)	徳泉川内町500番地57
16	常盤保育園	徳泉川内町500番地48
17	黒木小学校	黒木町530番地
18	長崎リハビリテーション学院	赤佐古町42番地
19	県立城南高校	久原1丁目416番地
20	グループホーム 花みずき	上諏訪町1231番地1
21	妙宣寺保育園（妙宣寺学童保育）	福重町142番地1

第14節 河川の浸水対策

1 警戒避難体制等の整備

(1) 浸水想定区域、避難所等の周知

広報紙、ホームページ、防災マップ及び浸水深標識等により浸水想定区域や避難所等に関する情報を浸水想定区域内及び浸水想定区域近傍に居住する市民に対し周知する。

(2) 浸水に関する情報収集体制の整備

災害発生時に迅速に情報を収集するため、浸水想定区域等を管轄する消防団、自主防災組織との日頃の連携を強化し、必要な情報の入手要領・報告内容等を明確にしておく。

(3) 警戒等の伝達手段の確立

メールマガジン、携帯への登録及び戸別受信機（防災ラジオ）未受領者に受領を呼びかけるとともに、浸水想定区域内にある出張所や浸水想定区域に隣接する学校・福祉施設については、電話・FAXによる警報伝達手段により情報が共有できるよう普段からの連携強化を図っておくものとする。

(4) 指定された浸水想定区域ごとに地域の特性に応じて自主防災組織等と連携し、情報・警報等の伝達方法、避難・救助体制等に関する事項を定める。

2 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化

(1) 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。

計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。

浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設は、次表のとおりである。

(2) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

	施設（事業所）名	所 在 地
1	いわさき眼科医院	本町436番地1
2	児童発達支援ふわり本町	本町436番地9
3	吉田内科クリニック	本町436番地16
4	いまみち歯科医院	本町436番地14
5	ふわり本町	本町585番地3

	施設（事業所）名	所 在 地
6	鳥越歯科	本町５８５番地４
7	長崎星美幼稚園	水主町２丁目６０９番地７
8	あいたすデイサービス	西本町４７８番地２
9	大村中央産婦人科	水主町２丁目６０９番地１
10	かたまち保育園	片町１７５番地８１
11	向陽学園 向陽高等学校	西三城町１６番地
12	三城保育所	西三城町１２番地
13	大村市療育支援センター	西三城町１３８番地
14	三城小学校	東三城町１７番地
15	有料老人ホームほほえみ	東三城町２９番地
16	医療法人仁寿会 南野病院	東三城町３３番地
17	みなみの保育園（南野病院敷地内）	東三城町３３番地
18	医療法人翠明会 貞松病院	東本町５３７番地
19	泉の里	東本町５８３番地
20	諏訪保育園	諏訪１丁目４５番地１
21	養護老人ホーム 湧泉荘	諏訪１丁目６７３番地
22	レディースクリニックしげまつ	古町１丁目５１４番地
23	おおむら海辺のクリニック	杭出津１丁目８２６番地１７
24	新城保育園	杭出津１丁目８４２番地２６
25	のびやか保育園	杭出津１丁目８４２番地２６
26	すこやか保育園	杭出津１丁目８５３番地６
27	ともなが内科クリニック	杭出津２丁目５５５番地
28	ぶるーむ	杭出津２丁目５８５番地５
29	こどもデイサービスしーど	杭出津２丁目５８７番地２
30	デイサービスセンターキャロット広場	富の原２丁目４番地１
31	デイサービスセンターとみのはら	富の原２丁目５番地５
32	ホームヘルパーステーション 慈恵荘 あんしんハウスとみのはら	富の原２丁目６番地１
33	たんぽぽ五番館	富の原２丁目７７番地１
34	二丁目学童クラブ	富の原２丁目８０番地１
35	デイサービス 小さな家	富の原２丁目８１番地１
36	たんぽぽ園	富の原２丁目８４番地３
37	子育て支援室こぼん	富の原２丁目８４番地３
38	平松整形外科	富の原２丁目２１８番地４
39	けんじ歯科医院	富の原２丁目２５４番地３
40	富の原オムズホーム	富の原２丁目３２１番地１
41	はら脳神経外科	富の原２丁目３５０番地１
42	ル・ブランとみのはら	富の原２丁目３５０番地１

	施設（事業所）名	所 在 地
43	富の原歯科	富の原 2 丁目 4 0 8 番地 1
44	かめりあこども園	富の原 2 丁目 4 1 6 番地
45	がもう歯科	富の原 2 丁目 6 3 6 番地 1
46	発達支援ルームくじらぐも	富の原 2 丁目 9 0 6 番地 1 - 2
47	昊天宮保育園	竹松町 7 1 3 番地 3
48	たけまつちっち保育園	大川田町 3 3 8 番地 2
49	児童発達支援たっち	大川田町 3 3 8 番地 2
50	ふじもとこどもクリニック	大川田町 3 6 3 番地 1
51	たしろ医院	大川田町 9 1 7 番地 1
52	俣野まさとし歯科診療所	大川田町 9 3 2 番地 1
53	たけまつ保育園	大川田町 9 9 5 番地 1
54	井上歯科医院	宮小路 1 丁目 2 6 2 番地 1 1
55	デイサービスセンタースマイルケア	宮小路 1 丁目 2 8 1 番地 2
56	グループホーム平の庄	宮小路 1 丁目 2 9 1 番地 3
57	竹松小学校	宮小路 1 丁目 4 8 1 番地
58	牧山内科外科医院	宮小路 2 丁目 1 4 0 8 番地
59	県立虹の原特別支援学校	宮小路 3 丁目 5 番地 1
60	放課後等デイサービス げんきっこ (県立虹の原特別支援学校敷地内)	宮小路 3 丁目 5 番
61	県立ろう学校	宮小路 3 丁目 5 番地 5
62	たなかみのるクリニック	宮小路 3 丁目 1 3 3 4 番地 1
63	松原小学校	松原本町 5 番地 1
64	松原保育園	松原本町 2 7 番地 5
65	いちご児童クラブ	松原本町 1 7 0 番地 7
66	子育てステーションこでまり	今富町 1 0 番地 3 6
67	障害者介護付きホーム 樺	皆同町 3 5 番地 3
68	ながさき・おおば内科・消化器内科クリニック	皆同町 1 6 2 番地 2
69	南原歯科医院	皆同町 2 2 0 番地
70	保育所ちびっこハウス県央園	皆同町 2 3 1 番地
71	ファミリアフローラ	皆同町 4 3 8 番地 3
72	こどもデイサービスどれみ	黒丸町 1 6 0 番地 1
73	こどもデイサービスふぁそら	黒丸町 1 6 0 番地 1
74	特定非営利法人 癒 グループホーム 希望・未来	黒丸町 2 2 1 番地 1
75	デイサービス みかん	鬼橋町 2 2 5 番地 1
76	郡中学校	沖田町 6 9 番地
77	マイン歯科	沖田町 7 2 8 番地 2

	施設（事業所）名	所 在 地
78	長崎医院	寿古町 7 6 7 番地
79	フォルテ認定こども園（メロディー）	寿古町 8 1 2 番地 1 1
80	福重小学校	福重町 2 3 0 番地

第 1 5 節 火災予防

火災の発生を未然に防止するとともに、火災が発生した場合は、延焼拡大防止を図るため、防災関係機関、事業所、市民等が一体となって予防策の推進と初期消火体制の強化を図る。

なお、本市は、3市から構成される県央地域広域市町村圏組合で常備消防の事務を共同処理しているため、各種の指導等については主に同組合消防本部が行うこととなるが、非常備消防との連携が必要であることから、お互いがそれぞれの立場で協力して実施するものとする。

1 火災予防査察の強化

予防査察は査察計画に基づき実施する。

なお、予防査察員の資質の向上を図るため特別教養指導を行う。

2 気象状況に伴う火災予防の徹底

火災予防条例に基づく遵守事項を指導徹底し、特に気象状況による火災警報等の発令を周知する。

3 危険物貯蔵取扱いの規制

- (1) 消防法別表で定める発火性又は引火性危険物品等の安全確保について指導を徹底する。
- (2) 違反施設並びに無許可施設等消防法上の違反対象物に対して、指導を徹底し早期改善に努める。
- (3) 危険物の安全な取扱いに対する危険物取扱者の資質の向上を図る。

4 火災予防運動の展開

火災予防運動を春・秋・歳末に実施するとともに必要に応じて随時広報紙・広報車・報道機関等により防火思想の啓発を行う。

5 防火対象物の指導

- (1) 公共建物、興行場、事業所等に対し消防用設備等の設置と維持管理の指導を行う。
- (2) 防火管理者の選任と管理者、責任者に対する防火思想の普及徹底を行う。
- (3) 消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練指導を行う。
- (4) 防火対象物定期点検報告制度の活用を推進する。

6 一般家庭の火災予防

建物火災の大部分が一般家庭から発生しているので、町内会に自主防災組織、家庭の主婦を主体とした女性防火クラブの結成を奨励し、地域ぐるみの防火推進を図るとともに直接火気を使用する機会の多い家庭の主婦に具体的な予防知識と適切な初期消火の要領等を徹底させるための指導を以下のとおり実施する。

- (1) すべての住民が参加できるよう、全区域を対象に防火指導を行い、火災や地震の怖さ、出火防止、初期消火の重要性等について知識の普及を図る。

- (2) 火災予防週間等には、地域住民に対し、次のとおり出火防止等に関する適切な指導を行う。
- ア 火気使用設備の取扱方法
 - イ 消火器の設置及び取扱方法
 - ウ 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理
- (3) 全国的に住宅火災による高齢者の死者が多いことから、町内会、自主防災組織、民生委員等の協力を受け、高齢者等要配慮者が居住する住宅への予防査察を重点的に実施する。
- (4) 地域ぐるみの防火防災訓練の実施
- 防災機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。
- (5) 民間防火組織の育成
- ア 女性防火クラブの育成
- 家庭防火思想の普及徹底及び地域の自主防火体制の確立を図るため、女性を対象とした組織作りの推進及び育成に努める。
- イ 幼少年消防クラブの育成
- 幼少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。
- (6) 一般家庭の予防査察は、女性消防団、女性防火クラブ、町内会等の協力を受けて危険地域を重点的に実施して、火災危険箇所の排除と初期消火要領及び避難体制の確立などについて指導を行う。
- (7) 住宅防火対策として住宅防火診断を行い、住宅火災による死者を減らすとともに大きな火災とならないよう、有効な手段としてすべての一般住宅に住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の重要性について周知徹底を図る。

7 地震による出火防止対策

- (1) 対象火気設備・器具の安全化
- 耐震自動消火装置付石油ストーブ等の火気器具について、その機能を維持確保するための点検・整備や、対象火気設備を固定する等の各種安全対策を周知徹底する。
- (2) 化学薬品からの出火防止
- 化学薬品を取り扱う市内の学校、病院、工場等に対し、計画に基づき立入検査を実施し、保管の適正化を指導する。また、その他の事業所に対しても実態調査を行い、個別的・具体的な安全対策を指導する。
- (3) 電気・ガス施設の安全化
- 電気・ガス等の指定事業所と連絡を密にして、施設の安全化を確保する。
- (4) LPガス施設の安全化
- LPガスを取り扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガスの漏洩防止等安全化について、指導を徹底する。
- (5) 共同溝・洞道等の安全化
- 地下ケーブル等を収容している共同溝・洞道等が今後建築される際には、内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について関係機関と連携を取り、施設の安全化を図る。
- (6) 市民への出火防止措置の徹底
- ア 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器等出火防止

のための安全な機器の普及

イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止装置の普及

ウ 火を使う場所の不燃化及び整理・整頓の徹底

エ カーテン等に防炎製品使用の普及

オ 灯油、ベンジン、アルコール等危険物の安全管理の徹底

カ 消火器の設置、風呂水の汲み置きとバケツの備え等消火準備の徹底

8 林野火災予防

林野火災は、全国的に上半期に多く発生する傾向があるため、時季及び地域を考慮した上、防火掲示板等の設置を行うとともに、次の指導を行う。

- (1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地等での作業者、地域住民、女性防火クラブ、幼少年消防クラブ等を重点として啓発活動を実施する。
- (2) 駅、バスターミナル、市役所、市出張所、登山口等にポスター等を掲示するほか、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、市広報紙、新聞、ホームページ等の広報機関を通じて、入山者等に対し山火事の予防思想の普及啓発を図る。
- (3) 火災警報発表中（火災気象通報発表中含む）に火の使用制限の徹底を図るとともに火災予防広報を強化し、火災の未然防止、火災の早期発見に努める。
- (4) 林業関係者、消防関係者等との密接な連携のもと、地域の初期消火を中心とする消防訓練、研究会等を実施し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努める。
- (5) 地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が自主的に予防を行うよう指導する。

3章 応急活動体制の整備

第1節 防災拠点の整備

災害対策本部の設置及び防災対策実施の拠点となる市庁舎及び本部代替施設として予定する中央公民館等について、市としての業務遂行に必要な最小限の機能保持と資機材等確保のための整備を進める。

- (1) 耐震・耐火・耐水性の強化
- (2) 情報通信・処理システムの整備
- (3) 非常用自家発電装置・燃料貯蔵施設の設置
- (4) 水・非常食・燃料・簡易トイレ等の備蓄

第2節 情報収集・伝達体制の整備

災害発生時は、有線による通信が途絶し、情報不足から起こる混乱等パニックの発生が予想されるため、正確な情報の収集・伝達手段として必要な無線、通信施設の整備を進める。

1 防災行政無線（同報系）整備の継続

- (1) 屋外で活動（行動）している市民に対して、防災情報等を伝えるため、市内58か所に設置した屋外拡声子局の不感地帯及び共鳴地区の解消に努める。

＊ 設置箇所については、「資料編 V 各種通信設備の状況等」の項による。

- (2) 屋内に滞在している（とどまっている）市民に対して、防災情報、避難、屋内待避指示等の情報を伝えるため、全世帯及び事業所への戸別受信機（防災ラジオ）の配布（貸与）を継続する。

2 防災行政無線（移動系）

電話不通時の重要な通信手段として、平成31年4月にデジタル化（IP無線）の整備が完了し、現場等からの情報収集や被災情報並びに防災活動等の情報を共有し、安全対策課、災害対応主要各課、各出張所、消防団本部及び各分団の災害対策の向上を図る。

3 通信機能確保のための措置

災害対策本部を設置する市庁舎や防災無線（同報系）設置場所には、予備電源を準備するとともに、衛星電話等通信装備の設置を推進する。

4 防災無線の現状等

「資料編 V 各種通信設備の状況等」の項による。

第3節 災害時の相互協力・応援体制の整備

1 近隣自治体等との連携強化

(1) 受援計画（マニュアル）の整備

消防相互応援協定、大規模災害発生時における相互応援協定等を締結している自治体等との連携を図るため、内閣府が示す「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」に基づき、大村市受援計画（マニュアル）等の整備を進める。整備にあたっては、長崎県が策定している「長崎県災害時受援計画」との整合性を図る。

(2) 他市町の依頼に対する消防力の応援勢力は、市の消防力の1／3以内として対応する。

2 広域応援体制の整備

遠方での大規模災害発生時における広域応援としての職員等の派遣について、市の応援体制に関する事項を整備する。

3 ボランティア受け入れ体制の整備

災害時における一般ボランティアの受け入れ体制について、大村市社会福祉協議会と連携して整備する。

4 各種応援・協力協定の締結推進

関係自治体との応援協定のほか、生活必需品や地域ごとの指定避難所等の確保及び被災住宅の迅速な調査のため、民間事業所等との協定の締結を推進する。

＊種協定の締結状況は、「資料編XⅢ各種協定一覧」の項による。

第4節 業務継続体制の確立

1 市業務継続計画の策定

災害発生後においても応急対策を行いつつ行政機能を確保して、市としての一般行政に関する業務を継続する必要性があることから、限られた人員・施設・機器等で行う業務の優先順位を検討し、業務継続のための体制を確立する。

2 事業者の業務継続計画策定の推進

事業者の業務継続は、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、災害時においても事業所としての機能発揮を迅速に行えるよう、各事業所の特性に応じた業務継続計画を作成するよう呼び掛ける。

第4章 消防・救助・応急医療体制の整備

第1節 消防・救助体制の整備

1 消防団の強化

災害時には常備消防隊を補完し、消防活動に従事あるいは応急救護等を行うことから、常備消防と連携した教育・訓練を行い消防団員の資質・技能の向上を図るとともに、若年層及び女性の消防団への加入を促進する。

また、消防団詰所等老朽化施設の改善、消防車・動力ポンプ積載車等の更新、救助機材・消防資機材の充実・更新を計画的に推進する。

＊ 消防団の編成・資機材等については、「資料編Ⅲ大村市の現況」の項による。

2 消防水利の整備

- (1) 避難者の人命・安全を確保するため、避難場所等の周辺に防火水槽整備を促進する。
- (2) 消防水利の不足している地域に対し、防火水槽の増設を図るとともに未開発水利の活用を進める。
- (3) 関係機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為等に対しても、防火水槽などの消防水利の設置促進に努める。
- (4) 消防水利には、消火栓、防火水槽のほか、河川、池などの自然水利があるが、市は国の定める基準「消防水利の基準」の100%充足を目指してその促進を図る。

この際、消火栓については地震による水道管の破損により、その機能が低下するおそれがあるため、耐震用防火水槽の整備を促進する。

＊ 消防水利の現況については、「資料編Ⅲ大村市の現況」の項による。

3 消防活動路等の整備

消防活動時等に予想される交通混雑、道路の陥没、橋りょうの落下その他の障害物による消防車両が通行不能となる事態に備えるため、関係機関と連携し、次の対策を促進する。

- (1) 道路啓開用特殊資機材の整備
- (2) 消防活動に使用する都市計画道路等主要幹線道路の拡幅、U字溝等の暗渠化、道路コーナー部分の角切り等の整備

4 救助・救急体制の整備

災害時には、広域に同時多発の火災、建物・ブロック塀の倒壊、窓ガラス等の落下物による多数の救助、救急を必要とする事故等の発生が予想されるとともに近年の建築物の高層化・深層化等に伴い救助も複雑多様化してきていることから、高度な技術や近代的資機材を取り入れるなど救助・救急体制の充実を図る。

第2節 応急医療体制の整備

災害時には、火災、建物の倒壊、家具類の転倒、窓ガラスの落下等により、多数の負傷者が発生する一方、各医療機関においても停電、断水等により、著しく診療機能が低下することが予想される。

このため、市では、災害時における負傷者の応急医療が迅速かつ的確に行われるよう、大村市医師会その他の関係機関の協力により、応急医療体制の整備及び医薬品の確保等を積極的に推進する。

また、病院業務継続に必要なライフライン及び衣食住の確保を行う。

上記のように応急救護、傷病者搬送、病院業務継続支援、連携のための情報共有などを円滑に成立させるため、これらに関わる機関で構成される市医療調整部門を市対策本部内に設置する。

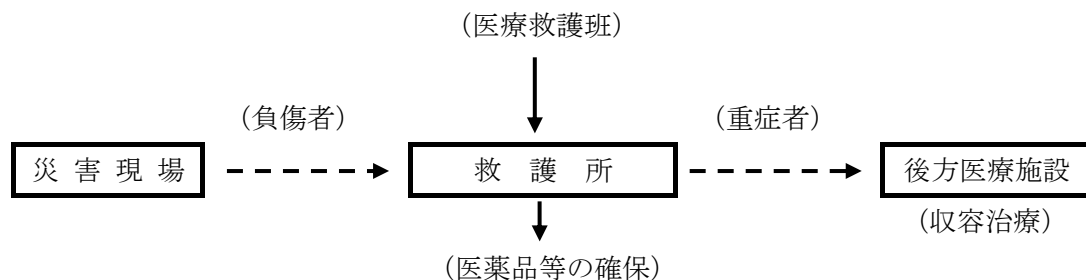
＊医療機関の状況等については、「資料編Ⅲ大村市の現況」の項による。

1 応急医療体制の整備

災害時における負傷者等に対する医療救護が、その軽重に応じて、迅速かつ適切に実施されるよう、市は、県や医師会その他の関係指定地方行政機関等に協力を求め、さまざまな要素を踏まえた検討を行い、必要な体制を整備する。

また、入院治療を要する傷病者に対しては、救急告示医療機関を中心とする後方医療施設において、適切な医療が受けられるように診療体制の充実を図る。

(1) 医療救護の流れ



＊医療救護班：市が市立大村市民病院ほかの医療機関に協力を要請し、組織する医療救護班をいう。

＊後方医療施設：仮設救護所では困難な重傷者等の治療・処置を行う常設の公立病院、救急告示医療機関をいう。

(2) 医療救護班の編成

市は、災害時に備えて、県、日本赤十字社、市立大村市民病院、長崎医療センター、大村市医師会及びその他の関係医療機関と協議して、災害発生時における医療救護班の編成による迅速な応急医療体制の整備を進める。この際、各地区、各医師等との緊急連絡体制及び通信体制の確立に努める。

医療救護班の編成基準については、次による。

医 療 救 護 班 の 編 成 基 準

班の名称	電 話	所在地	医 師 科目人	看護師 保健師	その他	車両	薬品類	行 動 範 囲
大村市医師会 (非常災害対策) 本 部	54-0151	本町 458-2 プラットおお むら 3 F	1 0		7	1	無	管 内
大村市医師会 南 地 区	52-3000	東三城町 190 岡循環器内科	2 7	6		6	有	大村地区
大村市医師会 中 地 区	52-4501	古町 2-553-6 むたクリニック	3 0	6		6	有	西大村地区
大村市医師会 北 地 区	54-0083	古 賀 島 町 368-1 中田外科胃腸科	2 4	6		6	有	竹松・ 松原地区
市立大村市民 病 院 第 一 班	52-2161	古賀島 133-22	1	2	1	1	有	市一円
市立大村市民 病 院 第 二 班			1	2	1	1		
国立病院機構 長崎医療センター 第 一 班	52-3121	久原 2-1001-1	1	2	1	1	有	市一円
国立病院機構 長崎医療センター 第 二 班	52-3121		1	2	1	1		
※ 医療センター第三班以降は、災害規模に応じて対応する。								

(3) 後方医療体制の整備

医療施設での医療を必要とする負傷者があった場合の受け入れを迅速に行うため、救急告示医療機関を中心とする後方医療施設との連携強化を図る。

2 医薬品及び救護資材の確保

市は、医療救護班による初動救護活動に必要な医薬品について備蓄を行うとともに、大村市医師会との連携を図りながら、備蓄が必要な医薬品の調達手段を講じておく。

(1) 災害対策用備蓄医薬品等の配分及び医薬品の調達体制の整備

市内各地区の仮設救護所に災害対策用備蓄医薬品等を配分することから、医薬品の調達のため、市内外の薬品業者、薬局等との協力協定の締結を推進する。

(2) 大村市医師会、大村東彼歯科医師会、大村東彼薬剤師会、日本赤十字社等との連携

市内各地区の仮設救護所への災害対策用備蓄医薬品等の配分にあつては、内容品等を医療分野の進捗等に適応させておく必要があることから、大村市医師会、大村東彼歯科医師会、大村東彼薬剤師会、日本赤十字社及び長崎県看護協会等と、医薬品や資材等の提供にする協力協定の締結を推進する。

第5章 救 援 体 制 の 整 備

第1節 避難体制の整備

1 避難所等の整備

災害時において、住民の生命及び身体の安全を確保するため、地区ごとに学校、出張所、公園等公共施設及び事業所等を指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として指定し、住民へ周知徹底する。

なお、指定避難所等の指定に当たっては、施設管理者の同意を得て指定し、おおむね一人当たり3㎡を非難スペースとする。

また、感染症が蔓延するリスクが大きい状況において避難所を開設する場合は、パーティション等の設置による飛沫感染予防策など、3密(密閉、密集、密接)の回避や、手指消毒等の衛生対策を徹底するなど感染拡大の防止に努める。

(1) 避難所等の指定

ア 指定緊急避難場所

災害の状況（洪水、がけ崩れ、土石流、地震等）に応じ、住民が緊急に避難する場所として、公園、緑地及び事業所等を指定緊急避難場所として指定する。

イ 指定避難所

(ア) 一般の指定避難所

避難住民が一定期間良好な避難生活を送れるように、トイレ、照明等が確保でき、給食設備を有するか比較的容易に搬送給食が実施できる学校、福祉センター、スポーツセンター等の公共施設及び事業所の施設などを指定避難所として指定する。

(イ) 福祉介護避難所

体育館等一般の指定避難所に避難した要配慮者の中で、特別の配慮が必要な高齢者等の受け入れが可能な福祉施設等を福祉介護避難所として指定する。

ウ 避難所等の名称・位置

「資料編 VIII 指定避難所等」の項による。

(2) 避難所等の整備

ア 指定緊急避難場所の整備

公園、緑地等にあっては、火災の延焼防止等オープンスペースの機能保持、夜間対応等の整備を推進する。

イ 一般の指定避難所の整備

施設管理者の理解・協力を得ながら、非常食、飲料水、非常用電源、炊き出し道具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄等可能な倉庫（保管庫）の確保や要配慮者を受け入れる福祉避難室の確保等を推進する。

2 避難所の運営

(1) 運営主体

避難所の運営については、開設当初は施設管理者等の協力を得ながら、市職員が当たり、その後応急的な対応が落ち着いてきた段階で、避難者による自主的な運営を行う「避難所運

営委員会」を立ち上げ運営を移行し、市職員や施設管理者は、自主的な運営をサポートする。

(2) 避難所運営の基本方針

- ア 地域の被災状況、安否情報等のニーズや個人事情に配慮する。
- イ 要配慮者の受け入れに配慮する。
- ウ メンタルヘルスケア、感染症対策、衛生管理など、良好な生活環境の確保を図る。
- エ 避難者のコミュニティの維持に配慮する。
- オ 更衣スペースや授乳室の確保など、女性避難者に配慮した運営を行う。
- カ 地域の支援拠点として、在宅避難者に配慮した運営を行う。
- キ ペットの同行避難について

環境省が示す「人とペットの災害対策ガイドライン」に沿って「ペットとの同行避難マニュアル」の整備を進める。

3 避難路の整備

被災者が避難所へ安全に避難できるよう、都市計画道路等の主要幹線道路及び生活道路を避難路として整備する。

- (1) 指定避難所への誘導表示板等の設置
- (2) 看板等落下物の防止対策
- (3) 夜間の避難行動や要配慮者、帰宅困難者等の安全避難への配慮

第2節 備蓄体制の整備

災害が発生すると、平常時の市場流通は混乱し途絶することが予測される。このため災害発生時に備え、あらかじめ最小限の物品等の備蓄を行うとともに、調達体制の整備と備蓄倉庫の確保を推進し、被災者に対する即応体制の確保を図る。

1 災害備蓄品の確保

備蓄品については、県が平成26年3月に定めた、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、人口の5%の3日分を備蓄目標として、流通備蓄との併用により計画的な備蓄を進める。

＊市の備蓄品の現況については、「資料編IX災害備蓄品等」の項による。

2 備蓄倉庫等の整備

県が定めた「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、分散備蓄に努めるため、指定避難所の位置を基準に、災害時孤立するおそれのある地区等を考慮し、前項に示す備蓄量を保管できる備蓄倉庫を計画的に整備する。

3 事業所等との協力体制の確立

県が定めた「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」における備蓄量は、流通備蓄との併用を基本にしていることから、長期保存が難しいものや消費量が多いもの等については、事業者、関係団体等と協定を締結するとともに、平常時からの連絡を緊密にしておく。

第3節 生活救援体制の整備

1 飲料水、食料、生活必需品等の確保

災害時における飲料水、食料、生活必需品等の確保は、被災者の生命を維持する上で極めて重要であることから、市として備蓄体制の整備を進めるほか、市民や事業所においても、それぞれ飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努めるよう指導・啓発する。

(1) 飲料水の確保

災害規模に応じた断水を常に想定し、給水目安となる一人1日3リットルの飲料水を最低限確保する。

(2) 食料の確保

米、乾パン、粉ミルク、液体ミルク、缶詰等非常時に必要な食料の需給動向を把握し、応急計画調整に関する計画を作成して、災害時の緊急食料の円滑な確保を図る。

ア 市としての措置

- (ア) 地域内の緊急食料として調達できる在庫量の調査
- (イ) 地域内の緊急食料の調達及び配分計画の策定
- (ウ) 食料集積場所の準備
- (エ) 給食計画の策定

イ 市民としての準備

- (ア) 自宅で1週間程度の生活ができる食料の備蓄
- (イ) 3日分程度の非常持出し食料の準備

(3) 生活必需品等の確保

被服、寝具、その他の生活必需品等非常時に必要な物資の需給動向を把握し、応急調達に関する計画を作成することにより、災害応急対策の円滑な実施を図る。

ア 市としての措置

- (ア) 緊急物資の流通在庫の調査
- (イ) 緊急物資の調達及び配分計画の策定
- (ウ) 緊急物資の集積場所の確保
- (エ) 市民の実施する対策の指導及び助成

イ 市民としての準備

- (ア) 最低生活を確保できる緊急物資の備蓄及び非常持出し品の準備
- (イ) 毛布等生活必需品について災害時の助け合いの実施
- (ウ) 緊急物資の共同備蓄の推進

ウ 生活必需品の例

救急薬品	消毒用アルコール、胃腸薬、かぜ薬、手指消毒薬、鎮痛解熱剤、包帯、三角布、滅菌ガーゼ、絆創膏、脱脂綿、ハサミ、ピンセット、マスク、ゴム手袋、綿棒、目薬、かゆみ止め、虫刺され薬、湿布薬、うがい薬、持病治療薬等
日用品等	懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、マッチ、ティッシュペーパー、石鹸、ビニール袋、食器、鍋又は飯ごう、はし、スプーン、バスタオル、ウェットティッシュ、各種補装具等
その他	燃料（固形燃料）、工具、毛布等

エ 緊急物資共同備蓄の推進

自主防災組織ごとに非常持出を中心とする緊急物資の共同備蓄を推進する。

2 防疫体制の整備

災害時には、上下水道の断水並びに家屋及び便槽の浸水等の被害により、感染症が発生し蔓延のおそれがある。このため、家屋内外の消毒を実施し、感染症発生を防止していくことが重要であり、防疫活動業務が迅速に行えるよう防疫用資機材の備蓄・調達を推進する。

3 保健体制の整備

災害時には、身体的・精神的なダメージとともに経済的打撃や住環境・生活環境の変化など諸々の悪条件が重なることから、被災者への保健対策が必要である。このため、災害時において保健活動が迅速に行えるよう、災害時保健活動マニュアルを確認し、業務体制の整備を図る。

第4節 要配慮者支援体制の整備

高齢者や障がい者、乳幼児などのいわゆる要配慮者の中には、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや自ら避難することが難しい、避難行動要支援者が多く存在する。

今後も高齢化が更に進むと予測され、要配慮者の数は一層増加して行く見込みであり、情報障がいと行動障がいという二重のバリアのため、適切な避難行動が困難な住民をどのように支援していくのが大きな課題となるから、以下のとおり支援体制を整備する。

1 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 名簿登録対象者

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第一種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）

ウ 療育手帳Aを所持する者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

オ 大村市災害時要援護者名簿に登録している者

カ 上記以外で特に避難支援が必要と認められる者

＊ 上記該当者のうち福祉施設等の入所者を除く。

(2) 個人情報の入手

関係部局で把握している情報を集約するか又は本人申請により把握する。

(3) 名簿の更新

毎年度又は必要に応じて随時更新する。

(4) 名簿の提供

名簿の提供の際は、名簿登録者の同意を得たものに限定し、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等災害時に避難支援の実施に当たる機関（以下「避難支援等関係者」という。）に提供する。

（災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合は同意を得ることを要しない。）

(5) 名簿提供時における配慮

名簿提供に際しては、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者が適正な管理を行うよう措置を講ずる。

2 地域における支援体制

- (1) 過去の大規模災害の教訓からも明らかなように、市や防災機関などの即時対応には限界があり、避難行動要支援者への迅速な支援のためには、隣近所を含む自主防災組織などを中心とした地域における支援体制の確立が必要である。

このため、避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成と個別訓練の実施などを進める。

- (2) 避難行動要支援者の避難時の安全確保のため、地域において、避難行動要支援者名簿の意義、考え方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域全体でのルールを定めた計画作成を進める。

- (3) 社会福祉施設等における支援体制

ア 防災計画の策定

災害発生時における入所者、通所者等利用者の安全確保のため、施設等の耐震・防火対策を進めるとともに、職員の任務分担、動員計画等の組織整備、利用者家族、関係機関等との連絡体制の確立、避難行動要支援者の支援を含む地域との協力体制の構築等、災害時の業務体制を総合的に盛り込んだ防災計画（兼事業継続計画）を策定する。

イ 防災訓練の実施

災害発生時に、入所者等の迅速な避難誘導等が実施できるように、市、消防署、地域の自主防災組織と協力して、防災計画に基づいて定期的に防災訓練を実施する。

ウ 施設等の整備

地震等の発生により施設自体の倒壊や火災を起こさないよう防災計画に基づいた施設等の整備を図る。

エ 地域住民との連携

災害発生時における協力体制を確保するため、平常時から入所者等と地域住民との交流を深めることで、円滑な協力関係を構築しておく。

第5節 緊急輸送路の整備

災害時において、消防・救急・救護活動、食糧・応急対策用資機材の搬入等救援・救助活動を迅速に実施するためには、緊急輸送の果たす役割は極めて大きい。

このため、市として、災害時の緊急輸送道路として、次の道路を指定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備促進を図る。

指定道路：長崎自動車道、国道34・444号、県道大村嬉野線、県道大村貝津線、

県道長崎空港線、県道大村外環状線、市道乾馬場空港線、市道杭出津松原線、市道上久原芋堀手線、市道国立病院前線、市道宮小路八幡線、広域農道多良岳西部線、広域農道大村東彼線

第 3 編

災 害 応 急 対 策 計 画 編

第 1 章 風水害対策計画

第 2 章 地震災害対策計画

第 3 章 特殊重大災害対策計画

第 1 章 風水害対策計画

第 1 節 応急活動体制

市及び防災関係機関は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、適切な応急対策を実施する責務がある。

このため、勤務時間中、夜間・休日を問わず、風水害の被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、迅速に指揮命令系統を確立して的確な応急対策を実施するため、災害対策本部等の設置、職員の動員・配備などの必要な措置を定め、応急活動体制を確立する。

1 市の活動体制

(1) 災害警戒本部

大村市を対象として気象に関する各種警報が発表され、風水害等の災害が発生するおそれがある場合に、災害に対する警戒のため、総務部長を警戒本部長とした災害警戒本部を設置する。

ア 警戒本部の組織

(ア) 本部長：総務部長

(イ) 副本部長：産業振興部長、都市整備部長、市民環境部長、福祉保健部長

(ウ) 本部長

安全対策課、農林水産整備課、道路課、河川公園課、地域げんき課、長寿介護課の各課長並びに当該課長があらかじめ指定した災害担当 G L 及び係員

イ 警戒本部の業務

(ア) 市民、関係機関等からの災害関連情報の収集・伝達及び処理

(イ) 災害の発生が予想される地域、危険箇所等の巡回及び警戒

(ウ) 予想される応急対策に必要な事項の準備

(エ) 防災関係機関等に対する警戒本部設置の報告・通知

ウ 設置場所：安全対策課（大会議室）

エ 災害警戒本部の廃止又は災害対策本部への切替の時期

(ア) 災害警戒本部の解散は、気象条件が好転し、各種警報が解除され、災害の危険が解消したと認められた時、本部長が解散する。

(イ) 災害が拡大し災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めた時は、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

(2) 災害対策本部

市の地域において、風水害等の災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、災害警戒本部での処置以上の対応が必要と判断される場合は、大村市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置して災害に即応する。

ア 対策本部の組織

組織については、別表 1 による。

イ 対策本部の業務

対策本部各部・各班の分掌事務は、別表 2 による。

ウ 設置場所：大会議室

災害対策本部の配置は、別図「災害対策本部配置図」による。

エ 災害対策本部設置の通知

総務部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに長崎県知事及び関係機関に災害対策本部を設置したことを通知する。

関係機関の連絡先については、「資料編 VI 関係機関等」の項による。

オ 防災関係機関の派遣員

災害対策本部を設置した場合、本部長は、各防災関係機関に対し、災害対策本部派遣員を求める。

カ 災害対策本部の解散

(ア) 本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

(イ) 災害対策本部解散の通知等は、災害対策本部の設置に準じて処理する。

キ 現地災害対策本部

(ア) 現地災害対策本部の設置

災害による被害地が、災害対策本部から遠隔の場合、又は災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(イ) 現地災害対策本部の解散

a 市内に災害の危険が解消したとき。

b 災害応急対策が概ね完了したとき。

(3) 職員の動員・配備

ア 職員の配備の決定

総務部長は、各種情報等によって風水害が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合は、市長に報告し、その指示を受けるとともに配備区分を決定し、各部長へ通達する。

イ 配備区分

配備区分		配 備 基 準	各 配 備 区 分 に 基 づ く 措 置
警戒本部		1 市域に各種気象警報が発表された場合 2 長雨、台風等により災害の発生が予想される場合	1 指定された職員は、所属課において情報の収集・伝達及び処理 2 危険箇所・区域等の巡回・警戒 3 避難指示等の発令の検討、状況により指定避難所の開設
対策本部	第 1 配備	1 大村市に特別警報が発表された場合 2 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	1 指定された職員の配置 2 情報の収集・伝達及び処理 3 必要な応急対策の実施（指定避難所の開設含む）
	第 2 配備	相当な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合	1 指定された職員の配置 2 情報の収集・伝達及び処理 3 必要な応急対策の実施（指定避難所の開設含む）
	第 3 配備	市域全域にわたる甚大な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合	市の全機能をあげた応急対策の実施

ウ 職員の配備編成基準

配備区分に応じた配備基準は別表 3 による。

エ 職員の招集等

- (ア) 各部長は、あらかじめ所属職員の職、住所等を考慮して、非常招集の連絡系統を決定し、当該職員に周知徹底を図り、要員の確保に万全を期するものとする。
- (イ) 各部長は、配備区分に基づく動員命令を受けたとき、又は自ら災害情報を入手し、応急対策の必要があると認めた場合は、所属職員を動員し、対策業務を遂行するものとする。
- (ウ) 各部長は、あらかじめ所属職員の配備区分及び担当事務を定め、定期的に研修を実施し、災害発生時に支障をきたさないように努めるものとする。
- (エ) 職員は、あらかじめ定められた災害発生時における自己の任務を熟知するとともに配備命令を受けたときは直ちに指定された場所に参集し、業務に従事するものとする。

(オ) 職員は、災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を知ったときは、配備命令がない場合であっても、自発的に所属長と連絡を取り、指示を仰ぐとともに、常に自分の所在、連絡方法等を明確にしておくものとする。

(カ) 職員は、道路の決壊・交通機関の不通等により、指定された場所に参集できない場合は、最寄りの出張所等に参集し、各部長の指示を受ける。

オ 協力（応援）

災害状況の推移等によって、各部・各班における災害対策配備員が不足するときは、次の要領によって、他の部・班又は災害対策基本法第29条の規定に基づく指定行政機関職員の派遣、協力を求めるものとする。

(ア) 対策本部各部内で余裕のある班から応援する。

(イ) (ア)項でなお不足する場合は、他の部から応援する。

(ウ) 特定職種の職員が不足するときは、災害対策基本法第29条の規定によって他の機関から応援を求める。

カ 職員参集の伝達方法

(ア) 災害警戒本部が設置された場合

a 勤務時間中における伝達方法は、別表4による。

b 休日、夜間等時間外における伝達方法は、別表5による。

(イ) 災害対策本部が設置された場合

a 勤務時間中における伝達方法は、別表6による。

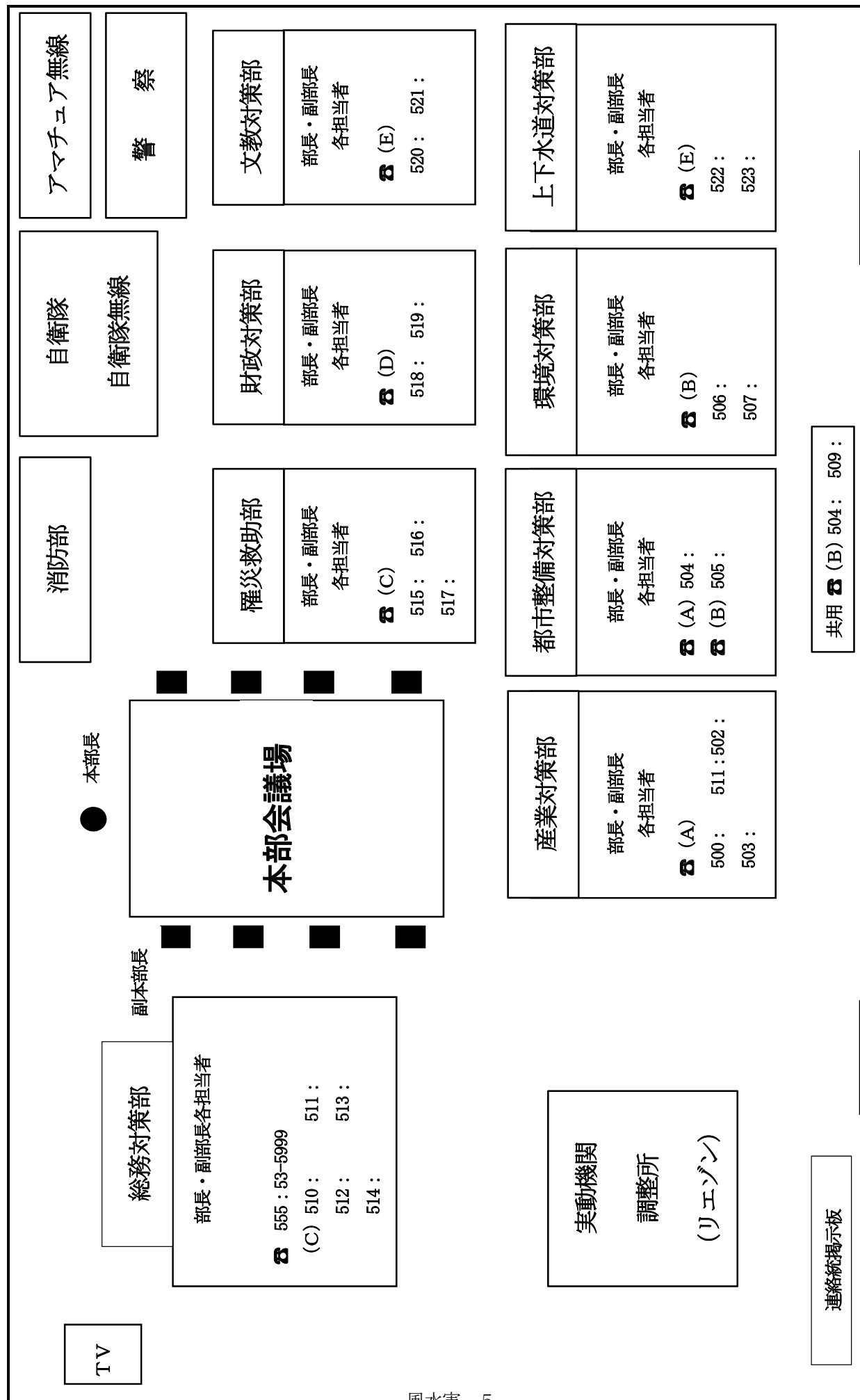
b 休日、夜間等時間外における伝達方法は、別表7による。

2 防災関係機関の活動体制

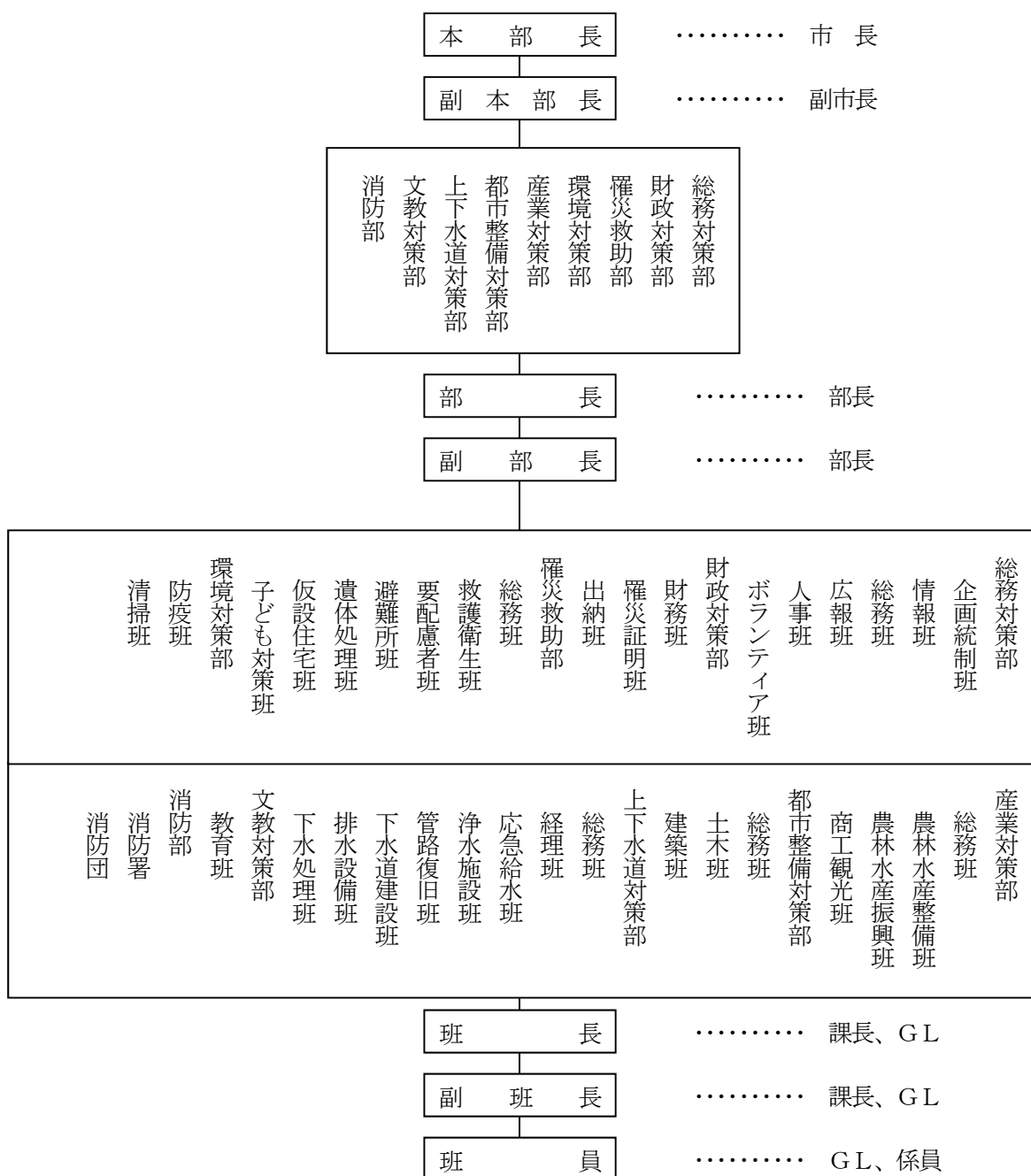
関係機関等は、法令、防災業務計画、県防災計画、市防災計画等の定めるところにより災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力するため、必要な組織を整備して、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

災害対策本部配置図（本部庁舎大会議室）

別 図



大村市災害対策本部組織図



各部・各班の事務分掌表

部	班	事務分掌	担当課
各部共通		1 職員の動員及び配備に関すること。 2 来庁者の安全確保に関すること。 3 所管施設の点検及び応急処置に関すること。 4 所管事項の報告に関すること。 5 他の部・他の班の応援に関すること。	各課
総務対策部 部長：総務部長 副部長：企画政策部長	企画統制班 班長：安全対策課長 副班長：企画政策課長	1 応急対策の実施・統制に関すること。 2 自衛隊の出動要請に関すること。 3 他自治体に対する応援要請に関すること。 4 国、県に対する要請書の作成に関すること。 5 避難指示に関すること。 6 災害対策本部（会議）に関すること。 7 復興対策の総合調整に関すること。 8 関係機関との連絡・調整に関すること。 9 防災行政無線の統制・運用に関すること。	安全対策課 企画政策課 地方創生課 管財課
	情報班 班長：地域げんき課長	1 災害情報の収集に関すること。 2 関係機関の活動状況の掌握に関すること。 3 気象情報の接受及び通報に関すること。 4 被害状況の集約・整理に関すること。	地域げんき課 広報戦略課
	総務班 班長：総務課長	1 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。 2 災害見舞い及び視察者の応対に関すること。 3 被災証明書の発行に関すること。 4 職員、関係機関連絡員等の仮眠場所に関すること。	総務課 秘書課
	広報班 班長：広報戦略課長	1 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。 2 災害情報の広報に関すること。 3 記録写真の撮影及び管理に関すること。	広報戦略課 選管事務局
	人事班 班長：人事課長	1 災害時における人員の配置並びに調整に関すること。 2 他自治体からの応援職員の受入れ及び配置の調整に関すること。 3 労務者の雇用に関すること。 4 職員の安否確認・健康管理に関すること。 5 人事給与（労務者含む）に関すること。	人事課 スポーツ振興課

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
総務対策部	ボランティア班 班長：男女いきいき 推進課長	1 ボランティアセンター開設に関すること。 2 ボランティアの受入・配置に関すること。 3 男女共同参画視点の災害対応に関すること。	男女いきいき推進課
財政対策部 部長：財政部長	財務班（*） 班長：財政課長	1 災害対策に係る予算措置に関すること。 2 応急復旧資金に関すること。 3 災害応急物資の調達に関すること。 4 車両の集中管理及び配車に関すること。	財政課 契約課
	罹災証明班（*） 班長：税務課長	1 家屋の罹災調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。	税務課 収納課
	出納班（*） 班長：会計管理者	1 義援金の保管に関すること。 2 災害に関する諸支出に関すること。	会計課
罹災救助部 部長：福祉保健 部長 副部長：こども未 来部長	総務班 班長：福祉総務課長	1 災害救助法の適用に関すること。 2 関係物資・機材の調達・保管・輸送に関すること。 3 救援物資・義捐金の受付・配分に関すること。 4 医療施設、福祉施設、介護施設等の被災情報の収集に関すること。 5 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。	福祉総務課
	救護衛生班 班長：国保けんこう 課長	1 医師会・日赤等関係機関等との連絡・調整に関すること。 2 仮設救護所の開設・運営に関すること。 3 傷病者の搬送に関すること。 4 避難住民の健康対策に関すること。	国保けんこう 課
	要配慮者班 班長：障がい福祉 課長	要配慮者の安否確認、各種支援に関すること。	障がい福祉 課
	避難所班 班長：長寿介護課長	1 指定避難所、福祉介護避難所の開設・運営に関すること。 2 在宅被災者等への生活必需品の配分に関すること。 3 各地域の被害状況の収集・報告に関すること。	長寿介護課 市民課 出張所
	遺体処理班 班長：保護課長	1 遺体安置所の開設・運営に関すること。 2 遺体の搬送に関すること。 3 遺族等へのグリーフケアに関すること。	保護課
	仮設住宅班（*） 班長：監査委員事務 局長	1 仮設住宅の運営に関すること。 2 応急仮設住宅サポート拠点の開設・運営に関すること。	監査委員 事務局

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
罹災救助部 部長：福祉保健 部長 副部長：こども 未来部長	こども対策班 班長：こども政策課 長	1 児童福祉施設及び幼稚園の被災情報の収集に 関すること。 2 応急保育対策に関すること。 3 被災により保護が必要となった児童の実態把握 及び対策に関すること。	こども政策 課 こども家庭 課
環境対策部 部長：市民環境 部長	防疫班 班長：環境保全課長	1 防疫に関すること。 2 薬品及び衛生材料の調整に関すること。 3 埋葬・火葬に関すること。	環境保全課 市民課 ボートレース 企業局
	清掃班 班長：環境センター 所長	1 ゴミの収集、焼却作業に関すること。 2 し尿の処理作業に関すること。 3 災害廃棄物の処理に関すること。	環境センタ ー ボートレース 企業局
産業対策部 部長：産業振興 部長	総務班 班長：商工振興課長 副班長：企業誘致 課長	1 産業振興部全般の被災情報の収集に 関すること。 2 罹災農林水産業者、商工業者の災害金融に 関すること。	農林水産振興 課 商工振興課 観光振興課 企業誘致課 農業委員会
	農林水産整備班 班長：農林水産整備 課長	1 農地及び農業用施設の災害復旧に 関すること。 2 溜池の保全に関すること。 3 治山施設及び林道施設の災害復旧に 関すること。 4 漁港の災害復旧に関すること。	農林水産整 備課
	農林水産振興班 班長：農林水産振興 課長	1 応急用農作物の種苗の補給に 関すること。 2 農作物の災害対策に関すること。 3 家畜の災害対策に関すること。	農林水産振 興課
	商工観光班 班長：観光振興課長	1 商工業者、観光施設及び工業団地等 の被災情報の収集に関すること。 2 応急復旧資材確保幹旋に関すること。	商工振興課 観光振興課 企業誘致課

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
都市整備対策部 部長：都市整備 部長	総務班 班長：道路管理課長	1 都市整備部全般の被災情報の収集に関するこ と。 2 土木復旧事業の総括に関すること。	都市計画課 道路整備課 河川公園課 道路管理課
	土木班 班長：河川公園課長 副班長：道路整備 課長	1 道路橋梁の災害復旧に関すること。 2 災害時における道路橋梁の使用に関すること。 3 港湾の災害復旧に関すること。 4 高潮対策に関すること。 5 河川、堤防、溝きよ、水路及び樋門等の災害復 旧に関すること。 6 地すべり対策に関すること。	道路整備課 都市計画課 河川公園課 新幹線まち づくり課
	建築班 班長：建築課長	1 建築物の被災情報の収集に関すること。 2 応急危険度判定の実施に関すること。 3 建築物の二次災害防止に関すること。 4 災害住宅の建築に関すること。 5 応急仮設住宅の設置及び資材の調達に関するこ と。 6 市有建物の応急対策に関すること。	建築課
上下水道対策部 部長：上下水道 事業管理者 副部長：次長	総務班 班長：業務課長	1 上下水道施設の被災情報の収集に関すること。 2 災害時の相談窓口に関すること。	業務課
	経理班 班長：業務課長	復旧資材の調達に関すること。	業務課
	応急給水班 班長：水道工務課長	避難所等への応急給水の運搬に関すること。	水道工務課
	浄水施設班 班長：浄水課長	1 上水道の浄水施設、送水施設、各配水池及び各水 源の復旧に関すること。 2 工業用水道の施設、送水施設、各配水池及び各 水源の復旧に関すること。	浄水課
	管路復旧班 班長：水道工務課長	1 上水道の管路の復旧に関すること。 2 工業用水道の管路の復旧に関すること。	水道工務課
	下水道建設班 班長：下水道工務 課長	1 下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水排 除対策に関すること。 2 下水道施設の復旧に関すること。 3 農業集落排水施設の復旧に関すること。	下水道工務 課
	排水設備班 班長：下水道工務 課長	下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水（排 水設備）排除対策に関すること。	下水道工務 課

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
上下水道対策部	下水処理班 班長：下水道施設課長	1 終末処理場及びポンプ場における流入下水の処理対策に関すること。 2 農業集落排水污水处理施設における流入下水の処理対策に関すること。	下水道施設課
文教対策部 部長：教育長 副部長：教育次長	教育班 班長：教育総務課長	1 児童生徒及び教職員の調査に関すること。 2 応急教育対策に関すること。 3 学校施設・教育文化施設の被災情報の収集及び対策に関すること。 4 学童及び授業の措置に関すること。 5 教科書の斡旋調達に関すること。 6 学用品の支給に関すること。 7 文化財の被災情報の収集及び対策に関すること。	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化振興課
消防部 部長：消防署長	消防署の計画	1 消防職員の非常招集及び非常配置に関すること。 2 災害の警戒及び予防に関すること。 3 避難誘導及び被災者の救助、救援に関すること。 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 5 障害物除去に関すること。 6 災害の緊急復旧に関すること。 7 消防団との連携に関すること。	消防署
	消防団	1 災害の警戒及び予防に関すること。 2 消防・水防、その他の応急処置に関すること。 3 避難誘導及び被災者の救助・救援に関すること。 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 5 障害物除去に関すること。	消防団
摘 要		*印の班の職員については、初動段階では、他部（班）の応援要員として行動する。	

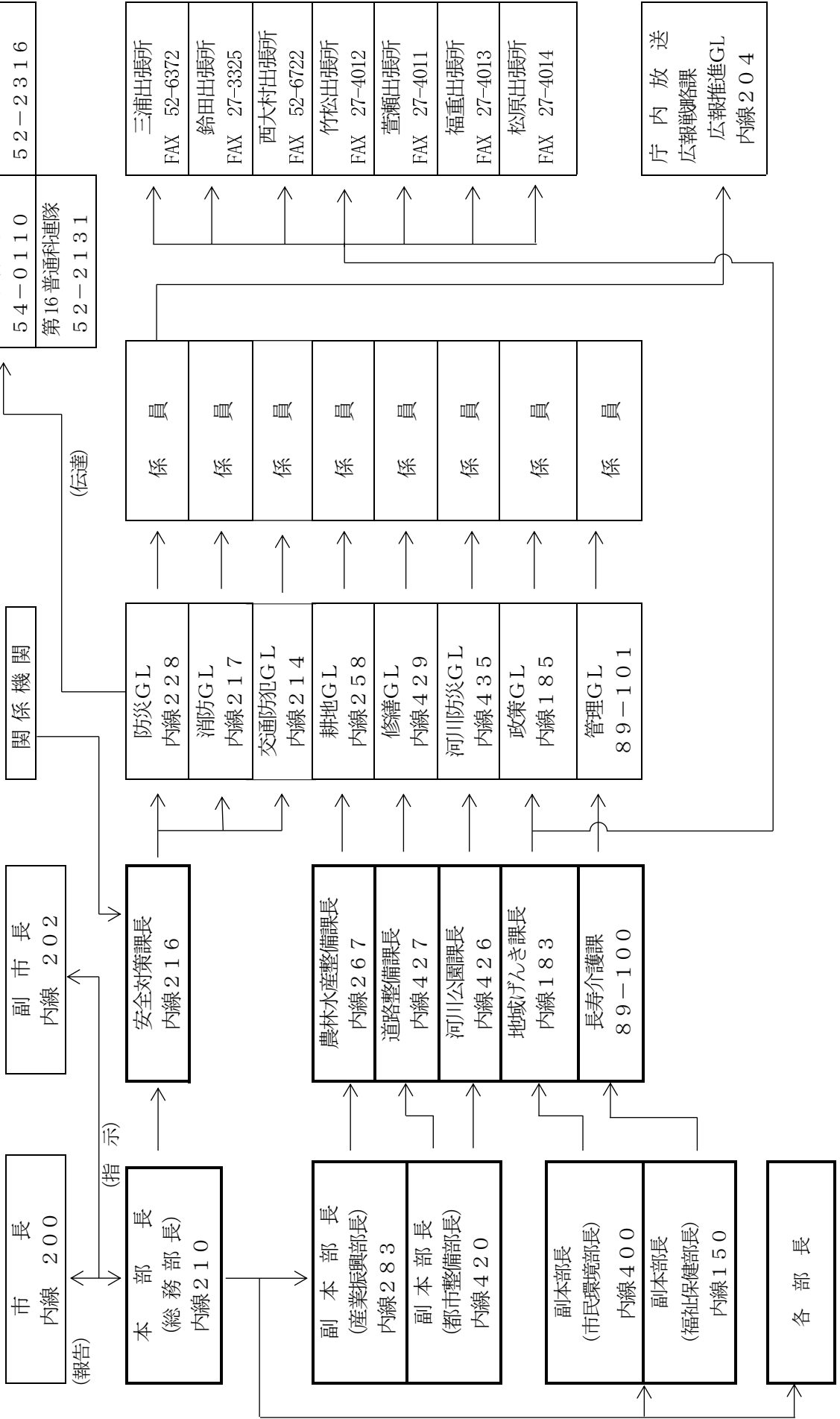
職 員 配 備 編 成 基 準 表

部 名	(班 名) 課	要 員			部 名	(班 名) 課	要 員		
		第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備			第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備
総 務 対 策 部	部長、副部長	2	2	2	雇 災 救 助 部	部長、副部長	2	2	2
	(企画統制班)					(総務班)			
	安全対策課	9	9	9		福祉総務課	5	12	16
	企画政策課	6	9	13		(救護衛生班)			
	デジタル推進課	3	4	4		国保けんこう課	8	16	25
	管財課	3	7	10		(要配慮者班)			
						障がい福祉課	5	8	10
	(情報班)					(避難所班)			
	地域げんき課	3	6	6		長寿介護課	6	14	29
	広報戦略課 (情報)	2	4	4		市民課			5
						出張所	6	12	12
	(総務班)					(遺体処理班)			
	総務課	6	14	14		保護課	8	16	24
	秘書課	2	2	2		(仮設住宅班)			
財 政 対 策 部	(広報班)				環 境 対 策 部	監査委員事務局			5
	広報戦略課 (広報)	3	4	4		(こども対策班)			
	選管事務局		4	4		こども政策課	7	10	18
	(人事班)					こども家庭課	4	6	12
	人事課	2	6	9		部長	1	1	1
	スポーツ振興課	5	7	8		(防疫班)			
	(ボランティア班)					環境保全課	4	8	11
	男女いきいき推進課	2	2	3		市民課	5	10	17
						ボートレース企業局業務課		2	6
						経営管理課		3	5
						(清掃班)			
						環境センター	7	12	27
						ボートレース企業局企画課		5	10
						広域発売推進課		3	6
雇 産 業 対 策 部	部長	1	1	1		施設管理課		3	4
	(財務班)					部長	1	1	1
	財政課	3	6	8		(総務班)			
	契約課	2	5	10		農林水産振興課	2	4	4
	(罹災証明班)					商工振興課	1	2	5
	税務課	10	20	26		観光振興課	2	3	3
雇 産 業 対 策 部	収納課	6	12	18		企業誘致課	1	1	1
	(出納班)					農業委員会	2	4	6
	会計課	3	3	6					

部 名	(班 名) 課	要 員			部 名	(班 名) 課	要 員		
		第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備			第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備
産 業 対 策 部	(農林水産整備班) 農林水産整備課	6	9	14	上 下 水 道 対 策 部	(下水道建設班) 下水道工務課	4	9	11
	(農林水産振興班) 農林水産振興課	4	8	11		(排水設備班) 下水道工務課	1	3	4
	(商工観光班) 商工振興課 観光振興課 企業誘致課	1 1 1	3 3 1	6 5 1		(下水処理班) 下水道施設課	2	4	5
						教育長, 教育政策監, 教育 次長	3	3	3
						(教育班) 教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化振興課 図書館	3 4 3 3 3	6 13 6 3 7	14 13 12 7 11
都 市 整 備 対 策 部	部長	1	1	1	文 教 対 策 部				
	(総務班) 都市計画課 道路整備課 河川公園課 道路管理課	2 1 2 4	3 2 3 9	3 3 3 12					
	(土木班) 道路整備課 都市計画課 河川公園課 新幹線まちづくり課	4 1 3 5	8 5 7 10	12 5 7 17					
	(建築班) 建築課	7	14	19					
						合 計	233	452	665
						【備 考】			
						1 消防部は、消防署長、消防団長計画			
						2 各課の第三配備人員は、令和5年 4月1日現在の所属人員（再任用含む）			
上 下 水 道 対 策 部	統括 管理者、次長	2	2	2		※対応する配備の要員については、災害対策本 部長の指示により、災害の規模に応じて変更で きるものとする。			
	(総務班) 業務課	3	5	6					
	(経理班) 業務課	1	3	6					
	(応急給水班) 水道工務課	3	6	9					
	(浄水施設班) 浄水課	3	7	9					
	(管路復旧班) 水道工務課	2	4	8					

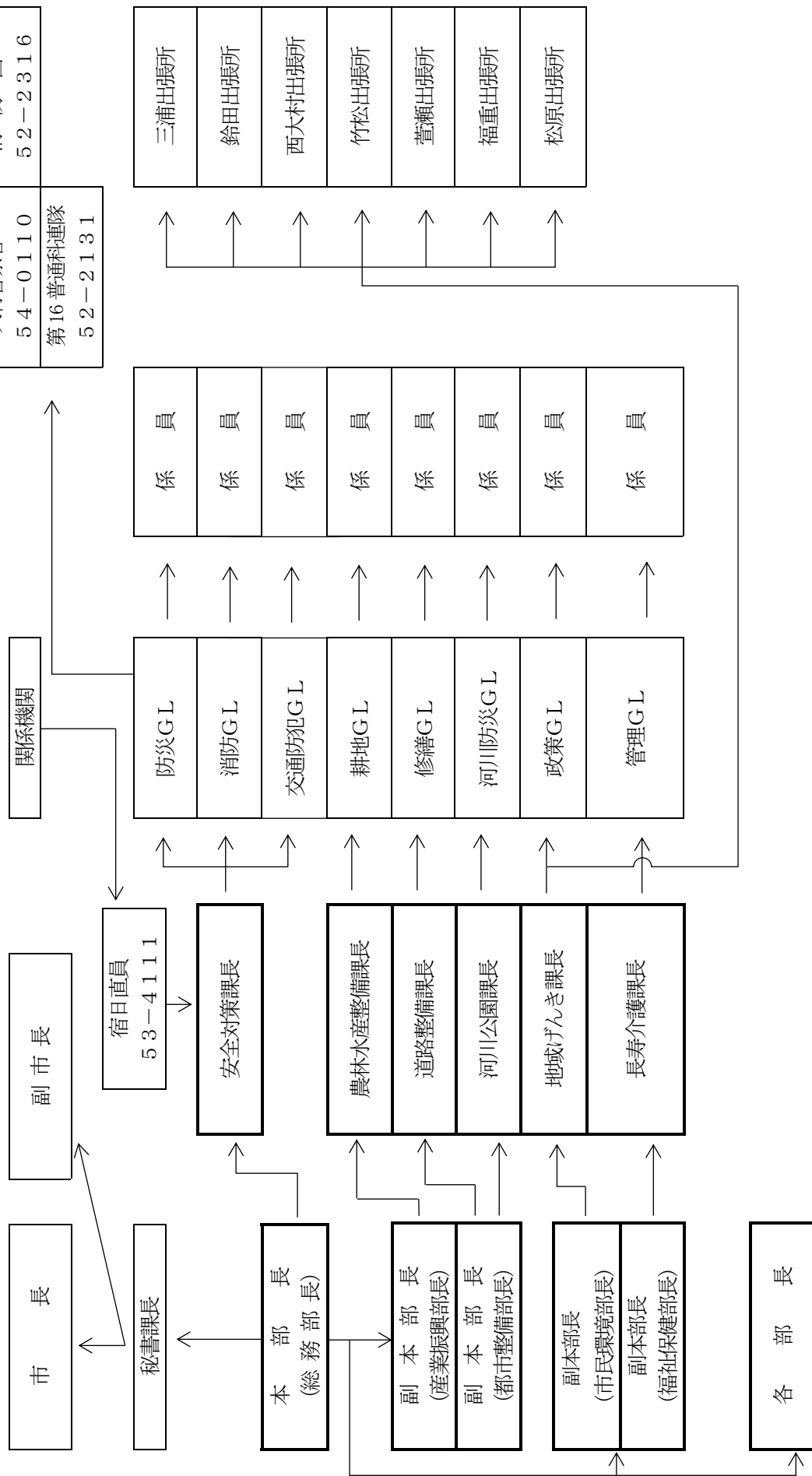
初 動 体 制 1-1

勤務時間中に各種警報が発表された場合は、直ちに「大村市災害警戒本部」を設置する。
その伝達方法は、次のとおりとする。



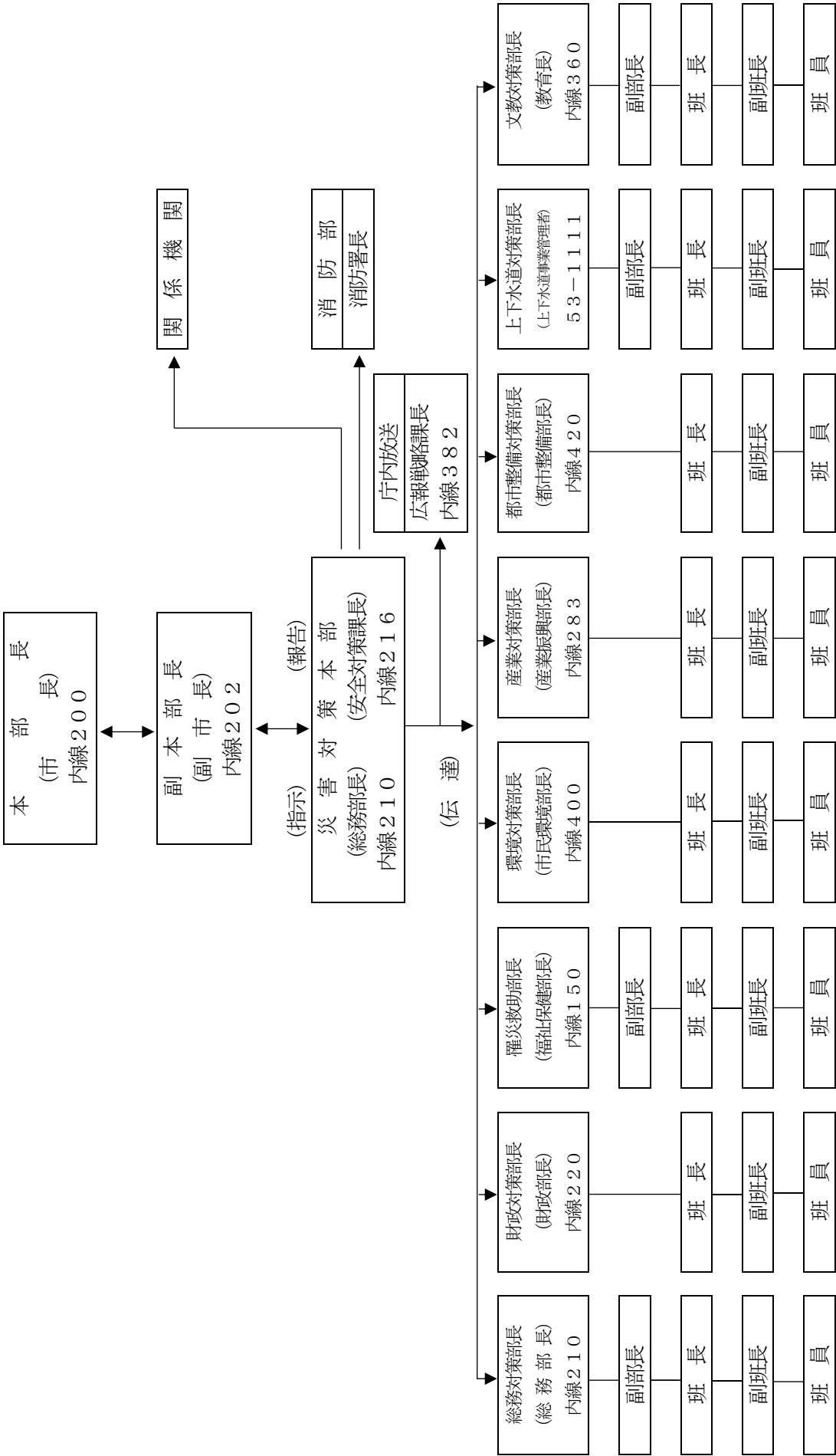
初 動 体 制 1－2

休日夜間等勤務時間外に各種警報が発表された場合は、直ちに「大村市災害警戒本部」を設置する。
その伝達方法は、次のとおりとする。



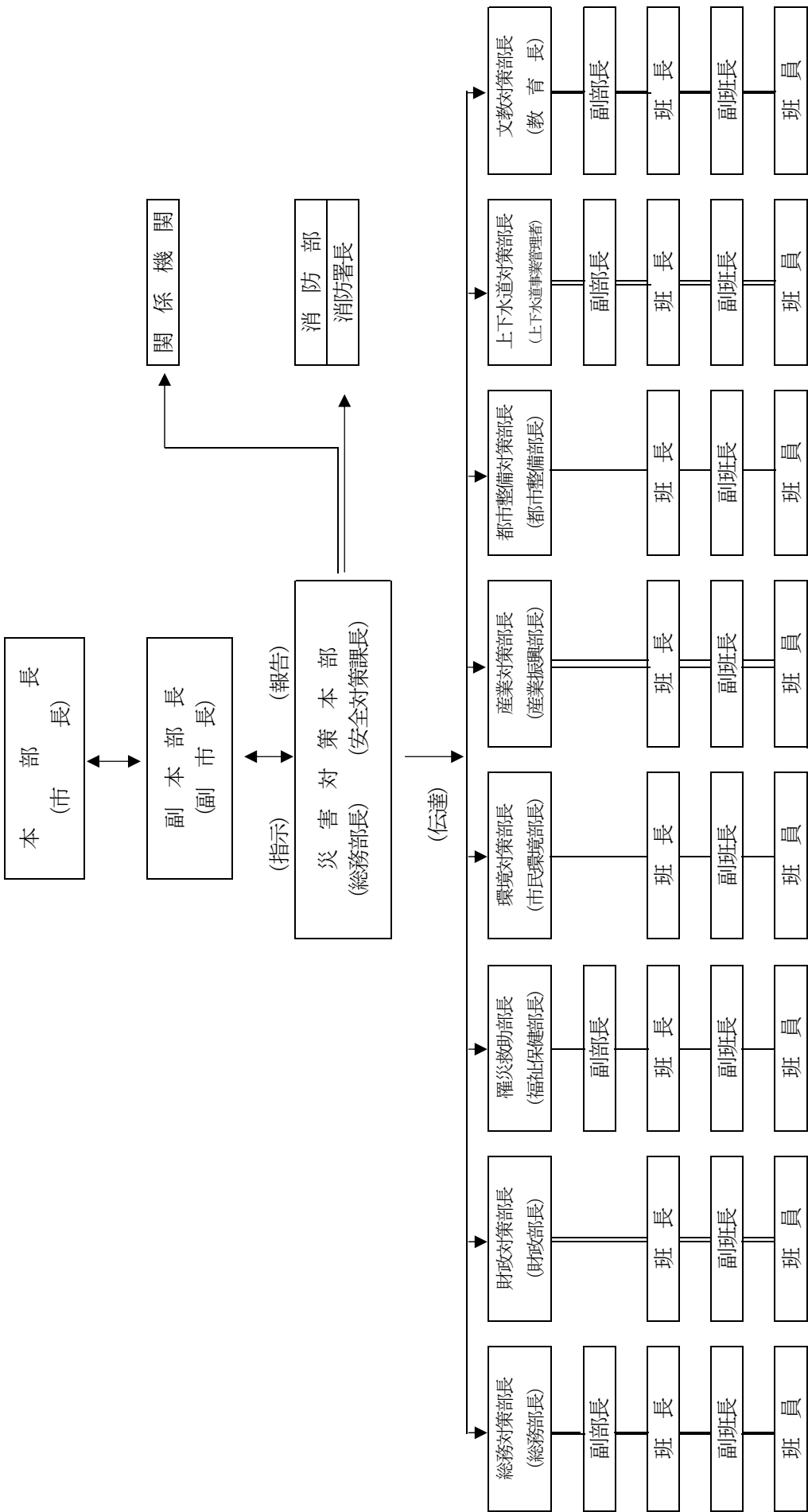
初 動 体 制 2-1

勤務時間中に「災害対策本部」が設置されたときの職員への伝達方法は次のとおりとする。



初 動 体 制 2－2

休日・夜間等勤務時間外に「災害対策本部」が設置されたときの職員への伝達方法は次のとおりとする。



第2節 情報・通信

風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、気象等に関する情報、被害に関する情報及び各防災関係機関に関する情報は、効果的・効率的な応急対策を実施する上で不可欠であり、災害の規模や被害の程度に応じ、情報の収集、伝達を迅速かつ確実に行わなければならない。このため、概括的な情報を含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて収集し、収集した情報は速やかに県本部等へ報告して、組織的な応急対策の実施を図るとともに、市民に影響する事項はその都度周知するよう努める。

1 収集すべき情報等

(1) 気象情報

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等などの気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、長崎県内の市町ごと（大村市）に現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに明示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域（諫早・大村地区）の名称が用いられる場合がある。

(ア) 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
警報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
注意報	雷注意報	の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(ウ) 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

発表官署 長崎地方気象台

大村市	府県予報区		長崎県	
	一般細分区分		南 部	
	市町村等まとめた地域		諫早・大村地区	
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	2 8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	1 4 0

警 報	洪 水	流域雨量指数基準	郡川流域=18.1，大上戸川流域=9.1， 内田川流域=6.1，鈴田川流域=10.8	
		複合基準 *1	—	
		指定河川洪水予報に よる基準	—	
	暴 風	平 均 風 速	陸上	2 0 m／ s
			大村湾	2 0 m／ s
	暴 風 雪	平 均 風 速	陸上	2 0 m／ s 雪を伴う
			大村湾	2 0 m／ s 雪を伴う
	大 雪	降 雪 の 深 さ	平地	1 2 時間降雪の深さ 1 0 cm
			山地	1 2 時間降雪の深さ 2 0 cm
	波 浪	有 義 波 高	2． 5 m	
高 潮	潮 位	1． 1 m		
注意報	大 雨	表面雨量指数基準	1 8	
		土壌雨量指数基準	9 1	
	洪 水	流域雨量指数基準	郡川流域＝14.4 大上戸川流域＝7.2 内田 川流域＝4.8 鈴田川流域＝8.6	
		複合基準 *1	—	
		指定河川洪水予報に よる基準	—	
	強 風	平 均 風 速	陸 上	1 0 m／ s
			大村湾	1 0 m／ s
	風 雪	平 均 風 速	陸 上	1 0 m／ s 雪を伴う
			大村湾	1 0 m／ s 雪を伴う
	大 雪	降 雪 の 深 さ	平 地	1 2 時間降雪の深さ 3 cm
			山 地	1 2 時間降雪の深さ 5 cm
	波 浪	有 義 波 高	1． 5 m	
	高 潮	潮 位	0． 9 m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃 霧	視 程	陸 上	1 0 0 m
			大村湾	5 0 0 m
	乾 燥	① 最小湿度が 4 5 ％で実効湿度 6 5 ％② 実効湿度 6 0 ％		
	な だ れ	積雪の深さ 1 0 0 c m 以上で、次のいずれか ① 気温 3℃以上で好天 ② 低気圧等による降雨 ② 降雪の深さ 3 0 c m 以上		
	低 温	夏 期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さら に 2 日以上続くと予想される場合		

	低 温	冬 期：最低気温が－3℃以下	
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜、最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が－2℃～2℃ 湿度90%以上	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

(エ) 市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- a 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- b 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- c 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある
- d 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- e 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- f 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このよう

な状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

- g 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- h 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- i 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページの洪水警報・注意報の基準値(1km四方)

【CSV 形式】

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

- j 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページの洪水警報・注意報の基準値(1km四方)【CSV 形式】

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

- k 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- l 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

(オ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等、キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ※	・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流域を概ね 1 km ごとに 5 段階にいろわけして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(h) 早期注意情報(警報級の可能性)

5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県南部など)で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

(※) 特別警報・警報・注意報の発表区域（南部）

府県予報区域名	1次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	警報等の発表単位となる市町村・地域名 (2次細分区域名)
長 崎 県	南 部	諫 早 ・ 大 村 地 区	大 村 市
			諫 早 市
		島 原 半 島	島 原 市
			雲 仙 市
			南 島 原 市
		長 崎 地 区	長 崎 市
			長 与 町
			時 津 町
		西 彼 杵 半 島	西海市（江島・平戸を除く）

※ 大雨や洪水などの警報等を発表した場合、テレビやラジオなどで放送されるが、この時、本表の「市町村等をまとめた地域名」を使って放送される場合がある。

- a 発表の基準の欄に記載した数値は、各々の災害発生頻度と気象条件との関係を調査した上で、決定する。
- b 警報・注意報はその種類にかかわらず、これらの新たな警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又解除されるときまで継続されるものとする。
- c 特別警報・警報・注意報には、防災上特に必要となる事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりとし、簡明な記載を行う。
 - (い つ) 注意警戒すべき期間・・・具体的に示す。
 - (どこで) 注意警戒すべき地域・・・現象の中心になると予想される地域
 - (何 が) 注意警戒すべき気象現象など・・・量的な予測

ウ 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

オ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

長崎県の雨量による発表基準は、1時間 110mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、南部（大村市を含む一次細分区域）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が南部（大村市を含む一次細分区域）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

キ 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて大村市や県央地域広域市町村圏組合消防本部に伝達される。

(2) 災害情報

ア 収集する情報

人的・物的被害（ライフライン含む。）、道路・通信途絶の状況等救護・救援活動に影響を与える情報等

イ 収集の要領・整理

(ア) 発災直後は、特に情報が錯綜する状況にあることから、参集した各部・各班は、所管する施設等の被害状況及び関連団体・事業等の被害状況を確実に把握するため、限られた時間・人員の制約の中、役割分担を明確にして情報を収集し、収集した情報については、総務対策部情報班に報告するものとする。

(イ) 総務対策部情報班は、各部及び関係機関から報告あるいは通報された被害情報等を明確なもの、不確実なもの等に区分し、時系列に応じて集約・整理する。

(3) 関係機関の活動状況に関する情報

自衛隊、警察、ライフライン機関等の状況

2 情報収集・伝達要領

(1) 県

県防災行政無線を主体に情報の収集・伝達を行う。必要に応じ非常無線を利用する。

(2) 災害対策本部各部

現場で活動している災害対策本部各部とは、I P無線、消防無線、携帯電話等を活用す

る。

(3) 関係機関

災害対策本部に設置された関係機関の連絡班（員）等を通じ、相互に活動状況に関する情報、被災状況等を通知し情報を共有する。また、現場においても、相互に情報の発信等協力するものとする。

(4) 自主防災組織

各地区の被害状況の入手及び防災関係機関の活動状況等に関する地区住民への周知のため自治会等の自主防災組織を活用する。

(5) 報道機関

市の活動状況等を市民に周知するため、定期的に報道機関に情報を提供する。

3 非常無線通信の運用

災害又は災害による暴動などの非常事態が発生し又は発生するおそれがあり、しかも有線通話を利用できないか、利用することが著しく困難になった場合、長崎地区非常無線通信協議会（会長 長崎県防災企画課長）は非常無線通信を確保する。

(1) 非常無線による非常通報の内容等（通信にかかる料金は原則無料）

ア 人命の救助に関するもの

イ 天災の予報（主河川の水位を含む。）及び天災その他災害の状況に関するもの

ウ 緊急を要する気象等の観測資料

エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

オ 非常事態に際しての事態収拾、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

カ 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの

キ 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの

ク 救助法第24条の規定に基づき、県から医療、土木、建設又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

(2) 非常通信の利用

無線局の免許人が自ら発受するほか、次の者からの依頼に応じて、それぞれの無線局で取り扱うようになっている。頼信する際には「非常」の表示を行う。

ア 官庁（公共企業を含む。）及び地方自治体

イ 災害対策本部

ウ 日本赤十字社

エ 電力会社

*無線局の免許人において、上のア～エ以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。

(3) 非常通信の頼信手続き

ア 受取人の宛名、電話番号

イ 本文（わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文はおおむね200文字以内とする。ただし、必要により何通も発信することができる。）

ウ 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。）

エ 非常の表示（「非常」と漢字で書く。）

オ 発信人の住所氏名、電話番号（漢字で書く。）

(4) 非常通信の頼信

ア 最も近い無線局又は付近の移動局（無線カー、パトカー、タクシー、漁船等）を利用して頼信する。

イ 頼信の方法は、直接無線局へ依頼するか電話による依頼かいずれでも差し支えない。

なお、平素から無線局の所在地等を十分に把握するとともに、予め協力要請を行うなど必要な事前対策を講じておくものとする。

ウ 非常通信の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

4 災害情報の連絡の系統等

「資料編 VII 情報（伝達）系統」の項による。

第3節 広報及び広聴活動

台風、豪雨等による災害に備え、気象情報や危険箇所及び避難所等に関する情報等を市民へ広報するとともに、風水害が発生した場合には、被害の状況、復旧の見込み、生活関連情報等の正確な情報を提供して、無用な混乱や風評被害を防止し、市民が適切な判断・行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係防災機関等は一体となって、適切かつ迅速な広報活動を行うとともに、速やかな復旧を図るため、市及び関係防災機関において、広聴活動を展開し、被災市民の動向と要望事項の把握に努める。

1 広報活動

市は災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、関係防災機関等と密接な連携のもと、次により広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア 災害発生前後

- (ア) 気象・河川に関する情報
- (イ) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保
- (ウ) 要配慮者の取るべき行動
- (エ) 避難所の開設情報
- (オ) 被害状況、危険箇所、警戒区域に関する情報
- (カ) 市の活動に関する情報

イ 応急対策活動実施時

- (ア) 生活関連情報（食料、給水、衛生、防疫、生活必需品の供給等）
- (イ) ライフライン・通信施設の復旧情報
- (ウ) 道路、緊急輸送等の情報
- (エ) 医療機関の活動情報
- (オ) 被災者支援に関する情報（税、義援金、仮設住宅等）

(2) 広報の方法

風水害の発生前後や応急対策活動実施時の状況に応じて、防災行政無線、インターネット、SNS、広報車、印刷物、テレビ・ラジオに対する放送依頼及び職員の派遣等の方法を適切に判断して実施する。

2 報道機関対応

(1) 記者会見

必要に応じ記者会見を行い、災害の状況、対策の実施状況等の情報提供を行う。また、災害対策本部等の活動記録などを集約した資料を作成し、紙面での配布等を行い、報道機関の要望等に対応する。

(2) 取材活動の自粛要請

災害対策本部や指定避難所内における取材については、自粛を要請する。

3 広聴活動

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、以下のとおり広聴活動を実施する。

- (1) 災害が終息したときは、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を実施し、事後の救援処置の相談に当たる。
- (2) 避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に努める。
- (3) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広範囲な災害の場合は、被災者の救護事務を所掌する市各部の職員を相談員として常駐させる一方、広報車等を利用して被災地の巡回移動相談を行い、救護対策を強力に推進するように努める。

第4節 広域応援活動

被害が市の全域に及んだ場合は、市及び市の地域の関係機関のみでは、対応が困難なことから、県、他市町や民間等の協力を得て、応急対策に万全を期する。

1 他の地方公共団体等への応援要請

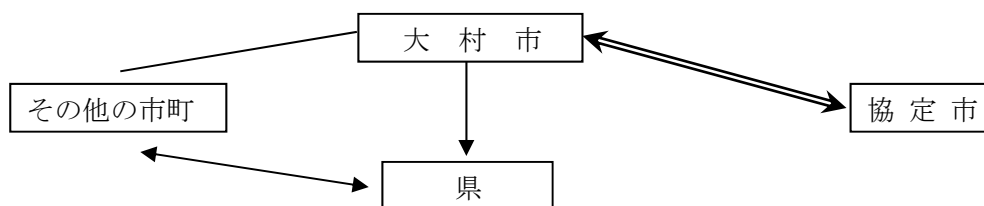
- (1) 応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により協力を求めるものとする。

要 請 先	要 請 の 内 容	根 拠 法 令 等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条

県 知 事	1 指定地方行政機関の職員の派遣の幹旋要請 2 他の地方公共団体の職員の派遣の幹旋要請 3 応援の要求及び応急措置の実施要請 4 職員の派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17
他の市・町 長等	1 応援の要求 2 職員の派遣要請 3 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17 消防相互応援協定（消防組織法）

(2) 応援要請の手続要領

次の系統図により行うが、緊急やむをえない場合はこの限りでない。



2 民間団体等への協力要請

民間団体等に対して、以下の業務を実施するよう要請する。

- (1) 異常気象、危険箇所等を発見した場所に関する情報
- (2) 予報・警報、その他情報の市民に対する伝達
- (3) 広報・広聴活動
- (4) 出火の防止及び初期消火
- (5) 避難誘導及び避難所内の被災者の救助業務
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分
- (7) 被害状況の調査
- (8) 被災区域内の秩序維持

第5節 自衛隊の派遣要請

1 自衛隊の災害派遣の形態

要請による災害派遣	○県知事が人命及び財産の保護のため、自衛隊に災害派遣を要請する場合 ○市長が応急措置を実施するため、県知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう求め、これを受けて県知事が災害派遣を要請する場合 *現に災害が発生し、市長が県知事と連絡が取れない場合、市長は自衛隊に対して、災害派遣の要請を通知することができる。
-----------	--

自 主 派 遣	○県知事との連絡が不能又は災害の事態に対して県知事からの災害派遣要請を待ついとまがなく、緊急性がある場合 ○自衛隊の実施すべき救助活動が明確で、人命救助に関するものであると認められる場合 ○関係機関に対し情報を提供するため、情報収集の必要があると認められる場合 * 県知事との連絡が確保できた時点で、要請による災害派遣へ移行することを原則とする。
近 傍 災 害 派 遣	○庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生し、部隊等の長が部隊等を派遣する場合

2 自衛隊の活動内容

(1) 陸上自衛隊

- ア 人命の救助
- イ 消防、水防
- ウ 救援物資の輸送
- エ 道路の応急啓開
- オ 応急の医療防疫
- カ 給食・給水、入浴支援及び通信支援
- キ 被災地の偵察（航空を含む。）及び応急措置（復旧）

(2) 海上自衛隊

- ア 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- イ 人員、救援物資等の緊急輸送
- ウ 状況偵察及び被害の調査
- エ 船舶火災及び油の排出に対する救援
- オ 航空機による急患輸送

(3) 航空自衛隊

- ア 人命の救助
- イ 消防、水防
- ウ 人員、救援物資の空輸
- エ 通信支援
- オ 航空機による急患輸送

(4) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は、要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

災害の規模に応ずる部隊運用の要領、大綱は、次のとおりである。

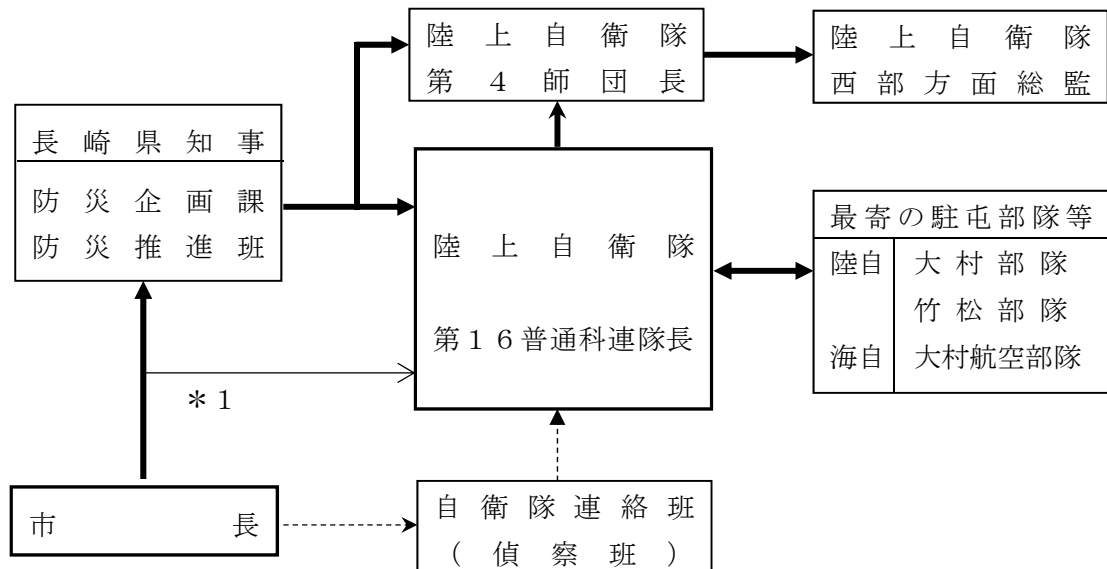
小規模な災害	隊区担当の部隊（第16普通科連隊）をもって対処
大規模な災害	初動は隊区担当の部隊（第16普通科連隊）をもって対処し、必要に応じて他部隊の増援を受けて対処

(5) 陸・海・空自衛隊の指揮関係

陸・海・空自衛隊相互の指揮関係は、通常、協力関係である。

3 災害派遣の要請系統

(1) 要請系統図



(2) 市における自衛隊の対応窓口

陸上自衛隊 第16普通科連隊第3科 (TEL 代表0957-52-2131)

* 県内自衛隊の配置については、「資料編 VI 関係機関等」の項による。

4 自衛隊への派遣要請手続き

(1) 派遣要請の要件

自衛隊への災害派遣要請にあたっては、次の3要件の基準を満たしているかを検討して要請する。

- ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ② 緊急性：差し迫った必要性があること。
- ③ 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

(2) 派遣要請書に含ませる事項

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣区域、活動内容、その他必要事項

(3) 要請（要求）の手段・要領

- ア 災害派遣要請書を作成し、文書により県知事に要求（依頼）する。緊急の場合は電話又は口頭により要求（依頼）し、事後、文書により処置する。
- イ 県との通信が途絶し、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を直接、陸上自衛隊第16普通科連隊長に通知し、通信回復後直ちに県知事へ通知する。

(4) 市長が派遣要請を要求（通知）する上での留意事項

- ア 自衛隊は、人命救助活動を第一義に行う。

- イ 自衛隊は、緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- ウ 自衛隊の活動は、公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業を行わない。
- エ 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との３者間で行う。

5 自衛隊との連絡調整

- (1) 災害対策本部設置時、災害応急対策を迅速に行うため、第１６普通科連隊（第４中隊）から、連絡班が派遣され、情報収集並びに連絡調整に当たる。
- (2) 地区内に大規模災害又は特異な災害が発生した場合は、第１６普通科連隊の他、第１０２高射特科隊及び第２２航空群へそれぞれ連絡幹部の派遣を依頼する。
- (3) 災害が他市町にまたがる場合は、自衛隊の災害派遣について、他の災害復旧機関（民間業者を含む。）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立を避けるため、県において調整が行われる。
- (4) 市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運用を図るよう派遣部隊指揮官等と密接な調整を行う。

6 派遣を受ける市の態勢及び準備

- (1) 資材、機材等の準備

市側において準備すべき資材及び機材等については、下表を基準に準備する。

品 名		摘 要	品 名		摘 要
土 工 作 業	ベルトコンベヤー	掘土、搬土	水 防 作 業	蛇籠、金網、鉄線	水防築堤作業用
	リヤカー	小路の運搬作業		鎚等	同 上
	手釣類	土のう等の取扱用		かます、荒縄等	同 上
	フォーク、とう鋤	土工作業用		木杭	同 上
防 疫 給 水	消毒剤	疫用	共 通	標準材料	
	マスク	防疫用		夜間照明設備	夜間作業用
	給水槽、ドラム缶	給水用		ゴム手袋	遺体収容等
				その他資機材	

- (2) 連絡調整員の指定
自衛隊との連絡調整のため、業務処理の練達者又は適任の者を調整員として指定する。
- (3) 宿泊場所の確保
災害派遣のため、派遣された連絡偵察員の宿泊場所は、市側において準備する。

7 地上と航空機との交信方法

交通及び通信が途絶した孤立集落等においては、国際救難信号（発煙：３本・三角形）をはじめ、石灰による表示やシート・カーテンを利用した対空目視信号（国際民間航空機関対空信号）の設置及び大きな旗としての使用、ライト、鏡などあらゆる手段を講じて、救助・救出、救援等が必要であることを航空機に連絡するものとする。

8 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常、派遣を受けた市側の負担とする。

なお、細部については、その都度、災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資材及び機材（自衛隊装備機材を除く。）等の購入・借上げ又は修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴等の費用
- (4) 無作為による損害の補償

9 災害派遣の撤収要請

- (1) 市長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収要請を知事に要求するものとする。
- (2) 撤収要請書に含ませる事項
 - ア 撤収日時
 - イ 撤収要請の事由
 - ウ その他

第6節 長崎県防災ヘリコプター派遣要請

災害に際して応急対策を実施するため、長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する場合における手続き等を定める。

1 派遣要請基準

災害に際して人命の保護のための救急及び救助活動にヘリコプターの派遣が必要な場合には、長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する。

2 派遣要請要領

長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する場合は、長崎県が定める長崎県防災ヘリコプター運行管理要綱及び長崎県防災ヘリコプター緊急運行要領に定めるところにより当初、口頭又はFAXにより、事後速やかに文書をもって要請を行う。

＊様式については、「資料編 XⅡ 県に対する報告・要請」の項による。

第7節 水防活動

洪水、台風等により堤防・護岸が被害を受け、水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、これを警戒・防ぎよし、被害を最小限に食い止めるための措置を実施する。

1 巡視及び警戒監視

- (1) 河川・水路、道路及び下水道の被害状況等を確認するため、河川の重要水防箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、過去の浸水地域、道路冠水の常襲箇所等の巡視を行う。

＊重要水防箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等については、「資料編 X 危険箇所等」による。

- (2) 河川・水路、下水道、道路、造成地、街路樹の倒木などに関する被害について市民等からの通報があった場合は、関係各部・班が、現地の確認を行うとともに、必要に応じて、継続的な監視と所要の処置を行う。

2 水防作業等の実施

- (1) 消防部が主体となって水防作業を行い、被害の拡大を防止する。
要領については、「水防計画編 第9章 水防活動」による。
この際、現場の秩序維持等のため、警察署との連携を図る。
- (2) 宅地開発等造成中の土地における措置については、開発・造成業者に対して、必要な措置を行うよう連絡・指導する。
- (3) 水防上やむを得ない必要がある場合は、近傍に居住する住民あるいは現場付近にある者を水防活動に従事させるものとする。
この際、従事させる住民等の安全の確保については、十分に配慮する。

3 河川の氾濫・浸水等が拡大した場合の措置

- (1) 避難指示等の発令
防災マップ等に基づき、避難が必要な地区に対して、避難指示等を発令し、当該地区からの避難を促す。
- (2) 警戒区域の設定
必要に応じて警戒区域を設定し、住民の退去及び当該地域への立ち入り制限・禁止を命じる。
この際、警察署に対して、警戒区域設定に伴う立ち入り禁止措置及び避難誘導に関する協力を要請する。

第8節 救急・救助活動

家屋の流出・倒壊等により、多様な救急救助事象が市内の各地で同時に発生することが予想されることから、消防部（消防署、消防団）が主体となって、関係機関、協力団体及び自主防災組織等と協力連携し、資機材をフルに活用して救急・救助活動を実施する。

1 救急・救助活動時の消防部の現地対策本部の体制（消防署内に設置）

組 織 の 名 称		選 任		任 務
本 部 長		署 長		—
署 内	庶 務 課	副 署 長	消 防 員	本部長の命を受け、消防職員の非常招集及び非常配備に関すること。 災害対策本部への伝命派遣に関すること。
	予 防 設 備 課	予防設備課長		被害状況及びその他情報収集に関すること。 各関係機関との連絡に関すること。 現場確認に関すること。
	消防救急 救 助 隊	各 隊 長		消防、救急、救助活動方針に関すること。 資器材の確保に関すること。 応援隊の編成並びに把握に関すること。 消防団との連携に関すること。

消 防 団	救 助 班	消 防 団 員	救出救助活動
	担 架 班		死傷病者の搬送
	警 備 班		現場の警戒警備
	補 給 班		資材の補給輸送

2 救急・救助活動の原則

- (1) 救急活動は、救急救命処置を優先し、傷病者の応急処置を迅速かつ効率的に実施し、安全な搬送を原則とする。
また、高規格救急車を配備し救急救命士を同乗させ、高度な救急救命処置を行う。
- (2) 救助活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し、効率的な組織活動を行う。
- (3) 医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に当たる。
- (4) 家屋の流出・倒壊等が多発し、同時に多数の救急救助事象が併発している場合は、災害現場を優先して救急・救助活動を行う。
- (5) 家屋の流出・倒壊等が少なく、同時に多数の救急救助事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救急・救助活動を行う。
- (6) 同時に小規模救急救助事象が発生した場合は、救命率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 市民等の協力

市民及び事業所は、近くに軽微な救助事象を発見した場合、消防署等に連絡するとともに、近所の人たちと協力して可能な限り救出救護に努める。

また、消防隊員に要請された場合は、救出救護活動に協力するものとする。

4 行方不明者の搜索

搜索にあたっては、災害対策本部内に実動機関の調整の場を設け、関係機関相互の情報交換、搜索地域の分担等を行うことにより、効率的な搜索を行う。

(1) 行方不明者の把握

町内会、自主防災組織等地元の情報、関係機関の情報等を集約し、行方不明者リストを作成し、その把握に努める。

＊行方不明者リストの様式は、「資料編 X I 様式類」の項による。

(2) 搜索活動

ア 行方不明者リストに基づき、自主防災組織等の協力を得て実施する。

イ 搜索活動中に行方不明者を発見したときは直ちに保護し、警察署に連絡する。

ウ 搜索活動中に遺体を発見したときは、警察署に連絡する。

エ 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に収容し、検視を行う。検視した遺体の処置は、「第16節 遺体の搜索・収容及び埋・火葬」による。

第9節 避難対策

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに住家を失った被災者を一時収容するため、避難指示等や避難誘導及び避難所の開設・運営など必要な事項について定める。

1 避難指示等

(1) 発令区分

警戒レベルを5段階とし、警戒・特別警戒等の発表と市内の情報収集結果により、「高齢者等避難（警戒レベル3）」、「避難指示（警戒レベル4）」及び「緊急安全確保（警戒レベル5）」の区分に応じて発令する。

(2) 避難指示等の発令を判断するための情報

ア 水害の発生のおそれがある場合の情報

大雨注意報・警戒（浸水害・土砂災害）、洪水注意報・警戒、大雨特別警戒（浸水害・土砂災害）、洪水注意報・警戒、水位到達情報、記録的短時間大雨情報等、大雨警戒（浸水害・土砂災害）、浸水キキクル（大雨警戒（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警戒の危険度分布）

イ 土砂災害の発生のおそれがある場合の情報

大雨注意報・警戒（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警戒（土砂災害）、土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布）

ウ 高潮災害の発生のおそれがある場合の情報

台風情報、高潮注意報、高潮警戒、高潮特別警戒等

(3) 避難指示等の発令者

避難指示等の発令は、原則、市長が行うが、災害等の状況により市長が指示することができないと認められるとき又は市長が警察等の関係機関に要求した場合は、災対法など関係法令により、警察官などが避難指示等を発令することができる。

実 施 者	警 察 官	海 上 保 安 官	自 衛 官
指示等の区分	・ 避難指示 ・ 緊急安全確保	・ 避難指示 ・ 緊急安全確保	・ 避難指示 ・ 緊急安全確保
災 害 の 種 類	災害全般	災害全般	災害全般
根 拠 法 令	・ 災対法 ・ 警察官職務執行法	災対法	自衛隊法

(4) 避難指示等の伝達

地域住民に対する避難指示等の伝達はおおむね次の方法により、周知徹底を図る。

この際、要配慮者が円滑な避難ができるように、わかりやすい言葉や表現、説明及び要配慮者の状態に応じた情報伝達手段を用いて、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮する。

ア 防災行政無線

イ 緊急速報メール

ウ 避難支援等関係者による口頭又は拡声器による伝達

エ 広報車（市、消防機関、警察など）

オ テレビ、ラジオ放送による伝達

カ 施設管理者等を通じての伝達（学校、幼稚園、保育所、福祉施設、病院等）

キ SNS（Webサービス）による伝達

(5) 避難指示等発令の要領

避難指示等の発令は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、実施する。

(6) 報告、公示

ア 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を県知事に報告するものとする。

イ 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

2 避難の誘導

(1) 避難誘導は、消防団員、自主防災組織及び行政委員が連携して実施するものとし、この際、警察官との連携に努める。

(2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童、生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

(3) 誘導経路については、安全を確認し、危険な所は避ける。また、誘導経路に危険箇所がある場合は、表示等を行うほか、経路上の要所に誘導員を配置して、事故防止に努める。

(4) 避難の方法等については、次のように指導する。

ア 避難に際しては、自主防災組織及び町内会等で互いに助け合い、集団行動をとる。

イ 避難の順序は、避難行動要支援者を優先し、一般を次の順位とする。

ウ 服装、携行品等

(ア) 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭布（できればヘルメット）をかぶる。

(イ) 避難者は2食程度の食料、日常品、懐中電灯、救急薬品、水筒、貴重品、携帯ラジオ等を携行する。なお、大量の家具、衣類等は持ち出さない。

(ウ) 自動車は原則使用しない。

(5) 避難誘導に当たっては、二人一組での行動を原則とするとともに、常に連絡が取れる体制を維持して誘導員の安全確保に努める。

3 避難所等の開設及び管理運営

(1) 避難所等の開設及び避難者の受入れ

ア 避難指示等を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合並びに大規模な災害が発生し避難所等の開設が必要な場合には、速やかに職員を管理要員として当該施設へ派遣し、避難所等を開設する。

開設に当たっては、洪水、浸水、土砂災害等の発生状況等を考慮し、危険性のない避難所を開設し、その状況を住民に周知徹底する。

イ 避難者の受入れにあたっては、避難所ごとに避難者名簿を作成し、正確な避難者数を把握するとともに、施設の広さに応じた適正な避難者数の受入れに留意する。

＊ 避難者名簿の様式は、「資料編 XI 様式類」の項による。

ウ 一般の指定避難所における避難生活が、本人の健康状態等に悪影響を及ぼすと認められる高齢者・障がい者等要配慮者については、協定を締結している福祉施設に福祉介護避難所の開設を依頼し、対象者を収容する。

(2) 避難所の管理運営

ア 指定緊急避難場所

住民の帰宅あるいは指定避難所への移動の状況により運営期間を適切に判断する。

特に被害の程度に応じた応急復旧に関わる機関の車両の駐車場、あるいはヘリポートとして利用が考えられる公園等については、適切な統制を実施する。

イ 指定避難所

(ア) 一般の指定避難所

管理要員を常駐させ、施設管理者、自主防災組織、町内会等の協力を得て避難所を運営し、避難者の保護に当たる。

運営に当たっては、良好な避難生活を送れるように、要配慮者や女性に配慮した施設（授乳区画、更衣区画、物干し場、福祉避難室等）の割り当て及び防犯に留意するとともに、女性の視点に立ったニーズにも対応できるよう女性スタッフの配置に努める。

また、ペットとの同行避難のための施設の確保に努める。

(イ) 福祉介護避難所

福祉介護避難所の運営は、「おおむら福祉介護避難所開設・運営の手引き」に従って適切に運営する福祉介護避難所の運営を統括するため、施設職員、市現地担当者等による運営本部を設置し、市福祉介護避難所本部と連絡調整に当たる。

(3) 避難場所等

「資料編 VIII 指定避難所等」の項による。

4 避難所以外で避難生活を送る避難者への配慮

車中泊避難など避難所以外で避難生活を送る被災者に対しても、保健師等による巡回健康相談、救援物資の配布、情報の伝達等必要な支援が受けられるよう措置を講ずる。

第10節 応急医療救護

医療救護は直接人命を左右するものであり、迅速な医療救護活動が求められることから、医療機関、関係機関の協力・連携のもと、傷病者への応急医療救護の実施に万全を期する。

1 応急医療体制

災害により緊急を要する負傷者又は災害のため医療の途を失った者に対する医療救護を迅速に行うため、長崎DMAT、日本DMAT並びに市立大村市民病院、長崎医療センター、大村市医師会及びその他関係機関（以下「医療機関等」という。）の協力を得て、急性期の応急医療に当たる。

(1) 長崎DMATの要請

災害の態様や災害規模等により、本部長が必要と認めたときは、長崎県に対して、長崎DMATの派遣を要請する。

(2) 日本DMATの受入

県知事要請のもとDMAT県央地区災害拠点本部に派遣された日本DMATを、必要に応じて市対策本部医療調整支援や病院及び仮設救護所医療支援のため受け入れる。

(3) 医療救護班の派遣依頼

災害の態様や災害規模等により、本部長が必要と認めたときは、医療機関等に対して、医師、看護師その他の医療従事者で構成される医療救護班の派遣を依頼する。

(4) 仮設救護所の開設

災害の態様や災害の規模等により、本部長が必要と認めたときは、以下の場所に仮設救護所を開設する。

ア 指定避難所

イ 災害現場

ウ その他本部長が必要と認めた場所

2 応急医療救護活動

(1) DMAT及び医療救護班は、仮設救護所において応急医療救護活動を実施する。

ただし、災害の態様や災害規模等により、救護衛生班長が必要と認める場合は、医療統括者（統括DMATなど）と連携して、仮設救護所以外の場所において応急医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護班長は、救護衛生班長に対し、応急医療救護活動の実施状況等を報告する。

(3) 災害の態様や災害規模等により医療救護班を編成できない場合又は仮設救護所を開設できない場合、救護衛生班長は医療機関に対し、医療機関等が運営する病院又は診療所における診療を要請することができる。

(4) 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

ア 対策本部や現地指揮本部の医療面での本部員業務

イ 仮設救護所等における傷病者に対するトリアージと応急措置

ウ 後方医療施設への移送の要否及び移送順位の決定

エ 仮設救護所等における軽症者に対する医療措置

オ 仮設救護所等における傷病者等の死亡確認

カ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を使用し、発災現場避難所、病院付近に設置される仮設救護所の状況を把握し、県、長崎医療センター、市立大村市民病院、大村医師会、DMATと情報を共有する。

行政機関の連絡先 長崎県医療政策課 095-895-2461FAX(2573)

(5) 本部長は、大村市医師会長と協議し、市内の医療機関等による応急医療救護活動が不十分と認めた場合、長崎県又は他市町の医療機関等に協力を要請するものとする。また長崎県に対し長崎DMATや日本DMAT派遣要請を考慮する。

(6) 応急医療救護活動の記録及び報告

罹災救助部長は、応急医療救護活動の実施状況等を常に記録、把握するとともに、随時本部長に報告するものとする。

※様式については。「資料編 X I 様式類」の項による。

3 重傷者等の搬送、収容

医療救護班での対応が困難な重傷者等は、後方医療施設に移送、収容することとしているが、搬送体制の整備とともに適切な応急医療救護のためには医療情報の共有体制の整備が重要であり、医療機関等相互の緊密な連携を図ることが必要である。

(1) 傷病者搬送体制

罹災救助部は、町内会、自主防災組織等地域住民の協力を得て、傷病者を災害現場から仮設救護所へ搬送するとともに大村消防署と連携して、傷病者を仮設救護所から後方医療施設へ搬送するが、災害の態様や災害の規模等により、長崎県及び関係機関に対して協力を要請

する。

(2) 後方医療施設への搬送の方法

罹災救助部は、後方医療施設への収容が必要な傷病者の搬送を次のとおり行う。

ア 医療救護班は、傷病者の移送を大村消防署に要請する。

イ 救急車等が手配できない場合、罹災救助部員、大村消防署員等が市公用車又は医療救護班使用車両で搬送する。

ウ 搬送車両が手配できない場合、罹災救助部員、大村消防署員等が担架で搬送する。

エ 市外または県外搬送や内閣府が計画する広域搬送など行う場合は、県医療調整本部と連携し、消防機関のみならず自衛隊、日本DMATの協力のもと搬送を行う。

第 11 節 災害警備

1 災害時の警備

(1) 警察の任務

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 被災者の救助及び安否不明者の搜索

ウ 地域住民等の避難誘導及び広報

エ 交通規制及び緊急交通路の確保

オ 立入禁止区域の設定及び警戒

カ 災害の拡大、二次災害及び複合災害の防止

キ 被災地、避難場所等における防犯対策、各種犯罪の取締り等社会秩序の維持

ク 被災者等への情報伝達

ケ 検視、死体調査、身元確認及び遺族等への遺体の引渡し

コ 防災関係機関及び団体との連携した災害復旧活動

(2) 警備体制

ア 職員の招集・参集

警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ警備体制の確立を図るものとする。

イ 災害警備本部等の設置

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室等を設置するものとする。

(3) 部隊編成

ア 警察署における救出救助活動

署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動を行うものとする。

イ 指揮支援班の派遣

署長は、必要に応じて、警察本部から指揮支援班の派遣を受け、被災情報の収集及び分析、消防等防災関係機関との活動調整に当たるものとする。

2 道路の交通規制

大規模災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送など救援救護活動の基礎となるため、迅速かつ広域的な交通規制を実施して避難路及び緊急交通路を確保することが必要である。

(1) 交通情報の収集

警察は、災害が発生した場合には、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通管制システム等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 交通規制の実施

警察は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、交通規制を実施するものとする。

(3) 緊急輸送路、迂回路の設定

署長は、警察本部、関係警察署に対し、被災地に向かう一般車両の抑制及び迂回措置について協力を要請する。

第12節 緊急輸送

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであることから、必要な車両等を迅速に確保・調達するとともに災害対策専用車両としての認定を行い、関係車両の通行等を優先した緊急輸送路を指定し、効率的な緊急輸送を実施する。

1 緊急通行車両の確保

(1) 車両の調達及び供給

ア 市各部がその所掌事務遂行上必要とする車両は、第一次的には総務対策部企画統制班長が市保有車両の運用を調整し、配分するものとする。

イ 市保有車両に不足を生じる場合は、総務対策部企画統制班長は財政対策部財務班と調整のうえ、県及び関係防災機関に対し、車両供給等を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達するものとする。

ウ 市は、災害時の輸送力の確保を図るため、事前に関係業者と車両供給に関する協定等を措置しておくものとする。

エ 供給車両の用途は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 生活必需品、政府食糧等の輸送
- (イ) 障害物の除去及び運搬
- (ロ) 塵芥処理及び運搬
- (エ) 避難行動要支援者及び支援者の搬送
- (オ) 傷病者及び遺体の搬送

(カ) その他必要な運搬

(2) 配車計画

ア 災害時において市各部の所掌事務が円滑に実施できるよう、財政対策部財務班は、市保有車両及び調達車両の配分又は併用、転用等の被害の状況に応じた車両の運用計画を作成するものとする。

イ 災害時における市各部に配分する車両は、あらかじめ定めておくものとする。

ウ 被害の状況に応じて必要とする車両を関係防災機関又は市内業者に対して車両待機を要請することができる。

エ 配車基準

別途定める。

2 緊急輸送路の確保

(1) 緊急通行路については、防災関係機関が効率よく有機的に活動できるように、市が指定した路線から順次確保する。

(2) 災害状況により、地域によって指定確保路線が確保困難な場合には、状況に応じて、代替道路を確保し、指示する。

3 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位の原則を定める。

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) その他災害応急対策のために必要な輸送

4 緊急通行車両等の指定

(1) 緊急通行車両及び規制除外車両として指定する車両

ア 行政機関等が保有し、指定行政機関等との契約により、常時指定行政機関等の活動専用を使用し、又は災害発生時に関係の他機関・団体等から調整する車両

(ア) 警報の発表及び伝達並びに避難指示を行うための車両

(イ) 消防、水防その他の応急措置を行うための車両

(ロ) 被災者の救難、救助その他保護を行うための車両

(ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両

(ニ) 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両

(ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生を行うための車両

(ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持を行うための車両

(コ) 緊急輸送の確保を行うための車両

(セ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置を行うための車両

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、事前の届出を行い、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなる車両

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(イ) 医薬品・医療器具・医療用資材等を運搬する車両

- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (オ) その他
 - a 災害救援物資の輸送を行うための車両
 - b 傷病者、要配慮者、介助員等の搬送を行うための車両
 - c 遺体の搬送を行うための車両
- (2) 確認の申請
 - ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、知事又は公安委員会の確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要もない。
 - イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用人は、緊急通行車両であることの確認を受けるため、知事又は公安委員会に申請し、災害対策基本法施行規則第6条に基づく、標章（様式第3）及び確認証明書（様式第4）の交付を受けるものとする。
 - ＊ 様式については「資料編 X I 様式類」の項による。
- (3) 標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）
 - ア 知事が行う確認等の事務は、次の部局で行う。
 - 企画部、県北振興局（総務課）、島原振興局（総務課）、県央振興局（総務課）、長崎振興局（総務課）
 - イ 県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行う。
 - 県警本部交通部交通規制課、各警察署（交通課）
- (4) 緊急通行車両等の確認を実施したときは、その処理顚末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。
- (5) 緊急通行車両等の使用人は、交付を受けた標章を当該緊急輸送車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該緊急車両に備え付けるものとする。
- (6) 緊急通行車両等の使用人は、緊急輸送を終了したときは、直ちに標章及び確認証明書を返納するものとする。
- (7) 燃料の調達方法
 - 応急対策に関る車両への燃料については、市内関係業者と供給協定をして、燃料の確保を図る。

第13節 飲料水、食料、生活必需品等の供給

災害が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者の自立復興を促すためにも、飲料水、食料、生活必需品等の供給は重要である。

この際、季節や時間の経過とともに必要な物資等は変化することを踏まえ、時期にあった調達・配布に留意する。

また、被災者にあっては、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者や、避難所以外の場所で生活している被災者もあることから、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給には十分に配慮する。

1 飲料水の供給

(1) 水質の保全

災害発生後は、特に原水から給水栓に至るまでの水質検査を密にし、水道施設及び水道管に被害が生じたときは、早期復旧に努め、必要に応じて水源での塩素注入量などの調整を行い、水質の安全を確保する。

(2) 飲料水の輸送

災害による上水道施設の復旧は早急に行われるべきであるが、復旧に長時間を要する場合は、自衛隊、指定給水装置工事事業者、近隣市町に支援を要請し、運搬給水を行う。

2 食料の供給

災害時において、被災者、災害対策本部要員等に供給する食料の確保とその供給は、次によるものとする。

(1) 供給の範囲

本部長が実施する災害発生時における応急用米穀の供給は、知事の指示に基づくほか、次に掲げるとおりとする。

ア 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要があると判断した場合

イ 罹災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要があると判断した場合

ウ 災害地における救助作業（急迫した災害の防止作業を含む。）に従事する者に対して、給食又は供給を行う必要があると判断した場合

(2) 本部長は、前項により応急供給を行う必要があると認める場合は、速やかに県農林部農産園芸課に連絡してその指示を受ける。

(3) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、消費の実績によっては乾パン及び麦製品とする。

(4) 供給方法

本部長は、応急配給を行う場合、主要食糧特別購入切符（乙）に主要事項を記入し、余白に（災）の印を附して受給代表者に交付し、米穀販売業者から買い受ける。

この場合、米穀販売業者は、当該切符に基づいて手持の米穀を販売するとともに、回収切符による手続きにより割当枠の補てんを行う。

ただし、（１）－イによる場合、知事は取扱者を指定し供給を行うよう措置することとなっている。

なお、上記の措置が困難な場合、本部長は長崎県知事に要請する。長崎県知事は、農林水産省農産局長に要請し、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体から災害救助用米穀の引渡しを受けるものとする。

(5) 通信、交通機関等の途絶により、米穀販売業者が通常の手続きによる政府所有米穀の買受け、輸送及び供給ができない場合、本部長は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合における米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成２１年５月２９日付け総食第１１３号総合食料局長通知）に基づき、適切な供給措置を行うものとする。

(6) 災害時における応急食料の緊急引渡要領

災害地が孤立した場合における応急食料の緊急引渡措置は次による。

ア 市長は知事からあらかじめ与えられた指示に基づいて、炊出し又は供給を行うため応急食料の引取りを必要とする場合には、県農林部農産園芸課に対して、「災害救助米穀の引渡要請書」に引渡数量の算出基礎を添付のうえ提出し、緊急に引渡しを受けたい旨を要請する。

＊ 要請書の様式については、「資料編 XⅡ 県に対する報告・要請」の項による。

イ 引渡しが確定したときは、「政府所有主要米穀受領書」を受託事業体に提出し現物の引渡しを受ける。

＊ 受領書の様式については、「資料編 XⅠ 様式類」の項による。

ウ 市長は応急食料の引渡しを受けたときは、その概要を知事に報告するとともに、「政府所有主要米穀引受報告書」を提出する。

＊ 要請書の様式については、「資料編 XⅡ 県に対する報告・要請」の項による。

エ 災害地が孤立した場合、大村市への引渡し限度は、希望する数量である。

3 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、災害救助法が適用されれば県が実施することになるが、県が救助を実施するまでの間、又は災害救助法の適用に至らない災害の場合は、市が応急救助に必要な生活必需品の確保を図るものとする。

(1) 生活必需品の確保

ア 災害救助法適用前

(ア) 生活必需品の指定品目確保品目は、災害救助法施行細則に定めたものとする。

(イ) 需要の把握

罹災救助部長は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、調達するものとする。

(ウ) 調達方法

罹災救助部長は、速やかに市内又は市外の業者から調達する。

市の調達数量に不足を生じたとき又は調達不能なときは、県に備蓄物資の融通等を要請する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合は、原則として県に手配を要請するものとする。

ただし、県知事から現地調達の指示を受けた場合は、前ア項の方法で県の救助事務を補助する。なお、通信が途絶する等緊急の場合は、市において必要な品目を直接業者から購入し、県知事に事後報告する。

(2) 生活必需品の配布基準及び配布

ア 配布基準

被災世帯に対する配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、事情によってこの基準により難い場合は、別途県知事の承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

イ 配布する品目の決定

被災者に配布する品目・数量等は、被害の実情に応じて配布基準に定める限度額の範囲内でその都度定める。

災害救助法適用後は、県知事の指示を受ける余裕がないときは上記ア項により決定し、被災者に配布後、県知事に報告する。

ウ 配 布

(ア) 生活必需品等の配布又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅に残留している被災者に対しても必要に応じて実施する。

なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由がないと認められる者については、応急救助物資を配布する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

(イ) 罹災救助部長は、交付対象者を把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。

(ウ) 罹災救助部長は、配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に配布する。

(エ) 交付記録及び報告

罹災救助部長は、生活必需品等の給与状況又は貸与状況を随時本部長に報告するとともに、所掌業務完了後は速やかに業務完了を本部長に報告するものとする。

(3) 生活必需品の集積地

生活必需品の集積地は、原則として市役所本庁舎とするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

第 1 4 節 ライフライン・通信等の応急対策

災害時に、上下水道、電気、ガス、通信のようなライフライン施設や鉄道・道路及び病院等公共施設の一部が被災した場合、都市機能そのものの麻痺につながり、市民生活への影響や応急対策を進める上での影響は大きいことから、それぞれの活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策を迅速に実施する。

1 上水道施設

災害時においては、早急に水道施設及び水道管の被害状況を調査・把握し、自衛隊、近隣市町及び指定給水装置工事事業者と連携を図り、協力体制を確立して応急対策を行う。

(1) 緊急配水の調整

ア 各配水施設及び設備の現地調査を行い、早急に現状を把握する。

イ 漏水を確認したときは、バルブ操作及び応急修繕により飲料水を確保する。

ウ 停電を伴う場合は、必要に応じて自家用発電機を配備し、代替電力を確保する。

(2) 送配水管の被害状況調査

次の順序により制水弁を操作し、漏水箇所の特定制定を行う。

また、ア項からイ項の時点で漏水箇所を特定制定できた場合は、応急修繕を行う。

ア 主要管路の制水弁操作により、漏水範囲を絞り込む。

イ 支管路の制水弁操作により、漏水範囲を更に絞り込む。

ウ 給水管の制水弁操作により、漏水箇所を特定制定する。

(3) 給水弁操作の基準

- ア 災害により停電した場合は、代替電力となる自家用発電機を使用し、主要管路を主力に支管路を制限しながら遠距離配水に努める。
- イ 送配水管の破損に対しては、制水弁等により区間断水を行い、水道管からの漏水を止める。
- ウ 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- エ 応急復旧を行った管路は、順次通水を行い、給水を開始する。
- オ 上記ア項からエ項までの手順に従って操作する上で判断しがたいときは、「上流側（一次側）から下流側（二次側）へ」を基本に、次に大区域から小区域へと手順を追うこととする。

(4) 飲料水の確保

ア 水質の保全

- (ア) 災害発生後は、特に原水からの給水栓に至るまで水質検査を密にし、水質の保全に努める。
- (イ) 災害発生後、使用可能な給水栓については、被災の大小にかかわらず残留塩素の濃度検査を行う。

イ 飲料水の搬送

災害による上水道施設の復旧は迅速に行われるべきであるが、復旧に長時間を要する場合は、自衛隊、近隣市町及び指定給水装置工事事業者に支援を要請し、運搬体制を確立して給水を行う。

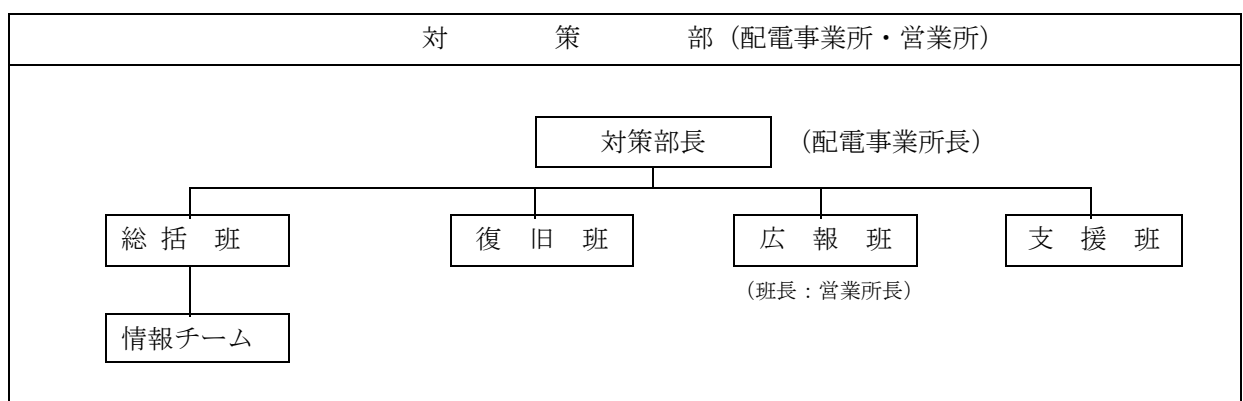
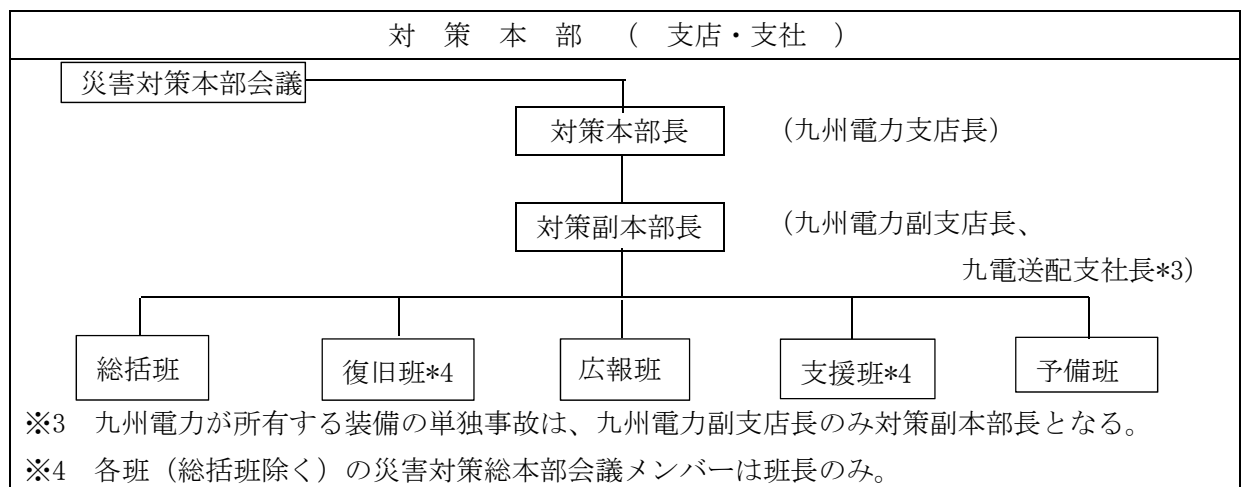
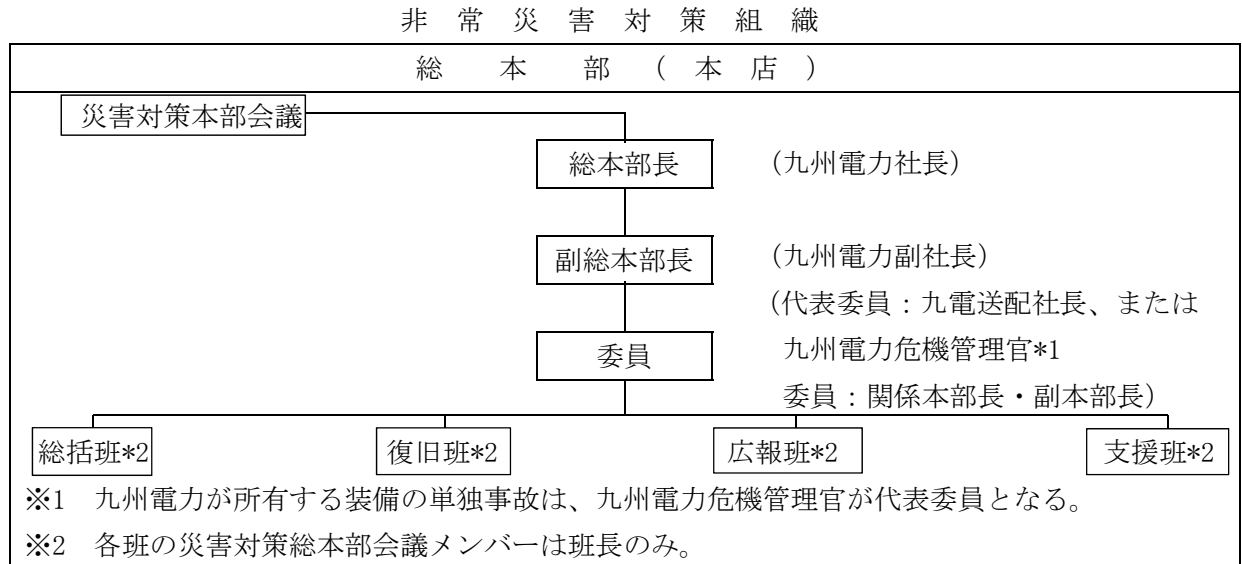
2 下水道施設（公共下水道・農業集落排水）

被災直後の指揮命令系統と根幹施設の被災状況の早急な把握体制を確立し、下水道施設の維持管理業者やコンサルタント業者等の支援・協力を得て、迅速に応急対策や調査を実施する。

- (1) 本市の下水の排除方式は、雨水と汚水を別々の管渠系統で排除する分流式であり、汚水管の被害調査では、TVカメラ等の資機材を確保し、必要な調査を実施する。
- (2) 緊急対応として、車両等による移動トイレ及び仮設トイレの確保並びに設置場所の検討を行い処置する。
- (3) し尿の運搬を行うバキューム車の確保、処分地の検討など水洗便所が利用できないことを前提に対策を講じる。
- (4) 下水処理場及びポンプ場における発電装置を確保する。

3 電力施設

- (1) 大規模な供給支障及び電力供給施設等の被害が予想される場合又は発生した場合は、直ちに社内の「非常災害対策部運営基準」に基づき、非常災害対策体制を確立し、迅速な災害復旧に努める。



- (2) 電力の安定供給に努めるが、供給設備に被害を受けたことにより、人身事故や火災等二次災害を発生させることが予見できる場合は、供給を制限することがある。
- (3) 電力供給が不足する場合は、他電力会社から緊急融通を受けるなどの必要な措置を講じ電力の安定確保に努める。
- (4) 電力供給設備の応急復旧に必要な資機材は、日頃からその必要数を確保するが、設備被害数の増大等により不足が生じるおそれがある場合は、速やかに補充する。
- (5) 停電が広範囲に及ぶ場合は、応急復旧工法により順次停電を解消していくが、公共通信設備や手術中の病院等緊急性が確認できる場合においては、優先して復旧工事を実施することがある。

4 ガス施設

(1) 目 的

この基準は、保安規程第10章（災害その他非常の場合の措置）の規定に基づき、製造設備及び供給施設に災害が発生するおそれのある場合又は発生したときにとるべき対策の基準について定め、災害の際の迅速かつ適切な措置を期することを目的とする。

(2) 非常体制の種別と設置基準

非常体制の種別及び設置基準は次の表のとおりである。

体 制 種 別	設 置 基 準
第1次非常体制	1 製造設備の損壊又は近隣災害の影響による被害又は被害予想が軽度の場合 2 当社供給区域に「強い」台風による暴風警報が発表され、被害が予想される場合 3 当社供給区域に大雨、洪水、津波等気象警報が発表され、被害予想又は被害発生が下記の場合 (1) 供給支障戸数が30戸未満 (2) 低圧導管の損傷箇所が2か所未満
第2次非常体制	1 製造設備の損壊等による被害又は被害予想が中度の場合 2 当社供給区域に「非常に強い」／「猛烈な」台風による暴風警報が発表され、被害が予想される場合 3 当社供給区域に大雨、洪水、津波等気象警報が発表され、被害予想又は被害発生が下記の場合 (1) 供給支障戸数が30戸以上100戸以下 (2) 低圧導管の損傷箇所が2か所以上5か所未満 (3) 製造設備が中度の損壊等を受けた場合

体 制 種 別	設 置 基 準
第 3 次非常体制	1 製造設備の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合 2 当社供給区域に「非常に強い」／「猛烈な」台風による暴風警報が発表され、次の被害が発生した場合 (1) 供給支障戸数が101戸以上 (2) 低圧導管の損傷箇所が5か所以上 (3) 中圧導管の損傷箇所が1か所以上 (4) 製造設備が緊急停止に至る損傷を受けた場合 3 当社供給区域に大雨、洪水等気象警報が発表され、前項の被害が予想され又は発生した場合

(2) 非常体制の発令・解除・報告先

体 制 種 別	発令及び解除者	連 絡 先	報 告 先
第 1 次 非 常 体 制	支店長	常務取締役	社 長
第 2 次 非 常 体 制	代行者：支店次長 (又は工務課長)	代行者：業務部長	代行者：専務
第 3 次 非 常 体 制	社 長 代行者：専務	—	—

(3) 災害対策本部の設置

ア 第1次非常体制

災害対策本部を設置せず、支店において災害対策の指揮及び活動を行う。その組織及び業務分担は別表1のとおりとする。

イ 第2次非常体制

災害対策本部を設置せず、支店において災害対策の指揮及び活動を行う。その組織及び業務分担は別表1のとおりとする。

ウ 第3次非常体制

直ちに社長を本部長とする「災害対策本部」を本社に設置する。その組織及び業務分担は別表第1のとおりとする。

エ 業務担当責任者不在及び未定の場合

業務担当責任者不在及び未定の場合は下位の職責者が代行するものとする。

オ 勤務時間外の責任者

勤務時間外の責任者は日宿直者とし、呼出等で上位の職責者が出動した時点で責任業務を引き継ぐ。

カ 緊急連絡先

各部門の緊急連絡先は別表2のとおりとする。

(4) 自動出動等

ア 出動基準（勤務時間外の場合）

- (7) 日宿直者（上位の職責者が出動した時点で責任業務を引き継ぐ）からの呼び出しがあれば出動する。

- (イ) テレビ・ラジオ情報、自宅周辺に被害（供給支障、ガス漏れ、家屋損壊等）が具体的に多数発生した場合は、呼び出しがなくとも出動する。

＊ 大雨、洪水等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

イ 出動の方法

出動に際しては家族の安全が確認され、出動可能となった時点で出動する。極力四輪車の使用を避け、徒歩、自転車、バイクの方法によるものとする。また、公共交通機関が機能している場合においてはそれを使用してよい。

ウ 出動場所

区 分		本 社	支 店
第 1 次 非常体制	支 店 社 員	—	各支店の所属する職場
第 2 次 非常体制	本 社 業 務 部	本 社 業 務 部	—
第 3 次 非常体制	支 店 社 員	—	各支店の所属する職場
	本部長及び本部長	本 社 各 部	—

エ 出動途上での情報収集及び報告

出動者は出動途上において可能な限り、沿線の被害状況、交通状況、ガス工作物の状況等災害に関する情報収集を行い、出社後直ちに担当係長・課長を通じて保安統括者及び災害対策本部長に報告する。

(5) 防災機関との情報連絡体制

平常時から供給区域の属する各県、市町村、管区气象台、消防署、警察署と協調し、防災関係情報の提供、収集等相互連絡体制を整備することとする。

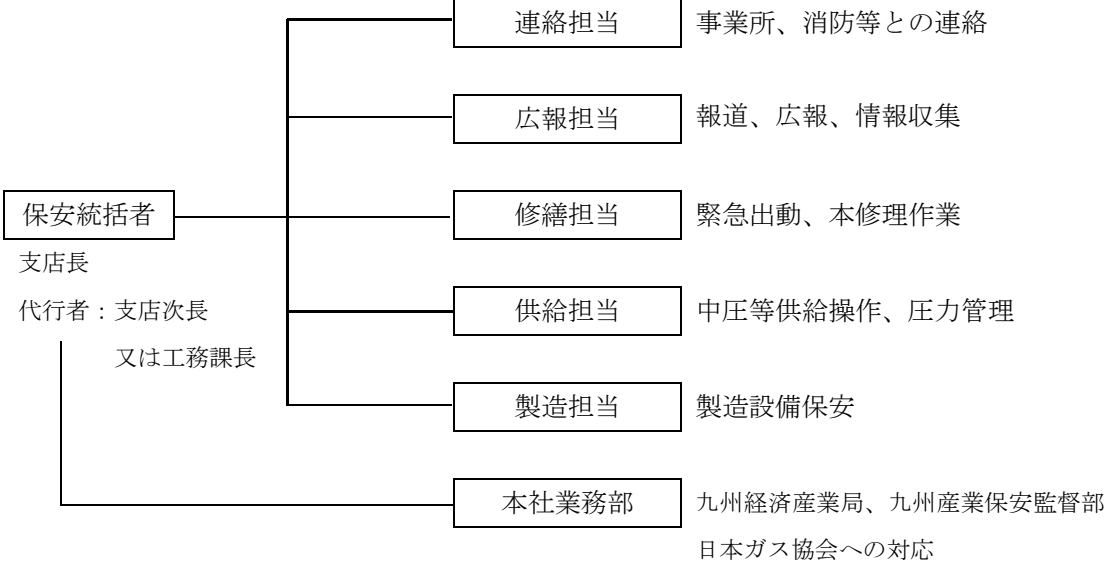
また、災害発生時には、地方自治体の災害対策本部をはじめとする防災機関と協議し、災害に関する情報提供・収集を行い、緊急対策・災害復旧を推進する。

(6) 災害の拡大防止・復旧措置

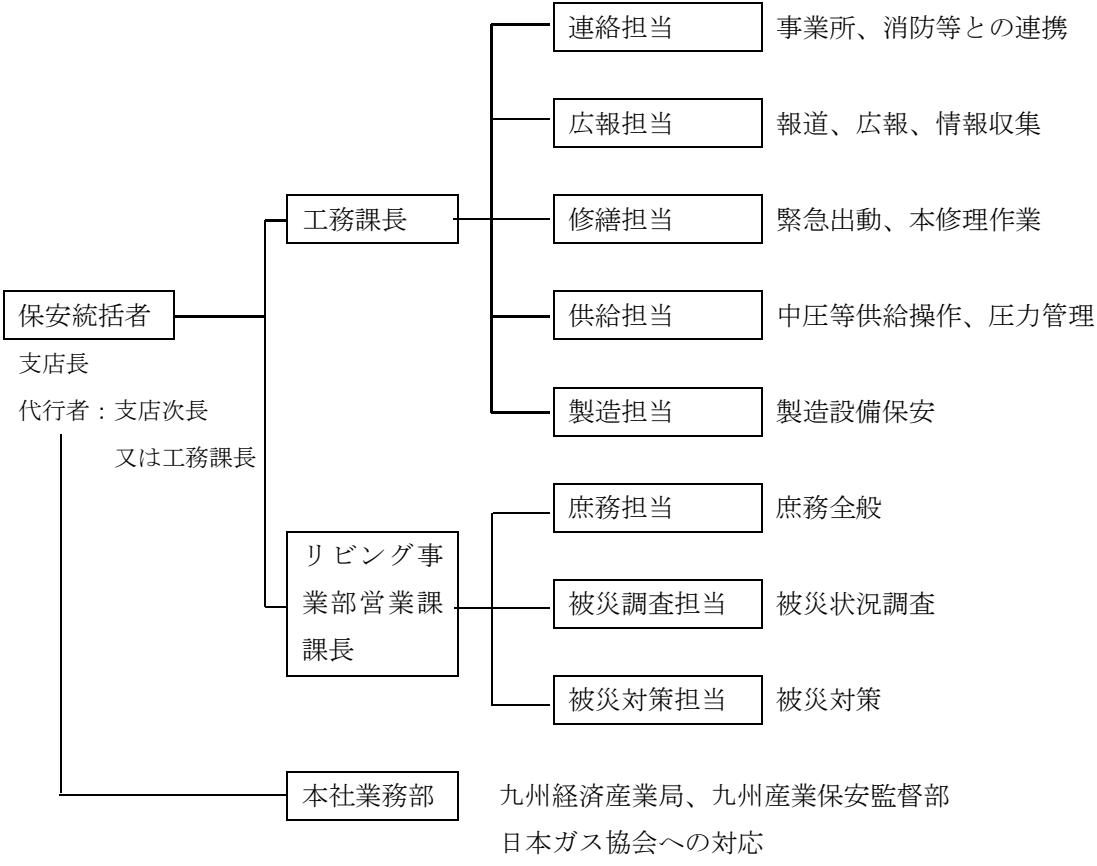
災害が発生した場合、処理要員は第 1 次から第 3 次非常体制の組織及び業務分担に従い災害の拡大防止・復旧措置に努める。

組 織 及 び 業 務 分 担

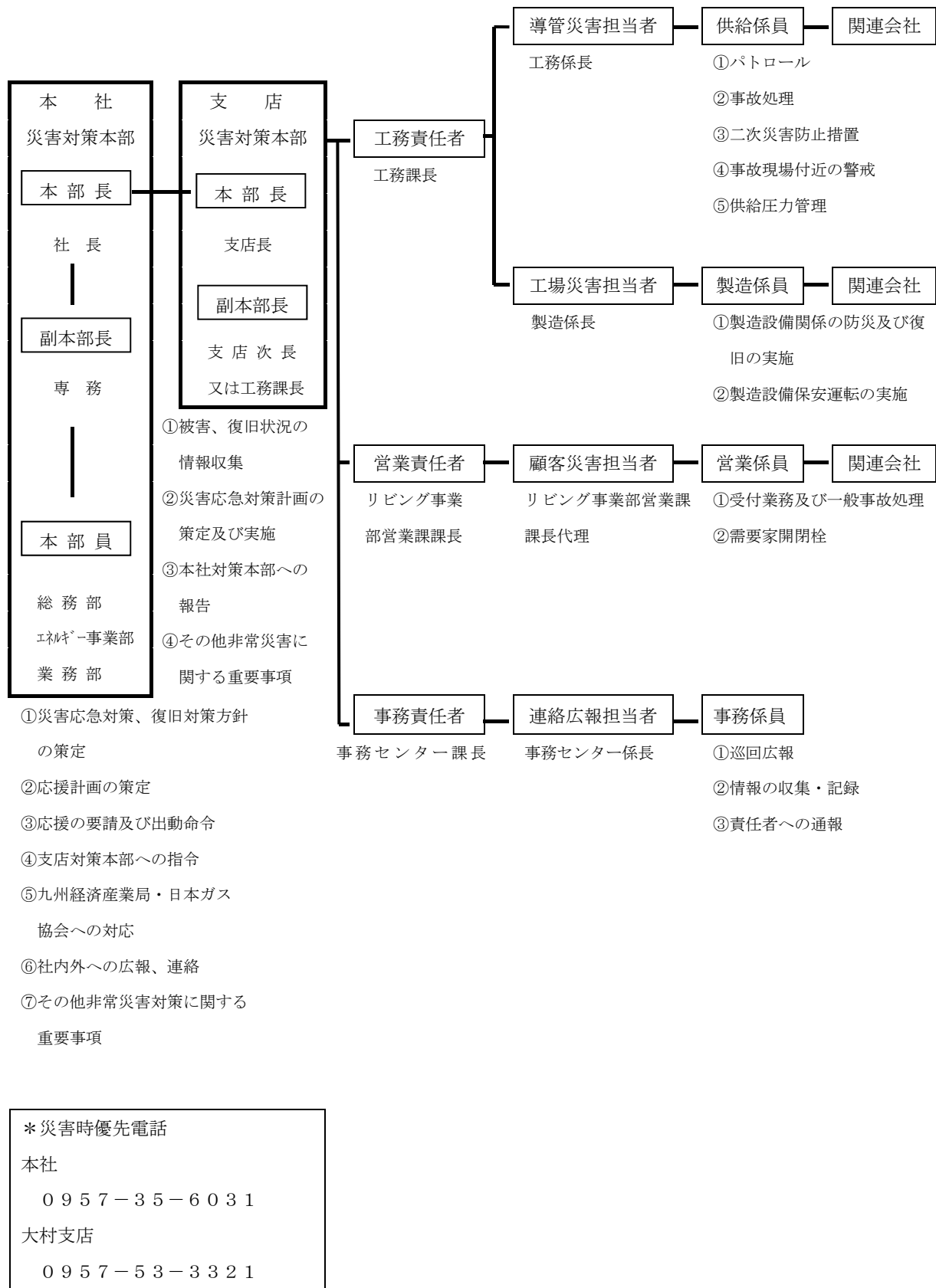
1 第 1 次非常体制



2 第 2 次非常体制



3 第3次非常体制



緊急連絡先及び関連会社一覧

1 本 社

名 称	電 話 番 号	F A X
九州経済産業局 ガス事業課	092-482-5525～5526	092-482-5537
九州産業保安監督部 保安課	092-482-5527～5528	092-482-5932
日本ガス協会 九州部会	092-451-0274	092-451-0275
長崎県危機管理・消防防災課	095-824-3597	095-821-9202

2 大村支店

名 称		電 話 番 号	F A X
大 村 市 役 所 (平 日)		0957-53-4111	0957-52-3883
大 村 市 役 所 (休日・夜間)		〃	0957-53-1219
大 村 消 防 署		0957-52-4138	0957-53-8992
大 村 警 察 署		0957-54-0110	0957-54-0110
関連会社	九州テクノ(株) 大村工事部	0957-53-0020	0957-53-0279
	J F Eエンジニアリング(株) 九州支店	092-747-1572	092-747-1571
	西部ガス(株) 原料部	092-633-2842	092-633-2275
	北九州エル・エヌ・ジー (株)	093-882-0120	093-882-8903
	西部ガスエネルギー(株)原料資材部	092-939-5236	092-939-5217
	(株)システック井上	095-861-4136	095-861-4131
	九州電気保安協会 大村	0957-54-0859	0957-54-0106

5 NTT西日本における通信の確保

電信設備は、災害時における情報の収集・伝達手段として、市民はもとより行政等災害対策関係者にとって、防災活動すべてにわたり必要不可欠なものである。

したがって、次により電気通信設備の速やかな復旧対策を講じるものである。

(1) 災害対策本部の設置

ア 早期復旧体制の確立として、人的・物的確保

(ア) 九州管内をはじめ、全国的な支援員の要請（被災状況調査班及び復旧班等）

(イ) 資器材等の確保

イ 市及びライフライン関係機関相互の通信網により、被災状況の収集、情報交換

ウ 復旧担当者との緊密な連絡の徹底

(2) 応急復旧

ア 復旧対策

(ア) 設備寸断箇所応急復旧

(イ) 停電対策（移動電源）

(ウ) 孤立地域対策（衛星通信）

(エ) 通話輻輳規制

イ 重要通信の確保

(ア) 第1次

a 市防災機関（災対本部・市立大村市民病院・応急救護所等）

b 国・県防災機関

c 消防・警察・自衛隊等

d 防災協力医療機関

e 輸送・通信・電力復旧に直接関係する機関

(イ) 第2次

a ガス・水道を供給する期間

b 金融機関

c 新聞・通信・放送業者及び第1次以外の国・地方公共団体

(3) 通信サービスの確立

ア 特設公衆電話・公衆ファックスの設置

(ア) 第1次

市指定避難所

(イ) 第2次

a 第1次に該当しない市民が避難生活を余儀なくされている場所

b 私設避難場所

イ 災害用伝言ダイヤル提供

(4) 風水害時の対処

別紙による。

風水害時のNTT西日本における通信の確保

1 通信サービス確保の基本方針

電気通信設備に災害等が発生した場合、重要通信の確保に留意し、災害状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の復旧順位を参考として、適切な措置をもって復旧に努める。

(1) 第1順位

気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係ある機関・通信の確保に直接関係ある機関・電力の供給に直接関係ある機関

(2) 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関・選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者・第1順位以外の国又は地方公共団体

(3) 第3順位

第1順位・第2順位に該当しないもの

2 防災対策機器

(1) ポータブル衛星

ア 目的

災害及び異常・故障により通信が途絶した場合に、早急に回線を作成し、通信の確保を行うことを目的とする。

イ 使用方法

(ア) 作成する回線

- a 特設公衆電話
- b 臨時電話回線
- c INS回線

(イ) 常設場所

ポータブル衛星

NTTフィールドテクノ長崎設備部フィールドサービスセンタ長崎ユニット

(連絡先：NTTフィールドテクノ長崎設備部 エリアマネジメント部門

エリアマネジメント担当 095-893-8059)

3 NTTフィールドテクノ長崎設備部 エリアマネジメント部門

エリアマネジメント担当 095-893-8059

第15節 公共施設等の応急対策

公共施設は、都市活動を営む上で重要な役割を担っており、これが災害により損壊した場合は、救急救助及び救援救護活動等に重大な支障を及ぼすことから、速やかに応急措置を講じ、公共施設等の機能回復を図る必要がある。

1 公共土木施設

各公共施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のため応急措置を講ずるものとする。

(1) 道路、橋梁

各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、次のような実施手順に従って、応急並びに復旧措置を行うものとする。

ア 落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、大村警察署、関係機関と協議のうえ、通行止め又は、交通規制の標示等必要な措置を講ずる。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。なお、緊急を要し通報できない場合には、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡するものとする。

ウ 亀裂、陥没等を生じた道路は、直ちに排土作業、盛土作業等の応急復旧を行う。

(2) 内水氾濫対策

側溝・下水道や排水路だけで、雨水を排水できない状況が起こった場合は、建物や土地の排水・道路が冠水してしまうことがあることから、直ちに県及び消防部に報告し、移動排水ポンプ等の支援を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。

2 病院等の施設

病院等の施設における的確な応急措置は、被害の軽減につながるもので極めて重要であり、状況に応じた臨機の措置を講じ、災害防止に万全を期するものとする。

この際、病院・助産所は、患者収容施設の特性から、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最優先して行動する。

(1) 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者の分別を把握し、状況に応じた避難・誘導を実施する。

(2) 停電時の措置

自家発電装置に切替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、関係機関に連絡し、照明電源車等の出動を要請する。

(3) 給水不能時の措置

被災による給水不能など自力での給水確保が困難な場合は、水道事業者（大村市上下水道局）に連絡し、給水車等による給水支援を要請する。

(4) ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切り替えてそれぞれ処理する。

(5) 応援要請

被災のない施設等に連絡して、人的、物的応援を要請する。

(6) 重要器材等の保管措置

手術用器材、その他緊急必要器材については、常時、安全保管又は緊急持出しの体制を確保する。

3 社会福祉施設

高齢者、障がい者（児）、児童、乳幼児などの要配慮者は、災害時に単独での安全確保が極めて困難であることから、要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、安全確保を図るため、平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には自主的な防災活動を展開し、応急措置を行う。

- (1) 各施設の責任者は、施設利用者の安全確保を図るため、綿密な防災計画を立て、万全を期す。
- (2) 責任者は、自衛防災組織を編成し、災害時には役割分担に基づき行動する。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報するとともに、状況に応じた応急措置を講ずる。
- (4) 自主的な防災活動に支障が生じた場合は、関係機関に応援を要請する。
- (5) 責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

4 鉄道施設（JR九州）

JR九州では、線路、建造物、電力設備、信号保安装置等に対して、災害を未然に防止するため、一旦災害が発生したときは、運転規制等を行い列車運転の安全を確保するとともに早期開通を図るため、次のとおり対処する。

(1) 災害警備

気象異常の伝達を受けたとき、気象観測機器が異常を検知したとき、又は災害の発生が予測される場合は、関係区長は関係社員に対し、風、雨、その他の災害に対する線路、建物、電力設備、信号保安設備等の警護に従事させる。

災害の発生が予測される箇所は、重点警護箇所に指定し、各所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に熟知させている。

また、気象異常時の運転規制等は、運輸部長が定めている。

なお、次の箇所には、気象状況を確実に把握し、的確な防災処置ができるよう気象観測機器を配備している。

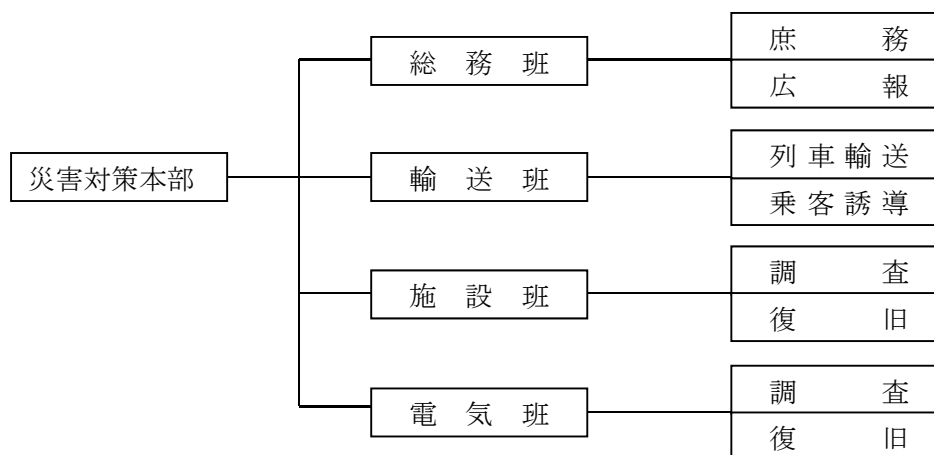
気 象 観 測 機 器 配 備 表

機 器 名 職 場 名	雨量警報機	風 速 計	地 震 計
長崎鉄道事業部	諫早・松原・川棚	松 原	諫 早 早 岐

(2) 災害応急対策

災害が発生したときは、直ちに応急処置を講じるとともに、列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の分担は次のとおりである。



第16節 遺体の捜索・収容及び埋・火葬

風水害の規模によっては、河川沿いや土砂災害警戒区域において、多数の死者が発生する可能性があることから、現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の捜索及び遺体の処理並びに埋・火葬についての必要な措置について定める。

1 遺体の捜索

(1) 実施責任者

ア 市長が関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

(2) 捜索の方法

捜索は、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関（警察、自衛隊、海上保安部等）と連携し、状況により地元住民、事業者等の協力を得て、捜索に必要な舟艇その他機械・器具等を借り上げて行う。

なお、災害対策本部内に実動機関の調整の場を設け、関係機関相互の情報交換、捜索の地域分担等を適宜行い、効率的な活動を行うものとする。

2 遺体の処理・安置

(1) 遺体安置所の開設

本部長は、あらかじめ定めた公共施設、寺院等から選定し、遺体安置所を開設するものとする。

ただし、被災等により当該施設が使用できない場合、天幕等を公園等の適切な場所に設置し、開設するものとする。なお、遺体安置所の開設にあたっては、葬祭事業者等の協力

を得ながら、棺等必要器材を確保する。

(2) 遺体の搬送

罹災救助部長は、警察、自衛隊等と協力し、捜索等により発見された遺体を遺体安置所に搬送する。

(3) 遺体の検視、検案

警察は、搬入された遺体の検視及び身元確認を行うとともに、警察から委嘱を受けた医師及び歯科医師は、検視後の遺体の検案を行う。

(4) 遺体の洗浄、消毒、一時安置

罹災救助部長は、検視、検案等を終えた遺体を、必要に応じて洗浄、消毒した後、あらかじめ定めた一時安置場所に安置する。

(5) 遺族等への引渡し

罹災救助部長は、遺族等が遺体を引取りに来た場合、所定の手続きを経て遺体を引き渡す。

ただし、遺族等が諸事情により遺体の搬送手段を確保できない場合、葬祭事業者等の協力を得ながら、火葬場等に遺体を搬送するものとする。

(6) 遺族等へのグリーフケアの実施

罹災救助部長は、長崎大学病院DMORT、日本赤十字社等と協力し、遺族等に対し、必要に応じてグリーフケアを実施する。

3 遺体の埋・火葬

(1) 対 象

埋・火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が資力の有無にかかわらず混乱期のため、埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に死体の応急的な措置として行う。

(2) 埋・火葬の方法

ア 原則として火葬するが、慣習又は状況により埋葬する。

イ 棺又は骨つぼ等の埋・火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を行う。

＊大村市の火葬施設については、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

(3) 火葬能力限界時の処置

本市の火葬場のみで処理できない場合、また本市の火葬場が被害を受け使用不能の場合は、県に対し、広域火葬（県内及び県外火葬場）の応援を要請する。

第 17 節 環境・保健衛生対策

災害発生時には、塵芥や倒壊物（がれき等）及びし尿の汲取り処理などの清掃業務の停滞、ライフラインの機能低下等がおこり、衛生環境の悪化に伴う感染症や食中毒、その他健康への悪影響が懸念される。

これに対応するため、平常時からの清掃処理施設等の整備に努め、災害時においても可能な限り分別収集を実施し、環境衛生面での安全を図るものとする。

また、防疫、保健衛生等の措置・指導を的確に行い被災者の健康維持に努める。

1 し尿の汲取り及び処理の方法

災害発生と同時に被災地区のし尿汲取りに全力を挙げるため、直ちにし尿汲取り業者に協力を依頼し、汲取り収集を迅速に行う。

- (1) 収集し尿は、大村市環境センターの貯留槽（200 m³）に受入れを行い、収集されたし尿が処理能力以上に多量の場合は、関連施設への応援を依頼し、適正な処理を行う。
- (2) 被災者の生活に支障が生じることがないように、上下水道局と連携し、環境衛生の確保に努める。なお、設置にあたっては障がい者への配慮を行う。
- (3) し尿処理施設の復旧を早急に行い処理停止期間の短縮を図る。
- (4) その他別途定める大村市災害廃棄物処理計画に従い適切な処理を行う。

2 塵芥・倒壊物（がれき等）の収集及び処理

塵芥・倒壊物（がれき等）の処分場等への短期間大量投入が困難であるため、環境衛生の保全に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積所を確保する。なお、処理不可能な場合は隣接市町との相互協力体制を図るとともに県に対して支援を要請して迅速な処理を行う。

- (1) 災害地域の塵芥収集は迅速に実施するが、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は直営及び委託業者の協力を得て、最優先で収集搬送の体制を確立し、大村市環境センターにおいて、速やかに焼却処理又は破碎処理を行う。
- (2) 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、許可業者の協力並びに被災住民による一時集積所及び一次仮置場への直接搬送の協力を要請する。
- (3) 災害発生時において、収集された塵芥が市の処理能力を越える場合は、民間の許可業者に委託し処理する。
- (4) がれきの処理については、一次仮置場の確保を図るとともに処理後は、廃棄物関係処理業者の協力を得て、最終処分場までの処理ルート確保を図る。また、処理困難物は処理業者への処理委託を検討する。
- (5) アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い適切な処理に努める。
- (6) その他別途定める大村市災害廃棄物処理計画に従い適切な処理を行う。

3 防 疫

市は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、県（県央保健所）及び防災関係機関との密接な連携のもと、必要な防疫対策を行う。

(1) 清掃活動及び消毒

感染症予防上必要と認められる場合は、清掃活動及び消毒方法について県の指示を受けて、実施する。

ア 清掃活動

- (ア) 清掃活動の実施に当たって道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
- (イ) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じて、必要な指導あるいは指示を行う。
- (ウ) 収集したごみ、汚泥及びその他の汚物を焼却埋没等衛生的に適切な処分を行う。

イ 消毒

- (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定による県の指示に基づき、同施行規則第14条から第19条までに定めるところに従って行う。
 - (イ) 消毒薬剤等の手持量を確認の上、県の指示のもと適宜、不足分を補い便宜性のある場所に配置する。
- (2) そ族・昆虫の駆除
そ族昆虫の駆除の実施にあたっては、現場確認を速やかに行うとともに県の指示のもと器材及び薬剤等の調達を図る。
 - (3) 予防接種の実施
県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保など迅速に行い、適切な時期に実施する。
 - (4) 防疫用薬品・資材の調達
市は、必要に応じ県に対して薬品及び器具等の調達の斡旋を依頼する。
 - (5) 感染症患者が発生した場合の対応
 - ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県が対応する。
 - イ 感染症発生状況又は感染予防の周知のため、速やかに広報活動を実施し、パニック防止に努める。

4 保健衛生

(1) 食品衛生監視

災害時には、冠水・停電・断水等による食料品並びに飲料水の腐敗・汚染等が考えられることから、県（県央保健所長）は、必要に応じて食品衛生監視班を編成し、以下の業務を実施する。

ア 救護食品の監視指導及び試験検査

イ 冠水した食品関係業者の監視指導

ウ その他飲食に起因する事故発生の防止

(2) 保健衛生

罹災救助部長は、大規模災害における大村市保健活動マニュアル(平成20年3月策定)に基づき、保健師等による健康管理チーム等を編成して巡回訪問指導などを実施し、在宅又は指定避難所等に避難している乳幼児、高齢者等要配慮者を含む被災者の心身の健康維持を図るとともに、生活環境に関する相談を行う。

(3) 難病患者等対策

罹災救助部長は、大村市医師会、県央保健所等と連携し、人工透析患者、難病患者等の医療の確保等の整備を行う。

第18節 障害物の除去対策

災害によって発生した障害物には、道路上の障害物、河川の障害物、住宅関係の障害物等が考えられることから、避難や災害復旧等の妨げとなる物を除去して、復旧対策の推進と被災者が生活の円滑化を図れるよう障害物の除去を行う。

1 道路関係障害物の除去

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則として道路管理者が行い、市以外の道路管理者に対する連絡は、都市整備部で行う。

(2) 障害物の除去の方法

ア 土砂量等を調査して本部長に報告し、これに基づいて具体的対策を定めて実施する。

イ 優先的に障害物を除去すべき道路は、以下の順位とする。

(ア) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路

(イ) 災害の拡大防止上重要な道路

(ウ) 緊急輸送を行う上で重要な道路

(エ) その他応急対策活動上重要な道路

(3) 応援協力体制

ア 県央振興局、その他関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じて協力を要請する。

イ 障害物除去に必要な資機材、人員に不足を生じた場合は、長崎県建設業協会大村支部に応援を求め対処するものとし、状況に応じ消防団が協力するものとする。

2 河川関係障害物の除去

(1) 洪水時の障害物

洪水時における河川の障害物の除去は、河川の氾濫や橋りょうの流失などを防止するため、速やかに実施する。

(2) 実施責任者

本部長の指示により、都市整備対策部土木班から実施責任者を出し、河川管理者、道路管理者、警察等の関係機関と協議して、流木、流塵等の障害物の除去を行うものとする。

3 住宅関係障害物の除去

(1) 実施責任者

ア 災害救助法適用前は、本部長が除去の必要性を認めた物を対象として実施する。

イ 災害救助法適用後は、知事の補助機関として実施する。

ウ 障害物の除去は、都市整備対策部建築班員及びその他の団体の協力を得て作業班を編成してこれに当たるとともに、必要により自衛隊の協力を要請する。

(2) 障害物除去の基準

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

ウ 自らの資力で障害物が除去できないものであること。

エ 当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。

(3) 除去に必要な車両、機械器具の確保

ア 必要に応じて長崎県建設業協会大村支部等の協力を求める。

イ 労力又は機械力が不足する場合は、県（県中央振興局）に要請して他市町村からの協力を求める。

ウ 災害の状況に応じて、自衛隊の協力を要請する。

(4) 障害物の集積場所

土砂等の一時集積場所は、交通及び市民生活に支障のない公有地を原則とする。

ただし、災害規模が大きい場合は、民有地であってもその所有者と協議の上、一時集積場所とすることができる。

(5) 障害物除去の実施期間

障害物の除去の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(6) 障害物除去の期間延長（特別基準の設定）

災害発生から11日経過後も、障害物除去を必要とする場合は、次の事項を明らかにして、県知事に対し特別基準の設定を申請する。

ア 延長の期間（必要最小限度の期間とする。）

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ その他（期間の延長を要する地帯等）

第19節 災害の拡大防止・二次災害防止対策

1 建物対策

大雨に伴う土砂災害、浸水、風害による建物の損壊等により二次災害の可能性があることから、速やかに被災建物の点検を行い、その安全性を確認する。

(1) 市有施設の点検

各施設管理者は、災害時の拠点・避難施設となる施設を中心に、二次災害を防止するため、速やかに点検作業を行い、その安全性を判断する。

点検に当たり施設管理者は、国が定めた「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき施設の被害区分（一部損壊、半壊、全壊）が分かるよう点検を行うものとする。

点検結果により施設を使用できないと判断した場合は、安全措置を講じた上で施設を閉鎖する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定の実施

ア 建築技術者や応急危険度判定士等の協力のもと、浸水や土砂流入等により被災した建築物の応急危険度判定を実施し、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定して、人命にかかわる二次的災害を防止する。

イ 応急危険度判定結果については、「危険」、「要注意」及び「調査済み」に区分し、3色のステッカー（赤：危険、黄：要注意、緑：調査済み）に対処要領を記載して、入口等に表示し、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対しても、その建物の危険性に関する情報を周知する。

＊ ステッカーの様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

2 土砂災害危険箇所対策

- (1) 土砂災害危険箇所等については、関係機関と連携して警戒巡視等を継続するとともに、降雨等の情報把握に努め、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況を早期に把握し、警戒区域近隣の住民の安全に関する情報を最優先に伝達する。
- (2) 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対して注意を喚起し、必要により、避難指示等を発令する。
- (3) 市は、土砂災害警戒区域に含まれる地区の町内会長や社会福祉施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発表された場合、市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- (4) 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

3 危険物等対策

危険物・有毒物等の取扱施設において、災害によって誘発される爆発、有毒ガスの漏えいは、従業員・周辺住民の安全に影響を及ぼすことから適切な措置を行うことが必要である。

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア 危険物の流出あるいは爆発のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自衛消防組織等の活動要領の確立

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(2) 火薬類保管施設の応急措置

火薬類取締法により、火薬類保管施設が火災・水災等により、危険な状態になったときは、製造保管責任者、その他施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、若しくは消防団員等に届け出るよう指導する。

また、応急措置については、以下のとおりとする。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を付けて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

イ 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の溝等の水中に沈める等、安全な措置を講ずること。

ウ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入り口等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれがある地域は全て立入禁止措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

エ 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。

オ 施設の責任者及び現場責任者(警察官)と連携して、応急対策の実施に当たる。

(3) 高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生したとき、又は火災、水災等により危険な状態になったときは、施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、若しくは消防団員等に届け出るよう指導する。また、各機関の応急措置については以下のとおりとする。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

イ 貯蔵所、又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は、安全な場所に移す。

ウ 上記の措置を講ずることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が損傷、又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれがない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

オ 必要に応じて保安措置等について、指導を実施する。

カ 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織及び事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。

キ 警察、保健所等の関係機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

(4) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

毒物・劇物取扱施設の応急措置については、次のとおり実施する。

ア 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。

イ 警察、保健所等の関係機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

4 海上流出油事故対策

油等による大規模な災害の発生に備え、海上保安庁法並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき、関係機関と綿密な連絡をとり、事故発生の際は必要に応じ、次の措置をとる。

(1) 関係機関への情報の速報

(2) 油等の拡散防止

(3) 火災の発生防止

(4) 付近船舶等の避難指示

(5) 関係機関に対し、労務、設備、資材の確保について要請を行う。

(6) 魚類養殖施設の緊急避難

※ 関係機関：佐世保海上保安部、長崎県北部排出油防除協議会、県央消防本部、大村消防署、大村警察署、大村市漁業協同組合、大村湾東部漁業協同組合

第20節 応急住宅対策

災害により住宅が滅失又は破損し、自己資力によって居住する住宅を確保できない者を対象に応急仮設住宅を設置し、又は住宅の応急修理を実施する。

1 応急仮設住宅の設営

(1) 建設実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設の実施は災害対策本部長の指示により、都市整備対策部建築班が担当する。事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行うものとする。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、県知事が決定して行う。

大村市災害対策本部長は、県知事の職権の一部を委任された場合若しくは相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関として、応急仮設住宅建設の実施に当たる。

(2) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、原則として市又は県の公園等公共空地の中から、都市整備対策部建築班が関係各部各班の協力を得て選定する。

(3) 建設の実施

ア 建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、災害救助法の基準により全壊、全焼、流失戸数等の状況に応じ必要最小限とする。

イ 建設の基準

(ア) 規 模：1戸あたり29.7㎡（9坪）

(イ) 費 用

応急仮設住宅1戸あたりの建設にかかる費用は、災害救助法の定めによる。

ウ 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から2年以内とする。

エ 応急仮設住宅建設の実施

都市整備対策部建築班は、建設地の選定を終えた後直ちに住宅建設の実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県若しくは長崎県建設業協会大村支部等に要請し、設計、監督等の総括事務に当たるものとする。

(4) 入居者の選定

入居者の選定は、以下に掲げる資格基準に基づき、災害対策本部長が関係各部職員、行政委員、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて選定の上、県知事に報告する。その後、知事の収容者決定及び市長への通知を受けて、工事の完了次第入居者を収容する。

入 居 資 格 基 準	
住宅が全壊、全焼又は流出した世帯で、自らの資力では住宅を確保することができない者で、次に掲げる者を優先する。	
1 生活保護法の被保護者並びに要保護者	5 特定の資産のない勤労者
2 特定の資産のない失業者	6 特定の資産のない小企業者
3 特定の資産のないひとり親世帯	7 前各号に準ずる経済的弱者
4 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者	

2 応急仮設住宅サポート拠点の開設

市は、関係機関、関係団体等の協力を得ながら、必要に応じて、応急仮設住宅の建設区域内に総合生活相談、デイサービス、グループホーム等の機能を有するサポート拠点を開設し、避難行動要支援者の生活支援を行う。

3 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急修理の実施は、災害対策本部長の指示により都市整備対策部建築班が担当する。事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行うものとする。

イ 災害救助法適用後

災害対策本部長は、県知事の職権の一部を委任されているので、県知事の補助機関として、応急修理給付の実施に当たる。

ウ 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 住宅が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある世帯
- (イ) 自らの資力では、住宅の修理ができない世帯
- (ウ) 修理により、とりあえず日常生活を営むことができる世帯

エ 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限において実施（給付）するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の規定による。

(2) 修理対象者の選定

修理対象者の選定は、都市整備対策部建築班が関係各部の協力を得て、次に掲げる者を優先して選定するものとする。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない失業者
- ウ 特定の資産のないひとり親世帯

- エ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
- オ 特定の資産のない勤労者
- カ 特定の資産のない小企業者
- キ 前各号に準ずる経済的弱者

(3) 修理の実施

都市整備対策部建築班は、修理対象住宅の選定を終えた後、直ちに住宅の応急修理の実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県若しくは長崎県建設業協会大村支部等に要請し、設計、監督等の総括事務に当たるものとする。

ア 実施戸数

応急修理を実施する戸数は、災害救助法の規定により、半焼及び半壊数の3割以内とする。ただし、災害の状況、規模により、本部長がこの数を超えて実施する必要があると判断した場合は、県知事を経由して、厚生労働大臣の承認を求め、承認がなされたときは、基準を超えて実施するものとする。

イ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務費等）をもって実施するものとする。

ウ 修理期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

第21節 農林水産業施設等の応急対策

- 1 災害が発生した場合は、その被災原因、被災状況等を調査し、詳細な記録をとるとともに、速やかに被害額を把握する。
- 2 被害施設の増破防止、農地の冠水排除、被災施設の機能回復等のため、必要に応じ、応急工事を実施する。

第22節 文教応急対策

1 学校における応急対策

(1) 災害発生時の対応

ア 市立学校の校長は、次の対応を行う。

(ア) 授業中に災害が発生した場合は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を行う。

(イ) 災害の規模、児童生徒、教職員及び施設設備の状況を速やかに把握し、文教対策部（教育委員会）を通じて、市本部に報告する。

(ウ) 文教対策部（教育委員会）と協議し、被害状況に即した臨時休校や応急教育体制等の適切な措置を取り、決定次第保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(エ) 指定避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確立する。

イ 文教対策部（教育委員会）は、市本部の指示及び情報を速やかに各学校に連絡するとともに、適切な対応を指示する。

ウ 市本部のみで措置できない小・中学校等の応急対策については、県本部において、その連絡調整に当たることになっている。

(2) 応急教育体制

ア 災害の発生により、校舎や学校の敷地に通常の教育活動が実施できない程度の被害が生じた場合、市立学校の校長は、おおむね下表のとおり、教育活動の場を変更し、応急教育体制を整える。

災 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所	教員確保の措置
学校の校舎の一部が被害を受けた程度の場合	1 使用可能な教室や体育館等を利用する。 2 使用可能な教室等を収容できない場合は、分散登校等により授業を実施する。	教職員の欠員が多数で実施が困難な場合は、県教育委員会と協議し、速やかに補充配置する措置を講ずる。
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	1 公民館及び公共施設等を利用する。 2 隣接学校の校舎を利用する。 3 オンライン授業を実施する。	
特定の地区全体において相当大きな被害を受けた場合	1 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館及び公共施設等を利用する。 2 応急仮校舎を建設する。 3 オンライン授業を実施する。	
広域な範囲において大きな被害を受けた場合	1 避難先の最寄りの学校、公民館及び公共施設等を利用する。 2 応急仮校舎を建設する。 3 オンライン授業を実施する。	

イ 文教対策部（教育委員会）は、教育活動が災害のために中断することが無いように、応急教育体制を整えるために必要な教育活動を行う場の選定について関係諸団体とあらかじめ協議しておくとともに、教職員及び住民に対する周知徹底を図る。

ウ 文教対策部（教育委員会）は、教職員が災害のため欠員となった場合の要請に直に対処できるよう教職員の被害状況を速やかに調査するとともに、その欠員状況に応じ県教育委員会と協議して補充配置する措置を講ずる。

エ 被害の程度に応じ、教育活動の場が公民館や公共施設等に変更される場合、又は学校が避難所として学校施設の目的外に使用される場合、さらに、教科書、学用品等の損失が生じた場合には、市立学校の校長は、次の点に留意して応急教育体制を整えなければならない。

(ア) 教科書、学用品等を損失した児童、生徒のみの負担にならないよう応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。

(イ) 対面授業が不可能となる事態が想定される場合は、教育の中断や低下をきたさないよう、オンライン授業による学習の方法等をあらかじめ指導する。

(ロ) オンライン授業を実施する場合は、家庭の通信環境を掌握し、通信不能な環境にある家庭の児童生徒に公的な施設を学習の場として提供することなどに留意する。

(ハ) 対面授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

(3) 教材、学用品の調整及び給与の方法

災害救助法に定める基準外の教材、学用品等の調達、給与あるいは購入の斡旋方法については、文教対策部（教育委員会）において計画を樹立しておくものとする。

(4) 給食の実施

災害状況に応じ、学校給食の実施に努めるものとする。

2 応急保育

(1) 災害発生時の体制

市立保育所長及び市立こども園長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずることとする。

ア 市立保育所長及び市立こども園長は、災害の規模、園児・職員及び施設等の被害状況を把握し、速やかに罹災救助部こども対策班長に報告するものとする。

イ 勤務時間外に災害が発生した場合は、職員は所属の保育所及びこども園に参集し、市が行う災害応急対策により、応急保育の実施及び保育所並びにこども園の管理等のための体制を確立するものとする。

ウ 市立保育所長及び市立こども園長は、あらかじめ準備した応急保育計画に基づき、臨時の勤務編成を行うなど、速やかに災害時勤務体制への調整を図るとともに、園児及び保護者に周知徹底を図るものとする。

エ 本部長は、必要に応じて、市立保育所長及び市立こども園長に対して適切な緊急対策を指示するものとする。

(2) 応急保育の実施

市立保育所長及び市立こども園長は、職員の掌握及び園児の罹災状況を把握し、復旧態勢に努める。

ア 罹災救助部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、市立保育所長及び市立こども園長はその指示事項の徹底を図るものとする。

イ 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育所及びこども園において保育するものとする。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するよう努めるものとする。

ウ 避難場所に施設を提供したため、保育所及びこども園として利用ができないときは、罹災救助部と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するものとする。

3 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策として特に避難場所等に利用されることが多いので、被害状況を速やかに掌握するとともに、その応急修理の実施に努めるものとする。

4 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被災文化財個々につき、復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導する。

第23節 労務供給

1 ボランティアに係る対応

(1) 災害ボランティアセンターの設置

ア 大村市社会福祉協議会は、災害発生後速やかに災害時のボランティア活動の拠点として、災害ボランティアセンターを設置し、被害状況に応じた活動拠点・資機材を確保する。

イ 市は、災害ボランティアセンターと連携してボランティアによる支援活動を推進する。

(2) 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターは、主として次の業務を行う。

ア ボランティア需要の把握

イ 関係機関（長崎県（市町）社会福祉協議会、大村青年会議所（JC）、ライオンズクラブ国際協会 337-C 地区、男女共同参画推進センターなど）への協力要請

ウ ボランティアの受入れ・受付

エ ボランティア需要の調整・派遣指示

オ ボランティア関連情報の発信

カ ボランティア活動情報の集約・管理

(3) 災害ボランティアセンターにおけるボランティアの活動内容

○情報の収集・提供	○避難所の運営補助
○炊出し	○物資運搬
○救援物資の集配	○流出物・がれき等の片づけ・仕分け
○義援金受付の広報活動	

2 労務者の雇用

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また特殊作業のための労力が必要なときは労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

ア 医療及び助産の移送のための労務者

イ 罹災者救出のための労務者

ウ 飲料水の供給のための労務者

エ 救済用物資の整理・輸送及び配分のための労務者

オ 遺体の捜索のための労務者

カ 遺体の処理のための労務者

(2) 職業安定所長への要請

市だけで労務者が不足し、又は雇用ができないとき、次の事項を付し、職業安定所長へ求人の申込みを行い、労務者を確保する。

ア 労務者の雇上げを要する目的又は作業種目

イ 労務者の所要人数

ウ 雇用を要する期間

エ 労務者を雇用する理由

3 労務者雇用の期間

労務者雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇用期間は、それぞれ救助の実施が認められている次の期間である。

ただし、県知事の承認を得て延長された場合は、自動的に延長される。

- (1) 医療及び助産における移送のための労務者
 - ア 医療における移送 災害発生の日から 14 日以内
 - イ 助産における移送 災害発生の日から 7 日以内
- (2) 罹災者の救出のための労務者 災害発生の日から 3 日以内
- (3) 飲料水の供給のための労務者 災害発生の日から 7 日以内
- (4) 救済用物資の整理・輸送及び配分のための労務者
 - ア 被服、寝具、その他生活必需品の整理等 . . . 災害発生の日から 10 日以内
 - イ 学用品の整理等
 - (ア) 教科書 災害発生の日から 1 か月以内
 - (イ) その他の物 災害発生の日から 15 日以内
 - ウ 炊出し用食糧品等 災害発生の日から 7 日以内
 - エ 衣料品、衛生材料の整理等 災害発生の日から 10 日以内
- (5) 遺体の搜索のための労務者 災害発生の日から 10 日以内
- (6) 遺体の処理のための労務者 災害発生の日から 10 日以内

4 労務者の賃金

雇用労務者に対する賃金は、当該地域における通常の実費程度を支給する。

第 2 4 節 被害等に関する報告

市は、災害対策基本法第 5 3 条（同施行令第 2 1 条）に基づき、災害の状況等を県（県と連絡が取れない場合は、直接、国（総務省消防庁））に対して報告する。

1 報告に必要な被害等の調査

- (1) 災害対策本部各部からの要員を指定し、調査班等を編成して、必要な調査を行う。
- (2) 市単独での調査が困難な場合は、県央振興局・関係機関等に応援を要請し、その支援のもと調査を行う。
- (3) 調査にあたっては、調査脱漏、重複がないよう、事前の情報共有・調整、地域割り等を行い実施する。

2 被害の認定基準

- (1) 人的被害
 - ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
 - イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。

注) 「(1) 人的被害」の計上に関する取扱については、「3 人的被害の把握に係る事項」によるものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なものとする。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のもとする。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものとする。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ク 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

コ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

サ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。

ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えられるものは報告するものとする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

ス 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

タ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

チ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ツ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

テ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいう。

具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第

９７号）による国庫負担の対象となる施設をいう。

具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市整備等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「その他」とは、上記ア～ケを除く住家等の被害とする。

３ 人的被害の把握に係る事項

人的被害の計上については、平成２４年３月９日付け消防応第４９号に基づき以下のとおりとする。

(1) 「死者」に関する事項

ア 死者の扱い以下に掲げるものについては、死者として計上する。

(ア) 死体を確認したもの（身元不明のものを含む。）

(イ) 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの（当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

イ 死者の計上場所

ア(ア)項のケースについては、原則、被災地（「本人が実際に被害を受けた場所（町丁別）以下、同じ」）で計上するものとするが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

- (ア) 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

a 被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、dの場合を除く。）	死体発見場所で計上
c 被災地も死体発見場所も不明な場合	死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「傷害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された場所で計上
d 被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる場所で計上

- (イ) ア(イ)のケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町で計上することが不適当と考えられる場合は、上記(ア)準じて判断することができる。

ウ 県へ報告する際の計上は「大村市」として一括計上する。

- (2) 「行方不明者」に関する事項

ア 行方不明者の扱い

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

- (ア) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
- (イ) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
- (ロ) 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされたもの
- (エ) 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの
- (オ) 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
- (カ) 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

イ 行方不明者の計上場所

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

a 被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した場所で計上
c 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる場所で計上

ウ 県へ報告する際の計上は「大村市」として一括計上する。

(3) 負傷者（重傷者・軽傷者）に関する事項

ア 負傷者の扱い

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ）によるものを計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、表中のbに掲げるものを除き、負傷者に含めないものとする。

a 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「2 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
b 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で、精神又は身体に障がいがあるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「2 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

イ 負傷者の計上場所

原則、被災地で計上するものとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した場所で計上

ウ 県へ報告する際の計上は「大村市」として一括計上する。

4 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

県、状況により国（消防庁）に報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 災害対策本部を設置して対応したもの

ウ 市、県をまたぎ全国的には、同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、事後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

カ 地震が発生し、市域で震度4以上を記録したもの

キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害報告等の要領

ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、また、全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れて支障をきたすおそれがあることから、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を報告し、あわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対して取った措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

(3) 被害報告等の種別

種 別	様 式 等	摘 要
災 害 概 況 即 報	「資料編 X II 県に対する報告・要請」の項による。	災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合に用いる。
被 害 状 況 報 告		報告の時点で判明している最新の数値を記入する。 (被害額は省略できる。)
事業別被害報告		他の法令又は通達等に基づき行うもの

第 2 章 地震災害対策計画

第 1 節 応急活動体制

市及び防災関係機関は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、適切な応急対策を実施する責務がある。

このため、勤務時間中、夜間・休日を問わず、市域で震度 4 以上の地震が発生した場合に、迅速に指揮命令系統を確立して的確な応急対策を実施するため、災害対策本部等の設置、職員の動員・配備など必要な措置を定め、応急活動体制を確立する。

1 市の活動体制

(1) 災害警戒本部

市の地域において震度 4 の地震が発生した場合は、火災・家屋の倒壊、土砂崩れ等の災害が発生するおそれがあることから、災害に対する警戒のため、総務部長を警戒本部長とした災害警戒本部を設置する。

ア 警戒本部の組織

(ア) 本部長：総務部長

(イ) 副本部長：産業振興部長、都市整備部長、市民環境部長、福祉保健部長

(ウ) 本部長

安全対策課、農林水産整備課、道路課、河川公園課、地域げんき課、長寿介護課の各課長並びに当該課長があらかじめ指定した災害担当 G L 及び係員

イ 警戒本部の業務

(ア) 市民、関係機関等からの災害関連情報の収集・伝達及び処理

(イ) 災害の発生が予想される地域、危険箇所等の巡回及び警戒

(ウ) 予想される応急対策に必要な事項の準備

(エ) 防災関係機関等に対する警戒本部設置の報告・通知

ウ 設置場所：安全対策課（大会議室）

エ 災害警戒本部の廃止又は災害対策本部への切替の時期

(ア) 災害警戒本部の解散は、被害の発生がなく、余震等による影響も少ないと判断される場合に、本部長が解散する。

(イ) 地震による被害が拡大して災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めた時は、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

(2) 災害対策本部

市の地域において、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、大村市災害対策本置条例等に基づき、速やかに災害対策本部を設置し、災害に即応する。

ア 対策本部の組織

組織については、別表 1 による。

イ 対策本部の業務

対策本部各部・各班の分掌事務は、別表 2 による。

ウ 設置場所：大会議室（代替 中央公民館大会議室）

災害対策本部の配置は、別図 1・2 による。

エ 災害対策本部設置の通知

総務部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに長崎県知事及び関係機関に災害対策本部を設置したことを通知する。

関係機関の連絡先については、「資料編Ⅵ関係機関等」の項による。

オ 防災関係機関の派遣員

対策本部を設置した場合、災害対策本部長は、各防災関係機関に対し、災害対策本部派遣員を求める

カ 災害対策本部の解散

(7) 本部長は、災害応急対策が概ね完了し、余震等による被害の発生も終息したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

(4) 災害対策本部解散の通知等は、災害対策本部の設置に準じて処理する。

キ 現地災害対策本部

(7) 現地災害対策本部の設置

地震による被害地が、災害対策本部から離隔し、又は災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置する

(4) 現地災害対策本部の解散

- a 地震の危険が解消したとき。
- b 災害応急対策が概ね完了したとき。

(3) 職員の動員・配備

ア 職員の配備の決定

総務部長は、市内において震度4以上の地震が発生した場合は、市長に報告して、その指示を受けるとともに地震による被害の発生を予想し、配備区分を決定して、各部長へ通達する。

イ 配備区分

配備区分		配 備 基 準	各 配 備 区 分 に 基 づく 措 置
警 戒 本 部		震度4の地震が発生した場合	1 指定された職員は、所属課において情報の収集・伝達及び処理 2 危険箇所・区域等の巡回・警戒 3 避難指示等の発令の検討及び指定避難所の開設
対 策 本 部	第 1 配 備	震度5弱の地震が発生した場合	1 指定された職員の配置 2 情報の収集・伝達及び処理 3 必要な応急対策の実施 (指定避難所の開設含む)
	第 2 配 備	震度5強の地震が発生した場合	1 指定された職員の配置 2 情報の収集・伝達及び処理 3 必要な応急対策の実施 (指定避難所の開設含む)
	第 3 配 備	震度6弱以上の地震が発生した場合	市の全機能をあげた応急対策の実施

ウ 職員の配備編成基準

配備区分に応じた配備基準は別表 3 による。

エ 職員の招集等

- (ア) 各部長は、あらかじめ所属職員の職、住所等を考慮して、非常招集の連絡系統を決定し、当該職員に周知徹底を図り、要員の確保に万全を期するものとする。
- (イ) 各部長は、配備区分に基づく動員命令を受けたとき、又は自ら災害情報を入手し、応急対策の必要があると認めた場合は、所属職員を動員し、対策業務を遂行するものとする。
- (ウ) 各部長は、あらかじめ所属職員の配備区分及び担当事務を定め、定期的に研修を実施し、災害発生時に支障をきたさないように努めるものとする。
- (エ) 職員は、地震震度に応じた配備区分に基づく自己の任務を熟知するとともに、配備命令を受けたときは直ちに指定された場所に参集し、業務に従事するものとする。
- (オ) 職員は、市域において震度 4 以上の地震の発生を知った時は、配備命令がない場合であっても、自発的に所属長と連絡を取り、指示を仰ぐとともに、常に自分の所在、連絡方法等を明確にしておくものとする。
- (カ) 職員は、道路の決壊・交通機関の不通等により、指定された場所に参集できない場合は、もよりの出張所等に参集し、各部長の指示を受ける。
- (キ) 職員は、夜間、休日等において震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、部長からの連絡・指示を待つことなく、各配備に応じて自主登庁し、職務に従事するものとする。

オ 協力（応援）

災害状況の推移等によって、各部・各班における災害対策配備員が不足するときは、次の要領によって、他の部・班又は災害対策基本法第 29 条の規定に基づく指定行政機関職員の派遣、協力を求めるものとする。

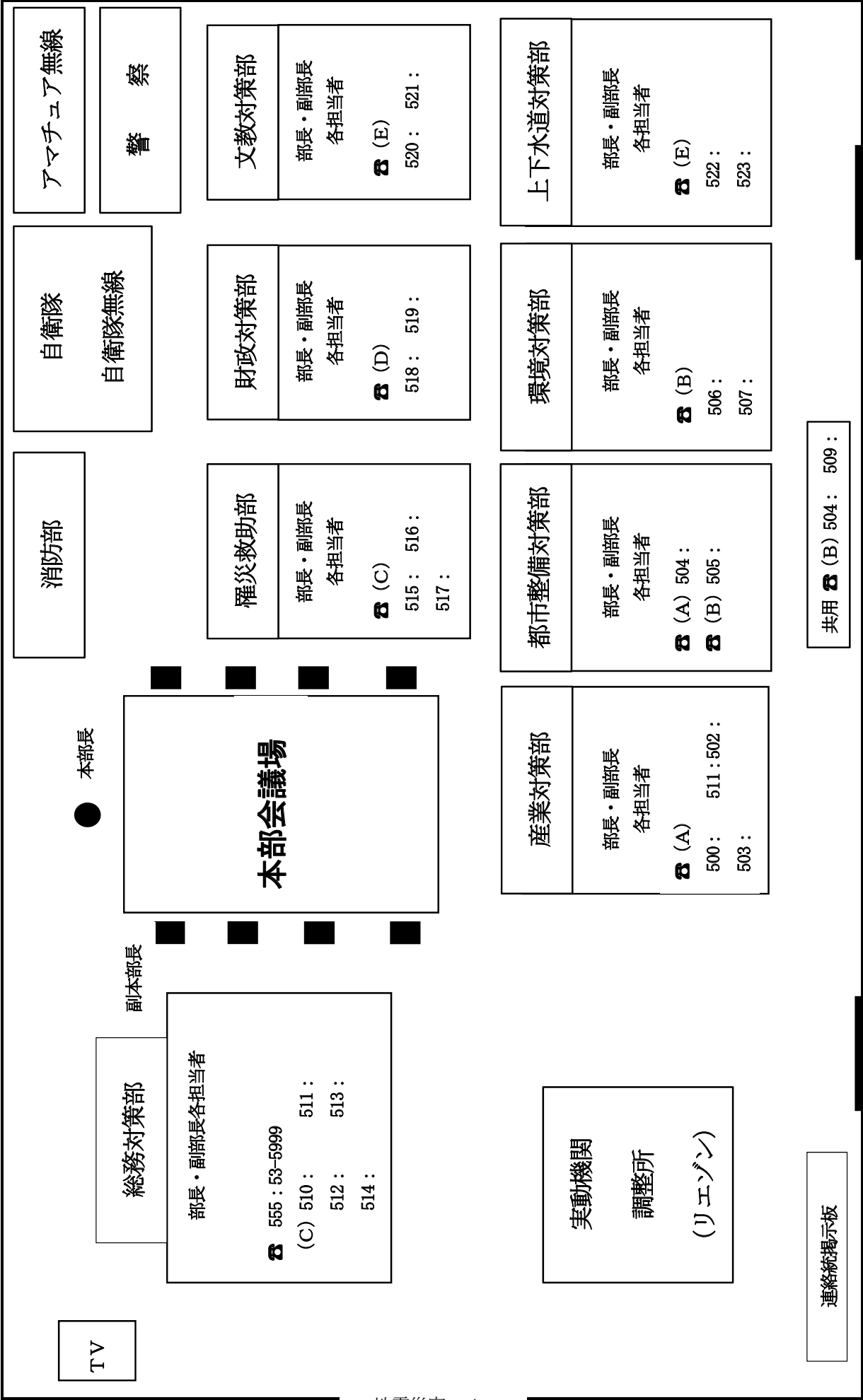
- (ア) 対策本部各部内で余裕のある班から応援する。
- (イ) (ア) 項でなお不足する場合は、他の部から応援する。
- (ウ) 特定職種の職員が不足するときは、災害対策基本法第 29 条の規定によって他の機関から応援を求める。

カ 職員参集の伝達方法

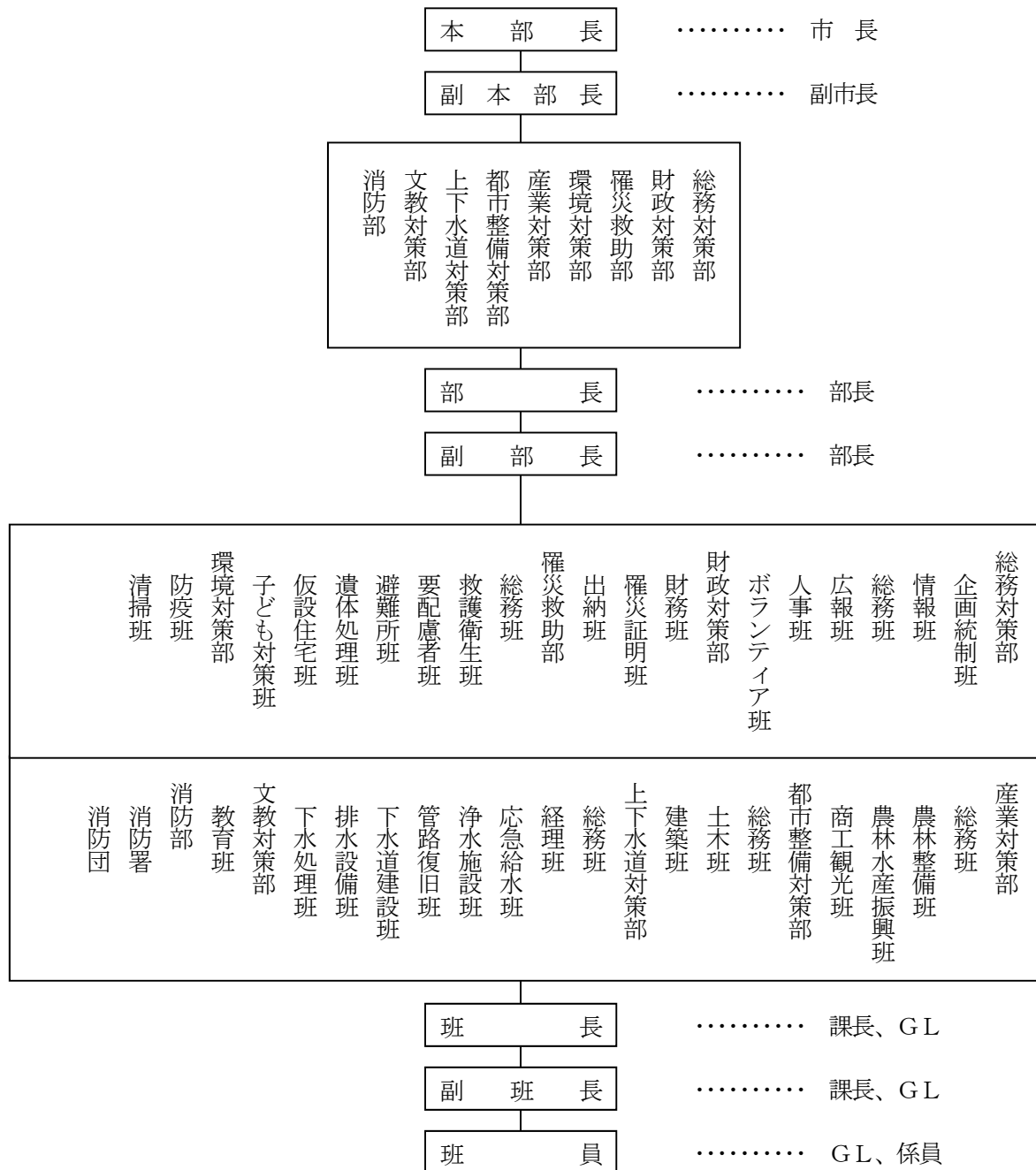
- (ア) 災害警戒本部が設置された場合
 - a 勤務時間中における伝達方法は、別表 4 による。
 - b 休日、夜間等時間外における伝達方法は、別表 5 による。
- (イ) 災害対策本部が設置された場合
 - a 勤務時間中における伝達方法は、別表 6 による。
 - b 休日、夜間等時間外における伝達方法は、別表 7 による。

2 防災関係機関の活動体制

関係機関等は、法令、防災業務計画、県防災計画、市防災計画等の定めるところにより災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力するため、必要な組織を整備して、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。



大村市災害対策本部組織図



各部・各班の事務分掌表

部	班	事務分掌	担当課
各部共通		1 職員の動員及び配備に関すること。 2 来庁者の安全確保に関すること。 3 所管施設の点検及び応急処置に関すること。 4 所管事項の報告に関すること。 5 他の部・他の班の応援に関すること。	各課
総務対策部 部長：総務部長 副部長：企画政策部長	企画統制班 班長：安全対策課長 副班長：企画政策課長	1 応急対策の実施・統制に関すること。 2 自衛隊の出動要請に関すること。 3 他自治体に対する応援要請に関すること。 4 国、県に対する要請書の作成に関すること。 5 避難指示に関すること。 6 災害対策本部（会議）に関すること。 7 復興対策の総合調整に関すること。 8 関係機関との連絡・調整に関すること。 9 防災行政無線の統制・運用に関すること。	安全対策課 企画政策課 地方創生課 管財課
	情報班 班長：地域げんき課長	1 災害情報の収集に関すること。 2 関係機関の活動状況の掌握に関すること。 3 気象情報の接受及び通報に関すること。 4 被害状況の集約・整理に関すること。	地域げんき課 広報戦略課
	総務班 班長：総務課長	1 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。 2 災害見舞い及び視察者の応対に関すること。 3 被災証明書の発行に関すること。 4 職員、関係機関連絡員等の仮眠場所に関すること。	総務課 秘書課
	広報班 班長：広報戦略課長	1 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。 2 災害情報の広報に関すること。 3 記録写真の撮影及び管理に関すること。	広報戦略課 選管事務局

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
総務対策部 部長：総務部長 副部長：企画政策 部長	人事班 班長：人事課長	1 災害時における人員の配置並びに調整に関する こと。 2 他自治体からの応援職員の受入れ及び配置の 調整に関すること。 3 労務者の雇用に関すること。 4 職員の安否確認・健康管理に関すること。 5 人事給与（労務者含む）に関すること。	人事課 スポーツ振興 課
	ボランティア班 班長：男女いきいき 推進課長	1 ボランティアセンター開設に関すること。 2 ボランティアの受入・配置に関すること 3 男女共同参画視点の災害対応に関すること。	男女いきいき 推進課
財政対策部 部長：財政部長	財務班 （*） 班長：財政課長	1 災害対策に係る予算措置に関すること。 2 応急復旧金に関すること。 3 災害応急物資の調達に関すること。 4 車両の集中管理及び配車に関すること。	財政課 契約課
	罹災証明班（*） 班長：税務課長	1 家屋の罹災調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。	税務課 収納課
	出納班 （*） 班長：会計管理者	1 義援金の保管に関すること。 2 災害に関する諸支出に関すること。	会計課
罹災救助部 部長：福祉保健 部長 副部長：こども未 来部長	総務班 班長：福祉総務課長	1 災害救助法の適用に関すること。 2 関係物資・機材の調達・保管・輸送に関する こと。 3 救援物資・義捐金の受付・配分に関すること。 4 医療施設、福祉施設、介護施設等の被災情報 の収集に関すること。 5 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。	福祉総務課
	救護衛生班 班長：国保けんこう 課長	1 医師会・日赤等関係機関等との連絡・調整に 関すること。 2 仮設救護所の開設・運営に関すること。 3 傷病者の搬送に関すること。 4 避難住民の健康対策に関すること。	国保けんこう課
	要配慮者班 班長：障がい福祉 課長	要配慮者の安否確認、各種支援に関すること。	障がい福祉課
	避難所班 班長：長寿介護課長	1 指定避難所、福祉介護避難所の開設・運営に 関すること。 2 在宅被災者等への生活必需品の配分に関する こと。 3 各地域の被害状況の収集・報告に関すること。	長寿介護課 市民課 出張所

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
罹災救助部 部長：福祉保健 部長 副部長：こども未 来部長	遺体処理班 班長：保護課長	1 遺体安置所の開設・運営に関する事 2 遺体の搬送に関する事 3 遺族等へのグリーフケアに関する事	保護課
	仮設住宅班（＊） 班長：監査委員事務 局長	1 仮設住宅の運営に関する事 2 応急仮設住宅サポート拠点の開設・運営に 関すること	監査委員 事務局
	こども対策班 班長：こども政策課 長	1 児童福祉施設及び幼稚園の被災情報の収集に 関すること 2 応急保育対策に関する事 3 被災により保護が必要となった児童の実態把 握及び対策に関する事	こども政策課 こども家庭課
環境対策部 部長：市民環境 部長	防疫班 班長：環境保全課長	1 防疫に関する事 2 薬品及び衛生材料の調整に関する事 3 埋葬・火葬に関する事	環境保全課 市民課 ボートレース 企業局
	清掃班 班長：環境センター 長	1 ゴみの収集、焼却作業に関する事 2 し尿の処理作業に関する事 3 災害廃棄物の処理に関する事	環境センター ボートレース 企業局
産業対策部 部長：産業振興 部長	総務班 班長：商工振興課長 副班長：企業誘致 課長	1 産業振興部全般の被災情報の収集に関する こと 2 罹災農林水産業者、商工業者の災害金融に 関すること	農林水産振興 課 商工振興課 観光振興課 企業誘致課 農業委員会
	農林水産整備班 班長：農林水産整備 課長	1 農地及び農業用施設の災害復旧に関する こと 2 溜池の保全に関する事 3 治山施設及び林道施設の災害復旧に関する こと 4 漁港の災害復旧に関する事	農林水産整備 課
	農林水産振興班 班長：農林水産振興 課長	1 応急用農作物の種苗の補給に関する事 2 農作物の災害対策に関する事 3 家畜の災害対策に関する事	農林水産振興 課
	商工観光班 班長：観光振興課長	1 商工業者、観光施設及び工業団地等の被災情 報の収集に関する事 2 応急復旧資材確保幹旋に関する事	商工振興課 観光振興課 企業誘致課

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
都市整備対策部 部長：都市整備 部長	総務班 班長：道路管理課長	1 都市整備部全般の被災情報の収集に関するこ と。 2 土木復旧事業の総括に関すること。	都市計画課 道路整備課 河川公園課 道路管理課
	土木班 班長：河川公園課長 副班長：道路整備課 長	1 道路橋梁の災害復旧に関すること。 2 災害時における道路橋梁の使用に関するこ と。 3 港湾の災害復旧に関すること。 4 高潮対策に関すること。 5 河川、堤防、溝きょ、水路及び樋門等の災害 復旧に関すること。 6 地すべり対策に関すること。	道路整備課 都市計画課 河川公園課 新幹線まちづ くり課
	建築班 班長：建築課長	1 建築物の被災情報の収集に関すること。 2 応急危険度判定の実施に関すること。 3 建築物の二次災害防止に関すること。 4 災害住宅の建築に関すること。 5 応急仮設住宅の設置及び資材の調達に関する こと。 6 市有建物の応急対策に関すること。	建築課
上下水道対策部 部長：上下水道事 業管理者 副部長：次長	総務班 班長：業務課長	1 上下水道施設の被災情報の収集に関する こと。 2 災害時の相談窓口に関すること。	業務課
	経理班 班長：業務課長	復旧資材の調達に関すること。	業務課
	応急給水班 班長：水道工務課長	避難所等への応急給水の運搬に関すること。	水道工務課
	浄水施設班 班長：浄水課長	1 上水道の浄水施設、送水施設、各配水池及び各 水源の復旧に関すること。 2 工業用水道の施設、送水施設、各配水池及び 各水源の復旧に関すること。	浄水課
	管路復旧班 班長：水道工務課長	1 上水道の管路の復旧に関すること。 2 工業用水道の管路の復旧に関すること。	水道工務課
	下水道建設班 班長：下水道工務 課長	1 下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水 排除対策に関すること。 2 下水道施設の復旧に関すること。 3 農業集落排水施設の復旧に関すること。	下水道工務課
	排水設備班 班長：下水道工務 課長	下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水 (排水設備) 排除対策に関すること。	下水道工務課

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
上下水道対策部	下水処理班 班長：下水道施設課長	1 終末処理場及びポンプ場における流入下水の処理対策に関すること。 2 農業集落排水污水处理施設における流入下水の処理対策に関すること。	下水道施設課
文教対策部 部長：教育長 副部長：教育次長	教育班 班長：教育総務課長	1 児童生徒及び教職員の調査に関すること。 2 応急教育対策に関すること。 3 学校施設・教育文化施設の被災情報の収集及び対策に関すること。 4 学童及び授業の措置に関すること。 5 教科書の斡旋調達に関すること。 6 学用品の支給に関すること。 7 文化財の被災情報の収集及び対策に関すること。	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化振興課
消防部 部長：消防署長	消防署の計画	1 消防職員の非常招集及び非常配置に関すること。 2 災害の警戒及び予防に関すること。 3 避難誘導及び被災者の救助、救援に関すること。 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 5 障害物除去に関すること。 6 災害の緊急復旧に関すること。 7 消防団との連携に関すること。	消防署
	消防団	1 災害の警戒及び予防に関すること。 2 消防・水防、その他の応急処置に関すること。 3 避難誘導及び被災者の救助・救援に関すること。 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 5 障害物除去に関すること。	消防団
摘 要		*印の班の職員については、初動段階では、他部（班）の応援要員として行動する。	

職 員 配 備 編 成 基 準 表

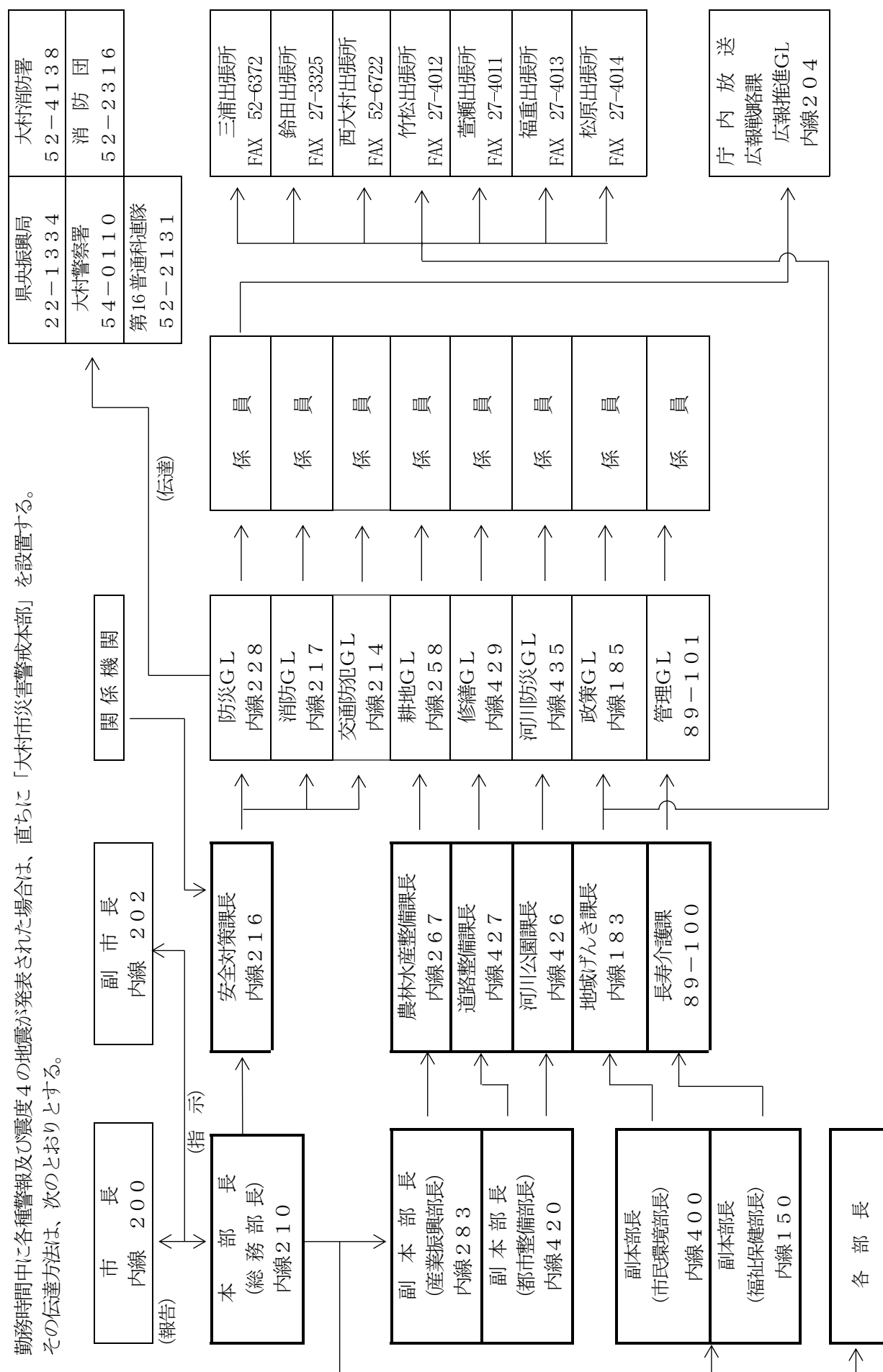
部 名	(班 名) 課	要 員			部 名	(班 名) 課	要 員		
		第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備			第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備
総 務 対 策 部	部長、副部長	2	2	2	雇 災 救 助 部	部長、副部長	2	2	2
	(企画統制班)					(総務班)			
	安全対策課	9	9	9		福祉総務課	5	12	16
	企画政策課	6	9	13		(救護衛生班)			
	デジタル推進課	3	4	4		国保けんこう課	8	16	25
	管財課	3	7	10		(要配慮者班)			
						障がい福祉課	5	8	10
	(情報班)					(避難所班)			
	地域げんき課	3	6	6		長寿介護課	6	14	29
	広報戦略課 (情報)	2	4	4		市民課			5
						出張所	6	12	12
	(総務班)					(遺体処理班)			
	総務課	6	14	14		保護課	8	16	24
	秘書課	2	2	2		(仮設住宅班)			
財 政 対 策 部	(広報班)				環 境 対 策 部	監査委員事務局			5
	広報戦略課 (広報)	3	4	4		(こども対策班)			
	選管事務局		4	4		こども政策課	7	10	18
	(人事班)					こども家庭課	4	6	12
	人事課	2	6	9		部長	1	1	1
	スポーツ振興課	5	7	8		(防疫班)			
	(ボランティア班)					環境保全課	4	8	11
	男女いきいき推進課	2	2	3		市民課	5	10	17
						ボートレース企業局 業務課		2	6
	部長	1	1	1		経営管理課		3	5
	(財務班)					(清掃班)			
	財政課	3	6	8		環境センター	7	12	27
	契約課	2	5	10		ボートレース企業局 企画課		5	10
	(雇災証明班)					広域発売推進課		3	6
産 業 対 策 部	税務課	10	20	26	産 業 対 策 部	施設管理課		3	4
	収納課	6	12	18		部長	1	1	1
	(出納班)					(総務班)			
	会計課	3	3	6		農林水産振興課	2	4	4
						商工振興課	1	2	5
						観光振興課	2	3	3
						企業誘致課	1	1	1
						農業委員会	2	4	6

部 名	(班 名) 課	要 員			部 名	(班 名) 課	要 員		
		第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備			第 一 配 備	第 二 配 備	第 三 配 備
産 業 対 策 部	(農林水産整備班) 農林水産整備課	6	9	14	上 下 水 道 対 策 部	(下水道建設班) 下水道工務課	4	9	11
	(農林水産振興班) 農林水産振興課	4	8	11		(排水設備班) 下水道工務課	1	3	4
	(商工観光班) 商工振興課 観光振興課 企業誘致課	1 1 1	3 3 1	6 5 1		(下水処理班) 下水道施設課	2	4	5
					文 教 対 策 部	教育長、教育政策監、 教育次長	3	3	3
	部長	1	1	1		(教育班) 教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化振興課 図書館	3 4 3 3 3	6 13 6 3 7	14 13 12 7 11
	(総務班) 都市計画課 道路整備課 河川公園課 道路管理課	2 1 2 4	3 2 3 9	3 3 3 12		合 計	233	452	665
都 市 整 備 対 策 部	(土木班) 道路整備課 都市計画課 河川公園課 新幹線まちづくり課	4 1 3 5	8 5 7 10	12 5 7 17		【備 考】 1 消防部は、消防署長、消防団長計画 2 各課の第三配備人員は、令和5年 4月1日現在の所属人員（再任用含む） ※対応する配備の要員については、災害対策 本部長の指示により、災害の規模に応じて変 更できるものとする。			
	(建築班) 建築課	7	14	19					
上 下 水 道 対 策 部	統括 管理者、次長	2	2	2					
	(総務班) 業務課	3	5	6					
	(経理班) 業務課	1	3	6					
	(応急給水班) 水道工務課	3	6	9					
	(浄水施設班) 浄水課	3	7	9					
	(管路復旧班) 水道工務課	2	4	8					

初動体制 1-1

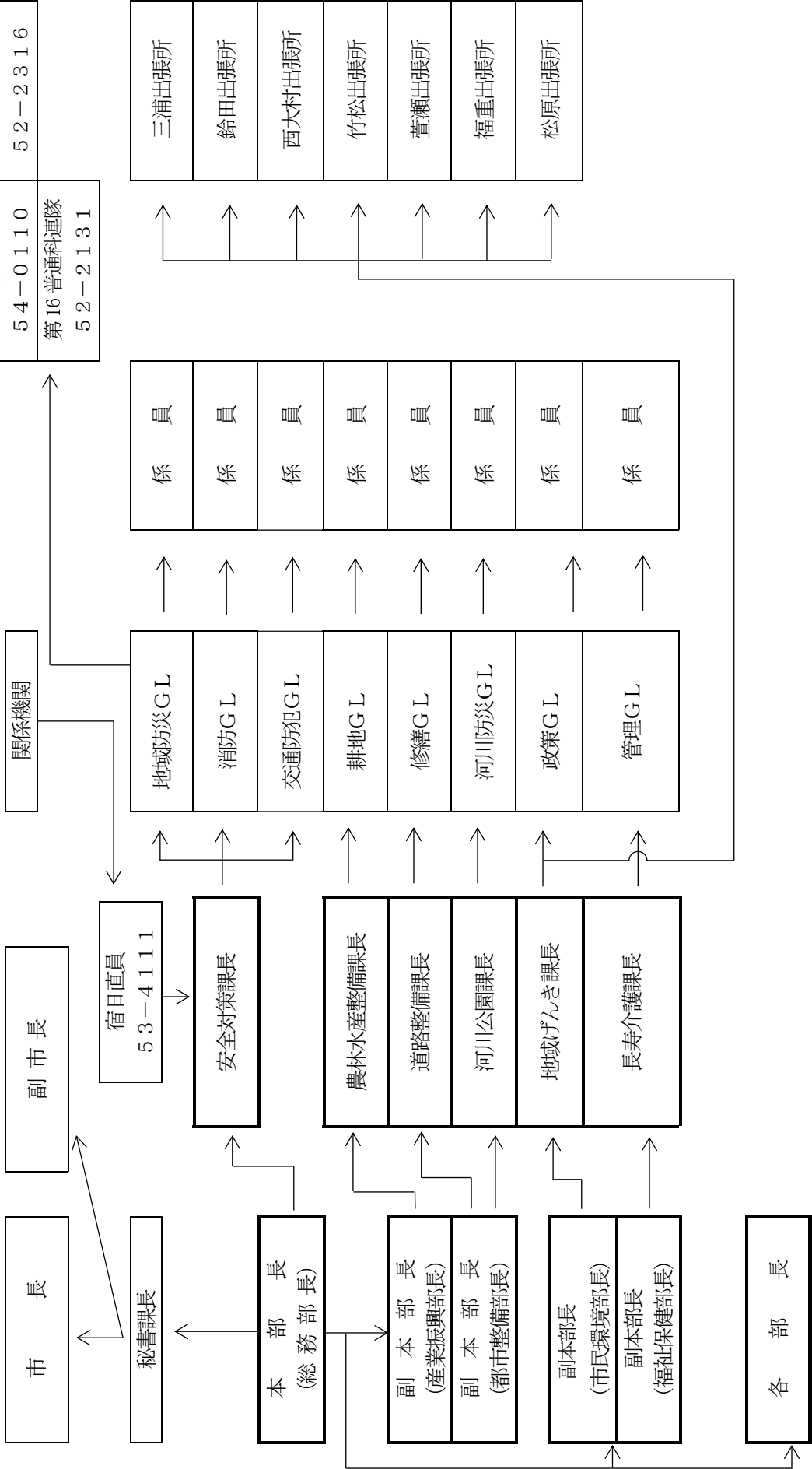
勤務時間中に各種警報及び震度4の地震が発表された場合は、直ちに「大村市災害警戒本部」を設置する。

その伝達方法は、次のとおりとする。



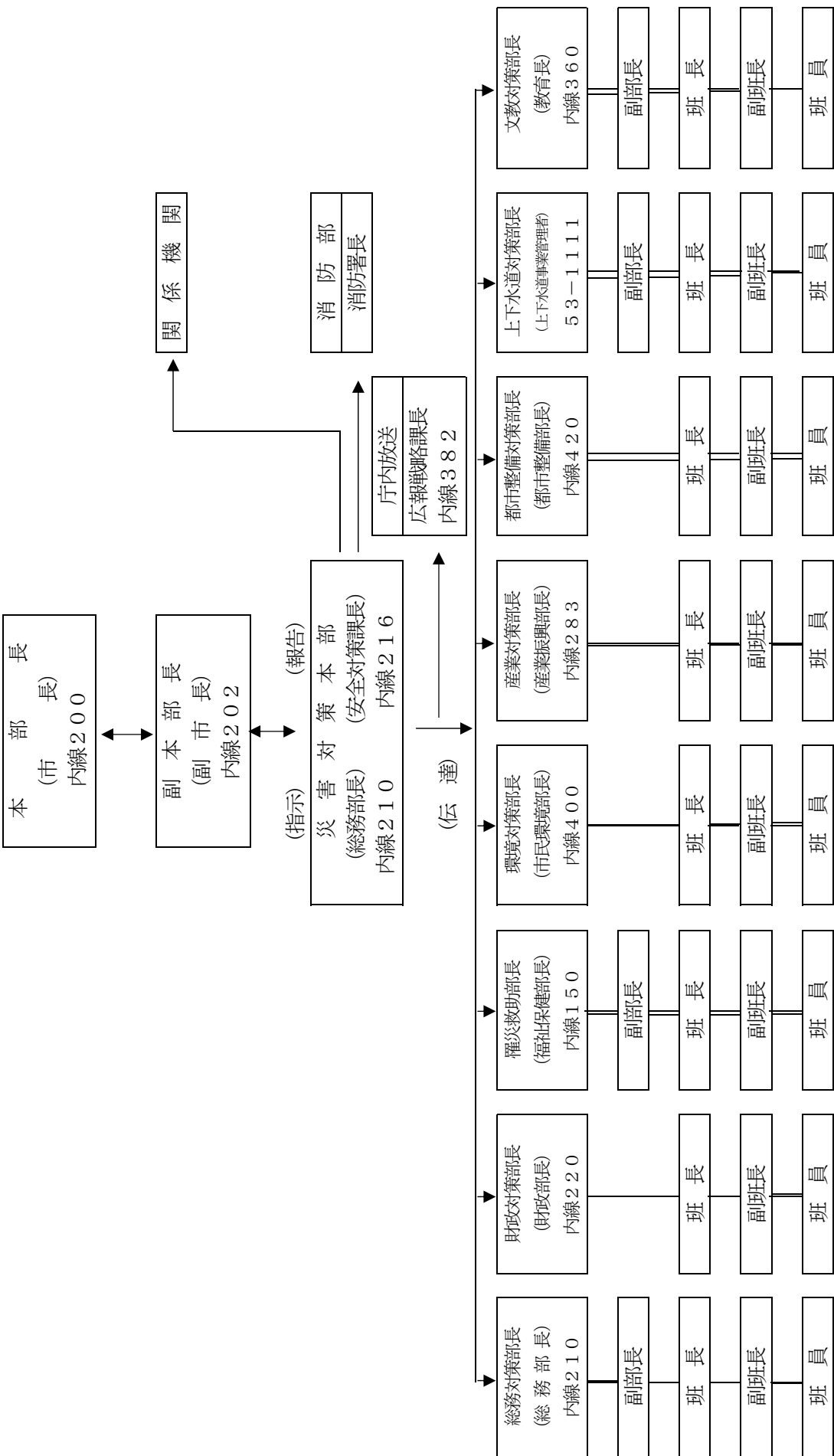
初 動 体 制 1－2

休日夜間等勤務時間外に各種警報及び震度4の地震が発表された場合は、直ちに「大村市災害警戒本部」を設置する。
その伝達方法は、次のとおりとする。



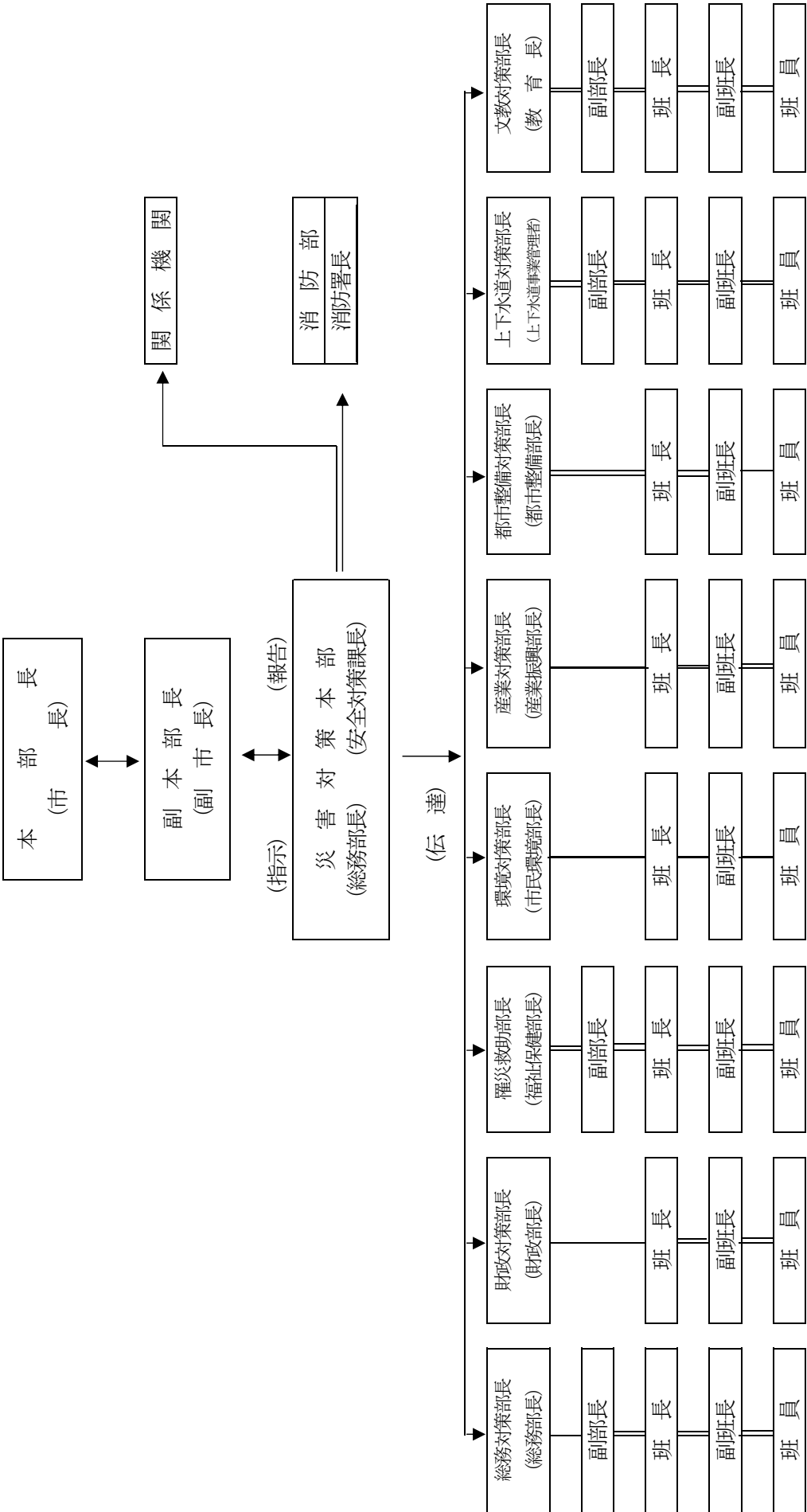
初 動 体 制 2－1

勤務時間中に「災害対策本部」が設置されたとときの職員への伝達方法は次のとおりとする。



初 動 体 制 2－2

休日・夜間等勤務時間外に「災害対策本部」が設置されたときの職員への伝達方法は次のとおりとする。



第2節 情報・通信

災害が発生した場合、地震・津波等に関する情報、被害に関する情報及び各防災関係機関に関する情報は、効果的・効率的に応急対策を実施する上で不可欠であり、災害の規模や被害の程度に応じ、情報の収集、伝達を迅速かつ確実に行わなければならない。

このため、概括的な情報を含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて収集し、収集した情報は速やかに県本部等へ報告して、組織的な応急対策の確立を図るとともに、市民に影響する事項はその都度周知するよう努める。

1 収集すべき情報等

(1) 地震・津波に関する情報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市 町 名
長 崎 県	長崎県南西部	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡（長与町、時津町）
	長崎県島原半島	島原市、南島原市、雲仙市
	長崎県北部	佐世保市の一部（宇久町を除く）、平戸市、松浦市、東彼杵郡（東彼杵町、川棚町、波佐見町） 北松浦郡の一部（佐々町）
	長崎県五島	佐世保市の一部（宇久町に限る）、五島市、南松浦郡（新上五島町）、北松浦郡の一部（小値賀町）
	長崎県壱岐	壱岐市
	長崎県対馬	対馬市

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ 地震情報の種類、発表基準と内容、発表基準と内容

地震情報の種類	発 表 基 準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・ 震度 3 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 ・ 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上観測した地点との観測した震度を発表。それに加えて震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	・ 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 ・ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

ウ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び福岡管区・長崎地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（長崎県で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（長崎県で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に第 1 号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
		・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

エ 津波関係

（ア） 大津波警報、津波警報、津波注意報

a 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」、「壱岐・対馬」及び「有明・八代海」に分かれており、大村市が属する津波予報区は「長崎県西方」である。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

b 津波警報等の留意事項等

(a) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(b) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

(c) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(イ) 津波情報

a 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予

想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注１）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注２）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注３）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注４）

（注１）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注２）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注３）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（注４）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

b 津波情報の留意事項等

（a）津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 1 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 2 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

（b）各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

（c）津波観測に関する情報

- 1 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 2 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

（d）沖合の津波観測に関する情報

- 1 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- 2 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（ウ）津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の

内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

2 情報収集・伝達要領

(1) 県

県防災行政無線を主体に情報の収集・伝達を行う。必要により非常無線を利用する。

(2) 災害対策本部各部

現場で活動している災害対策本部各部とは、IP無線、消防無線、携帯電話等を活用する。

(3) 関係機関

災害対策本部に設置された関係機関の連絡班(員)等を通じ、相互に活動状況に関する情報、被災状況等を通知し情報を共有する。

また、現場においても、相互に情報の発信等協力するものとする。

(4) 自主防災組織

各地区の被害状況の入手及び防災関係機関の活動状況等に関する地区住民への周知のため自治会等の自主防災組織を活用する。

(5) 報道機関

市の活動状況等を市民に周知するため、定期的に報道機関に情報を提供する。

3 非常無線通信の運用

災害又は災害による暴動などの非常事態が発生し又は発生するおそれがあり、しかも有線通話を利用できないか、利用することが著しく困難になった場合、長崎地区非常無線通信協議会(会長 長崎県防災企画課長)は非常無線通信を確保する。

(1) 非常無線による非常通報の内容等(通信にかかる料金は原則無料)

ア 人命の救助に関するもの

イ 天災の予報(主河川の水位を含む。)及び天災その他災害の状況に関するもの

ウ 緊急を要する気象等の観測資料

- エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- オ 非常事態に際しての事態収拾、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの
- キ 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの
- ク 救助法第24条の規定に基づき、県から医療、土木、建設又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

(2) 非常通信の利用

無線局の免許人が自ら発受するほか、次の者からの依頼に応じて、それぞれの無線局で取り扱うようになっている。頼信する際には「非常」の表示を行う。

ア 官庁（公共企業を含む。）及び地方自治体

イ 災害対策本部

ウ 日本赤十字社

エ 電力会社

＊ 無線局の免許人において、上の各号以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。

(3) 非常通信の頼信手続き

ア 受取人の宛名、電話番号

イ 本文（わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文はおおむね200文字以内とする。ただし、必要により何通も発信することができる。）

ウ 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。）

エ 非常の表示（「非常」と漢字で書く。）

オ 発信人の住所氏名、電話番号（漢字で書く。）

(4) 非常通信の頼信

ア 最も近い無線局又は付近の移動局（無線カー、パトカー、タクシー、漁船等）を利用して頼信する。

イ 頼信の方法は、直接無線局へ依頼するか電話による依頼かいずれでも差し支えない。

なお、平素から無線局の所在地等を十分に把握するとともに、予め常緑要請を行うなど必要な事前対策を講じておくものとする。

ウ 非常通信の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

4 災害情報の連絡の系統等

「資料編 VII 情報（伝達）系統」の項による。

第3節 広報及び広聴活動

地震が発生した場合は、発災直後の情報は錯そうすることから、速やかに正確な情報を把握して情報発信を行い、市民のパニック防止を図ることが重要である。

このため、市及び関係防災機関等は一体となって、適切かつ迅速な広報活動を行うとともに速やかな復旧を図るため、市及び関係防災機関において、広聴活動を展開し、被災市民の動向と要望事項の把握に努める。

1 広報活動

市は、震度4以上の地震が発生した場合、速やかに関係防災機関等と密接な連携を図り、次により広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア 地震発生直後・初動対応時

- (ア) 地震情報
- (イ) 出火防止・初期消火の措置
- (ウ) パニック防止の呼びかけ
- (エ) 要配慮者の取るべき行動
- (オ) 避難指示、避難誘導に関する情報
- (カ) 避難所の開設情報
- (キ) 被害状況、危険箇所、警戒区域に関する情報

イ 応急対策活動実施時

- (ア) 地震・余震に関する情報
- (イ) 生活関連情報（食料、給水、衛生、防疫、生活必需品の供給等）
- (ウ) ライフライン・通信施設の復旧情報
- (エ) 道路、緊急輸送等の情報
- (オ) 医療機関の活動に関する情報
- (カ) 被災者支援に関する情報（税、義援金、仮設住宅等）

(2) 広報の方法

地震の規模や被害の程度及び応急対策活動の状況に応じ、防災行政無線、インターネット、SNS、広報車、印刷物、テレビ・ラジオに対する放送依頼及び職員の派遣等の方法を適切に判断して実施する。

2 報道機関対応

(1) 記者会見

必要に応じ記者会見を行い、災害の状況、対策の実施状況等の情報提供を行う。

また、災害対策本部等の活動記録などを集約した資料を作成し、紙面での配布等を行い、報道機関の要望等に対応する。

(2) 取材活動の自粛要請

災害対策本部や指定避難所内における取材については、自粛を要請する。

3 広聴活動

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、以下のとおり広聴活動を実施する。

(1) 災害が終息したときは、広報車等により、被災地を巡回して移動相談を実施し、事

後の救援処置の相談にあたる。

- (2) 避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係機関に連絡して、早期解決に努める。
- (3) 相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決めるが、大規模かつ広範囲な災害の場合は、被災者の救護事務を所掌する市各部の職員を相談員として常駐させる一方、広報車等を利用して被災地の巡回移動相談を行い、救護対策を強力に推進するように努める。

第4節 広域応援活動

地震により被害が発生した場合において、各防災機関はあらかじめ定めてある所掌事務又は業務にしたがって応急対策を実施するが、被害が市の全域に及んだ場合は、市及び市の地域の関係機関のみでは、対応が困難なことから、県、他市町や民間等の協力を得て、応急対策に万全を期する。

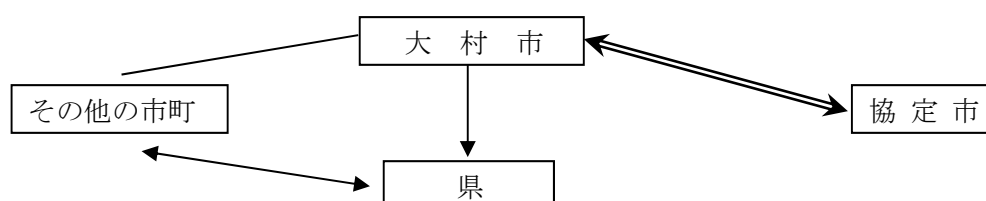
1 他の地方公共団体等への応援要請

- (1) 応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により協力を求めるものとする。

要 請 先	要 請 の 内 容	根 拠 法 令 等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
県 知 事	1 指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋要請 2 他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋要請 3 応援の要求及び応急措置の実施要請 4 職員の派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17
他の市・町 長等	1 応援の要求 2 職員の派遣要請 3 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17 消防相互応援協定（消防組織法）

- (2) 応援要請の手続要領

次の系統図により行うが、緊急やむをえない場合はこの限りでない。



2 民間団体等への協力要請

民間団体等に対して、以下の業務を実施するよう要請する。

- (1) 異常気象、危険箇所等を発見した場所に関する情報
- (2) 予報・警報、その他情報の市民に対する伝達
- (3) 広報・広聴活動
- (4) 出火の防止及び初期消火
- (5) 避難誘導及び避難所内の被災者の救助業務
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分
- (7) 被害状況の調査
- (8) 被災区域内の秩序維持

第5節 自衛隊の派遣要請

1 自衛隊の災害派遣の形態

要請による災害派遣	○県知事が人命及び財産の保護のため、自衛隊に災害派遣を要請する場合 ○市長が応急措置を実施するため、県知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう求め、これを受けて県知事が災害派遣を要請する場合 *現に災害が発生し、市長が県知事と連絡が取れない場合、市長は自衛隊に対して、災害派遣の要請を通知することができる。
自主派遣	○県知事との連絡が不能又は災害の事態に対して県知事からの災害派遣要請を待ついとまがなく、緊急性がある場合 ○自衛隊の実施すべき救助活動が明確で、人命救助に関するものであると認められる場合 ○関係機関に対し情報を提供するため、情報収集の必要があると認められる場合 *県知事との連絡が確保できた時点で、要請による災害派遣へ移行することを原則とする。
近傍災害派遣	○庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生し、部隊等の長が部隊等を派遣する場合

2 自衛隊の活動内容

- (1) 陸上自衛隊
 - ア 人命の救助
 - イ 消防、水防
 - ウ 救援物資の輸送
 - エ 道路の応急啓開
 - オ 応急の医療防疫
 - カ 給食・給水、入浴支援及び通信支援
 - キ 被災地の偵察（航空を含む。）及び応急措置（復旧）

(2) 海上自衛隊

- ア 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- イ 人員、救援物資等の緊急輸送
- ウ 状況偵察及び被害の調査
- エ 船舶火災及び油の排出に対する救援
- オ 航空機による急患輸送

(3) 航空自衛隊

- ア 人命の救助
- イ 消防、水防
- ウ 人員、救援物資の空輸
- エ 通信支援
- オ 航空機による急患輸送

(4) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は、要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

災害の規模に応ずる部隊運用の要領、大綱は、次のとおりである。

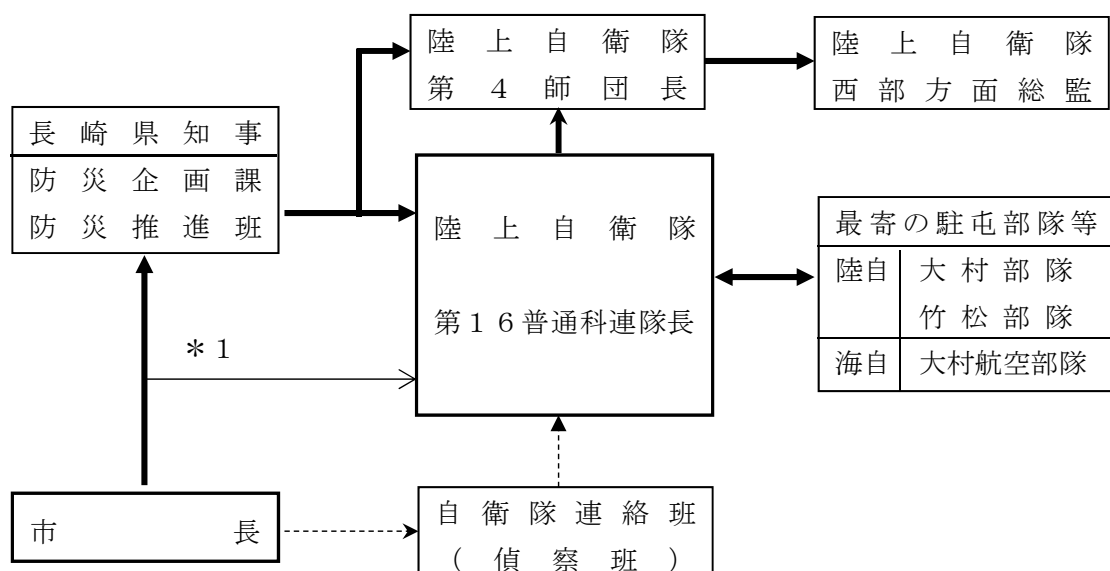
小規模な災害	隊区担当の部隊（第16普通科連隊）をもって対処
大規模な災害	初動は隊区担当の部隊（第16普通科連隊）をもって対処し、必要に応じて他部隊の増援を受けて対処

(5) 陸・海・空自衛隊の指揮関係

陸・海・空自衛隊相互の指揮関係は、通常、協力関係である。

3 災害派遣の要請系統

(1) 要請系統図



注 → 法令による系統

* 1 県との通信途絶の場合

(2) 市における自衛隊の対応窓口

陸上自衛隊 第16普通科連隊第3科 (TEL 代表0957-52-2131)

* 県内自衛隊の配置については、「資料編 VI 関係機関等」の項による。

4 自衛隊への派遣要請手続き

(1) 派遣要請の要件

自衛隊への災害派遣要請にあたっては、次の３要件の基準を満たしているかを検討して要請する。

- ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ② 緊急性：差し迫った必要性があること。
- ③ 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

(2) 派遣要請書に含ませる事項

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣区域、活動内容、その他必要事項

(3) 要請（要求）の手段・要領

- ア 災害派遣要請書を作成し、文書により県知事に要求（依頼）する。緊急の場合は電話又は口頭により要求（依頼）し、事後、文書により処置する。
- イ 県との通信が途絶し、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を直接、陸上自衛隊第１６普通科連隊長に通知し、通信回復後直ちに県知事へ通知する。

(4) 市長が派遣要請を要求（通知）する上での留意事項

- ア 自衛隊は、人命救助活動を第一義に行う。
- イ 自衛隊は、緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- ウ 自衛隊の活動は、公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業を行わない。
- エ 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との３者間で行う。

5 自衛隊との連絡調整

- (1) 災害対策本部設置時、災害応急対策を迅速に行うため、第１６普通科連隊（第４中隊）から、連絡班が派遣され、情報収集並びに連絡調整に当たる。
- (2) 地区内に大規模災害又は特異な災害が発生した場合は、第１６普通科連隊の他、第１０２高射特科隊及び第２２航空群へそれぞれ連絡幹部の派遣を依頼する。
- (3) 災害が他市町にまたがる場合は、自衛隊の災害派遣について、他の災害復旧機関（民間業者を含む。）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立を避けるため、県において調整が行われる。
- (4) 市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運用を図るよう派遣部隊指揮官等と密接な調整を行う。

6 派遣を受ける市の態勢及び準備

(1) 資材、機材等の準備

市側において準備すべき資材及び機材等については、下表を基準に準備する。

品 名		摘 要	品 名		摘 要
土 工 作 業	ベルトコンベヤー	掘土、搬土	水 防 作 業	蛇籠、金網、鉄線	水防築堤作業用
	リヤカー	小路の運搬作業		鎚等	同 上
	手釣類	土のう等の取扱用		かます、荒縄等	同 上
	フォーク、とう鋏	土工作業用		木杭	同 上
防 疫 給 水	消毒剤	疫用	共 通	標準材料	
	マスク	防疫用		夜間照明設備	夜間作業用
	給水槽、ドラム缶	給水用		ゴム手袋	遺体収容等
				その他資機材	

(2) 連絡調整員の指定

自衛隊との連絡調整のため、業務処理の練達者又は適任の者を調整員として指定する。

(3) 宿泊場所の確保

災害派遣のため、派遣された連絡偵察員の宿泊場所は、市側において準備する。

7 地上と航空機との交信方法

交通及び通信が途絶した孤立集落等においては、発煙（3本、三角形の国際救難信号）をはじめ、石灰による表示やシート・カーテンを利用した対空目視信号（国際民間航空機関対空信号）の設置及び大きな旗として使用、ライト、鏡などあらゆる手段を講じて、救助・救出、救援等が必要であることを航空機に連絡するものとする。

8 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常、派遣を受けた市側の負担とする。

なお、細部については、その都度、災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資材及び機材（自衛隊装備機材を除く。）等の購入・借上げ又は修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴等の費用
- (4) 無作為による損害の補償

9 災害派遣の撤収要請

- (1) 市長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収要請を知事に要求するものとする。
- (2) 撤収要請書に含ませる事項
 - ア 撤収日時
 - イ 撤収要請の事由
 - ウ その他

第6節 長崎県防災ヘリコプター派遣要請

災害に際して応急対策を実施するため、長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する場合における手続き等を定める。

1 派遣要請基準

災害に際して人命の保護のための救急活動にヘリコプターの派遣が必要な場合には、長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する。

2 派遣要請要領

長崎県防災ヘリコプターの派遣を要請する場合は、長崎県が定める長崎県防災ヘリコプター運行管理要綱及び長崎防災ヘリコプター緊急運行要領に定めるところにより当初、口頭又はFAXにより、事後速やかに文書をもって要請を行う。

*様式については、「資料編 XⅡ 県に対する報告・要請」の項による。

第7節 消防活動

市域において地震が発生した場合は、同時多発的に火災の発生が予想されることから、住民・自主防災組織等による初期消火による延焼防止を徹底するとともに、消防力をフル稼働して消防活動を行う。市としての消防力が不足する場合は、応援協定等に基づき、近隣市町等に応援を要請する。

1 大村消防署の体制及び活動

(1) 体制

市域において震度5弱以上の地震が発生した場合、火災・その他の被害が予想されるため、直ちに次の措置をとり、震災非常配備体制を発令する。

震災非常配備体制が発令された時は、全職員は招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集するとともに、参集職員をもって常備の部隊に合流し、部隊の増強を図る。

ア 高所監視

イ 庁舎被害状況の確認及び車両等の安全確保

ウ 全無線局の開局及び点検

エ 被害状況の把握

オ 重要防御地域の状況把握

カ 消防車・救急車の出動準備

(2) 消火活動

ア 人命の安全確保を図るための消火活動を優先させる。

イ 総力をあげて、火災の早期鎮圧及び延焼防止を図る。

ウ 火災が各地に発生した場合には、あらかじめ指定する重要防御地域の消火活動を優先させる。

エ 火災が延焼拡大して、消防隊個々の活動では、効果が得られないと判断した場合は、速やかに消防長に増強隊を要請するとともに消防団との積極的な協力体制を確立する。

- オ 消防活動体制が確立した時は、消防活動と並行して、救急・救助活動を行う。
- カ 延焼火災が少ない場合は、救急・救助活動を主力に活動する。
- キ 消火栓の使用が不可能な時は、防火水槽・プール等の水利を有効に活用する。

2 消防団の活動

消防団は、地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模地震による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

(1) 出火の防止

発生と同時に所管する付近の市民に対して、出火防止を指示するとともに、出火した場合は、市民を監督して初期消火に全力をあげる。

(2) 消火活動

消防隊が出動不能又は困難な地域における消火活動あるいは、避難地・避難路の確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 情報の収集

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害の状況、特異救助事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

(4) 避難方向の指示

避難指示が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等の正しい情報に基づき、市民に正しい方向を指示する。

(5) 出 動

ア 第1次出動

(ア) 火災発生地が1コ分団の管轄する区域内であるときは、当該発生地を管轄する分団

(イ) 火災発生地が分団の管轄する区域の境界付近であるときは、当該発生地に隣接する区域を管轄する分団

イ 第2次出動

(ア) 火災発生地を管轄する分団及び当該発生地に隣接する区域を管轄する分団

(イ) その他、消防署長が応援出動を命じた分団

ウ 第3次出動

すべての分団が出動

第8節 救急・救助活動

地震が発生した場合には、火災、津波による浸水、液状化現象等複合化された災害となることから、多種多様な救助事象が各地で同時多発的に発生することが予想される。

このため、消防部（消防署、消防団）は、関係機関、協力団体及び自主防災組織等と協力連携し、資機材をフルに活用して救急・救助活動を実施する。

なお、救急・救助活動に際しては、災害対策本部内の実動機関調整所において情報交換、搜索地域の分担等を行い、効率的な活動を行うものとする。

1 救急・救助活動時の消防部の現地対策本部の体制（消防署内に設置）

組 織 の 名 称		選 任		任 務
本 部 長		署 長		—
署 内	庶 務 課	副 署 長	消 防 員	本部長の命を受け、消防職員の非常招集及び非常配備に関すること。 災害対策本部への伝命派遣に関すること。
	予 防 設 備 課	予防設備課長		被害状況及びその他の情報収集に関すること。 各関係機関との連絡に関すること。 現場確認に関すること。
	消防救急 救 助 隊	各 隊 長		消防、救急、救助活動方針に関すること。 資器材の確保に関すること。 応援隊の編成並びに把握に関すること。 消防団との連携に関すること。
消 防 団	救 助 班	消 防 団 員		救出救助活動
	担 架 班			死傷病者の搬送
	警 備 班			現場の警戒警備
	補 給 班			資材の補給輸送

2 救急・救助活動の原則

- (1) 救急活動は、救急救命処置を優先し、傷病者の応急処置を迅速かつ効率的に実施し、安全な搬送を原則とする。
また、高規格救急車を配備し救急救命士を同乗させ、高度な救急救命処置を行う。
- (2) 救助活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し、効率的な組織活動を行う。
- (3) 医療機関、警察、その他関係者と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護に当たる。
- (4) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助事象が併発している場合は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を行う。
- (5) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救急・救助活動を行う。
- (6) 同時に小規模救急救助事象が発生した場合は、救命率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 市民等の協力

市民及び事業所は、近くに軽微な救助事象を発見した場合、消防署等に連絡するとともに、近所の人たちと協力して可能な限り救出救護に努める。

また、消防隊員に要請された場合は、救出救護活動に協力するものとする。

4 行方不明者の搜索

搜索にあたっては、災害対策本部内に実動機関の調整の場を設け、関係機関相互の情報交換、搜索の地域分担等を行うことにより、効率的な搜索を行う。

- (1) 行方不明者の把握

町内会、自主防災組織等地元の情報、関係機関の情報等を集約し、行方不明者リス

トを作成し、その把握に努める。

＊行方不明者リストの様式は、「資料編 X I 様式類」の項による。

(2) 搜索活動

ア 行方不明者リストに基づき、自主防災組織等の協力を得て実施する。

イ 搜索活動中に行方不明者を発見したときは直ちに保護し、警察署に連絡する。

ウ 搜索活動中に遺体を発見したときは、警察署に連絡する。

エ 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に収容し、検視を行う。

検視した遺体の処置は、「第 17 節 遺体の搜索・収容及び埋・火葬」による。

第 9 節 帰宅困難者対策

大規模な地震が発生した場合は、交通途絶等により、自宅が遠隔なため帰宅をあきらめ事業所内に留まる人や学校等に居残る園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）が存在するとともに、一旦、徒歩での帰宅を開始したものの、途中で帰宅が困難となり保護が必要になる人の発生が予測される。

このため、帰宅困難者の保護体制を確立して対応する。

1 学校等における対策

学校等は、発災時に生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が職場等に留まることで帰宅できず、園児・児童の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、飲料水、食料等を備蓄し、生徒等を一定期間、校舎内に留める対策を講じて対応する。

2 事業所等における安全確保

- (1) 事業所及び施設の管理者は、大規模地震が発生した場合、従業員、施設利用者、来客者の安全を確保し、その保護を行うとともに、チェックリストにより施設の安全を確認する。
- (2) 従業員等を含め帰宅困難者を一定期間留めるために、家族との安否確認方法や飲料水、食料等の備蓄及びマニュアル等を整備し保護体制を確立して対応する。
- (3) 事業者は、共助の考え方のもと社会的責任として、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行うものとする。

3 滞留者対応

駅周辺に帰宅困難な滞留者が多数存在する場合は、近くの指定避難所への移動を呼び掛け、駅周辺での混乱を防止する。

第10節 避難対策

地震災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災等による被災者の保護等及び余震等対策のため、避難指示等や避難誘導及び避難所の開設・運営など必要な事項について定める。

1 避難指示等

地震により、建物の倒壊及びそれに準ずる被害が相当数発生するとともに、火災の拡大が懸念される状況にある場合、大規模地震後の余震の継続及び降雨等により土砂災害の二次災害の発生が予想される状況にある場合には、避難指示等を発令する。

(1) 発令区分

警戒レベルを5段階とし、地震・津波情報（特別警報）等の発表及び市域における被災状況等の情報収集結果により、「高齢者等避難（警戒レベル3）」、「避難指示（警戒レベル4）」及び「緊急安全確保（警戒レベル5）」の区分に応じて発令する。

(2) 避難指示等の発令を判断するための情報

ア 地震情報、緊急地震速報の発表

イ 津波注意報、津波警報、大津波警報

ウ 土砂災害の発生のおそれがある場合の情報

大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）等

(3) 避難指示等の発令者

避難指示等の発令は、原則、市長が行うが、災害等の状況により市長が指示することができないと認められるとき又は市長が警察等の関係機関に要求した場合は、災対法など関係法令により、警察官などが避難指示等を発令することができる。

実 施 者	警 察 官	海 上 保 安 官	自 衛 官
指示等の区分	・避難指示 ・緊急安全確保	・避難指示 ・緊急安全確保	・避難指示 ・緊急安全確保
災 害 の 種 類	災害全般	災害全般	災害全般
根 拠 法 令	・災対法 ・警察官職務執行法	災対法	自衛隊法

(4) 避難指示等の伝達

地域住民に対する避難指示等の伝達はおおむね次の方法により、周知徹底を図る。

この際、要配慮者が円滑な避難ができるように、わかりやすい言葉や表現、説明及び要配慮者の状態に応じた情報伝達手段を用いて、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮する。

ア 防災行政無線

イ 緊急速報メール

ウ 避難支援等関係者による口頭又は拡声器による伝達

エ 広報車（市、消防機関、警察など）

オ テレビ、ラジオ放送による伝達

カ 施設管理者等を通じての伝達（学校、幼稚園、保育所、福祉施設、病院等）

キ SNS（Webサービス）による伝達

(5) 避難指示等発令の要領

避難指示等の発令は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、実施する。

(6) 報告、公示

ア 市長は、避難のための立退きを指示又は立退き先を指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を県知事に報告するものとする。

イ 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

2 警戒区域の設定

地震発生による土砂崩れ等が発生した地域の巡回点検を行い、引き続き余震等により危険区域が拡大するおそれがあると判断される地域については、市民の立ち入りを制限する警戒区域として指定し、市民の安全を確保する。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導は、消防団員、自主防災組織及び行政委員が連携して実施するものとし、この際、警察官との連携に努める。

(2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童、生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

(3) 誘導経路については、安全を確認し、危険な所は避ける。また、誘導経路に危険箇所がある場合は、表示、縄張り等を行う他、経路上の要所に誘導員を配置して、事故防止に努める。

(4) 避難の方法等については、次のように指導する。

ア 避難に際しては、自主防災組織及び町内会等で互いに助け合い、集団行動をとる。

イ 避難の順序は、避難行動要支援者を優先し、一般を次順位とする。

ウ 服装、携行品等

(ア) 服装は軽装として素足を避け、防止、頭布（できればヘルメット）をかぶる。

(イ) 避難者は2食程度の食料、日常品、懐中電灯、救急薬品、水筒、貴重品、携帯ラジオ等を携行する。なお、大量の家具、衣類等は持ち出さない。

(ウ) 自動車は原則使用しない。

(5) 避難誘導に当たっては、二人一組での行動を原則とするとともに、常に連絡が取れる体制を維持して誘導員の安全確保に努める。

特に、津波災害警戒区域からの避難には時間的制約があるため、津波の監視が継続できる体制を保持するものとする。

4 避難所等の開設及び管理運営

(1) 避難所等の開設及び避難者の受入れ

ア 地震発生後、速やかに避難所施設の安全性の確認を行い、余震等による倒壊の危険性や火災による延焼の危険性がない施設を避難所として住民に周知し、職員を派遣して避難所を開設する。

イ 避難者の受入れにあたっては、避難所ごとに避難者名簿を作成し、正確な避難者数を把握するとともに、施設の広さに応じた適正な避難者数の受入れに留意する。

＊避難者名簿の様式は、「資料編 X I 様式類」の項による。

ウ 一般の指定避難所における避難生活が、本人の健康状態等に悪影響を及ぼすと認められる高齢者・障がい者等要配慮者については、協定を締結している福祉施設に

福祉介護避難所の開設を依頼し、対象者を収容する。

(2) 避難所の管理運営

ア 指定緊急避難場所

住民の帰宅あるいは指定避難所への移動の状況により運営期間を適切に判断する。特に被害の程度に応じた応急復旧に関わる機関の車両の駐車場、あるいはヘリポートとして利用が考えられる公園等については、適切な統制を実施する。

イ 指定避難所

(ア) 一般の指定避難所

管理要員を常駐させ、施設管理者、自主防災組織、町内会等の協力を得て避難所を運営し、避難者の保護に当たる。

運営に当たっては、良好な避難生活を送れるように、要配慮者や女性に配慮した施設（授乳区画、更衣区画、物干し場、福祉避難室等）の割り当て及び防犯に留意するとともに、女性の視点に立ったニーズにも対応できるよう女性スタッフの配置に努める。

また、被災者と同行避難した家庭動物のための施設の確保に努める。

(イ) 福祉介護避難所

福祉介護避難所の運営は、「おおむら福祉介護避難所開設・運営の手引き」に従って適切に運営する。

福祉介護避難所の運営を統括するため、施設職員、市現地担当者等による運営本部を設置し、市福祉介護避難所本部と連絡調整に当たる。

(3) 避難場所等

「資料編 VIII 指定避難所等」の項による。

5 避難所以外で避難生活を送る被災者への配慮

車中泊避難など避難所以外で避難生活を送る被災者に対しても、保健師等による巡回健康相談、物資の配布、情報の伝達等必要な支援が受けられるよう措置を講じる。

第11節 応急医療救護

医療救護は直接人命を左右するものであり、迅速な医療救護活動が求められることから、医療機関、関係機関の協力・連携のもと、傷病者への応急医療救護の実施に万全を期する。

1 応急医療体制

災害により緊急を要する負傷者又は災害のため医療の途を失った者に対する医療救護を迅速に行うため、長崎DMA T、日本DMA T並びに市立大村市民病院、長崎医療センター、大村市医師会及びその他関係機関（以下「医療機関等」という。）の協力を得て、急性期の応急医療に当る。

(1) 長崎DMA Tの要請

災害の態様や災害規模等により、本部長が必要と認めたときは、長崎県に対して、長崎DMA Tの派遣を要請する。

(2) 日本DMA Tの受入

県知事要請のもとDMA T県央地区災害拠点本部に派遣された日本DMA Tを、必要に応じて市対策本部医療調整支援や病院及び仮設救護所医療支援のため受け入れる。

(3) 医療救護班の派遣依頼

災害の態様や災害規模等により、本部長が必要と認めたときは、医療機関等に対して、医師、看護師その他の医療従事者で構成される医療救護班の派遣を依頼する。

(4) 仮設救護所の開設

災害の態様や災害の規模等により、本部長が必要と認めたときは、以下の場所に仮設救護所を開設する。

ア 指定避難所

イ 災害現場

ウ その他本部長が必要と認めた場所

2 応急医療救護活動

(1) DMA T及び医療救護班は、仮設救護所において応急医療救護活動を実施する。

ただし、災害の態様や災害規模等により、救護衛生班長が必要と認める場合は、医療統括者（統括DMA Tなど）と連携して、仮設救護所以外の場所において応急医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護班長は、救護衛生班長に対し、応急医療救護活動の実施状況等を報告する。

(3) 災害の態様や災害規模等により医療救護班を編成できない場合又は仮設救護所を開設できない場合、救護衛生班長は医療機関に対し、医療機関等が運営する病院又は診療所における診療を要請することができる。

(4) 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

ア 対策本部や現地指揮本部の医療面での本部員業務

イ 仮設救護所等における傷病者に対するトリアージと応急措置

ウ 後方医療施設への移送の要否及び移送順位の決定

エ 仮設救護所等における軽症者に対する医療措置

オ 仮設救護所等における傷病者等の死亡確認

カ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）を使用し、発災現場避難所、病院付近に設置される仮設救護所の状況を把握し、県、長崎医療センター、市立大村市民病院、大村医師会、DMA Tと情報を共有する。

行政機関の連絡先 長崎県医療政策課 095-895-2461FAX(2573)

(5) 本部長は、大村市医師会長と協議し、市内の医療機関等による応急医療救護活動が不十分と認めた場合、長崎県又は他市町の医療機関等に協力を要請するものとする。

また長崎県に対し長崎DMA Tや日本DMA T派遣要請を考慮する。

(6) 応急医療救護活動の記録及び報告

罹災救助部長は、応急医療救護活動の実施状況等を常に記録、把握するとともに、随時本部長に報告するものとする。

※様式については。「資料編 X I 様式類」の項による。

3 重傷者等の搬送、収容

医療救護班での対応が困難な重傷者等は、後方医療施設に移送、収容することとしているが、搬送体制の整備とともに適切な応急医療救護のためには医療情報の共有体制の整備が重要であり、医療機関等相互の緊密な連携を図ることが必要である。

(1) 傷病者搬送体制

罹災救助部は、町内会、自主防災組織等地域住民の協力を得て、傷病者を災害現場から仮設救護所へ搬送するとともに大村消防署と連携して、傷病者を仮設救護所から後方医療施設へ搬送するが、災害の態様や災害の規模等により、長崎県及び関係機関に対して協力を要請する。

(2) 後方医療施設への搬送の方法

罹災救助部は、後方医療施設への収容が必要な傷病者の搬送を次のとおり行う。

ア 医療救護班は、傷病者の移送を大村消防署に要請する。

イ 救急車等が手配できない場合、罹災救助部員、大村消防署員等が市公用車又は医療救護班使用車両で搬送する。

ウ 搬送車両が手配できない場合、罹災救助部員、大村消防署員等が担架で搬送する。

エ 市外または県外搬送や内閣府が計画する広域搬送など行う場合は、県医療調整本部と連携し、消防機関のみならず自衛隊、日本DMATの協力のもと搬送を行う。

第12節 災害警備

1 災害時の警備

(1) 警察の任務

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 被災者の救助及び安否不明者の搜索

ウ 地域住民等の避難誘導及び広報

エ 交通規制及び緊急交通路の確保

オ 立入禁止区域の設定及び警戒

カ 災害の拡大、二次災害及び複合災害の防止

キ 被災地、避難場所等における防犯対策、各種犯罪の取締り等社会秩序の維持

ク 被災者等への情報伝達

ケ 検視、死体調査、身元確認及び遺族等への遺体の引渡し

コ 防災関係機関及び団体との連携した災害復旧活動

(2) 警備体制

ア 職員の招集・参集

警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ警備の確立を図る。

イ 災害警備本部等の設置

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室等を設置するものとする。

(3) 部隊編成

ア 警察署における救出救助活動

署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出活動を行うものとする。

イ 指揮支援班の派遣

署長は、必要に応じて、警察本部から指揮支援班の派遣を受け、被災情報の収集および分析、消防等防災関係機関との活動調整に当たるものとする。

2 道路の交通規制

大規模災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送など救援救助活動の基礎となるため、迅速かつ広域的な交通規制を実施して避難路及び緊急交通路を確保することが必要である。

(1) 交通情報の収集

警察は、災害が発生した場合には、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通管制システム等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。特に緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に通行に支障がないか優先的に確認する。

(2) 交通規制の実施

警察は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、交通規制を実施する。

(3) 緊急輸送路、迂回路の設定

署長は、警察本部、関係警察署に対し、被災地に向かう一般車両の抑制及び迂回措置について協力を要請する。

第13節 緊急輸送

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであることから、必要な車両等を迅速に確保・調達するとともに災害対策専用車両としての認定を行い、関係車両の通行等優先した緊急輸送路を指定し、効率的な緊急輸送を実施する。

1 緊急通行車両の確保

(1) 車両の調達及び供給

ア 市各部がその所掌事務遂行上必要とする車両は、第一次的には総務対策部企画統制班長が市保有車両の運用を調整し、配分するものとする。

イ 市保有車両に不足を生じる場合は、総務対策部企画統制班長は財政対策部財務班と調整のうえ、県及び関係防災機関に対し、車両供給等を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達するものとする。

ウ 市は、災害時の輸送力の確保を図るため、事前に関係業者と車両供給に関する協

定等を措置しておくものとする。

エ 供給車両の用途は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 生活必需品、政府食糧等の輸送
- (イ) 障害物の除去及び運搬
- (ウ) 塵芥処理及び運搬
- (エ) 避難行動要支援者及び支援者の搬送
- (オ) 傷病者及び遺体の搬送
- (カ) その他必要な運搬

(2) 配車計画

ア 災害時において市各部の所掌事務が円滑に実施できるよう、財政対策部財務班は、市保有車両及び調達車両の配分又は併用、転用等の被害の状況に応じた車両の運用計画を作成するものとする。

イ 災害時における市各部に配分する車両は、あらかじめ定めておくものとする。

ウ 被害の状況に応じて必要とする車両を関係防災機関又は市内業者に対して車両待機を要請することができる。

エ 配車基準

別途定める。

2 緊急輸送路の確保

(1) 地震の被害により指定路線の確保が困難な場合が予想されるため、状況に応じて、代替経路を指定する。代替経路の指定ができない場合は、市が指定する緊急通行路の道路啓開を最優先に実施し、輸送路の確保に努める。

(2) 放置車両等の措置

ア 車両等所有者に対する移動命令

緊急輸送路等において、放置車両などにより緊急性のある応急対策活動に影響を及ぼし交通の妨げとなる場合は、道路区間を指定して車両等の所有者又は管理者に対して車両等の移動を命ずる。

この際、市道については、道路管理者である市が、国道・県道については、県等と連携して行う。

イ 道路管理者が行う移動

車両等の所有者が近傍にいない場合及び不明な場合は、道路管理者自ら車両等の移動を行うことができる。

この際、移動のために車両の窓の破壊等必要な範囲においての当該物件を破損することができるが、補償の必要性から可能な範囲で写真等の撮影を行い、所有者とのトラブル防止に努める。

ウ 放置車両等保管のための土地の一時使用

放置車両の保管場所として、近くに公有地等がない場合は、私有地を使用することとなることから、所有者の承諾を得て、私有地を使用する。

この際、避難等のため、土地の所有者が見つからない場合は、事後承諾を得る必要性から、保管場所・保管状況等を写真等に記録しておくものとする。

3 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位の原則を定める。

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) その他災害応急対策のために必要な輸送

4 緊急通行車両等の指定

- (1) 緊急輸送車両として指定する車両

ア 行政機関等が保有し、指定行政機関等との契約により、常時指定行政機関等の活動専用に使用し、又は災害発生時に関係の他機関・団体等から調整する車両

- (ア) 警報の発表及び伝達並びに避難指示を行うための車両
- (イ) 消防、水防その他の応急措置を行うための車両
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護を行うための車両
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生を行うための車両
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持を行うための車両
- (ク) 緊急輸送の確保を行うための車両
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置を行うための車両

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、事前の届出を行い、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなる車両

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療器具・医療用資材等を運搬する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (オ) その他
 - a 災害救援物資の輸送を行うための車両
 - b 傷病者、要配慮者、介助員等の搬送を行うための車両
 - c 遺体の搬送を行うための車両

- (2) 確認の申請

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、知事又は公安委員会の確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要もない。

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用者は、緊急通行車両であることの確認を受けるため、知事又は公安委員会に申請し、災害対策基本法施行規則第6条に基づく、標章（様式第3）及び確認証明書（様式第4）の交付を受けるものとする。

＊ 様式については「資料編 X I 様式類」の項による。

- (3) 標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）

ア 知事が行う確認等の事務は、次の部局で行う。

企画部、県北振興局（総務課）、島原振興局（総務課）、県央振興局（総務課）、長崎振興局（総務課）

イ 県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行う。

県警本部交通部交通規制課、各警察署（交通課）

- (4) 緊急通行車両等の確認を実施したときは、その処理顛末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。
- (5) 緊急通行車両等の使用者は、交付を受けた標章を当該緊急輸送車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該緊急車両に備え付けるものとする。
- (6) 緊急通行車両等の使用者は、緊急輸送を終了したときは、直ちに標章及び確認証明書を返納するものとする。
- (7) 燃料の調達方法
応急対策に関する車両への燃料については、市内関係業者と供給協定を締結して、燃料の確保を図る。

第14節 飲料水、食料、生活必需品等の供給

地震災害により、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者の自立復興を促すためにも、飲料水、食料、生活必需品等の供給は重要である。

この際、季節や時間の経過とともに必要な物資等は変化することを踏まえ、時期にあった調達・配布に留意する。

また、被災者にあっては、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者や、避難所以外の場所で生活している被災者もいることから、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給には十分に配慮する。

1 飲料水の供給

(1) 水質の保全

災害発生後は、特に原水から給水栓に至るまでの水質検査を密にし、水道施設及び水道管路に被害が生じたときは、早期復旧に努め、必要に応じて水源での塩素注入量などの調整を行い、水質の安全を確保する。

(2) 飲料水の輸送

災害による上水道施設の復旧は早急に行われるべきであるが、復旧に長時間を要する場合は、自衛隊、近隣市町及び指定給水装置工事事業者に支援を要請し、運搬体制を確立して給水を行う。

2 食料の供給

災害時において、被災者、災害対策本部要員等に供給する食料の確保とその供給は、次によるものとする。

(1) 供給の範囲

本部長が実施する災害発生時における応急用米穀の供給は、知事の指示に基づくほか、次に掲げるとおりとする。

ア 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要があると判断した場合

イ 罹災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要があると判断した場合

ウ 災害地における救助作業（急迫した災害の防止作業を含む。）に従事する者に対し給食又は供給を行う必要があると判断した場合

(2) 本部長は、前項により応急供給を行う必要があると認める場合は、速やかに県農林部農産園芸課に連絡してその指示を受ける。

(3) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、消費の実績によっては乾パン及び麦製品とする。

(4) 供給方法

本部長は、応急配給を行う場合、主要食糧特別購入切符（乙）に主要事項を記入し、余白に（災）の印を附して受給代表者に交付し、米穀販売業者から買い受ける。

この場合、米穀販売業者は、当該切符に基づいて手持の米穀を販売するとともに、回収切符による手続きにより割当枠の補てんを行う。

ただし、（１）ーイによる場合、知事は取扱者を指定し供給を行うよう措置することとなっている。

なお、上記の措置が困難な場合、本部長は長崎県知事に要請する。長崎県知事は、農林水産省農産局長に要請し、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者から災害救助用米穀の引渡しを受けるものとする。

(5) 通信、交通機関等の途絶により、米穀販売業者が通常の手続きによる政府所有米穀の買受け、輸送及び供給ができない場合、本部長は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合における米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成２１年５月２９日付け総食第１１３号総合食料局長通知）に基づき、適切な供給措置を行うものとする。

(6) 災害時における応急食料の緊急引渡要領

災害地が孤立した場合における応急食料の緊急引渡措置は次による。

ア 市長は知事からあらかじめ与えられた指示に基づいて、炊き出し又は供給を行うため応急食料の引取りを必要とする場合には、県農林部農産園芸課に対して、「災害救助米穀の引渡要請書」に引き渡数量の算出基礎を添付のうえ提出し、緊急に引渡しを受けたい旨を要請する。

＊ 要請書の様式については、「資料編 X II 県に対する報告・要請」の項による。

イ 引渡しが確定したときは、「政府所有主要米穀受領書」を受託事業体に提出し現物の引渡しを受ける。

＊ 受領書の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

ウ 市長は応急食料の引渡しを受けたときは、その概要を知事に報告するとともに、

「政府所有主要米穀引受報告書」を提出する。

＊ 要請書の様式については、「資料編ⅩⅡ県に対する報告・要請」の項による。

エ 災害地が孤立した場合、大村市への引渡し限度は、希望する数量である。

3 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、災害救助法が適用されれば県が実施することになるが、県が救助を実施するまでの間、又は災害救助法の適用に至らない災害の場合は、市が応急救助に必要な生活必需品の確保を図るものとする。

(1) 生活必需品の確保

ア 災害救助法適用前

(ア) 生活必需品の指定品目

確保品目は、災害救助法施行細則に定めたものとする。

(イ) 需要の把握

罹災救助部長は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、調達するものとする。

(ウ) 調達方法

罹災救助部長は、速やかに市内又は市外の業者から調達する。

市の調達数量に不足を生じたとき又は調達不能なときは、県に備蓄物資の融通等を要請する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合は、原則として県に手配を要請するものとする。

ただし、県知事から現地調達の指示を受けた場合は、前ア項の方法で県の救助事務を補助する。なお、通信が途絶する等緊急の場合は、市において必要な品目を直接業者から購入し、県知事に事後報告する。

(2) 生活必需品の配布基準及び配布

ア 配布基準

被災世帯に対する配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、事情によってこの基準により難しい場合は、別途県知事の承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

イ 配布する品目の決定

被災者に配布する品目・数量等は、被害の実情に応じて配布基準に定める限度額の範囲内でその都度定める。

災害救助法適用後は、県知事の指示を受ける余裕がないときは上記ア項により決定し、被災者に配布後、県知事に報告する。

ウ 配 布

(ア) 生活必需品等の配布又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅に残留している被災者に対しても必要に応じて実施する。

なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由がないと認められる者については、応急救助物資を配布する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

- (イ) 罹災救助部長は、交付対象者を把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。
- (ウ) 罹災救助部長は、配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に配布する。
- (エ) 交付記録及び報告
罹災救助部長は、生活必需品等の給与状況又は貸与状況を随時本部長に報告するとともに、所掌業務完了後は速やかに業務完了を本部長に報告するものとする。
- (3) 生活必需品の集積地
生活必需品の集積地は、原則として市役所本庁舎とするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

第15節 ライフライン・通信施設等の応急対策

地震により、上下水道、電気、ガス、通信のようなライフライン施設や鉄道・道路及び病院等公共施設の一部が被災した場合、都市機能そのものの麻痺につながり、市民生活への影響や応急対策を進める上での影響は大きいことから、それぞれの活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策を迅速に実施する。

1 上水道施設

災害時においては、早急に水道施設及び水道管の被害状況を調査・把握し、自衛隊、近隣市町及び指定給水装置工事事業者と連携を図り、協力体制を確立して応急対策を行う。

(1) 緊急配水の調整

- ア 各配水施設及び設備の現地調査を行い、早急に現状を把握する。
- イ 漏水を確認したときは、バルブ操作及び応急修繕により飲料水を確保する。
- ウ 停電を伴う場合は、必要に応じて自家用発電機を配備し、代替電力を確保する。

(2) 送配水管の被害状況調査

制水弁操作を次の順序により行う。

- ア 主要幹線系統の操作
- イ 支管系統の操作
- ウ 給水管系統の操作

(3) 給水弁操作の基準

- ア 災害により停電した場合は、代替電力となる自家用発電機を使用し、主要管路を主力に支管路を制限しながら遠距離配水に努める。
- イ 送配水管の破損に対しては、制水弁等により区間断水を行い、水道管からの漏水を止める。
- ウ 配水管などの被害のない地区でも、必要最小限に給水を制限する。
- エ 応急復旧を行った管路は、順次通水を行い、給水を開始する。
- オ 上記ア項からエ項までの手順に従って操作する上で、判断しがたいときは、「上流

側（一次側）から下流側（二次側）へ」を基本に、次に大区域から小区域へと手順を追うこととする。

(4) 飲料水の確保

ア 水質の保全

(ｱ) 災害発生後は、特に原水からの給水栓に至るまで水質検査を密にし、水質の保全に努める。

(ｲ) 災害発生後、使用可能な給水栓については、被災の大小にかかわらず残留塩素の濃度検査を行う。

イ 飲料水の搬送

災害による上水道施設の復旧は迅速に行われるべきであるが、復旧に長時間を要する場合は、自衛隊、近隣市町及び指定給水装置工事事業者に支援を要請し、運搬体制を確立して給水を行う。

2 下水道施設（公共下水道・農業集落排水）

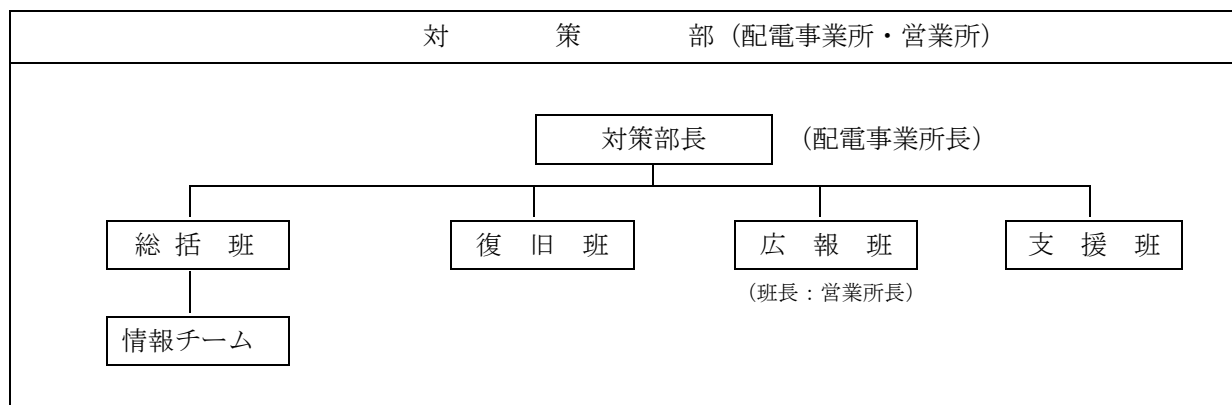
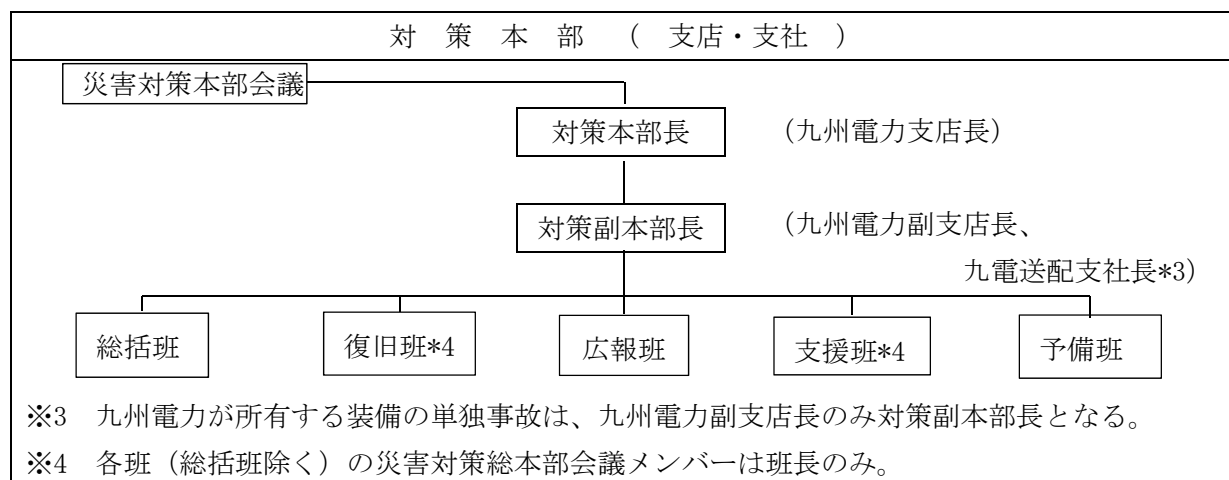
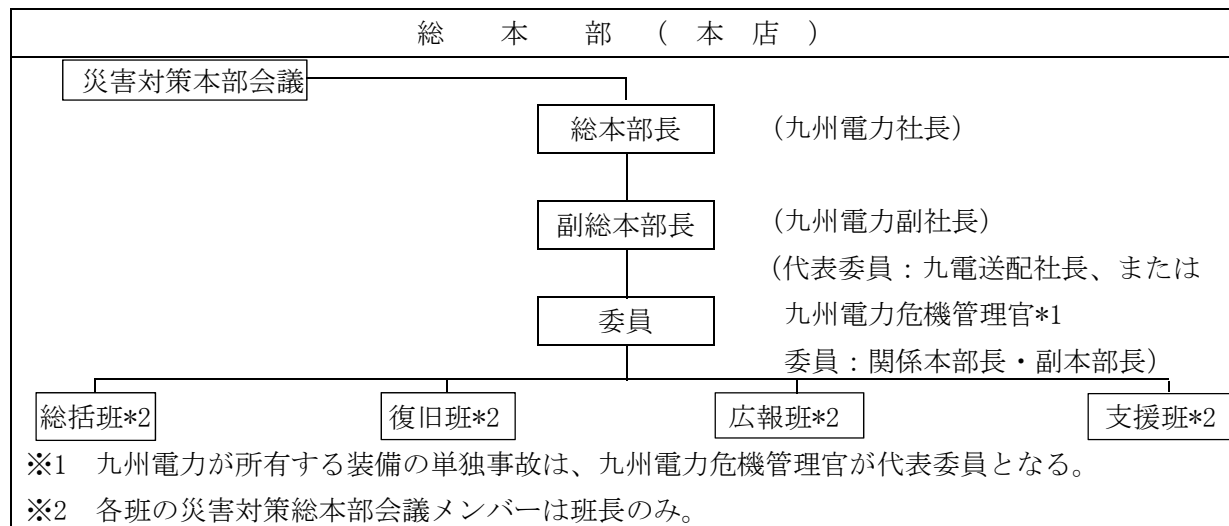
被災直後の指揮命令系統と根幹施設の被災状況の早急な把握体制を確立し、下水道施設の維持管理業者やコンサルタント業者等の支援・協力を得て、迅速に応急対策や調査を実施する。

- (1) 本市の下水の排除方式は、雨水と汚水を別々の管渠系統で排除する分流式であり、汚水管の被害調査では、TVカメラ等の資機材を確保し、必要な調査を行う。
- (2) 緊急対応として、車両等による移動トイレ及び仮設トイレの確保並びに設置場所の検討を行い処置する。
- (3) し尿の運搬を行うバキューム車の確保、処分地の検討など水洗便所が利用できないことを前提に対策を講じる。
- (4) 下水処理場及びポンプ場における発電装置を確保する。

3 電力施設

- (1) 大規模な供給支障及び電力供給施設等の被害が予想される場合又は発生した場合は、直ちに社内の「非常災害対策部運営基準」に基づき、非常災害対策体制を確立し、迅速な災害復旧に努める。

非常災害対策組織



- (2) 電力の安定供給に努めるが、供給設備に被害を受けたことにより、人身事故や火災等の二次災害を発生させることが予見できる場合は、供給を制限することがある。
- (3) 電力供給が不足する場合は、他電力会社から緊急融通を受けるなどの必要な措置を講じ電力の安定確保に努める。
- (4) 電力供給設備の応急復旧に必要な資機材は、日頃からその必要数を確保するが、設備被害数の増大等により不足が生じるおそれがある場合は、速やかに補充する。
- (5) 停電が広範囲に及ぶ場合は、応急復旧工法により順次停電を解消していくが、公共通信設備や手術中の病院等緊急性が確認できる場合においては、優先して復旧工事を実施することがある。

4 ガス施設

(1) 目 的

この基準は、保安規程第10章（災害その他非常の場合の措置）の規定に基づき、製造設備及び供給施設に災害が発生するおそれのある場合又は発生したときにとるべき対策の基準について定め、災害の際の迅速かつ適切な措置を期することを目的とする。

(2) 非常体制の種別と設置基準

非常体制の種別及び設置基準は次の表のとおりである。

体 制 種 別	設 置 基 準
第1次非常体制	1 製造設備の損壊又は近隣災害の影響による被害又は被害予想が軽度の場合 2 当社供給区域において震度4の地震が発生し、被害予想又は被害発生が下記の場合 (1) 供給支障戸数が30戸未満 (2) 低圧導管の損傷箇所が2か所未満
第2次非常体制	1 製造設備の損壊等による被害又は被害予想が中度の場合 2 当社供給区域において震度4の地震が発生し、被害予想又は被害発生が下記の場合 (1) 供給支障戸数が30戸以上100戸以下 (2) 低圧導管の損傷箇所が2か所以上5か所未満 (3) 製造設備が中度の損壊等を受けた場合
第3次非常体制	1 製造設備の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合 2 当社供給区域において震度5弱以上の地震が発生し、広域、大規模な災害の発生あるいは発生が予想される場合

(3) 非常体制の発令・解除・報告先及び地震時の供給停止判断権限者

体 制 種 別	発令及び解除者	連 絡 先	報 告 先
第1次非常体制	支店長	常務取締役	社 長
第2次非常体制	代行者：支店次長 （又は工務課長）	代行者：業務部長	代行者：専務
第3次非常体制	社 長 代行者：専務	—	—

(4) 災害対策本部の設置

ア 第1次非常体制

災害対策本部を設置せず、支店において災害対策の指揮及び活動を行う。その組織及び業務分担は別表1のとおりとする。

イ 第2次非常体制

災害対策本部を設置せず、支店において災害対策の指揮及び活動を行う。その組織及び業務分担は別表1のとおりとする。

ウ 第3次非常体制

直ちに社長を本部長とする「災害対策本部」を本社に設置する。その組織及び業務分担は別表第1のとおりとする。

エ 業務担当責任者不在及び未定の場合

業務担当責任者不在及び未定の場合は下位の職責者が代行するものとする。

オ 勤務時間外の責任者

勤務時間外の責任者は日宿直者とし、呼出等で上位の職責者が出動した時点で責任業務を引き継ぐ。

カ 緊急連絡先

各部門の緊急連絡先は別表2のとおりとする。

(5) 自動出動等

ア 出動基準（勤務時間外の場合）

(ア) 気象庁発表の供給区域における震度階「4」以下の場合

日宿直者（上位の職責者が出動した時点で責任業務を引き継ぐ）からの呼び出しがあれば出動する。

(イ) 気象庁発表の供給区域における震度階「5弱」以上の場合は呼び出しがなくとも出動する。

①テレビ・ラジオ等の情報で、供給区域において震度「5弱」以上の地震が発生したことを覚知したとき。

②周辺の状況を見て震度「5弱」以上に相当すると判断した場合。

③ガス施設の被害発生が具体的に明確であるとき。

ただし、地震災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

イ 出動の方法

出動に際しては家族の安全が確認され、出動可能となった時点で出動する。極力四輪車の使用を避け、徒歩、自転車、バイクの方法によるものとする。また、公共交通機関が機能している場合においてはそれを使用してよい。

ウ 出動場所

区 分		本 社	支 店
第1次非常体制	支 店 社 員	—	各支店の所属する職場
第2次非常体制	本 社 業 務 部	本 社 業 務 部	—
第3次非常体制	支 店 社 員	—	各支店の所属する職場
	本部長及び本部員	本 社 各 部	—

エ 出動途上での情報収集及び報告

出動者は出動途上において可能な限り、沿線の被害状況、交通状況、ガス工作物の状況等災害に関する情報収集を行い、出社後直ちに担当係長・課長を通じて保安統括者及び災害対策本部長に報告する。

(6) 防災機関との情報連絡体制

平常時から供給区域の属する各県、市町村、管区气象台、消防署、警察署と協調し、防災関係情報の提供、収集等相互連絡体制を整備することとする。

また、災害発生時には、地方自治体の災害対策本部をはじめとする防災機関と協議し、災害発生に関する情報提供・収集を行い、緊急対策・災害復旧を推進する。

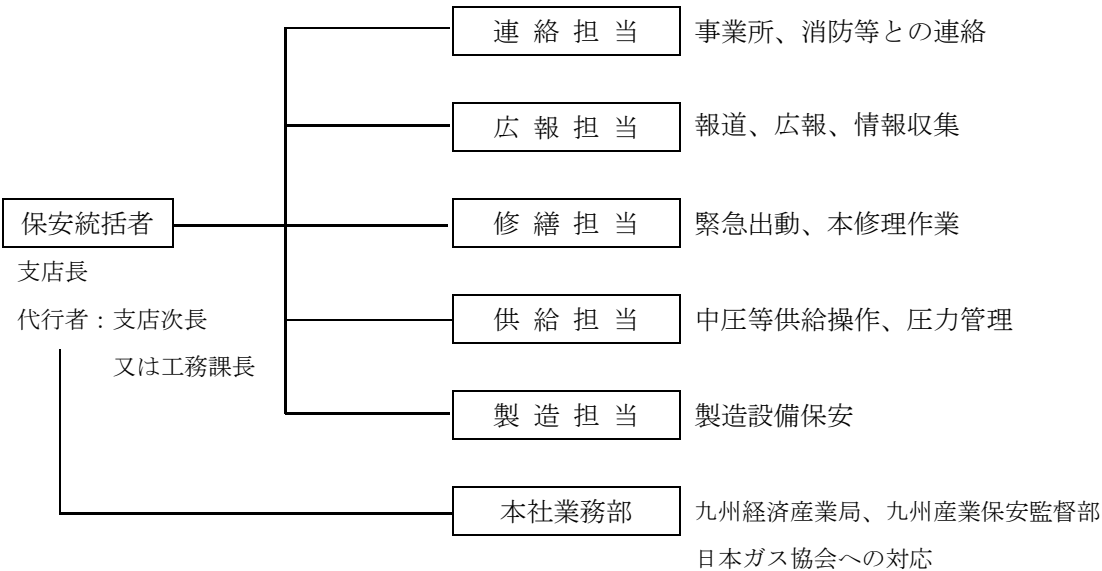
(7) 災害の拡大防止・復旧措置

災害が発生した場合、処理要員は第1次から第3次非常体制の組織及び業務分担に従い災害の拡大防止・復旧措置に努める。

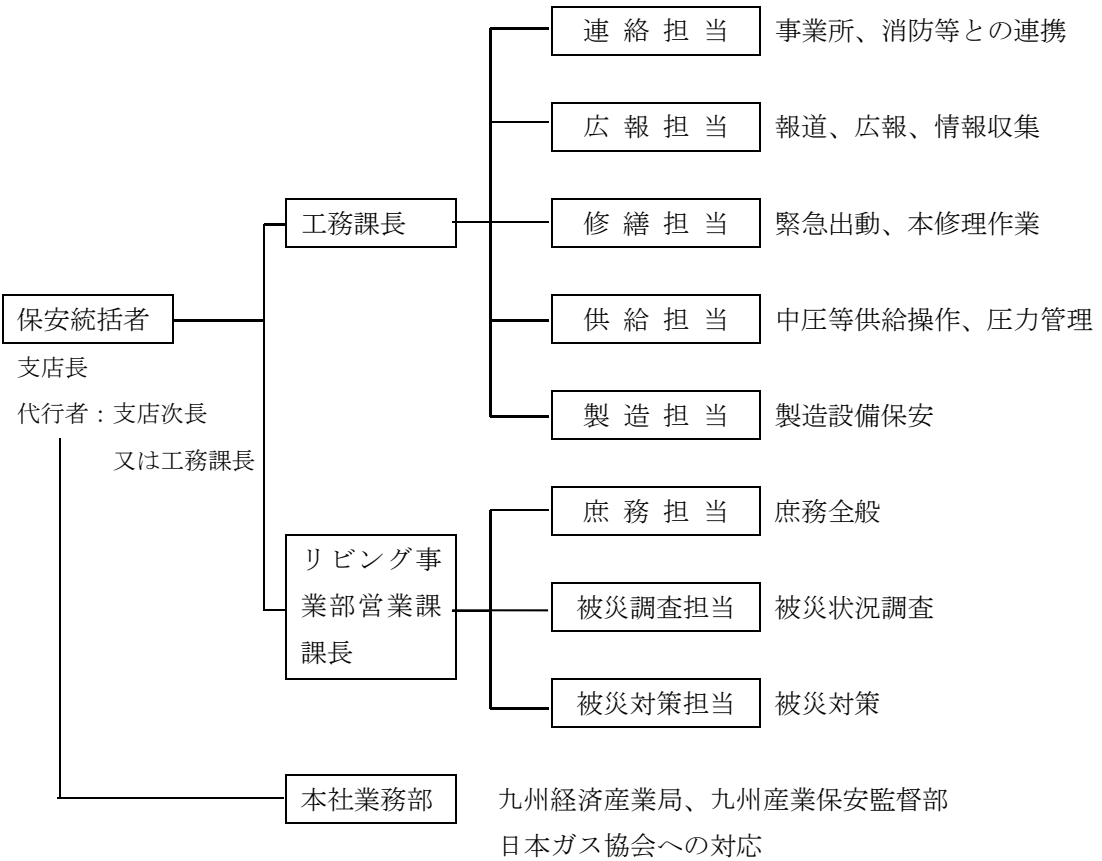
別表 1

組 織 及 び 業 務 分 担

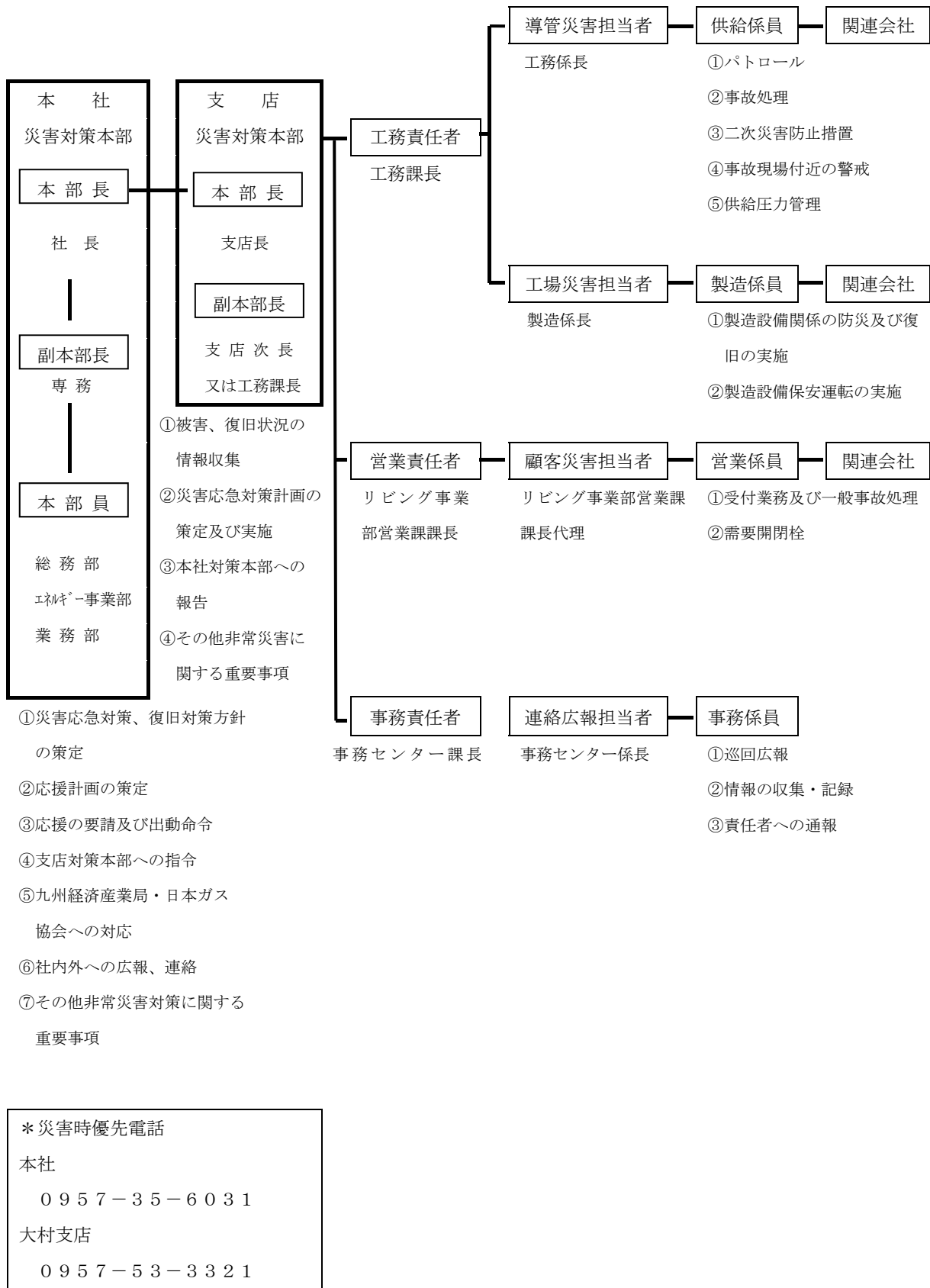
1 第 1 次非常体制



2 第 2 次非常体制



3 第3次非常体制



緊急連絡先及び関連会社一覧

1 本 社

名 称	電 話 番 号	F A X
九州経済産業局 ガス事業課	092-482-5525～5526	092-482-5537
九州産業保安監督部 保安課	092-482-5527～5528	092-482-5932
日本ガス協会 九州部会	092-451-0274	092-451-0275
長崎県危機管理・消防防災課	095-824-3597	095-821-9202

2 大村支店

名 称		電 話 番 号	F A X
大 村 市 役 所 (平 日)		0957-53-4111	0957-52-3883
大 村 市 役 所 (休日・夜間)		〃	0957-53-1219
大 村 消 防 署		0957-52-4138	0957-53-8992
大 村 警 察 署		0957-54-0110	0957-54-0110
関連会社	九州テクノ(株) 大村工事部	0957-53-0020	0957-53-0279
	J F Eエンジニアリング(株) 九州支店	092-747-1572	092-747-1571
	西部ガス(株) 原料部	092-633-2842	092-633-2275
	北九州エル・エヌ・ジー (株)	093-882-0120	093-882-8903
	西部ガスエネルギー(株)原料資材部	092-939-5236	092-939-5217
	(株)システック井上	095-861-4136	095-861-4131
	九州電気保安協会 大村	0957-54-0859	0957-54-0106

5 NTT西日本における通信の確保

電信設備は、災害時における情報の収集・伝達手段として、市民はもとより行政等災害対策関係者にとって、防災活動すべてにわたり必要不可欠なものであることから、災害対策本部を設置して、電気通信設備の速やかな復旧対策を講じる。

(1) 災害対策本部の設置

ア 早期復旧体制の確立として、人的・物的確保

(ア) 九州管内をはじめ、全国的な支援員の要請（被災状況調査班及び復旧班等）

(イ) 資器材等の確保

イ 市及びライフライン関係機関相互の通信網により、被災状況の収集、情報交換

ウ 復旧担当者との緊密な連絡の徹底

(2) 応急復旧

ア 復旧対策

(ア) 設備寸断箇所応急復旧

(イ) 停電対策（移動電源）

(ウ) 孤立地域対策（衛星通信）

(エ) 通話輻輳規制

イ 重要通信の確保

(ア) 第1次

a 市防災機関（災対本部・市立大村市民病院・応急救護所等）

b 国・県防災機関

c 消防・警察・自衛隊等

d 防災協力医療機関

e 輸送・通信・電力復旧に直接関係する機関

(イ) 第2次

a ガス・水道を供給する期間

b 金融機関

c 新聞・通信・放送業者及び第1次以外の国・地方公共団体

(3) 通信サービスの確立

ア 特設公衆電話・公衆ファックスの設置

(ア) 第1次

市指定避難所

(イ) 第2次

a 第1次に該当しない市民が避難生活を余儀なくされている場所

b 私設避難場所

イ 災害用伝言ダイヤル提供

(4) 地震災害時の対処

別紙による。

地震災害時のNTT西日本にける通信の確保

1 通信サービス確保の基本方針

電気通信設備に災害等が発生した場合、重要通信の確保に留意し、災害状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の復旧順位を参考として、適切な措置をもって復旧に努める。

(1) 第1順位

気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係ある機関・通信の確保に直接関係ある機関・電力の供給に直接関係ある機関

(2) 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関・選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者・第1順位以外の国又は地方公共団体

(3) 第3順位

第1順位・第2順位に該当しないもの

2 耐震対策の目標

(1) NTTの耐震対策は、次の通信確保の指針に基づく。

震 度 階	通 信 確 保 の 指 針
5 弱、強	通信の運用上、全く支障を与えないようにする
6 弱、強	通信の質の劣化が起こっても、途絶はさせないようにする
7	通信網の大幅な機能低下を防ぐ

(2) (1)項の通信確保の指針に基づき、次の被災規模を想定して各設備の耐震対策を実施

震 度 階	所 外 設 備	所 内 設 備	建 物 等
5 (強震)	一部の架空設備以外は損傷を生じない。	ほとんど損傷せず、地震後も機能劣化しない。	ほとんど損傷せず、通信運用上支障を与えない。
6 (烈震)	損傷を受けるが、地下設備は軽微な損傷にとどまる。	軽微な損傷にとどまり地震後は容易に正常な機能に回復できる。	修理可能な軽微な損傷にとどまり通信に重大な影響を及ぼさない。
7 (激震)	随所で損傷を受けるが、とう道は崩壊しない。	損傷を受けるが、主要設備は早期に正常な機能に回復できる。	損傷を受けるが、倒壊・崩壊しない。

3 防災対策機器

(1) ポータブル衛星

ア 目 的

災害及び異常故障により通信が途絶した場合に、早急に回線を作成し、通信の確保を行うことを目的とする。

イ 使用方法

(ｱ) 作成する回線

- a 特設公衆電話
- b 臨時電話回線
- c I N S回線

(ｲ) 常設場所

ポータブル衛星

N T Tフィールドテクノ長崎設備部フィールドサービスセンタ長崎ユニット

(連絡先：N T Tフィールドテクノ長崎設備部 エリアマネジメント部門

エリアマネジメント担当 095-893-8059)

4 N T Tフィールドテクノ長崎設備部 エリアマネジメント部門

エリアマネジメント担当 095-893-8059

第16節 公共施設等の応急対策

公共施設は、都市活動を営む上で重要な役割を担っており、これが災害により損壊した場合は、救急救助及び救援救護活動等に重大な支障を及ぼすことから、速やかに応急措置を講じ、公共施設等の機能回復を図る。

1 公共土木施設

各公共施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のため応急措置を講ずるものとする。

(1) 道路、橋梁

各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、次のような実施手順に従って、応急並びに復旧措置を行うものとする。

ア 落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、大村警察署、関係機関と協議のうえ、通行止め又は、交通規制の標示等必要な措置を講ずる。

イ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。なお、緊急を要し通報できない場合には、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡するものとする。

ウ 亀裂、陥没等を生じた道路は、直ちに排土作業、盛土作業等の応急復旧を行う。

(2) 内水氾濫対策

側溝・下水道や排水路だけで、雨水を排水できない状況が起こった場合は、建物や土地の浸水・道路が冠水することが考えられることから、直ちに県及び消防部に報告し、移動排水ポンプ等の支援を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。

2 病院等の施設

病院等の施設における的確な応急措置は、被害の軽減につながるため極めて重要であり、状況に応じた臨機応酬の措置を講じ、災害防止に万全を期するものとする。

この際、病院・助産所は、患者収容施設の特性から、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最優先して行動する。

(1) 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者の分別を把握し、状況に応じた避難・誘導を実施する。

(2) 停電時の措置

自家発電装置に切替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、関係機関に連絡し、照明電源車等の出動を要請する。

(3) 給水不能時の措置

被災による給水不能など、自力での給水確保が困難な場合は、水道事業者（大村市上下水道局）に連絡し、給水車等による給水支援を要請する。

(4) ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切替え

てそれぞれ処理する。

(5) 応援要請

被災のない施設等に連絡して、人的、物的応援を要請する。

(6) 重要器材等の保管措置

手術用器材、その他緊急必要器材については、常時、安全保管又は緊急持ち出しの体制を確保する。

3 社会福祉施設

高齢者、障がい者（児）、児童、乳幼児などの要配慮者は、災害時に単独での安全確保が極めて困難であることから、要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、安全確保を図るため、平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には自主的な防災活動を展開し、応急措置を行う。

- (1) 各施設の責任者は、施設利用者の安全確保を図るため、綿密な防災計画を立て、万全を期す。
- (2) 責任者は、自衛防災組織を編成し、災害時には役割分担に基づき行動する。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報するとともに、状況に応じた応急措置を講ずる。
- (4) 自主的な防災活動に支障が生じた場合は、関係機関に応援を要請する。
- (5) 責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

4 鉄道施設（ＪＲ九州）

地震が発生した場合、ＪＲ九州において運転規制等を行い、列車運転の安全を確保するとともに、早期開通を図るため、次のとおり対処する。

(1) 災害警備

関係区長は関係社員に対し、線路、建物、電力設備、信号保安設備等の警護に従事させる。この際、余震等により二次災害の発生が予測される箇所は、重点警護箇所に指定し、各所ごとに監視上の注意事項を定め、警備に当る。

また、気象異常時の運転規制等は、運輸部長が定めている。

なお、次の箇所には、気象状況を確実に把握し、的確な防災処置ができるよう気象観測機器を配備している。

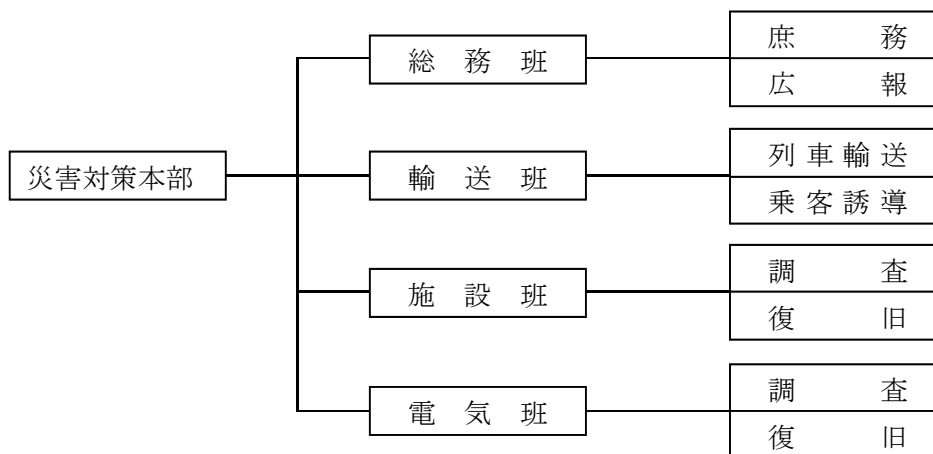
気 象 観 測 機 器 配 備 表

機 器 名 職 場 名	雨量警報機	風 速 計	地 震 計
	長崎鉄道事業部	諫早・松原・川棚	松 原 諫 早 早 岐

(2) 災害応急対策

災害が発生したときは、直ちに応急処置を講じるとともに、列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の分担は次のとおりである。



第17節 遺体の搜索・収容及び埋・火葬

地震の発生時期・時間により多数の死者が発生する可能性があることから、本節においては、現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の搜索及び遺体の処理並びに埋・火葬についての必要な措置について定める。

1 遺体の搜索

(1) 実施責任者

ア 市長が関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

(2) 搜索の方法

搜索は、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関（警察、自衛隊、海上保安部等）と連携し、状況により地元住民、事業者等の協力を得て、搜索に必要な舟艇その他機械・器具等を借り上げて行う。

なお、災害対策本部内に実動機関の調整の場を設け、関係機関相互の情報交換、搜索の地域分担等を適宜行い、効率的な活動を行うものとする。

2 遺体の処理・安置

(1) 遺体安置所の開設

本部長は、あらかじめ定めた公共施設、寺院等から選定し、遺体安置所を開設するものとする。

ただし、被災等により当該施設が使用できない場合、天幕等を公園等の適切な場所に設置し、開設するものとする。なお、遺体安置所の開設にあたっては、葬祭事業者等の協力

を得ながら、棺等必要器材を確保する。

(2) 遺体の搬送

罹災救助部長は、警察、自衛隊等と協力し、捜索等により発見された遺体を遺体安置所に搬送する。

(3) 遺体の検視、検案

警察は、搬入された遺体の検視及び身元確認を行うとともに、警察から委嘱を受けた医師及び歯科医師は、検視後の遺体の検案を行う。

(4) 遺体の洗浄、消毒、一時安置

罹災救助部長は、検視、検案等を終えた遺体を、必要に応じて洗浄、消毒した後、あらかじめ定めた一時安置場所に安置する。

(5) 遺族等への引渡し

罹災救助部長は、遺族等が遺体を引き取りに来た場合、所定の手続きを経て遺体を引き渡す。

ただし、遺族等が諸事情により遺体の搬送手段を確保できない場合、葬祭事業者等の協力を得ながら、火葬場等に遺体を搬送するものとする。

(6) 遺族等へのグリーフケアの実施

罹災救助部長は、長崎大学病院DMORT、日本赤十字社等と協力し、遺族等に対し、必要に応じてグリーフケアを実施する。

3 遺体の埋・火葬

(1) 対 象

埋・火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が資力の有無にかかわらず混乱期のため、埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に死体の応急的な措置として行う。

(2) 埋・火葬の方法

ア 原則として火葬するが、慣習又は状況により埋葬する。

イ 棺又は骨つぼ等の埋・火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を行う。

＊ 大村市の火葬施設については、「資料編 III 大村市の現況」の項による。

(3) 火葬能力限界時の処置

本市の火葬場のみで処理できない場合、また本市の火葬場が被害を受け使用不能の場合は、県に対し、広域火葬（県内及び県外火葬場）の応援を要請する。

第18節 環境・保健衛生対策

災害発生時には、塵芥や倒壊物（がれき等）及びし尿の汲取り処理などの清掃業務の停滞、ライフラインの機能低下等がおこり、衛生環境の悪化に伴う伝染病や食中毒、その他健康への悪影響が懸念される。

これに対応するため、平常時からの清掃処理施設等の整備に努め、災害時においても可能な

限り分別を実施し、被災地の環境衛生の安全を図るものとする。

また、防疫、保健衛生等の措置を的確に行い被災者の健康管理に努める。

1 し尿の汲取り及び処理の方法

災害発生と同時に被災地区のし尿汲取りに全力を挙げるため、直ちにし尿汲取り業者に協力を依頼し、汲取り収集を迅速に行う。

- (1) 収集し尿は、大村市環境センターの貯留槽（200 m³）に一時貯留を行い、収集されたし尿が処理能力以上に多量の場合は、関連施設への応援を依頼し、適正な処理を行う。
- (2) 被災者の生活に支障が生じることがないように、仮設便所の設置を早期に完了し、環境衛生の確保に努める。なお、設置にあたっては障がい者への配慮を行う。
- (3) し尿処理施設の復旧を早急に行い処理停止期間の短縮を図る。
- (4) その他別途定める大村市災害廃棄物処理計画に従い適切な処理を行う。

2 塵芥・倒壊物（がれき等）の収集及び処理

塵芥・倒壊物（がれき等）の処分場等への短期間大量投入が困難であるため、環境衛生の保全に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積所を確保する。なお、処理不可能な場合は隣接市町との相互協力体制を図るとともに県に対して支援を要請して迅速な処理を行う。

- (1) 災害地域の塵芥収集は迅速に実施するが、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は直営及び委託業者の協力を得て、最優先で収集搬送の体制を確立し、大村市環境センターにおいて、速やかに焼却処理又は破砕処理を行う。
- (2) 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、許可業者の協力並びに市民自らによる一時集積所への直接搬送の協力を要請する。
- (3) 災害発生時において、収集された塵芥が市の処理能力を越える場合は、民間の許可業者に委託し処理する。
- (4) がれきの処理については、仮置場の確保を図るとともに廃棄物関係処理業者の協力を得て、最終処分場までの処理ルート確保を図る。
- (5) アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い適切な処理に努める。
- (6) その他別途定める大村市災害廃棄物処理計画に従い適切な処理を行う。

3 防 疫

市は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、県（県央保健所）及び防災関係機関との密接な連携のもと、必要な防疫対策を行う。

(1) 清掃活動及び消毒

感染症予防上必要と認められる場合は、清掃活動及び消毒方法について県の指示を受けて、実施する。

ア 清掃活動

- (ア) 清掃活動の実施に当たって道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。
- (イ) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じて、必要な指導あるいは指示を行う。
- (ウ) 収集したごみ、汚泥及びその他の汚物を焼却埋没等衛生的に適切な処分を行う。

イ 消 毒

- (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定による県

の指示に基づき、同施行規則第14条から第19条までに定めるところに従って行う。

(イ) 消毒薬剤等の手持量を確認の上、県の指示のもと適宜、不足分を補い便宜性のある場所に配置する。

(2) そ族・昆虫の駆除

そ族昆虫の駆除の実施に当たっては、現場確認を速やかに行うとともに県の指示のもと器材及び薬剤等の調達を図る。

(3) 予防接種の実施

県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保など迅速に行い、適切な時期に実施する。

(4) 防疫用薬品・資材の調達

市は、必要に応じ県に対して薬品及び器具等の調達の斡旋を依頼する。

(5) 感染症患者が発生した場合の対応

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県が対応する。

イ 感染症発生状況又は感染予防の周知のため、速やかに広報活動を実施し、パニック防止に努める。

4 保健衛生

(1) 食品衛生監視

災害時には、冠水・停電・断水等による食料品並びに飲料水の腐敗・汚染等が考えられることから、県（県央保健所長）は、必要に応じて食品衛生監視班を編成し、以下の業務を実施する。

ア 救護食品の監視指導及び試験検査

イ 冠水した食品関係業者の監視指導

ウ その他飲食に起因する事故発生の防止

(2) 保健衛生

罹災救助部長は、大規模災害における大村市保健活動マニュアル（平成20年3月策定）に基づき、保健師等による健康管理チーム等を編成して巡回訪問指導などを実施し、在宅又は指定避難所等に避難している乳幼児、高齢者等要配慮者を含む被災者の心身の健康維持を図るとともに、生活環境に関する相談を行う。

(3) 難病患者等対策

罹災救助部長は、大村市医師会、県央保健所等と連携し、人工透析患者、難病患者等の医療の確保等の整備を行う。

第19節 障害物の除去対策

災害によって発生した障害物には、道路上の障害物、河川の障害物、住宅関係の障害物等が考えられることから、避難や災害復旧等の妨げとなる物を除去して、復旧対策の推進と被災者が生活の円滑化を図れるよう障害物の除去を行う。

1 道路関係障害物の除去

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則として道路管理者が行い、市以外の道路管理者に対する連絡は、都市整備対策部で行う。

(2) 障害物の除去の方法

ア 土砂量等を調査して本部長に報告し、これに基づいて具体的対策を定めて実施する。

イ 優先的に障害物を除去すべき道路は、以下の順位とする。

(ア) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路

(イ) 災害の拡大防止上重要な道路

(ウ) 緊急輸送を行う上で重要な道路

(エ) その他応急対策活動上重要な道路

(3) 応援協力体制

ア 県央振興局、その他関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じて協力を要請する。

イ 障害物除去に必要な資機材、人員に不足を生じた場合は、市内の建設業協会に応援を求め対処するものとし、状況に応じ消防団が協力するものとする。

2 河川関係障害物の除去

(1) 洪水時の障害物

洪水時における河川の障害物の除去は、河川の氾濫や橋りょうの流失などを防止するため、速やかに実施する。

(2) 実施責任者

本部長の指示により、都市整備対策部土木班から実施責任者を出し、河川管理者、道路管理者、警察等の関係機関と協議して、流木、流塵等の障害物の除去を行うものとする。

3 住宅関係障害物の除去

(1) 実施責任者

ア 災害救助法適用前は、本部長が除去の必要性を認めた物を対象として実施する。

イ 災害救助法適用後は、知事の補助機関として実施する。

ウ 障害物の除去は、都市整備対策部建築班員及びその他の団体の協力を得て作業班を編成してこれに当たるとともに、必要により自衛隊の協力を要請する。

(2) 障害物除去の基準

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

ウ 自らの資力で障害物が除去できないものであること。

エ 当該災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。

(3) 除去に必要な車両、機械器具の確保

- ア 必要に応じて長崎県建設業協会大村支部等の協力を求める。
 - イ 労力又は機械力が不足する場合は、県（県央振興局）に要請して他市町村からの協力を求める。
 - ウ 災害の状況に応じて、自衛隊の協力を要請する。
- (4) 障害物の集積場所
- 土砂等の一時集積場所は、交通及び市民生活に支障のない公有地を原則とする。
- ただし、災害規模が大きい場合は、民有地であってもその所有者と協議の上、一時集積場所とすることができる。
- (5) 障害物除去の実施期間
- 障害物の除去の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (6) 障害物除去の期間延長（特別基準の設定）
- 災害発生から11日経過後も、障害物除去を必要とする場合は、次の事項を明らかにして、県知事に対し特別基準の設定を申請する。
- ア 延長の期間（必要最小限度の期間とする。）
 - イ 期間の延長を要する地域
 - ウ 期間の延長を要する理由
 - エ その他（期間の延長を要する地帯等）

第20節 災害の拡大防止・二次災害防止対策

1 建物対策

地震発生後には余震等による二次災害の可能性があることから、速やかに被災建物の点検を行い、その安全性を確認する。

(1) 市有施設の点検

各施設管理者は、災害時の拠点・避難施設となる施設を中心に、二次災害を防止するため、速やかに点検作業を行い、その安全性を判断する。

点検に当り施設管理者は、国が定めた「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき施設の被害区分（一部損壊、半壊、全壊）が分かるよう点検を行うものとする。

点検結果により施設を使用できないと判断した場合は、安全措置を講じた上で施設を閉鎖する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定の実施

ア 建築技術者や応急危険度判定士等の協力のもと、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定して、人命にかかわる二次的災害を防止する。

イ 応急危険度判定結果については、「危険」、「要注意」及び「調査済み」に区分し、3色のステッカー（赤；危険、黄；要注意、緑；調査済み）に対処要領を記載し、入口等に表示して、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対しても、その建物の

危険性に関する情報を周知する。

＊ ステッカーの様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

2 土砂災害危険箇所対策

- (1) 余震及び降雨による土砂災害の可能性があることから、危険区域の調査を行い、必要に応じて警戒区域を設定し、同地域の監視を継続するとともに市民に周知し、同地区への立ち入りを制限する。
- (2) 土砂災害警戒情報等が発表され、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対して注意を喚起し、必要により、対象地区に避難指示等を発令する。

3 危険物等対策

危険物・有毒物等の取扱施設において、災害によって誘発される爆発、有毒ガスの漏えいは、従業員・周辺住民の安全に影響を及ぼすことから適切な措置を行うことが必要である。

(1) 石油类等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ア 危険物の流出あるいは爆発のおそれがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自衛消防組織等の活動要領の確立
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(2) 火薬類保管施設の応急措置

火薬類取締法により、火薬類保管施設が火災・水災等により、危険な状態になったときは、製造保管責任者、その他施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、若しくは消防団員等に届け出るよう指導する。

また、応急措置については、以下のとおりとする。

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を付けて、関係者意外の者が近づくことを禁止する。
- イ 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の溝等の水中に沈める等、安全な措置を講ずること。
- ウ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入り口等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれがある地域は全て立ち入り禁止措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
- エ 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。
- オ 施設の責任者及び現場責任者(警察官)と連携して、応急対策の実施に当たる。

(3) 高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生したとき、又は火災、水災等により危険な状態になったときは、施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、若しくは消防団員等に届け出る

よう指導する。また、各機関の応急措置については以下のとおりとする。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

イ 貯蔵所、又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は、安全な場所に移す。

ウ 上記の措置を講ずることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が損傷、又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれがない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

オ 必要に応じて保安措置等について、指導を実施する。

カ 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織及び事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。

キ 警察、保健所等の関係機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

(4) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

毒物・劇物取扱施設の応急措置については、次のとおり実施する。

ア 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。

イ 警察、保健所等の関係機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。

4 海上流出油事故対策

油等による大規模な災害の発生に備え、海上保安庁法並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき、関係機関と綿密な連絡をとり、事故発生の際は必要に応じ、次の措置をとる。

(1) 関係機関への情報の速報

(2) 油等の拡散防止

(3) 火災の発生防止

(4) 付近船舶等の避難指示

(5) 関係機関に対し、労務、設備、資材の確保について要請を行う。

(6) 魚類養殖施設の緊急避難

※ 関係機関：佐世保海上保安部、長崎県北部排出油防除協議会、県央消防本部

大村消防署、大村警察署、大村市漁業協同組合、大村湾東部漁業協同組合

第 2 1 節 応急住宅対策

地震により住宅が滅失又は破損し、自己資力によって居住する住宅を確保できない者を対象に応急仮設住宅を設置し、又は住宅の応急修理を実施する。

1 応急仮設住宅の設営

(1) 建設実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設の実施は災害対策本部長の指示により、都市整備対策部建築班が担当する。事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行うものとする。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、県知事が決定して行う。

大村市災害対策本部長は、県知事の職権の一部を委任された場合若しくは相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関として、応急仮設住宅建設の実施に当たる。

(2) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、原則として市又は県の公園等公共空地の中から、都市整備対策部建築班が関係各部各班の協力を得て選定する。

(3) 建設の実施

ア 建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、災害救助法の基準により全壊、全焼、流失戸数等の状況に応じ必要最小限とする。

イ 建設の基準

(ア) 規 模：1戸あたり29.7㎡（9坪）

(イ) 費 用

応急仮設住宅1戸あたりの建設にかかる費用は、災害救助法の定めによる。

ウ 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から2年以内とする。

エ 応急仮設住宅建設の実施

都市整備対策部建築班は、建設地の選定を終えた後直ちに住宅建設の実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県若しくは長崎県建設業協会大村支部等に要請し、設計、監督等の総括事務に当たるものとする。

(4) 入居者の選定

入居者の選定は、以下に掲げる資格基準に基づき、災害対策本部長が関係各部職員、行政委員、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて選定の上、県知事に報告する。その後、知事の収容者決定及び市長への通知を受けて、工事の完了次第入居者を収容する。

入 居 資 格 基 準	
住宅が全壊、全焼又は流出した世帯で、自らの資力では住宅を確保することができない者で、次に掲げる者を優先する。	
1 生活保護法の被保護者並びに要保護者	5 特定の資産のない勤労者
2 特定の資産のない失業者	6 特定の資産のない小企業者
3 特定の資産のないひとり親世帯	7 前各号に準ずる経済的弱者
4 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者	

2 応急仮設住宅サポート拠点の開設

市は、関係機関、関係団体等の協力を得ながら、必要に応じて、応急仮設住宅の建設区域内に総合生活相談、デイサービス、グループホーム等の機能を有するサポート拠点を開設し避難行動要支援者の生活支援を行う。

3 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急修理の実施は、災害対策本部長の指示により都市整備対策部建築班が担当する。

事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行うものとする。

イ 災害救助法適用後

災害対策本部長は、県知事の職権の一部を委任されているので、県知事の補助機関として、応急修理給付の実施に当たる。

ウ 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 住宅が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある世帯
- (イ) 自らの資力では、住宅の修理ができない世帯
- (ウ) 修理により、とりあえず日常生活を営むことができる世帯

エ 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限において実施（給付）するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の規定による。

(2) 修理対象者の選定

修理対象者の選定は、都市整備対策部建築班が関係各部の協力を得て、次に掲げる者を優先して選定するものとする。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない失業者
- ウ 特定の資産のないひとり親世帯
- エ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
- オ 特定の資産のない勤労者
- カ 特定の資産のない小企業者
- キ 前各号に準ずる経済的弱者

(3) 修理の実施

都市整備対策部建築班は、修理対象住宅の選定を終えた後、直ちに住宅の応急修理の実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県若しくは長崎県建設業協会大村支部等に要請し、設計、監督等の総括事務に当たるものとする。

ア 実施戸数

応急修理を実施する戸数は、災害救助法の規定により、半焼及び半壊数の3割以内とする。ただし、災害の状況、規模により、本部長がこの数を超えて実施する必要があると判断した場合は、県知事を経由して、厚生労働大臣の承認を求め、承認がなされたときは、基準を超えて実施するものとする。

イ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務費等）をもって実施するものとする。

ウ 修理期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

第22節 農林水産業施設等の応急対策

- 1 災害が発生した場合は、その被災原因、被災状況等を調査し、詳細な記録をとるとともに、速やかに被害額を把握する。
- 2 被害施設の増破防止、農地の冠水排除、被災施設の機能回復等のため、必要に応じ、応急工事を実施する。

第23節 文教応急対策

1 学校における応急対策

(1) 災害発生時の対応

ア 市立学校の校長は、次の対応を行う。

(ア) 授業中に災害が発生した場合は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を行う。

(イ) 災害の規模、児童生徒、教職員及び施設設備の状況を速やかに把握し、文教対策部（教育委員会）を通じて、市本部に報告する。

(ウ) 文教対策部（教育委員会）と協議し、被害状況に即した臨時休校や応急教育体制等の適切な措置をとり、決定次第保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(エ) 指定避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確立する。

イ 文教対策部（教育委員会）は、市本部の指示及び情報を速やかに各学校に連絡すると

ともに、適切な対応を指示する。

ウ 市本部のみで措置できない小・中学校等の応急対策については、県本部において、その連絡調整に当たることになっている。

(2) 応急教育体制

ア 災害の発生により、校舎や学校の敷地に通常教育活動が実施できない程度の被害が生じた場合、市立学校の校長は、おおむね下表のとおり、教育活動の場を変更し、応急教育体制を整える。

災 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所	教員確保の措置
学校の校舎の一部が被害を受けた程度の場合	1 使用可能な教室や体育館等を利用する。 2 使用可能な教室等を収容できない場合は、分散登校等により授業を実施する。	教職員の欠員が多数で実施が困難な場合は、県教育委員会と協議し、速やかに補充配置する措置を講ずる。
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	1 公民館及び公共施設等を利用する。 2 隣接学校の校舎を利用する。 3 オンライン授業を実施する。	
特定の地区全体において相当大きな被害を受けた場合	1 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館及び公共施設等を利用する。 2 応急仮校舎を建設する。 3 オンライン授業を実施する。	
広域な範囲において大きな被害を受けた場合	1 避難先の最寄りの学校、公民館及び公共施設等を利用する。 2 応急仮校舎を建設する。 3 オンライン授業を実施する。	

イ 文教対策部（教育委員会）は、教育活動が災害のために中断することが無いように、応急教育体制を整えるために必要な教育活動を行う場の選定について関係諸団体とあらかじめ協議しておくとともに、教職員及び住民に対する周知徹底を図る。

ウ 文教対策部（教育委員会）は、教職員が災害のため欠員となった場合の要請に直ちに処置できるよう教職員の被害状況を速やかに調査するとともに、その欠員状況に応じ県教育委員会と協議して補充配置する措置を講ずる。

エ 被害の程度に応じ、教育活動の場が公民館や公共施設等に変更される場合、又は学校が避難所として学校施設の目的外に使用される場合、さらに、教科書、学用品等の損失が生じた場合には、市立学校の校長は、次の点に留意して応急教育体制を整えなければならない。

(ア) 教科書、学用品等を損失した児童、生徒のみの負担にならないよう応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。

(イ) 対面授業が不可能となる事態が想定される場合は、教育の中断や低下をきたさないよう、オンライン授業による学習の方法等をあらかじめ指導する。

(ウ) オンライン授業を実施する場合は、家庭の通信環境を掌握し、通信不能な環境にある家庭の児童生徒に公的な施設を学習の場として提供することなどに留意する。

(エ) 対面授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

(3) 教材、学用品の調整及び給与の方法

災害救助法に定める基準外の教材、学用品等の調達、給与あるいは購入の斡旋方法については、文教対策部（教育委員会）において計画を樹立しておくものとする。

(4) 給食の実施

災害状況に応じ、学校給食の実施に努めるものとする。

2 応急保育

(1) 災害発生時の体制

市立保育所長及び市立こども園長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずることとする。

ア 市立保育所長及び市立こども園長は、災害の規模、園児・職員及び施設等の被害状況を把握し、速やかに罹災救助部こども対策班長に報告するものとする。

イ 勤務時間外に災害が発生した場合は、職員は所属の保育所及びこども園に参集し、市が行う災害応急対策により、応急保育の実施及び保育所及びこども園の管理等のための体制を確立するものとする。

ウ 市立保育所長及び市立こども園長は、あらかじめ準備した応急保育計画に基づき、臨時の勤務編成を行うなど、速やかに災害時勤務体制への調整を図るとともに、園児及び保護者に周知徹底を図るものとする。

エ 本部長は、必要に応じて、市立保育所長及び市立こども園長に対して適切な緊急対策を指示するものとする。

(2) 応急保育の実施

市立保育所長及び市立こども園長は、職員の掌握及び園児の罹災状況を把握し、復旧態勢に努める。

ア 罹災救助部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、市立保育所長及び市立こども園長はその指示事項の徹底を図るものとする。

イ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育所及びこども園において保育するものとする。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するよう努めるものとする。

ウ 避難場所に施設を提供したため、保育所及びこども園として利用ができないときは、罹災救助部と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するものとする。

3 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策として特に避難場所等に利用されることが多いので、被害状況を速やかに掌握するとともに、その応急修理実施に努めるものとする。

4 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被害文化財個々につき、復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導する。

第24節 労務供給

1 ボランティアに係る対応

(1) 災害ボランティアセンターの設置

ア 大村市社会福祉協議会は、災害発生後速やかに災害時のボランティア活動の拠点として、災害ボランティアセンターを設置し、被害状況に応じた活動拠点・資機材を確保する。

イ 市は、災害ボランティアセンターと連携してボランティアによる支援活動を推進する。

(2) 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターは、主として次の業務を行う。

ア ボランティア需要の把握

イ 関係機関（長崎県（市町）社会福祉協議会、大村青年会議所（JC）、ライオンズクラブ国際協会 337-C 地区、男女共同参画推進センターなど）への協力要請

ウ ボランティアの受入れ・受付け

エ ボランティア需要の調整・派遣指示

オ ボランティア関連情報の発信

カ ボランティア活動情報の集約・管理

(3) 災害ボランティアセンターにおけるボランティアの活動内容

○情報の収集・提供

○避難所の運営補助

○炊き出し

○物資運搬

○救援物資の集配

○流出物・がれき等の片づけ・仕分け

○義援金受付の広報活動

2 労務者の雇用

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また特殊作業のための労力が必要なときは労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

ア 医療及び助産の移送のための労務者

イ 罹災者救出のための労務者

ウ 飲料水の供給のための労務者

エ 救済用物資の整理・輸送及び配分のための労務者

オ 遺体の搜索のための労務者

カ 遺体の処理のための労務者

(2) 職業安定所長への要請

市だけで労務者が不足し、又は雇用ができないとき、次の事項を付し、職業安定所長へ求人申し込みを行い、労務者を確保する。

ア 労務者の雇上げを要する目的又は作業種目

イ 労務者の所要人数

ウ 雇用を要する期間

エ 労務者を雇用する理由

3 労務者雇用の期間

労務者雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇用期間は、それぞれ救助の実施が認められている次の期間である。ただし、県知事の承認を得て延長された場合は、自動的に延長される。

(1) 医療及び助産における移送のための労務者

- ア 医療における移送 災害発生の日から 14 日以内
- イ 助産における移送 災害発生の日から 7 日以内

(2) 罹災者の救出のための労務者 災害発生の日から 3 日以内

(3) 飲料水の供給のための労務者 災害発生の日から 7 日以内

(4) 救済用物資の整理・輸送及び配分のための労務者

- ア 被服、寝具、その他生活必需品の整理等 . . . 災害発生の日から 10 日以内
- イ 学用品の整理等
 - (ア) 教科書 災害発生の日から 1 か月以内
 - (イ) その他の物 災害発生の日から 15 日以内
- ウ 炊出し用食糧品等 災害発生の日から 7 日以内
- エ 衣料品、衛生材料の整理等 災害発生の日から 10 日以内

(5) 遺体の搜索のための労務者 災害発生の日から 10 日以内

(6) 遺体の処理のための労務者 災害発生の日から 10 日以内

4 労務者の賃金

雇用労務者に対する賃金は、当該地域における通常の実費程度を支給する。

第 25 節 被害等に関する報告

市は、災害対策基本法第 53 条（同施行令第 21 条）に基づき、災害の状況等を県（県と連絡が取れない場合は、直接、国（総務省消防庁））に対して報告する。

1 報告に必要な被害等の調査

- (1) 災害対策本部各部からの要員を指定し、調査班等を編成して、必要な調査を行う。
- (2) 市単独での調査が困難な場合は、県央振興局・関係機関等に応援を要請し、その支援のもと調査を行う。
- (3) 調査にあたっては、調査脱漏、重複がないよう、事前の情報共有・調整、地域割り等を行い実施する。

2 被害の認定基準

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。

注) 「(1) 人的被害」の計上に関する取扱については、「3 人的被害の把握に係る事項」によるものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なものとする。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のものとする。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものとする。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ク 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

コ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

サ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。

ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えと思われるものは報告するものとする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

ス 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

タ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

チ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ツ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

テ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいう。

具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいう。

具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市整備等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「その他」とは、上記ア～ケを除く住家等の被害とする。

3 人的被害の把握に係る事項

人的被害の計上については、平成24年3月9日付け消防応第49号に基づき以下のとおりとする。

(1) 「死者」に関する事項

ア 死者の扱い

以下に掲げるものについては、死者として計上する。

(ア) 死体を確認したもの（身元不明のものを含む。）

(イ) 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの（当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

イ 死者の計上場所

ア（ア）のケースについては、原則、被災地（「本人が実際に被害を受けた場所（町丁別）以下、同じ」）で計上するものとするが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

- (ア) 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

a 被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、d の場合を除く。）	死体発見場所で計上
c 被災地も死体発見場所も不明な場合	死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「傷害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された場所で計上
d 被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる場所で計上

- (イ) ア（イ）のケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町で計上することが不適当と考えられる場合は、上記（ア）に準じて判断することができる。

ウ 県へ報告する際の計上は「大村市」として一括計上する。

(2) 「行方不明者」に関する事項

ア 行方不明者の扱い

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

- (ア) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 8 6 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
- (イ) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 8 9 条の規定に基づき官庁又は公署から市町長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
- (ウ) 当該災害が原因で所在不明となり、民法第 3 0 条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされたもの
- (エ) 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第 4 条に基づき死亡したと推定されるもの
- (オ) 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
- (カ) 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

イ 行方不明者の計上場所

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

a 被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した場所で計上
c 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる場所で計上

ウ 県へ報告する際の計上は「大村市」として一括計上する。

(3) 負傷者（重傷者・軽傷者）に関する事項

ア 負傷者の扱い

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ）によるものを計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、表中のbに掲げるものを除き、負傷者に含めないものとする。

a 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「2 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
b 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で、精神又は身体に障がいがあるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「2 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

イ 負傷者の計上場所

原則、被災地で計上するものとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した場所で計上

ウ 県へ報告する際の計上は「大村市」として一括計上する。

4 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

県、状況により国（消防庁）に報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 災害対策本部を設置して対応したもの

ウ 市、県をまたぎ全国的には、同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、事後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

カ 地震が発生し、市域で震度4以上を記録したもの

キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害報告等の要領

ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、また、全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れて支障をきたすおそれがあることから、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を報告し、あわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対して取った措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

(3) 被害報告等の種別

種 別	様 式 等	摘 要
災 害 概 況 即 報	「資料編 XⅡ 県に対する報告・要請」の項による。	災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合に用いる。
被 害 状 況 報 告		報告の時点で判明している最新の数値を記入する。 (被害額は省略できる。)
事業別被害報告		他の法令又は通達等に基づき行うもの

第3章 特殊重大災害対策計画

第1節 特殊重大災害の種類

本計画における特殊重大災害の種別・態様については、下表のとおりとする。

災 害 種 別	災 害 の 態 様	主 管 課
航空機災害	長崎空港地区を除く市域における航空機の墜落事故	安全対策課
船舶災害	旅客船の衝突、沈没による死傷者多数の事故	河川公園課 環境保全課
列車・自動車等の災害	交通事故による死傷者多数の事故 列車の衝突、転覆による死傷者多数の事故	都市計画課 道路整備課
火災災害	人家密集地域又は旅館、デパート、学校等多数の人が往来する建物における火災で死傷者多数の事故	福祉総務課 商工振興課 教育委員会
爆発災害	ガス、火薬等の爆発による死傷者多数の事故	福祉総務課 環境保全課
雑踏事故	競技場等多数の人が利用する場所での死傷者多数の事故	地域げんき課 教育委員会
その他の災害	社会的に反響が大きい事故	関係所属
死傷者多数の事故とは	死者がおおむね10人以上の場合 死傷者がおおむね30人以上の場合 重傷者がおおむね50人以上の場合 負傷者がおおむね70人以上の場合	
備 考	安全対策課は全ての災害種別に関わる課として対応する。	

第2節 応急活動体制の確立（共通）

特殊重大災害が発生した場合又は特殊重大災害による被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関からの情報及び市民からの通報を集約し、災害の種類・規模に応じて災害警戒本部又は災害対策本部を設置して、事態対応に必要な体制を確立する。

1 活動体制

「第1章 第1節 応急活動体制」に準じて設置する。

2 国民保護対策本部への移行

市の地域において発生した特殊重大災害が、大規模テロ等によるものであると政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市として指定通知を受けた場合は、直ちに国民保護対策本部へ体制を移行し、国民保護計画に基づく対応を実施する。

第3節 情報収集・伝達（共通）

被害の拡大を防止して、被災者及び周辺住民の安全確保のための迅速かつ的確な対応をとるためには、被災状況等の正確な情報を収集することが重要である。

このため、市民の通報や県及び防災関係機関からの情報を収集して、状況の把握に努めるとともに、周辺市民を保護する観点での避難等に必要な情報を周知することに努める。

この際、必要に応じて、現地に職員を派遣して、状況を把握するとともに、市民への情報提供を行う。

第4節 応急対策活動の実施（共通）

1 救急・救助、救護活動

消防署、警察署、県及び関係機関と協力して、被災者の救急・救助、救護活動を実施するとともに、必要に応じて、医療救護チームを現地に派遣する。

救急・救助活動については「第1章 第8節 救急・救助活動」に、救護活動については「第1章 第10節 応急医療救護」に準じて、それぞれ実施する。

2 避難対策

大規模事故が発生した場合又は大規模事故による被害が拡大するおそれがある場合には、地域住民の生命・身体を保護するために避難指示等を発令し、避難所の開設、避難誘導等を適切に行う。

要領については、「第1章 第9節 避難対策」に準じて実施する。

3 その他の応急対策活動

大規模事故が発生した場合の被害の拡大を防止するとともに、被災者の救助活動、地域住民の避難対策等を実施する中、状況によりその他の応急対策活動等が必要と認められる場合は、「第1章 風水害応急対策計画」及び「第2章 地震災害対策計画」に準じて実施する。

4 県への要請・報告

(1) 県への要請

特殊重大災害が発生し、応急対策に自衛隊、医療機関係機関等の応援・派遣が必要な場合は、県（防災企画課）に対して要請する。

＊ 様式については、「資料編 XⅡ 県に対する報告・要請」の項による。

(2) 県への報告

特殊重大災害発生時は、県に対して速報を行う。

＊ 様式については、「資料編 XⅡ 県に対する報告・要請」の項による。

第5節 航空機災害応急対策

本市は、長崎空港を抱えていることから、空港を除く市域において航空機災害が発生した場合には、空港事務所、自衛隊、県及び関係機関と連携して、航空機災害に関する情報を収集し、これに基づき迅速かつ的確な対策を実施する。

1 搜索活動

- (1) 行方不明者の搜索に当たっては、警察、消防、自衛隊等と連携して消防団を主体に搜索活動に当る。
- (2) 市街地に航空機が墜落した場合は、周辺に飛散した航空燃料により大規模火災に発展する危険性があるとともに、住民にも要配慮者がいることが予想されることから、火災の延焼防止、人命救助及び避難誘導に配慮して活動に当る。

2 救急・救助・医療活動

救急・救助及び医療活動のについては、「第1章 第8節 救急・救助活動」及び「第1章 第10節 応急医療救護」に準じて実施する。

3 消火活動

- (1) 消防団は、消防署長の統制のもと、消防隊と連携して消防活動に従事する。
- (2) 山林火災等に発展した場合は、地上からの消火活動には限界があることから、県防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプター等を要請する。
- (3) 消防活動の要領は、「第2章 第7節 消防活動」に準じて実施する。

4 地域住民に対する避難対策

地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、防災無線、消防団車両、広報車により避難指示・避難誘導等を行う。

要領については、「第1章 第9節 避難対策」に準じて実施する。

5 交通規制

救急・救助及び消火活動等の支障を防止するため、迂回路の設定、規制の標識等の明示、規制の周知、規制解除の連絡等に留意して、迅速適切に交通規制を実施する。

6 遺体の収容及び埋・火葬

航空機災害により発生した遺体の処置は、「第1章 第16節 遺体の搜索・収容及び埋・火葬」に準じて実施する。

第6節 原子力災害対策

原子力災害が発生した場合は、社会的影響が非常に大きいですが、本市は、佐賀県唐津市にある玄海原子力発電所から30km以上離れているため、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）外にあり、市として原子力災害対策を必要としない。

しかしながら、UPZ内に位置する松浦市の住民の避難先として指定している近隣自治体（波佐見町、川棚町、東彼杵町）の避難者収容能力がオーバーする可能性があることを想定して準備するとともに、県からの緊急時モニタリングへの協力要請への対応等、原子力災害発生時の体制を整備する。

1 原子力防災に関する知識の普及と啓発

- (1) 住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、広報活動を実施する。
- (2) 応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する研修を積極的に活用する。

2 災害に関する情報収集・伝達及び広報

- (1) 住民等への広報

避難所の設置等の情報については、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、及びホームページ（インターネット）等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

また、住民に対し、事故の状況、防護対策の実施状況等の情報提供を行う。

- (2) 実施方法

ア 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

イ 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。

ウ 各防災機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

3 緊急時モニタリングへの協力

緊急時モニタリングの実施のため、県からモニタリング要員の派遣等必要な協力への要請を受けた場合には、派遣要請に基づきモニタリング要員等を準備・派遣する。

4 避難住民の受け入れに関わる協力

避難者の受け入れについて県から要請を受けた場合には、体育文化センター、コミセン等施設管理者の同意を得て、受け入れ施設を準備する。

第 4 編

災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画 編

第 1 章 災害復旧計画

第 2 章 災害復興計画

第 1 章 災 害 復 旧 計 画

第 1 節 民生安定のための緊急措置

1 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起できるよう被災者に対する生活相談、弔慰金の支給、資金の融資、租税の徴収猶予及び減免、職業の斡旋等、市民の自力復興等を促進して生活安定の早期回復を図るものとする。

(1) 罹災証明書の交付

被災者の生活再建支援のため、被災者の申請に対して、災害による住家等被害の程度を現地において調査・確認し、遅滞なく罹災証明書を交付する。現地調査・確認には、土地家屋調査士等専門家による協力のもと、国が定めた「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

＊ 罹災証明書の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

(2) 被災者台帳の作成

大規模災害時には、支援が必要な被災対象者が多数にのぼることから、効果的な支援が行えるよう、災対法第90条の3及び同施行規則第8条の5に基づき、被災者の被害状況や支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係部署で有効活用できる体制を確立する。

＊ 被災者台帳の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

(3) 生活相談

ア 市

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広報活動を実施する。

イ 大村警察署

交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。

ウ 大村消防署

消防署と消防分署のうち、災害の規模に応じて、必要な場所に防災相談所を設置し、消防の相談に当たる。

(4) 弔慰金の支給

災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(5) 援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活再建の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付ける。

このほか、住宅や崖に災害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修若しくは崖の整備に必要な資金を貸し付けて、居住の安定を図るとともにその自立の助長に寄与する。

(6) 職業の斡旋

ア 市

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業の斡旋については、県が実施する公共職業相談所の開設又は巡回職業相談の場において、離職者の状況を把握し、県と連携して対応する。

イ 県

(ア) 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所（８か所）と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じて速やかに斡旋を図り、併せて、他の都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る計画である。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

ａ 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

ｂ 公共職業安定所に出向いていくことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ｃ 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

(7) 租税等に関する期限の延長及び徴収猶予・減免

ア 方針

(ア) 市は、被災者に対する市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を立てるものとする。

(イ) 市は、被災した納税義務者、特別徴収義務者及び保険料又は手数料納付者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、国民健康保険法、介護保険法、その他関連諸法及び市条例に基づき、納付・納入の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等の適切な措置を講ずるものとする。

イ 期限の延長

被災した納税義務者等が、定められた期間内に申告その他の書類の提出又は市税等を納付することができないと認めるときは、次の方法により災害が起こった後、２か月以内の期限をもって当該期間を延長する。

(ア) 被害が広域にわたる場合は、市長が適用地域及び延長する期間を定める。

(イ) その他の場合、災害が治まったあと３０日以内に被災した納税者等から申請があったときは、市長が認定し、延長する期間を定める。

ウ 徴収猶予

(ア) 被災した納税義務者等が市税等を納付することが困難であると認められるときは、その者の申請に基づき１年以内の期限をもって徴収を猶予する。

(イ) 滞納処分の執行停止等

災害により市税等の滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止や換価猶予等の適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税義務者等に対し、別途減免措置規定等により市税等の減免及び納税義務の免除等を行う。

2 生業回復等の資金確保

災害時における被災者、中小企業及び農林・漁業者等に対し、国及び県において、復旧に関する融資対策として、次のとおり貸付又は融資等の救済方法が講じられる。

(1) 災害援護資金の貸付

ア 貸付対象者

市に災害救助法が適用された場合、災害救助法の規定する所得に満たない世帯

イ 最高貸付額 350万円

(2) 中小企業災害応急融資

ア 日本政策金融公庫

(ア) 国民生活事業 1件当たり3,000万円以内

(イ) 中小企業事業 1件当たり1億5,000万円以内

イ 大村市中小企業振興資金融資（市長が特に認める災害の場合）

融資限度 1件当たり2,000万円以内

(3) 農林漁業者等に対する資金融通

「天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法」に基づき、当該天災が、政令により天災融資法の適用を受けた場合、農林漁業の経営に必要な資金の融資を行うが、政令公布後、資金の貸付実行までには、相当の期間を要するので、この間の応急対策として、当該災害の規模に応じ、県において「つなぎ融資」の措置が講じられる。

3 義援金品の受入れ配分計画

被災地あてに寄託された義援金品は、次のとおり被災者に対し、確実、迅速に配分する。

(1) 義援金品の受付

市に届けられた義援金品の受付は、原則として罹災救助部とし、被害の状況に応じて、市有施設等に適宜に受付場所を開設する。

義援金品の受領については、寄託者に受領書を発行する。

＊ 受領書の様式については、「資料編 X I 様式類」の項による。

(2) 義援金品の保管

義援金は市公金取扱金融機関に一時預託するとともに、義援品は、災害の状況に応じ、公共施設の一部を使用し保管する。

(3) 義援金品の配分

市が受領した義援金品及び県並びに日本赤十字社から配分を委託された義援金品の配分については、被災の状況及び被災者の世帯構成を基礎とし、義援金品の受納量に応じ配分を行うものとする。

配分にあたっては、町内会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

第2節 ライフライン施設の復旧

1 上水道施設

災害時には、断水をできる限り短期間かつ最小範囲に留めるため、先ず導水・送水・浄水施設の機能を確保し、浄水場又は配水池からの主要管路の復旧を優先的にを行い、続いて支管路と給水管（給水装置）の順に復旧を進め、早期給水の再開に努めるものとする。

(1) 施設の復旧順位

- ア 導水・送水・浄水施設
- イ 送配水管
- ウ 給水管（給水装置）

(2) 管路の復旧順位

- ア 導送水管
- イ 主要な配水管（配水本管）
- ウ 病院、学校、その他緊急施設への配水管
- エ その他の配水支管（配水支管）

(3) 給水水管及び給水装置の復旧

宅地内等個人所有地内での給水管及び給水装置の復旧は、所有者等から修繕などの復旧申込みがあったものについて検討し対処するが、次のように配水（供給）機能に著しく支障を及ぼす又はその恐れがあるものについては、申込みの有無にかかわらず、緊急措置を行うものとする。

- ア 漏水量が多く、配水（供給）機能に支障を及ぼす又はその恐れがあるもの
- イ 路上漏水で特に交通等に支障を及ぼす又はその恐れがあるもの
- ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼす又はその恐れがあるもの

(4) 資機材、機材、車両及び人員の確保

復旧作業は、水道事業者（上下水道局）備蓄の資機材及び車両をもって対応し、人員など不足が生じた場合は、指定給水装置工事事業者に応援を求めるとともに、長崎県及び近隣市町の支援並びに資機材等のメーカー協力を迅速に得て行うものとする。

2 下水道施設（公共下水道、農業集落排水）

災害時には、道路管理者及び河川管理者等と共に、正確な被災状況を把握し効率的かつ迅速な対策を講じ、関係機関との連携を密にして復旧を図るものとする。

(1) 処理場・ポンプ場の復旧

下水道施設の要であるため、維持管理業者や電力会社との連携の中で、電気設備及び機械設備の早期復旧に努め、運転再開を図る。

(2) 汚水管の復旧

- ア 汚水管が破損した場合は、宅内のトイレ利用ができなくなり、復旧するまでに不測の時間を要するため、まず仮設トイレと移動トイレの確保に努める。
- イ 管路の復旧においては、主要幹線を優先させ、次に主要施設がある幹線とする。

(3) 雨水渠の復旧

- ア 雨水渠が破損した場合、二次災害防止のため、土のう等の確保に努める。
- イ 雨水渠の復旧においては、主要幹線を優先させ、次に主要施設がある路線とする。

3 電力施設（九州電力送配電）

災害に伴い応急復旧工事を行った電力設備は、可及的速やかに原状復旧を行う。

また、設備の再構築にあたっては、電気設備技術基準と防災業務計画により地理的条件等を考慮し、設計、建設及び保守にわたり、風害・塩害・雪害・雷害・地震対策等を講じる。

4 ガス施設（九州ガス）

(1) 計画目標

ガス工作物の被害による二次災害の防止並びに速やかな復旧によりライフライン施設としての機能を維持するため、諸施策を実施する。

(2) 復旧対策

ガスを停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

ア ガスの製造・供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、ガス製造、供給を再開する。

イ 導管と需要家設備の復旧作業

(ア) 閉栓確認作業

(イ) 被災地域の復旧ブロック化

(ウ) 復旧ブロック内の巡回点検作業

(エ) 復旧ブロック内の漏洩検査

(オ) 本支管・供給管漏洩箇所修理

(カ) 内管検査及び内管の修理

(キ) 点火・燃焼試験

(ク) 開栓

(ケ) その他事故防止のための適切な措置

5 電信・電話施設（NTT西日本）

(1) 災害復旧工事の計画、実施及び管理

支店長等は、被害の再発防止及び将来の設備拡充を考慮し、電気通信設備等の復旧の計画から竣工までの業務を実施しなければならない。

(2) 災害復旧工事の区分

災害復旧工事の計画、実施及び管理上から、復旧工事を次のとおり区分する。

ア 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を原状に復するまでの間、応急的に復旧する次のものをいう。

(ア) 電気通信設備を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急資材等により簡易な方法によって仮設備で復旧する工事及び、建物等を原状復旧するまでの間維持するために必要とする工事

(イ) 建物等において、本復旧までの暫定措置として実施する仮設建物の新設工事で、仮設期間が1年未満の工事

イ 原状復旧工事

被災した電気通信設備を現設備に著しい変更を加えない範囲で原形に復する工事をいう。

なお、次のものは、原状復旧工事とみなす。

- (ア) 仕様書の改廃に伴い現仕様の物品が得られないため、これに替えて新たな仕様の物品により復旧する工事
 - (イ) 防災上、保全上の理由からルート変更又はケーブル統合（多対化しない場合）を行う工事
 - (ウ) 同対数のケーブルがないため、直近上位対数のケーブルにより取り替える工事、応急復旧工事と原状復旧工事を連続して実施する場合、又は同時に実施される両工事の区分が困難な場合において、これらを区分せずに応急復旧工事という。
- ウ 本復旧工事
- 被災の再発を防止し、かつ、将来の設備拡充を見込み又は改良計画を織り込んだ復旧工事及び電気通信設備等が全く消滅した場合にこれを復旧する工事をいう。

第3節 公共施設等の復旧

道路、鉄道、河川等の公共施設については、被害後直ちに復旧工事を行うが、当面の応急措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取り戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば、本格的な復旧工事が可能となる。

公共施設は、都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が必要である。

1 公共土木工事

(1) 道路（橋りょう）施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路附属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、次のような公益上緊急に復旧を行う必要のあるものから優先して工事を行う。

ア 道路の埋没又は決壊により交通が不可能又は著しく困難なもの

イ 道路の埋没で、これを放置することにより二次被害を生じるおそれのあるもの

(2) 鉄道施設

鉄道施設は、災害後の都市機能の確保や各種の復旧対策等の遂行上、重要な役割を果たすことから早急の復旧が必要である。

このため、応急対策終了後速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき再び同様な被害を受けないよう本復旧計画を立て、迅速かつ適切に実行する。

(3) 河川施設

河川管理者は、被害状況を速やかに調査し、緊急性の高いものから優先して、復旧工事を行う。

なお、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う対象は、次のとおりである。

ア 護岸等の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えるもの

イ 護岸等の決壊で破堤のあるもの

ウ 河川の護岸等の脚部の深掘れで根固めの必要があるもの

エ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

2 農林水産業施設

- (1) 復旧計画は、被災状況に応じ早期樹立に努めるものとし、他部門との事前調整を要するものについては、関係機関と十分協議の上策定する。
- (2) 復旧にあたっては、農作物の作付け時期等に十分配慮し、早期復旧に努める。

第4節 学校・教育施設等

1 学校施設

文教対策部（教育委員会）は、市立学校の被害状況を調査し、甚大な被害を受け教育活動ができない状態にある学校がある場合には、災害対策本部及び県教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画などを早急に作成する。

また、児童生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を、早期に解消するためにも活動の中断がないように努める。更に被害を受けた施設のうち、緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

2 社会教育施設

社会教育施設及び文化施設については、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況に応じて、施設ごとに再開等の計画を立て、できるだけ市民生活に支障が出ないように早急に開館する。

なお、当面の応急措置が終了して、社会全体が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画を立てて本格的な復旧作業を行う。

第 2 章 災 害 復 興 計 画

大規模な災害により、市全体が壊滅的な被害を受けた場合は、単に被災施設の復旧にとどまらず、同様の被害・打撃を被らないため、市全体としての復興が必要となる。

このため、市、関係機関等により、災害の実情を分析・検討し、総合的見地からの災害復興を進め、市総合計画との整合を図りつつ、災害発生以前にも増した地域社会の活性化を図る。

第 1 節 復興体制

1 復興対策会議の開催

市災害対策本部による災害復旧対策の実施と並行して、県との調整を図りつつ、関係機関・有識者等の参加を得て、復興対策会議を開催し、中期的なビジョンに立った仕組みづくり、ニーズ等を把握し、復興計画を策定する。

2 地域における復興組織の確立

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要であることから、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成を呼び掛け、地域力を生かした復興まちづくりのための体制を確立する。

第 2 節 復興計画の作成

1 基本方針の策定

「大村市の中核機能の回復」、「暮らしの再建」、「安全な生活環境」、「雇用の確保と事業の再生・創造」等を念頭に復興の基本方針を定める。

2 地域住民との合意形成

住民の暮らしの再建を加速させ、地域力を生かした復興計画にするため、住民説明会等を開催し、住民の意見を聴取して、総合調整を行う。

第 3 節 復興計画の推進

復興に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮して、計画を推進する。

また、復興対策の実施に当たっては、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織における女性の参画に努めるとともに、要配慮者の参画についても配慮する。

水 防 計 画 編

第 1 章 総 則

第 2 章 水防組織

第 3 章 重要水防区域・水防箇所

第 4 章 水防警報等を行う河川

第 5 章 水防警報・水位周知

第 6 章 気象・観測

第 7 章 水防施設及び輸送

第 8 章 浸水想定区域及び洪水ハザードマップ

第 9 章 水防活動

第 10 章 水防信号・標識等

第 11 章 協力及び応援

第 1 章 総 則

この計画は、水防法第 4 条の規定に基づき、長崎県知事から指定された指定水防管理団体たる大村市が、同法第 33 条に基づき、大村市内における水防事務の調整及び実施のために必要な事項を定め、市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水、津波又は高潮の水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減して、もって公共の安全を保持することを目的とする。

また、毎年検討を加え、必要があると認めるときは計画を変更する。

第 1 節 水防の責任

1 市町村（水防管理団体）の責任（法第 3 条）

市域における水防を十分に果たす責任を有する。

2 県の責任（法第 3 条の 6）

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

3 気象庁（台）の責任（法第 10 条）

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力をもとめて、これを一般に周知しなければならない。

4 居住者等の水防義務（法第 24 条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

5 ダム管理者の責任

河川法第 52 条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害発生防止又は災害軽減に積極的に努めなければならない。

第2節 津波に対する留意事項、安全配慮

1 津波に対する留意事項

- (1) 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。
- (2) 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。
- (3) 近地津波でかつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

2 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまで、原則として退避を優先する。

*市水防計画では、「水防団」を「消防団」に読み替える。(以下同じ。)

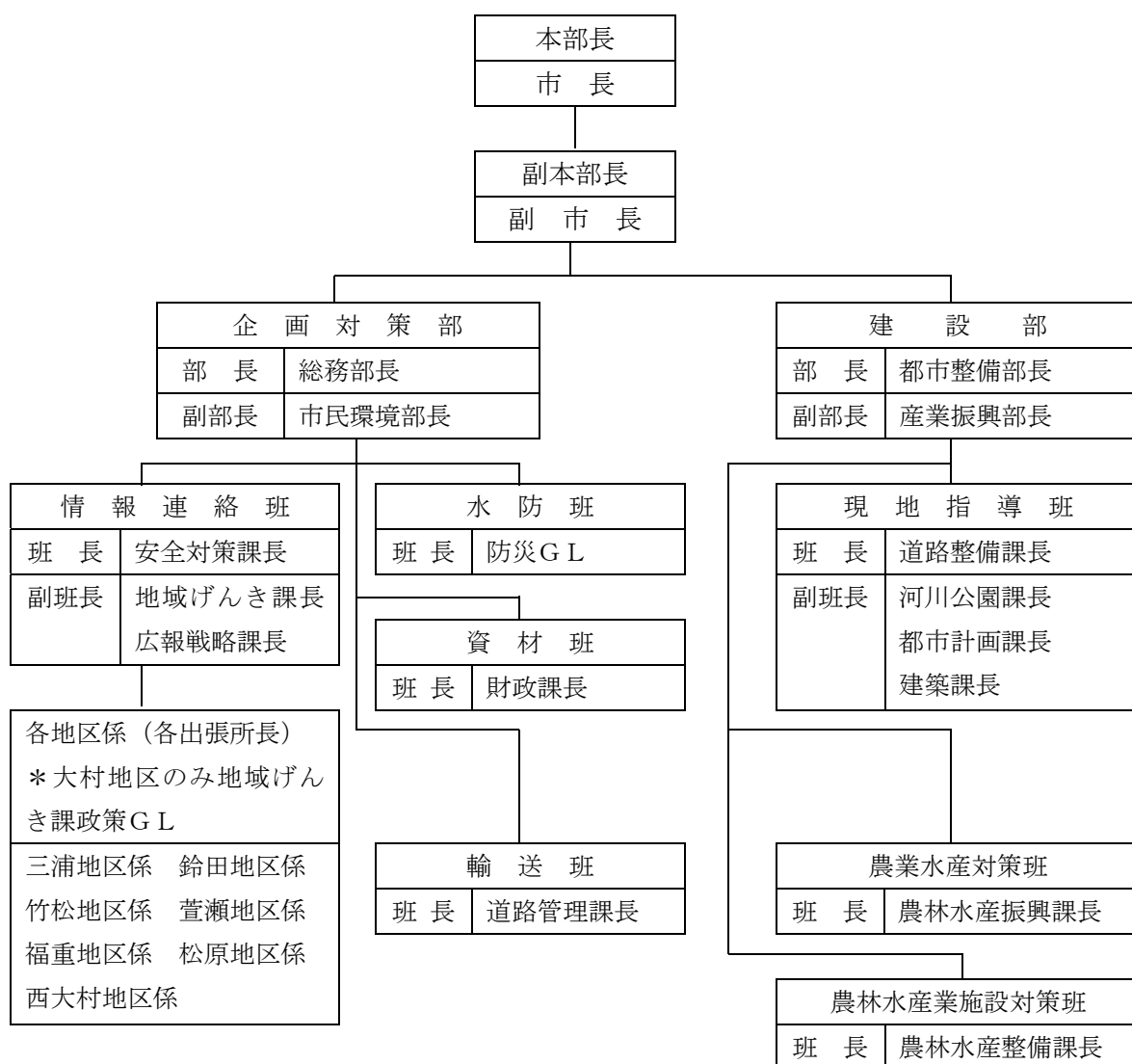
第2章 水 防 組 織

第1節 水防本部組織

1 水防本部の設置

水防管理者（市長）は、洪水・津波又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は県水防本部から洪水・津波又は高潮のおそれがあるとの気象状況の通知を受け、必要と認めたときから、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、その機構により事務を処理する。

（水防本部組織）



2 設置基準

(1) 長崎地方気象台から、市域に次の注意報・警報が発せられ、重大な災害の発生が予測されるときは、水防本部を設置する。

- ① 注 意 報：津波注意報
- ② 警 報：大雨警報、洪水警報、高潮警報、津波警報
- ③ 特別警報：大雨特別警報、高潮特別警報、津波特別警報（大津波警報）

- (2) 災害対策本部が設置された場合は、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。
- (3) 警報等が解除され、重大な災害の発生のおそれなくなった場合に、水防本部を解散する。

3 宿日直員の処置

- (1) 県水防本部又は長崎地方気象台から各種警報の通知があったときには、直ちに、市長、副市長、総務部長、都市整備部長、産業振興部長、市民環境部長、安全対策課、地域げんき課、広報戦略課、道路整備課、河川公園課、建築課、都市計画課、農林水産振興課、農林水産整備課の各課長に連絡しなければならない。
- (2) 市内各方面から出水及び災害報告を受けた場合は、直ちに総務部長、都市整備部長、産業振興部長、安全対策課、地域げんき課、道路整備課、河川公園課、建築課、農林水産振興課、農林水産整備課の各課長に連絡しなければならない。

第2節 水防事務分掌

水防本部員の事務分担は次のとおりとする。この事務で定めるものは、責任の重大性を認識して常に気象、水位などの状況の変化に注意し、水防事務に支障のないようにしなければならない。

事 務 分 担 表

部 名	班 名	事 務 分 掌	班 長	班 員
企 画 対 策 部	情報連絡班	・ 県水防本部への報告 ・ 警察署並びに各種機関との連絡 ・ 気象情報、被害状況の収集 ・ その他情報の収集及び広報宣伝	安全対策課長 (副班長) 広報戦略課長 地域げんき課長	安全対策課 広報戦略課 地域げんき課
	水 防 班	・ 災害警備 ・ 消防団の運営 ・ 分団情報の収集 ・ 大村消防署との業務調整	消防 G L 防災 G L	消防団分団編成による
	資 材 班	・ 資材の確保 ・ 資材の配分	財政課長	財政課
	輸 送 班	・ 的確な配車 ・ 輸送の確保 ・ 物資及び作業員の輸送	道路管理課長	道路管理課
建 設 部	現地指導班	・ 道路・橋りょう・河川・都市公園等の応急対策の災害調査報告 ・ 市有物件の応急対策 ・ 建築物等の災害調査報告	道路整備課長 河川公園課長 都市計画課長 建築課長	道路整備課 河川公園課 都市計画課 建築課
	農業水産 対 策 班	・ 農作物施設の応急対策 ・ 農作物施設の災害調査報告	農林水産振興課長	農林水産振興課
	農林水産業 施設対策班	・ 農林水産業施設等の応急対策 ・ 農林水産業施設等の災害調査報告	農林水産整備課長	農林水産整備課

第3章 重要水防区域・水防箇所

第1節 重要水防区域

1 重要水防河川

(1) 重要水防河川としての採択基準

- ① 既往水害で被災した未復旧の箇所
- ② 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所
- ③ 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水が予想される箇所
- ④ 土石流の顕著な河川が河床埋没のため、破壊要素の強い箇所
- ⑤ 水衝部であって洪水時急激に基礎部が洗掘され、破壊崩壊要素の強い箇所
- ⑥ 河川沿いの重要道路が被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される箇所
- ⑦ 改修済みであるが、異常埋塞等により甚だしく河積が縮小されている箇所又は宅地開発等により状況変化の著しい箇所

(2) 本市における重要水防河川

郡川、佐奈河内川、南川内川、大上戸川、内田川、鈴田川、針尾川、稲河内川、小川内川、藤の川、今村川、よし川、城ノ尾川及び長岡川がある。

区間、予想される事態等については、「資料編 X 危険箇所等」の項による。

2 重要水防海岸

(1) 重要水防海岸としての採択基準

- ① 既往波浪で被災した未復旧の箇所
- ② 未改修海岸で過去に波浪のため越波浸水した箇所
- ③ 既設海岸堤防、護岸が低く時間風速15m/s程度で越波浸水する箇所
- ④ 浸食の顕著な海岸で急激に基礎部が洗掘され、施設が崩壊する予想のある箇所
- ⑤ 海岸沿いの重要道路が越波により路面洗掘され交通上重大な支障を及ぼすと予想される箇所
- ⑥ 河口部で高潮により人家、公共施設に大きい被害が予想される箇所

(2) 本市における重要水防海岸

陰平、溝陸、福重、竹松、三浦船津、大村港がある。

区域、予想される事態等については、「資料編 X 危険箇所等」の項による。

第2節 重要水防箇所

1 水門等

県、受益者等が管理している重要水防箇所として市内に存在している水門（樋門）は、新田（鈴田川左岸）、針尾川（針尾川）、与崎（鈴田川左岸）、開（溝陸海岸）、新土井（溝陸海岸）、宮崎新田場（釜川内海岸）がある。

2 農業用ダム及び重要水防ため池

農業用ダム及び重要水防ため池については、野岳ため池、葛城ため池、狸の尾ため池、赤似田ため池、城田ため池、烏帽子ため池、中ツドエため池、御伊勢堂ため池、大多武ため池、姥の懐ため池、狩底ため池、抜川ため池、平床ため池、山手川内ため池、堤上ため池、中尾ため池、三日月ため池、岳ノ木場ため池、御用ため池、重井田防災ダムの20か所がある。

第4章 水防警報等を行う河川

第1節 国が水防警報等を行う河川

国及び気象庁が水防警報を行う対象河川は大村市ではなく、隣接の諫早市の本明川が対象となっている。このため、市としては情報収集を行い、応援・協力等必要な場合は、県・諫早市の要請・依頼を受け対応する。

第2節 長崎県知事が水防警報等を行う河川

1 水防警報を行う河川（水防警報河川）

河川名	水防警報の区間	基準量水標及び水位基準	水防警報発表者	通報系統
大上戸川	(左右岸)藤の川合流点～海 *右岸側普通河川との合流点まで	「3 対象量水標及び指定水位」のとおり	県央振興局長	第5章第2節1項のとおり

2 水位情報を通知及び周知する河川

河川名	水防警報の区間	基準量水標及び水位基準	水防警報発表者	通報系統
大上戸川	左右岸：上諏訪町～海（3, 160m）	「3 対象量水標及び指定水位」のとおり	県央振興局長	第5章第2節1項のとおり
内田川	左岸：玖島3丁目～海 右岸：武部町～海（1, 150m）			
郡川	左右岸：中岳町～海（9, 450m）			

3 対象量水標及び指定水位

	量水標名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	管理者	備考
大上戸川	本堂川橋	乾馬場町	1. 2 m	1. 5 m	—	2. 4 m	県央振興局	水防警報河川
	金丸橋	西三城町	1. 8 m	2. 1 m	2. 3 m	3. 0 m		水位周知河川
内田川	内田川	玖島3丁目	1. 1 m	1. 5 m	1. 9 m	2. 7 m		水位周知河川
郡川	鬼橋	鬼橋町	1. 1 m	1. 3 m	3. 4 m	3. 9 m		水位周知河川

第5章 水防警報・水位周知

第1節 水防警報の種類・内容及び発表基準

1 洪水時の河川に関する水防警報発表基準

種 類	内 容	発 令 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と求めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意推移（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したとき。
備 考	地震による堤防の漏水、沈下等の場合には、上記に準じて水防警報を発表する。	

2 津波に関する水防警報発表基準

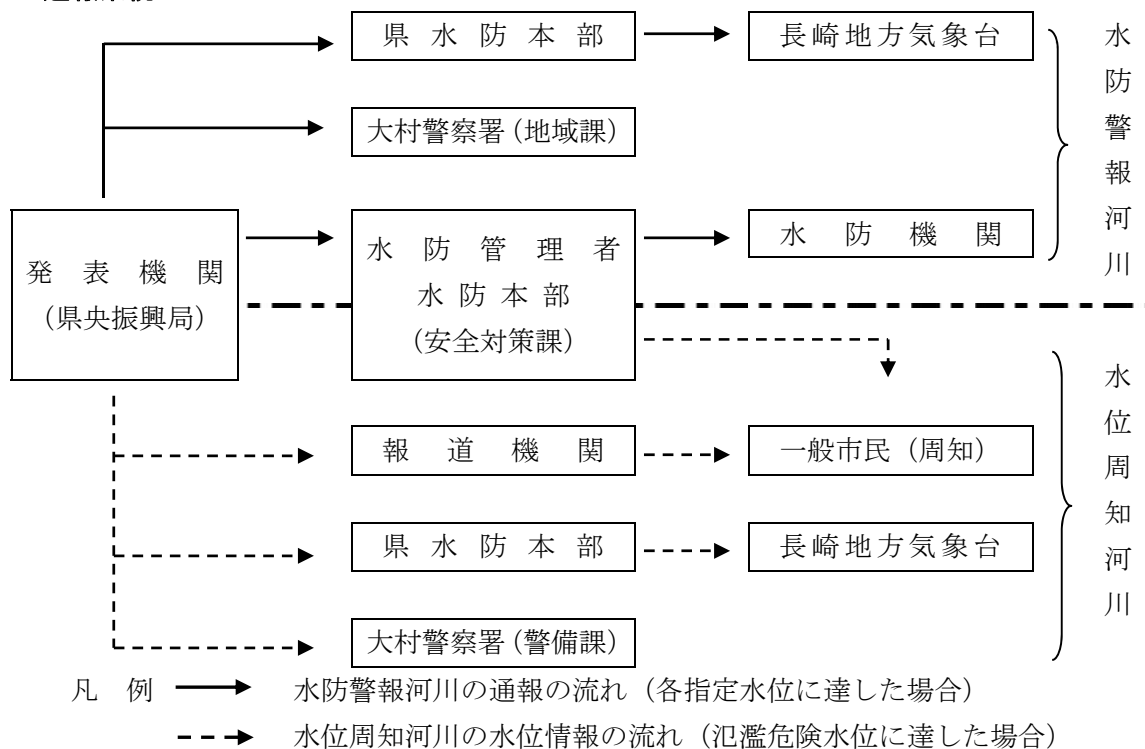
種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員等水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等必要と認められるとき。
出 動	水防団員等水防活動に従事する者が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動を必要とする状況が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧が終了したとき等水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

3 氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）の内容及び発表基準

内 容	発 表 基 準
市長の避難指示等の発令基準の目安、住民の避難判断の参考	基準量水標において、「氾濫危険水位」に達した場合

第2節 通報・連絡

1 通報系統



2 連絡受

対象河川の警報等は、県央振興局から市等に対して、次のとおり連絡を受ける。

河 川 名	発報担当者	水防管理者	管轄警察	報 道 機 関
大 上 戸 川 内 田 川 郡 川	県 央 振興局長	大 村 市 (安全対策課)	大村警察署	朝日新聞、共同通信社、時事通信社、長崎新聞社、西日本新聞社、日本経済新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、テレビ長崎、長崎国際テレビ、長崎文化放送、長崎放送、日本放送協会

第6章 気象・観測

第1節 気象情報

1 気象情報の種類

「地域防災計画編 第3編 第1章 第2節 第1項 収集すべき情報等」による。

2 地震・津波に関する情報

「地域防災計画編 第3編 第2章 第2節 第1項 収集すべき情報等」による。

第2節 水防活動の利用に適合する注意報・警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概 要
水防活動用気象注意報	大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象警報	大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに注意を喚起するため発表される。
水防活動用高潮警報	高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用津波注意報	津 波 注 意 報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用津波警報	津 波 警 報	津波により沿岸部や河川において重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や河川において重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

（一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。）

第3節 水位の通報

1 県央振興局からの水位通報

(1) 水位観測所（テレメーター）の位置

河川名	観測所名	位 置	水 位 (m)			管 理 者
			水防団待機 水位(*1)	氾濫注意 水位(*2)	氾濫危険 水位(*3)	
郡 川	鬼 橋	鬼 橋 町	1.10	1.30	3.90	県央振興局
大上戸川	長久寺橋	三 城 町	1.79	2.39	2.99	
	金 丸 橋	西 三 城 町	1.80	2.10	3.00	
内 田 川	内 田 川	玖島3丁目	1.10	1.50	2.70	
針 尾 川	針 尾 川	岩 松 町	1.55	2.06	2.58	
鈴 田 川	鈴 田 川	大 里 町	2.57	3.43	4.29	

*1 水防団待機水位：水防団が水防機材や河川巡視の準備着手を行う目安

*2 氾濫注意水位：水防団の出動、現場巡視の目安

*3 氾濫危険水位：河川から水が溢れ洪水の危険性が切迫した水位

(2) 次の区分により県央振興局から、連絡を受ける。

- ア 通報水位に達したとき。
- イ 警報水位に達したとき。
- ウ 特別警戒水位に達したとき。
- エ 危険水位に達したとき。
- オ 通報水位より下がったとき。

2 大村市安全対策課にて監視・確認

危機管理型水位計

河川名	位 置	水 位 (m)			管 理 者
		氾濫水位	危険水位	観測開始	
郡 川	竹松町 1.8km 左岸	0.00	-1.11	-2.79	県央振興局
大上戸川	西三城町 1.5Km 左岸	0.00	-0.64	-1.64	
内 田 川	武部町 0.7Km 右岸	0.00	-0.57	-1.43	
よ し 川	松原本町 1.4km 左岸	0.00	-0.31	-0.78	
藤 の 川	池田新町 0.8Km 左岸	0.00	-0.52	-1.30	

第7章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

迅速・適切な水防活動を行うため、重要水防区域近傍に水防倉庫を準備し、必要な資器材を備蓄する。

被害が大きく、市の備蓄資器材で不足する場合は、必要により、県に資器材を要望する。
備蓄品及び倉庫の位置は、下表のとおりである。

区 分 資器材具名	大村市水防倉庫	北部地区水防倉庫	計
杭 (本)	2, 0 1 4	1, 0 0 0	3, 0 1 4
土のう袋 (袋)	1 1, 5 9 0	1 5, 0 0 0	2 6, 5 9 0
縄 (束)	1 4	1 0	2 4
鉄線 (巻き)	1 1	2	1 7
スコップ (本)	2 8	2 4	5 2
掛矢 (本)	8	1 7	2 5
ツルハシ (本)	1 4	1 8	3 2
唐くわ (本)	2	2	4
ナタ (本)	2 2	1 0	3 2
鎌 (本)	8 6	5 0	1 3 6
ペンチ (本)	0	4	2 4
鋸 (本)	1 1	4	1 5
ハンマ (本)	4	2 5	2 9
トビクチ (本)	8	5	1 3
ザル (個)	3 0	2 3	5 3
ホゲ (本)	8 0	6 0	1 4 0
ガンヅメ (本)	3 0	2 0	5 0
バケツ (個)	0	2 5	2 5

第2節 輸送の確保

1 輸送路の整備

水防活動のための資器材の搬入・人員の輸送、救援活動及び避難等を円滑、確実に行うため、都市計画道路等の整備を推進する。

2 輸送車両の確保

- (1) 警戒・巡視及び水防活動に必要な車両は、企画対策部輸送班が契約課と調整し、必要数を確保する。
- (2) 市保有車両が不足する場合、契約課と調整のうえ、県及び関係機関に対し、車両供給を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達する。

第8章 浸水想定区域及び洪水ハザードマップ

1 大村市における洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表することになっており、本市における浸水想定区域が指定されている河川は、郡川、大上戸川、内田川の三つの河川がある。

2 浸水想定区域内の地下施設及び防災上の配慮を要する者が利用する施設

防災上の配慮を要する者が利用する施設

	施設（事業所）名	所在地
1	いわさき眼科医院	本町436番地1
2	児童発達支援ふわり本町	本町436番地9
3	吉田内科クリニック	本町436番地16
4	いまみち歯科医院	本町436番地14
5	ふわり本町	本町585番地3
6	鳥越歯科	本町585番地4
7	あいたすデイサービス	西本町478番地2
8	長崎星美幼稚園	水主町2丁目609番地7
9	大村中央産婦人科	水主町2丁目609番地1
10	かたまち保育園	片町175番地81
11	向陽学園 向陽高等学校	西三城町16番地
12	三城保育所	西三城町12番地
13	大村市療育支援センター	西三城町138番地
14	三城小学校	東三城町17番地
15	有料老人ホームほほえみ	東三城町29番地
16	医療法人仁寿会 南野病院	東三城町33番地
17	みなみの保育園（南野病院敷地内）	東三城町33番地
18	医療法人翠明会 貞松病院	東本町537番地
19	泉の里	東本町583番地
20	諏訪保育園	諏訪1丁目45番地1
21	養護老人ホーム 湧泉荘	諏訪1丁目673番地
22	レディースクリニックしげまつ	古町1丁目514番地
23	おおむら海辺のクリニック	杭出津1丁目826番地17
24	新城保育園	杭出津1丁目842番地26
25	のびやか保育園	杭出津1丁目842番地26
26	すこやか保育園	杭出津1丁目853番地6
27	ともなが内科クリニック	杭出津2丁目555番地

	施設（事業所）名	所在地
28	ぶるーむ	杭出津2丁目585番地5
29	こどもデイサービスしーど	杭出津2丁目587番地2
30	デイサービスセンターキャロット広場	富の原2丁目4番地1
31	デイサービスセンターとみのはら	富の原2丁目5番地5
32	ホームヘルパーステーション 慈恵荘 あんしんハウスとみのはら	富の原2丁目6番地1
33	たんぼぼ五番館	富の原2丁目77番地1
34	二丁目学童クラブ	富の原2丁目80番地1
35	デイサービス 小さな家	富の原2丁目81番地1
36	たんぼぼ園	富の原2丁目84番地3
37	子育て支援室こぼん	富の原2丁目84番地3
38	平松整形外科	富の原2丁目218番地4
39	けんじ歯科医院	富の原2丁目254番地3
40	富の原オムズホーム	富の原2丁目321番地1
41	はら脳神経外科	富の原2丁目350番地1
42	ル・ブランとみのはら	富の原2丁目350番地1
43	富の原歯科	富の原2丁目408番地1
44	かめりあこども園	富の原2丁目416番地
45	がもう歯科	富の原2丁目636番地1
46	発達支援ルームくじらくも	富の原2丁目906番地1-2
47	昊天宮保育園	竹松町713番地3
48	たけまつちっち保育園	大川田町338番地2
49	児童発達支援たっち	大川田町338番地2
50	ふじもとこどもクリニック	大川田町363番地1
51	たしろ医院	大川田町917番地1
52	俣野まさとし歯科診療所	大川田町932番地1
53	たけまつ保育園	大川田町995番地1
54	井上歯科医院	宮小路1丁目262番地11
55	デイサービスセンタースマイルケア	宮小路1丁目281番地2
56	グループホーム平の庄	宮小路1丁目291番地3
57	竹松小学校	宮小路1丁目481番地
58	牧山内科外科医院	宮小路2丁目1408番地
59	県立虹の原特別支援学校	宮小路3丁目5番地1
60	放課後等デイサービス げんきっこ (県立虹の原特別支援学校敷地内)	宮小路3丁目5番
61	県立ろう学校	宮小路3丁目5番地5
62	たなかみのるクリニック	宮小路3丁目1334番地1
63	松原小学校	松原本町5番地1

	施設（事業所）名	所在地
64	松原保育園	松原本町 2 7 番地 5
65	いちご児童クラブ	松原本町 1 7 0 番地 7
66	子育てステーションこでまり	今富町 1 0 番地 3 6
67	障害者介護付きホーム 檉	皆同町 3 5 番地 3
68	ながさき・おおば内科・消化器内科クリニック	皆同町 1 6 2 番地 2
69	南原歯科医院	皆同町 2 2 0 番地
70	保育所ちびっこハウス県央園	皆同町 2 3 1 番地
71	ファミリアフローラ	皆同町 4 3 8 番地 3
72	こどもデイサービスどれみ	黒丸町 1 6 0 番地 1
73	放課後等デイサービスふぁそら	黒丸町 1 6 0 番地 1
74	特定非営利法人 癒 グループホーム 希望・未来	黒丸町 2 2 1 番地 1
75	デイサービス みかん	鬼橋町 2 2 5 番地 1
76	郡中学校	沖田町 6 9 番地
77	マイン歯科	沖田町 7 2 8 番地 2
78	長崎医院	寿古町 7 6 7 番地
79	フォルテ認定こども園（メロディー）	寿古町 8 1 2 番地 1 1
80	福重小学校	福重町 2 3 0 番地

3 地下施設及び防災上の配慮を要する者が利用する施設における計画の作成等

浸水想定区域内の地下施設の管理者及び防災上の配慮を要する者が利用する施設の管理者は、浸水防止に関する訓練や避難の確保の訓練に関する計画等を作成し、定期的に訓練を行うよう周知・徹底する。

4 洪水ハザードマップの整備・周知

県等から通知された浸水想定区域のある河川については、避難等の迅速な安全確保を図るため、洪水予報及びその伝達要領、避難場所等を洪水ハザードマップとして、市民等に周知する。

市において作成し、ホームページ等で周知あるいは配布している洪水ハザードマップは、郡川、大上戸川及び内田川の三つの河川である。

第9章 水防活動

第1節 水防巡視

堤防その他の巡視責任者は、市水防本部から気象状況の通知があったときは、洪水及び高潮の危険が解消するまで絶えず巡視を継続するものとする。

堤防、堰堤その他が危険に瀕したとき及び決壊し始めたときは、直ちに水防本部に連絡するものとする。

1 各地区の分担（長：その地域の消防分団長）

水防警戒区域の担当分団

河川海岸名	区 域	担当分団名
郡 川	右岸 鬼橋より上流 左岸 荒瀬橋より上流 矢淵橋まで	第 10 分団
	左岸 荒瀬橋より矢次地区東端まで	第 8 分団
	左岸 矢次地区東端より上川原地区東端まで	第 9 分団
	右岸 鬼橋より下流 左岸 上川原地区東端より下流	第 11 分団
大 上 戸 川	右岸 金丸橋より上流	第 7 分団
	右岸 金丸橋より下流	第 5 分団
松 山 海 岸	松山橋より新城まで	
大 上 戸 川	左岸 金丸橋より下流	第 3 分団
波 戸 堤 防	大上戸川より内田川の間	
大 上 戸 川	左岸 本堂川より上流	第 4 分団
内 田 川	右岸 鉄橋より上流	
	左岸 常盤橋より下流	第 2 分団
片 町 海 岸	内田川河口より玖島橋の間	
久 原 海 岸	玖島橋より荒川まで	第 1 分団
鈴 田 川	荒川より上流	第 14 分団
三 浦 海 岸	舟津より溝陸まで	第 13 分団
松 原 海 岸	東彼杵町境より伏原海岸まで	第 12 分団
森 園 海 岸	今津海岸より森園海岸まで	第 6 分団
郡 川	矢淵橋より上流	第 15 分団

2 決壊等発見・連絡を受けた際の処置

巡視等により、堤防その他が決壊した旨の報告を受けた場合又は住民からの情報を入手した場合、直ちに、県央振興局長及び大村警察署長に通報するとともに、近隣住民に周知し、氾濫による被害が拡大しないような処置を講ずる。

第2節 水防非常配備と出動

1 水防非常配備の種類

- (1) 災害対策本部の非常配備体制への移行は、迅速確実に行うため、次の要領により配備する。

第1配備	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配備する。
第2配備	水防事態発生が予想されるに至った場合、所属人員の約半数を配備につかせる。
第3配備	情報を総合して事態が切迫するに至って、第2配備体制で処理困難状態が認められる場合は、完全水防体制のため所属全員を配備につかせる。

＊この配備体制は、事態に応じて、第1配備体制から直ちに第3配備体制を発令する場合もあり、また予想される事態の規模が小さくて、第3配備体制を必要としないことが水防本部で認められた場合は、第3配備体制を発令しないことがある。

- (2) 各出張所は、前項に順じて配備体制に万全を期するよう努める。

2 担当職員等の注意事項

- (1) 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防配備体制の発令が予想されるときは、退庁後も、自動的に出動しなければならない。
- (2) 第1配備体制発令後は、できる限り不急の外出を避け、待機しなければならない。
- (3) 非常勤務者は、責務の重大なることを認識し、勤務場所を離れてはならない。

3 出動基準

消防団員及びため池管理者の出動基準は、次のとおりとする。

- (1) 河川及びため池の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。
- (2) 気象状況により、高潮の危険が予知され潮位（＋）1メートルに達したとき。

4 出 動

次の場合は、直ちに消防団員及びため池管理者を出動させ警戒配備につかせる。

- (1) 河川又はため池の水位が、警戒水位に達したとき。
- (2) 潮位が（＋）1メートルに達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (3) 台風が長崎県内を通過するとき。

5 一般住民の出動

河川又はため池の水位並びに潮位が甚だしく増大し、堤防等が危険となり、応急作業に多くの人力を要する場合には、付近の住民の出動を命じて水防作業に従事させる。

第3節 水防作業

1 工 法

洪水時は、堤防に異常の起こる時期は漏水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、又はその前後である。しかし、がけ崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位3／4位減水したときが最も危険）ことから、洪水が最大期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはならない。

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。

しかし、ときには数種類の工法を併施して始めて、その目的を達成することがあることから、当初の施工法で効果が認められないときには、これに代わるべき工法を次々に行い、防止に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組織材料、流速法面、護岸等の状況を考慮して最も有効でしかも長期間、材料がその付近で得やすい工法で施工する。

水 防 工 法

状 態		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所・河川	主に利用する資材
越 水		積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防天端に杭を打ち、せき板をたてる。	都市周辺河川 (土のう入手困難)	鉄製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く。	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製マットを置く。	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防裏法面をむしろで被覆する。	あまり高くない堤防の堅い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防裏法面を防水シートで被覆する。	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土嚢
漏 水 対 策	川 裏 対 策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏法先平坦地に円形に積み、土俵にする。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏法先平地にビニロン帆布製中空円形マットを積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏法先平地に鉄板を円形に積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	裏法部によりかかり半円形に積み土俵にする。	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒

状 態		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所・河川	主に利用する資材	
水 漏	裏 対 策	川				
		裏	水マット月の輪工	裏小段、裏法先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、杭、土のう、 ビニロンパイプ
		対	たる伏せ工	裏小段、裏法先平地に底抜き樽又は桶を置く。	一般河川	樽、防水シート、土のう
	水 表 対 策	策	導水むしろ張り工	裏法、犬走りにむしろなどを敷き並べる。	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
		川	詰め土のう工	川表法面の漏水口に土のうなどを詰める。	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		表	むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		対	継むしろ張り工	川表の漏水面に継むしろを張る。	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		策	シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る。	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
	たたみ張り工		川表の漏水面に畳を張る。	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう	
	洗 掘	むしろ張り工 継むしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工		漏水対策と同じ。	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
木流し工 (竹流し工)		樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する。	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、杭		
立てかご工		表法面に蛇かごを立てて被覆する。	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、杭、鉄線		
捨て土のう工 捨て石工		表法面決壊箇所に土のう又は大きい石を投入する。	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック		
竹網流し工		竹を格子形に結束し土のうをつけて、法面を被覆する。	緩流河川	竹、杭、ロープ、土のう		
決 壊	わく入れ工		深堀箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する。	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工		堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏法で補うため、杭を打ち、中づめの土のうを入れる。	凸側堤防 他の工法と併用	杭、割竹、板、土のう、釘	
	びょうぶ返し工		竹を骨格とし、茅、葦でびょうぶを作り、法面を覆う。	比較的緩流河川	竹、茅、葦、縄、ロープ、土のう	

状 態		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所・河川	主に利用する資材
亀 裂	天 端	折り返し工	天端の亀裂をはさんで両肩付近に竹を突き刺し、折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		杭打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに杭を用いて鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線
	天 端 ～ 裏 法	控え取り工	亀裂が天端から裏法にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、縄、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	亀裂が天端から裏法かけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り 亀裂防止工	継ぎ縫い工のうち、竹の代わりに鉄線を用いる。	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
裏 法 崩 壊	亀 裂	五徳縫い工	裏法面の亀裂を竹で縫い、崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、縄、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 （杭打ち）	裏法面の亀裂を挟んで杭を打ち、ロープで引き寄せる。	粘土質堤防	杭、ロープ、土のう、丸太
		竹刺し工	裏法面の亀裂が浅い時、法面が滑らないように竹をさす。	粘土質堤防	竹、土のう
		力杭打ち工	裏法先付近に杭を打ち込む。	粘土質堤防	杭、土のう
	崩 壊	かご止め工	裏法面にひし形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		立てかご工	裏法面に蛇かごを立てて被覆する。	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、杭、そだ
		杭打ち積み 土のう工	裏法面に杭を打ち込み、中づめに土のうを入れる。	砂質堤防	杭、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏法面に土のうを小口に積み上げる。	一般堤防	竹杭、土砂、土のう
		つなぎくい打ち 工	裏法面に杭を数列うち、これを連結して中づめに土のうを入れる。	一般堤防	杭、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎ杭打ちとほぼ同じで、柵を作る。	一般堤防	杭、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏法面に杭を打ち、柵を作り、中づめ土のうを入れる。	一般堤防	杭、柵材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口

2 水防上の心得

- (1) 命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- (2) 夜間など特に言動を慎み、みだりに「溢水」とか「破堤」等想像による言動を弄してはならない。
- (3) 命令及び情報の伝達には、迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、水防員を緊張させたりしないように留意し、最大の水防能力を発揮できるように心掛ける。

第4節 堰堤（取水堰）ため池の操作

堰堤（取水堰）ため池の管理者は、気象状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うとともに必要事項については、水防本部と緊密な連携を保持するものとする。

ため池 の 名 称	管 理 者		ため池 の 名 称	管 理 者	
	住 所	氏 名		住 所	氏 名
平 床	松原3丁目738-1	福 田 博 宣	鳥帽子	木場1丁目927-1	永 田 武 義
	松原2丁目199-1	桜 田 繁 信		玖島2丁目171-13	杉 本 康 秀
野 岳	野岳町1291	小 林 正 一	大多武	東大村1丁目2213-1	松 本 正 登
	野岳町130	山 口 一 成		東大村2丁目1806-13	江 嶋 末 喜
	重井田612-1	三 根 正 典	姥の懐	東大村1丁目2514-2	野 口 三 男
葛 城	宮小路1丁目266	前 川 與		木場2丁目587-1	林 敏 弘
	宮小路1丁目404	久 保 一 誠			
狸の尾	原町953-4	石 橋 千 里			
	上諏訪町1433	藤 尾 保 則			

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関（消防署、消防団）に属する者は、警戒区域を指定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関（消防署、消防団）に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった時は、警察官は、消防機関（消防署、消防団）に属する者の職権を行うことができる。

第6節 避難・立退き

- 1 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長は、必要と認める区域の居住者に対し、防災無線等により避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
ただし、出張所管内において交通、信号が途絶し連絡不能に陥った場合又は事態急迫して、水防本部長の指示を受けるいとまがない場合、出張所長は臨機に避難のための立退きを指示することができる。
- 2 消防団員は、避難立退きの指導に任ずるものとする。
この際、現地においては、警察官との連携を緊密にするものとする。
- 3 避難場所（避難所）は、「資料編 VIII 指定避難所等」の項による。
- 4 住民に対して避難・立退きを指示した場合は、直ちに大村警察署長に連絡するものとする。
- 5 水防本部長は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県水防本部（地方本部）に速やかに報告する。

第7節 水防解除

1 水防本部の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防本部の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に配置する。

第8節 水防顛末報告

水防活動が終結したときは、水防を行った箇所ごとに水防顛末報告書を作成し、水防地方本部長（県央振興局長）に対して報告する。

＊ 報告書の様式については、「資料編 X II 県に対する報告・要請」の項による。

第 1 0 章 水防信号・標識等

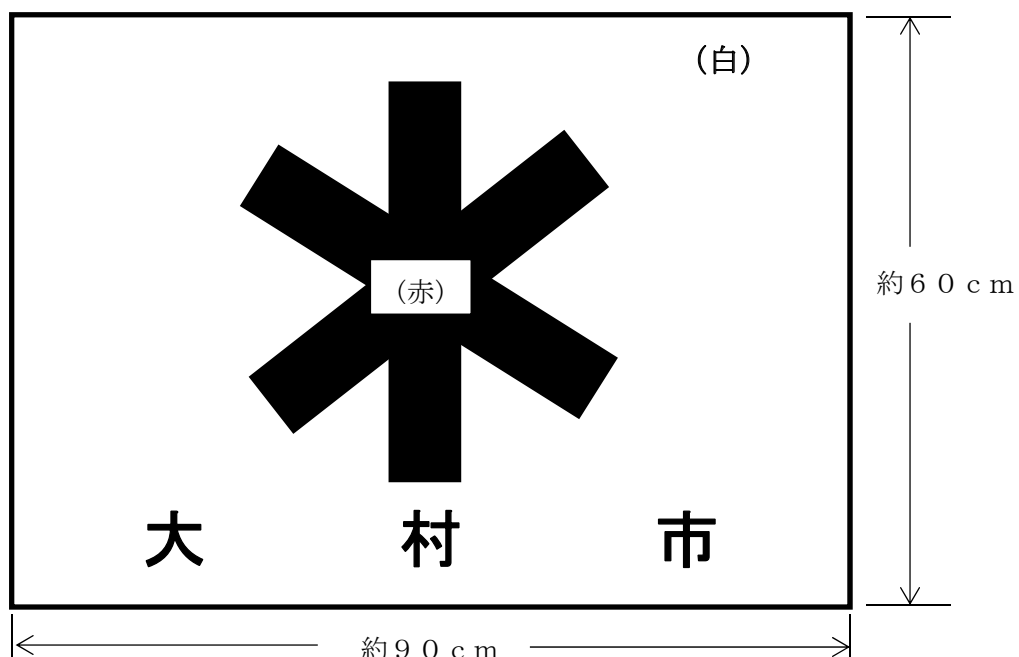
第 1 節 水防信号

長崎県水防信号規則に基づく、警戒、出動等の信号は下表のとおりである。

	サ イ レ ン 信 号				
第 1 信 号	約 5 秒 ○—	約 1 5 秒 休止	約 5 秒 ○—	約 1 5 秒 休止	約 5 秒 ○—
第 2 信 号	約 5 秒 ○—	約 6 秒 休止	約 5 秒 ○—	約 6 秒 休止	約 5 秒 ○—
第 3 信 号	約 1 0 秒 ○—	約 5 秒 休止	約 1 0 秒 ○—	約 5 秒 休止	約 1 0 秒 ○—
第 4 信 号	約 1 分 ○—	約 5 秒 休止	約 1 分 ○—		
備 考	1 第 1 信号は、警戒水位に達したとき。 2 第 2 信号は、水防団及び消防機関の出動を知らせる。 3 第 3 信号は、水防管理団体（市）の区域内居住者の出動を知らせる。 4 第 4 信号は、必要と認める区域内の居住者に避難立退きを知らせる。 5 危険が去ったときは、口頭伝達によって周知させる。				

第 2 節 水防標識

法第 1 8 条に規定された水防のための出動する車両の標識は、次のとおりである。



第 1 1 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者（県央振興局）による協力

- 1 河川に関する情報の提供
- 2 重要水防箇所合同点検の実施
- 3 水防関係資器材の貸与
- 4 職員の派遣（緊急事態に際しての、水防に関する情報、資料の収集及び提供業務）
- 5 水防活動の記録及び広報
- 6 水防訓練等への参加

第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長は、協定に基づき関係市長等に対して応援を求めるものとする。

また、協定締結市から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応ずるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第 3 節 自衛隊の派遣要請

本部長は、水防上、自衛隊の派遣を必要と認めたときは、災害対策基本法第 6 8 条の 2 に基づき、派遣要請を知事（土木部河川課）に対して行う。

その要領については、「地域防災計画 第 3 編 第 1 章 第 5 節 自衛隊の派遣要請」の項による。

なお、通信の途絶等により、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、直接、自衛隊（第 1 6 普通科連隊）に派遣を要請する旨の通知を行い、県との連絡手段確保後、正規の手続きを行う。

資 料 編

- | | |
|-------|------------|
| I | 用語の解説 |
| II | 関係法令・条例等 |
| III | 大村市の現況 |
| IV | 災害統計資料等 |
| V | 各種通信設備の状況等 |
| VI | 関係機関等 |
| VII | 情報（伝達）系統 |
| VIII | 指定避難所等 |
| IX | 災害備蓄品等 |
| X | 危険箇所等 |
| X I | 様式類 |
| X II | 県に対する報告・要領 |
| X III | 各種協定一覧 |

I 用語の解説

第1 略式名称

- 1 災対法：災害対策基本法
- 2 救助法：災害救助法
- 3 土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- 4 県防災計画：長崎県地域防災計画
- 5 市防災計画：大村市地域防災計画
- 6 県災害対策本部：長崎県災害対策本部
- 7 県地方本部：長崎県災害対策地方本部
- 8 県央災対本部：県央地域広域市町村圏組合災害対策本部
- 9 市災害対策本部（長）：大村市災害対策本部（長）
- 10 水防計画：大村市水防計画
- 11 水防本部：大村市水防本部

第2 地域防災計画関連

1 防災基本計画

災害対策基本法第34条に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画で、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示したもの

2 防災業務計画

災害対策基本法（第36条から39条）に基づき、国の防災基本計画に基づき、指定行政機関の長はその所掌事務に関し、指定公共機関はその業務に関し、それぞれが作成する防災に関する計画

3 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号の規定により、内閣総理大臣が指定した国の地方行政機関【市が関係する機関】

大村警察署、九州総合通信局、福岡財務支局長崎財務事務所、九州厚生局長崎事務所、長崎労働局、九州農政局長崎支局、長崎森林管理署、九州地方整備局長崎河川国道事務所、九州運輸局長崎陸運事務所、大阪航空局長崎空港事務所、長崎地方气象台、佐世保海上保安部

4 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号の規定により、独立行政法人、公的機関、公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの

【市が関係する法人・機関等】

日本銀行長崎支店、日本赤十字社長崎支部、日本放送協会長崎放送局、長崎高速道路事務所、九州旅客鉄道長崎支社（大村駅）、西日本電信電話長崎支店、大村郵便局、日本通運長崎支店、九州電力送配電株式会社大村配電事業所、長崎県トラック協会大村支部

5 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号の規定により、地方独立行政法人、港務局、公共的施設の管理者、電気、ガス、通信等の公益的事業を営む法人のうち、長崎県知事が指定するもの

【市が関係する機関】

九州ガス株式会社大村支店、報道機関、大村市医師会、大村東彼歯科医師会、長崎県看護協会県央支部、長崎県LPガス協会大村支部

6 国土強靱化

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。

第二次安倍内閣の主要政策の一つ。（ナショナルレジリエンス）

7 津波災害警戒区域

津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして都道府県知事が指定した土地の区域

8 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域として都道府県知事が指定した区域

9 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民に大きな被害が生じるおそれがあるとして、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき地域として都道府県知事が指定した区域

10 要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、外国人、乳幼児等防災施策において特に配慮を要する者

11 避難行動要支援者

要配慮者の中で、下肢や視覚などの障がい、一人での避難行動に支障がある人、一人暮らしの高齢者など自ら避難することが困難な者あるいは避難に相当の時間がかかる者

12 避難行動要支援者名簿

災害時に自力避難が困難な高齢者や障がい者などを対象として、避難の支援、安否確認等必要な措置を実施するため、災害時は本人の了承を得ることなく、防災機関等避難支援を行う者と自治体が情報共有を図ることができる自治体が作成する名簿

13 避難支援等関係者

消防署、消防団、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる者

14 ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図

15 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所で市町村長が指定したもの

16 指定避難所

避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでの必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための施設として市町村長が指定した施設

【指定の条件】

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ・速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

* 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、以下の条件も満たすことが必要

- ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

17 高齢者等避難

警戒レベル3 高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長が必要と認める地域の市民等に対し発令する情報である。

18 避難指示

警戒レベル4 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の市民等が危険な場所から避難すべき状況において、市長が必要と認める地域の市民等に対し発令する情報である。

19 緊急安全確保

警戒レベル5 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち市民等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる市民等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の市民等に対し発令する情報である。

20 屋内での待避等の安全確保措置（屋内待機指示）

避難時の状況により、避難所等に避難を行なうことがかえって危険を伴う等やむを得ない場合は、当該地区の居住者等に対し、屋内での待機等の安全確保措置を促すこと。

（1階部分から2階部分へ避難することなども含む。）

21 地区防災計画

「自助」・「共助」の精神に基づき、地域住民が地区の特性に応じ、自発的な防災活動を推進するため、共同して作成する防災活動に関する計画

（市の防災会議に提案し、防災会議で審議され評価された場合は、市の防災計画に掲載することができる。）

22 D M A T

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）

23 D M O R T

医師（精神科医、歯科医師）、看護師などで構成され、大規模災害時等に、遺族だけでなく、救援者の心のケアを行うチーム

災害時遺族支援チーム（Disaster Mortuary Operational Response Team）の頭文字をとって略してDMORT（ディモルト、ディモート）

24 罹災証明書

被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として活用するなど、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図るため、災害により被災し

た住宅（門扉、家財道具等は含まない）について、その被害の程度を証明するもの（民事上の権利義務関係には効力を有しない。）

25 被災者台帳

災害時の被災者の被災援護に関する業務の漏れをなくし、公平、効率的に業務を実施するため、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約し、関係部署において共有・活用するために作成する台帳

26 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

緊急時に避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等が必要とされる防災対策の重点区域で、原子力発電所から概ね半径30km以内の範囲の区域

UPZとは、Urgent Protective action Planning Zone の略、2011年（平成23年）11月に原子力安全委員会（現 原子力規制委員会）における専門部会防災指針検討ワーキンググループが示した「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」の文中にて、従来用いられていたEPZ（緊急時計画区域のことで、原子力発電所からの距離およそ8～10kmの範囲）に代わり用いられるようになった概念

27 トリアージ

救急医療の現場で使われる言葉で、大きな災害や事故などが発生した際に、重症度や治療の緊急性などに基づいて治療の優先順位を決定し、搬送・治療にあたることを指す。

特に、大規模災害が発生した場合などでは、医療資源をはるかに超えた負傷者が発生するため、最大限の救命をおこなうために「トリアージ」の考え方が重要となる。

第3 水防計画関連

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合

2 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者

3 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者

4 水防警報

国土交通大臣または都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき水防を行う必要がある旨を警告して行う発表

5 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、水防機関が水防体制に入る水位

6 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（水防団出動の目安）

7 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位で、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位

8 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位で、市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位

Ⅱ 関係法令・条例等

1 災害対策基本法関係条文抜粋

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行なう防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難な時であっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(市町村の責務)

第五条 市町村は基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

3 略

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 略

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施の推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は市町村を包括する都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるにあたっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は指示をすることができる。
6. 7 略

2 大村市災害対策本部条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大村市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部員は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 大村市防災会議条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大村市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大村市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は42人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 長崎県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 長崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 大村消防署長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 関係団体の代表者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第7号から第9号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の在任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大村市条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう省略〕

附 則（昭和40年3月29日条例第11号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月21日条例第6号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月22日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第22号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 大村市防災会議委員名簿

会長 大村市長 園田 裕史

委員別	機 関 職 名	氏 名
1 号 委 員	長崎森林管理署長	黒 木 興 太 郎
	九州農政局長崎県拠点 総括農政業務管理官	志 牟 田 敏 弘
	陸上自衛隊第16普通科連隊 第4中隊長	永 瀬 智 弘
2 号 委 員	長崎県県央振興局長	井 手 美 都 子
	長崎県県央保健所長	藤 田 利 枝
3 号 委 員	大村警察署長	松 尾 邦 仁
4 号 委 員	大村市副市長	山 下 健 一 郎
	大村市総務部長	高 取 和 也
	大村市産業振興部長	浦 山 優
	大村市都市整備部長	嶋 原 純 治
5 号 委 員	大村市教育長	遠 藤 雅 己
6 号 委 員	大村消防署長	平 野 真 也
	大村市消防団長	田 中 研 太 郎
7 号 委 員	九州電力送配電株式会社 大村配電事業所長	遠 山 正 彦
	長崎県交通局 大村営業所長	山 本 秀 則
	(株)NTT フィールドテクノ九州支店長崎設備部長	林 田 宏 之
	(一社) 大村市医師会会長	田 崎 賢 一
	九州ガス (株) 大村支店長	梅 澤 成 朗
	(一社) 長崎県建設業協会大村支部事務局長	宮 脇 保 信
	(公社) 長崎県トラック協会大村支部長	村 里 宏 治
	日本放送協会長崎放送局コンテンツセンター長	真 野 裕 也
	長崎放送 (株) 取締役報道メディア局長	下 田 智 行
	(一社) 長崎県LPガス協会大村支部長	甲 斐 伸 高
8 号 委 員	西日本高速道路 (株) 九州支社長崎高速道路事務所長	桑 原 和 之
	大村市農業委員会長	田 添 利 弘
	長崎県央農業協同組合大村中央専任課長	中牟田 かずみ
	長崎南部森林組合大村支所長	吉 村 健 一
	大村市漁業協同組合代表理事組合長	松 尾 貢
	郡川水利組合会長	後 藤 満 行
	大村市町内会長会連合会会長	織 方 五 郎

委員別	機関職名	氏名
8号委員	(株) FMおおむら代表取締役	川添友紀子
	介護老人保健施設うぐいすの丘施設長	一瀬休生
	(福) 大村市社会福祉協議会	福田由美子
	(公社) 長崎県獣医師会大村支部長	渡邊方親
	(一社) 大村東彼薬剤師会理事	諏訪晴之
9号委員	学識経験者	中村鷹春
		西すみ子
		中島寿子
	自主防災組織	山下純治
		田中平

Ⅲ 大村市の現況

1 人口動態

(単位：人)

年次別	増							減							動態 増減
	総数	出 生			転 入			総数	死 亡			転 出			
		計	男	女	計	男	女		計	男	女	計	男	女	
H30	6,035	989	505	484	5,046	2,753	2,293	5,497	922	445	477	4,575	2,502	2,073	538
R01	5,823	888	444	444	4,935	2,706	2,229	5,189	869	412	457	4,320	2,426	1,894	634
R02	5,803	904	459	445	4,899	2,768	2,131	5,430	916	467	449	4,514	2,551	1,963	373
R03	5,803	881	434	447	4,922	2,774	2,148	5,315	1,003	493	510	4,312	2,488	1,824	488
R04	5,816	870	433	437	4,946	2,758	2,188	5,335	987	470	517	4,348	2,488	1,860	481

2 消防・水防関連組織・施設

(1) 大村消防署

	配 備 人 員	配 備 車 両 (両)						
		ポンプ車	タンク車	工作車	梯子車	化学車	救急車	その他
本 署	41名	2(1)	1	1	1	1	2(1)	5
宮小路分署	12名	1					1	1
久原分署	12名	1					1	1
合 計	65名	4(1)	1	1	1	1	4(1)	7

* () 数は非常用を再掲

(2) 郡川水防予防組合

組合長理事	副組合長理事	理 事	監 事	関係戸数
後 藤 満 行	前 川 與	高 月 博	上 本 一 清 秋 津 實	919戸
		尾 崎 国 洋		
		峠 学		

(3) 消防団

ア 編 成

団 本 部

団 長	
副 団 長	4 人
本部分団長	8 人
女性消防団	1 8 人

第 1 分 団	2 0 人	詰所：1	分駐所：1
第 2 分 団	1 8 人	詰所：1	
第 3 分 団	2 5 人	詰所：1	
第 4 分 団	1 8 人	詰所：1	分駐所：1
第 5 分 団	2 0 人	詰所：1	
第 6 分 団	3 6 人	詰所：1	
第 7 分 団	3 3 人	詰所：1	
第 8 分 団	3 3 人	詰所：1	
第 9 分 団	3 3 人	詰所：1	
第 1 0 分 団	3 6 人	詰所：1	
第 1 1 分 団	4 7 人	詰所：1	分駐所：1
第 1 2 分 団	4 6 人	詰所：1	分駐所：4
第 1 3 分 団	6 9 人	詰所：1	分駐所：3
第 1 4 分 団	6 0 人	詰所：1	分駐所：2
第 1 5 分 団	3 3 人	詰所：1	分駐所：1

イ 消防車等

分 団 名	車 両 等	購 入 年 月 日	更 新 年 度
団 本 部	指令車	令和 2 年 1 2 月 1 6 日	令和 2 3 年度
	資機材運搬車	令和 2 年 3 月 2 5 日	令和 2 2 年度
第 1 分団	消防ポンプ車	平成 3 0 年 2 月 1 0 日	令和 9 年度
	小型動力ポンプ積載車	平成 1 8 年 2 月 1 3 日	令和 7 年度
	可搬小型動力ポンプ	令和 2 年 2 月 1 3 日	令和 2 2 年度
第 2 分団	消防ポンプ車	令和 2 年 1 月 3 0 日	令和 2 1 年度
	可搬小型動力ポンプ	平成 3 0 年 2 月 2 1 日	令和 1 9 年度
第 3 分団	消防ポンプ車	平成 2 5 年 1 2 月 6 日	令和 1 5 年度
第 4 分団	消防ポンプ車	平成 2 7 年 3 月 1 7 日	令和 1 6 年度
	小型動力ポンプ積載車	平成 2 4 年 3 月 5 日	令和 1 3 年度
	可搬小型動力ポンプ No1	平成 3 0 年 2 月 2 1 日	令和 1 9 年度
	可搬小型動力ポンプ No2	令和 2 年 2 月 1 3 日	令和 2 2 年度
	可搬小型動力ポンプ No3	平成 1 2 年 3 月 2 1 日	令和 2 4 年度
第 5 分団	消防ポンプ車	令和 4 年 4 月 2 1 日	令和 2 4 年度
第 6 分団	消防タンク車	平成 2 8 年 2 月 1 5 日	令和 1 7 年度
第 7 分団	消防ポンプ車	平成 9 年 1 1 月 2 5 日	令和 2 0 年度
第 8 分団	消防ポンプ車	平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日	令和 1 4 年度
第 9 分団	消防ポンプ車	平成 1 3 年 1 1 月 1 9 日	令和 5 年度
第 1 0 分団	消防ポンプ車	平成 1 5 年 1 0 月 6 日	令和 5 年度
	可搬小型動力ポンプ	平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日	令和 1 5 年度
第 1 1 分団	消防ポンプ車	平成 2 9 年 3 月 2 7 日	令和 1 8 年度
	小型動力ポンプ積載車	平成 2 2 年 9 月 9 日	令和 1 2 年度
	可搬小型動力ポンプ No1	平成 2 0 年 1 0 月 1 0 日	令和 1 0 年度
	可搬小型動力ポンプ No2	平成 2 2 年 9 月 1 6 日	令和 1 2 年度
第 1 2 分団	消防ポンプ車	平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日	令和 5 年度
	小型動力ポンプ積載車 No1	平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日	令和 1 5 年度
	小型動力ポンプ積載車 No2	平成 1 1 年 1 月 7 日	令和 2 0 年度
	小型動力ポンプ積載車 No3	平成 2 4 年 3 月 5 日	令和 1 3 年度
	小型動力ポンプ積載車 No4	平成 2 7 年 3 月 1 9 日	令和 1 6 年度
	可搬小型動力ポンプ No1	平成 1 5 年 1 0 月 1 0 日	令和 5 年度
	可搬小型動力ポンプ No2	平成 2 1 年 9 月 2 4 日	令和 1 1 年度
	可搬小型動力ポンプ No3	平成 2 0 年 2 月 1 日	令和 9 年度
	可搬小型動力ポンプ No4	平成 2 7 年 3 月 1 9 日	令和 1 6 年度

分 団 名	車 両 等	購 入 年 月 日	更 新 年 度
第 1 3 分団	消防ポンプ車	令和 2 年 1 2 月 2 3 日	令和 2 3 年度
	小型動力ポンプ積載車 No1	平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日	令和 8 年度
	小型動力ポンプ積載車 No2	平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日	令和 1 1 年度
	小型動力ポンプ積載車 No3	令和 3 年 3 月 1 7 日	令和 2 3 年度
	可搬小型動力ポンプ No1	平成 2 2 年 1 2 月 8 日	令和 1 2 年度
	可搬小型動力ポンプ No2	平成 2 0 年 2 月 1 日	令和 9 年度
	可搬小型動力ポンプ No3	平成 1 8 年 2 月 8 日	令和 7 年度
	可搬小型動力ポンプ No4	平成 2 8 年 6 月 2 3 日	令和 1 8 年度
第 1 4 分団	消防ポンプ車	平成 3 0 年 2 月 2 1 日	令和 1 9 年度
	小型動力ポンプ積載車 No1	平成 2 3 年 2 月 2 2 日	令和 1 2 年度
	小型動力ポンプ積載車 No2	平成 2 0 年 1 月 2 5 日	令和 9 年度
	可搬小型動力ポンプ No1	平成 2 8 年 6 月 2 3 日	令和 1 8 年度
	可搬小型動力ポンプ No2	平成 2 5 年 3 月 1 日	令和 1 4 年度
	可搬小型動力ポンプ No3	平成 2 0 年 1 0 月 1 0 日	令和 1 0 年度
第 1 5 分団	消防ポンプ車	平成 1 3 年 9 月 2 0 日	令和 4 年度
	小型動力ポンプ積載車	平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日	令和 1 0 年度
	可搬小型動力ポンプ No1	平成 2 7 年 3 月 2 5 日	令和 1 6 年度
	可搬小型動力ポンプ No2	平成 2 2 年 1 2 月 8 日	令和 1 2 年度

ウ 資機材一覧 (分団配置基準)

		団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団	第9分団	第10分団	第11分団	第12分団	第13分団	第14分団	第15分団	合計
通信機材	トランシーバー (各車両5台+分団長)	13 (13)	9 (11)	6 (6)	6 (6)	9 (11)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	9 (11)	19 (26)	16 (21)	13 (16)	9 (11)	145 (168)
	無線受令機 (各車両×1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	5 (5)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	30 (30)
消火機材	ホース (各車両×20本)	24 (40)	24 (20)	20 (20)	19 (20)	38 (40)	19 (20)	25 (20)	27 (20)	20 (20)	20 (20)	20 (20)	40 (40)	92 (100)	60 (80)	55 (60)	40 (40)	519 (560)
	とびろ (各車両×2本)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	7 (4)	2 (2)	4 (2)	2 (2)	6 (2)	2 (2)	7 (4)	5 (4)	10 (10)	4 (8)	7 (6)	9 (4)	73 (58)
	可搬式散水装置 (山林地区を管轄する分団に3台) *10・15分団は各10	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	10 (10)	36 (38)
	組立式水槽	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	13 (15)
救助機材	担架	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (1)	3 (1)	1 (1)	2 (1)	23 (15)
	チェンソー (各車両×2台)	3 (4)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (4)	2 (2)	3 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (4)	6 (10)	5 (8)	4 (6)	4 (4)	45 (56)
	拡声器 (各車両×2台)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (2)	2 (5)	3 (4)	1 (3)	1 (2)	19 (28)
	投光器 (発電機型) (各車両×1台)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (1)	2 (1)	3 (1)	3 (2)	4 (5)	6 (4)	3 (3)	4 (2)	38 (28)
	投光器 (充電式型) (各車両×2台)	3 (4)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (2)	4 (4)	8 (10)	7 (8)	6 (6)	4 (4)	53 (56)
	発電機 (各車両×1台)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (1)	5 (2)	4 (5)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	30 (28)
備考	・各分団；上段の数：配備数、下段の（）数：配置基準 ・安全確保のための個人用装備（安全帽、安全靴、手袋等）除く																	

(4) 消火栓・防火水槽等

地区 区 分	消 火 栓			防火水槽 () は公設			その他の水利		
	公 設	その他	計	40t 以上	40t 未 満	計	プール	その他	計
大村三城(1～5分団)	440	12	452	46 (29)	8 (5)	54 (34)	6	16	22
西大村 (6～7 分団)	307	11	318	39 (18)	7 (6)	46 (24)	6	3	9
竹 松 (8～9 分団)	249	0	249	22 (14)	17 (17)	39 (31)	2	2	4
萱 瀬 (10 分団)	33	2	35	16 (15)	4 (3)	20 (17)	1	12	13
福 重 (11 分団)	61	1	62	22 (17)	4 (2)	26 (19)	1	11	12
松 原 (12 分団)	45	1	46	20 (20)	8 (8)	28 (28)	0	6	6
三 浦 (13 分団)	61	4	65	32 (20)	6 (4)	38 (24)	1	18	19
鈴 田 (14 分団)	57	0	57	27 (27)	6 (1)	33 (28)	1	9	10
田下・黒木(15 分団)	39	0	39	17 (17)	2 (2)	19 (19)	2	9	11
合 計	1,292	31	1,323	241 (177)	62 (48)	303 (225)	20	86	106

3 医療施設・従事者

(1) 医療施設

病 院		診 療 所		歯 科 診 療 所	保 健 所	感 染 症 病 床	助 産 所	薬 局	施 設 総 数
箇 所 数	病 床 数	箇 所 数	病 床 数						
8 (4)	1633 (529)	93 (75)	167 (152)	52	0	4	0	46	199
※ () : 大村市医師会									

(2) 医療従事者

医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	看 護 師	助 産 師	獣 医 師	総 数
392 (146)	64	195	36	1588	59	57	2391
※ () : 大村市医師会							

(3) 救急病院

病 院 ・ 医 院 の 名 称	所 在 地	電 話 (0957-)
国立病院機構長崎医療センター（三次救急病院）	久原 2 丁目 1001-1	5 2 - 3 1 2 1
市 立 大 村 市 民 病 院 （病院群輪番制病院）	古賀島町 133-22	5 2 - 2 1 6 1
貞 松 病 院 （救急医療協力病院）	東本町 537	5 4 - 1 1 6 1

4 避難行動要支援者名簿対象者数

区 分	対象者数（人）
介護認定者（要介護 3～5）	1, 1 8 1
身体障害者手帳保有者（1・2 級（総合等級）の第一種を保有（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く））	6 8 3
療育手帳保有者（A）	2 7 4
精神障害者保健福祉手帳保有者（1 級）	5 7
大村市災害時要支援者名簿登録者	3 3 0
合 計	2, 5 2 5

5 地域防災組織

区 分	事業所の防災組織等	自 主 防 災 組 織
組 織 数	7 8 2	9 2（組織率 5 8 . 3 %）
主な装備等	屋内消火栓、ポンプ車等	ヘルメット、ハットマイク、ロープ

6 危険物施設

(1) 貯蔵施設

区 分	件 数	区 分	件 数
製 造 所	1	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	2 7
屋 内 貯 蔵 所	3 7	屋 外 貯 蔵 所	4
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	2 6	給 油 取 扱 所	5 4
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	8	販 売 取 扱 所	0
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	3 4	一 般 取 扱 所	3 8
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	0		
合 計	2 2 9 件		

(2) 高圧ガス保管施設

区 分	件 数
L P G	8 2 9 件
販売所・充てん所	1 0 件

7 処理施設・機材

市 内	処 理 施 設			し 尿 運 搬 車		ご み 運 搬 車			
	し 尿	可 燃 物	不 燃 物	私 有		公 有		私 有	
	浄 化 槽	焼 却 炉	破 碎 設 備	台 数	積 載 量	台 数	積 載 量	台 数	積 載 量
大 村 市	77kl/日	105t/24H	30t/5H	1 台	1.8kl	1 台 (トラ ック)	4.0t	8 台 (トラッ ク)	2.0t
				1 台	2.7kl	2 台 (パッ カー車)	2.0t	2 台 (パ ッカー車)	3.0t
				5 台	3.0kl	2 台 (軽)	0.3t	5 台 (パ ッカー車)	2.0t
				1 台	3.6kl				
				1 台	10.0kl				

8 車両保有状況

(1) 大村市保有車両

番号	課 名	マイクロバス	普通乗用	普通貨物	小型乗用	小型貨物	軽乗用	軽貨物	消防車	塵芥車	その他	合計
1	秘書課		2									2
2	企画政策課							1				1
3	安全対策課		1	1				2	28			3 2
4	男女いきいき推進課						1					1
5	税務課							1				1
6	管財課							5				5
7	契約課		1		3		1	2 7				3 2
8	地域げんき課						1	7				8
9	環境保全課							1				1
10	環境センター			1				4		2		7
11	福祉総務課							1				1
12	国保けんこう課						3	1				4
13	保護課						1	2				3
14	障がい福祉課						2					2
15	長寿介護課							2 4				2 4
16	こども家庭課		1				2	4				7
17	農林水産振興課							5				5
18	農林水産整備課		1	1 (リース車)				2 (リース車)				4
19	道路管理課				2							2
20	道路整備課		1					5				6
21	河川公園課		1				1	2				4
22	建築課							3 (内 1 台リース車)				3
23	議会事務局		2									2
24	教育総務課			1 4				6			21	4 1
25	社会教育課							3				3
26	文化振興課 (歴史資料館)							2 (内 1 台リース車)				2
27	図書館							2				2
28	新幹線まちづくり課		1					1				2
合 計		0	1 1	1 7	5	0	12	1 1 1	28	2	21	207

(2) 大村市内在籍特殊自動車

所 有 者	ナンバー	バックホー		タイヤ ショベル	ダンプトラック		ユニック車
		0.4 m ³ 未満	0.4 m ³ 以上		4t 未満	4t 以上	
(株)池田開発 5 6 - 9 5 6 2	2	1 2	1 1	2	8	1 8	4
(株) エムケン 5 2 - 8 1 7 1		4			3		1
岡山建設(株) 5 3 - 2 1 2 1		0	1				
(株) 檜山組 5 5 - 8 4 6 5		2			3	1	1
梶原実業(株) 5 3 - 9 0 6 8		3	1		1		2
(株) 小森組 5 3 - 3 1 8 1		1			4		
伸 栄 建 設(株) 5 6 - 2 0 1 0		2			3		
(株) 鈴 木 建 設 5 3 - 8 0 2 2		2	4	2	2	2 2	2
(株)瀬尾工務店 5 5 - 4 8 2 9					1		
(有)大昭土木 5 5 - 6 2 6 4		5	1		5		
高 瀬 建 設(株) 5 3 - 3 1 3 1		4			4		1
(株) 富永工務店 5 5 - 8 2 7 3		1			2		1
(株) 平山組 5 2 - 2 1 4 8		2	1		3	1	
(株) 富 士 興 産 5 5 - 3 1 5 1		4	1		2	1	1
(株) 宮 本 建 設 5 3 - 5 1 3 1							
(株) 森 工 務 店 5 5 - 7 9 3 4		2	1		2	2	1
計	2	4 4	2 1	4	4 3	4 5	1 4

(3) 管工業組合車両保有台数

ア 2 t 以上 9 台

イ 2 t 未満 9 台

* 発電機保有リース会社

会 社 名	電 話 番 号	所 在 地	保 有 状 況
中央リース (株)	5 5 - 4 2 2 1	富の原 2 丁目 7 0 2	15 k w ~ 100 w 1 5 台
長崎新リース (株)	5 3 - 5 4 8 3	協和町 8 1 1	10 k w 1 台

9 舟艇の状況

(1) 定期船

所有者名	船 名	船 質	トン	定けい港	旅客定員	速力	備 考
安田汽船 K K	オーシャンライナー 7		19.00		9 7 人	27.0	沿 岸
	オーシャンライナー 8		19.00		9 7 人	27.0	
	オーシャンライナー 1 0		19.00		9 9 人	27.0	大村湾

(2) 漁 船

総 数		動 力 漁 船				無動力漁船	
		合 計		5 トン未満			
隻 数	トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
1 0 9	1 5 7 . 6	1 0 9	1 5 7 . 6	1 0 9	1 5 7 . 6	0	0

1 0 大村市斎場

名 称	所 在 地	1 日処理能力	備 考
大村市斎場	徳泉川内町 5 3 5 番地 1 7	4 基 1 6 体	

1 1 大村市上下水道局の応急給水能力及び備蓄品の状況

携行ポリ容器 (20ℓ)	5 3 個	給水タンク (容量 0.5 m ³)	3 個
携行ポリ容器 (10ℓ)	1 2 6 個	消火栓スタンド	4 個
携行給水袋 (6ℓ)	2 0 0 0 個	小型発電機 (1600VA)	1 台
給水タンク (容量 1.2 m ³)	1 個	小型発電機 (900VA)	2 台
給水タンク (容量 1.0 m ³)	4 個	給水車 (2t タンク積載)	1 台
組立式給水タンク (容量 1.0 m ³)	4 個		

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

1 2 上水道施設

(1) 配水施設 (1 0 0 m³以上)

施 設 名	所 在 地	容量 (m ³ /日)
坂 口 第 1 配 水 池	坂口町 1 1 4 4 - 1	7, 5 0 0
坂 口 第 2 配 水 池	坂口町 1 1 4 4 - 1	6, 0 0 0
徳 泉 川 内 配 水 池	東大村 2 丁目 9 9 2 - 9	5, 5 0 0
雄 ケ 原 配 水 池	雄ヶ原町 1 7 6 7 - 1 3 5	3, 0 0 0
池 田 第 1 配 水 池	荒瀬町 1 1 4 4 - 1	2, 0 0 0
鈴 田 配 水 池	大里町 8 3 0 - 1	1, 5 0 0
池 田 第 2 配 水 池	荒瀬町 1 1 4 4 - 1	1, 0 0 0
木 場 配 水 池	木場 1 丁目 9 8 2 - 3	1, 0 0 0
大 多 武 第 1 配 水 池	東大村 1 丁目 2 6 0 7 - 2 5	1, 0 0 0
須 田 ノ 木 配 水 池	須田の木町 8 2 5 - 6	5 0 0
松 原 配 水 池	松原 1 丁目 9 1 4 - 2	5 0 0
諏 訪 配 水 池	上諏訪町 1 5 7 6	5 0 0
水 計 配 水 池	水計町 1 1 1 7 - 2	5 0 0
赤 佐 古 配 水 池	赤佐古町 4 3 9 - 2	5 0 0
祝 崎 配 水 池	陰平町 1 6 7 8	5 0 0
荒 瀬 配 水 池	荒瀬町 8 6 9 - 1 0	3 3 0
高 部 配 水 池	東野岳町 9 4 9 - 7	2 8 2
三 浦 配 水 池	日泊町 1 2 2 9 - 2	2 7 8
琴 平 配 水 池	原町 9 6 7 - 4 0	2 2 5
萱 瀬 配 水 池	中岳町 4 9 - 5	2 1 6
黒 木 配 水 池	黒木町 7 7 0 - 2	1 3 5
野 岳 配 水 池	野岳町 1 8 5 8 - 2	1 1 4
大 多 武 第 2 配 水 池	東大村 1 丁目 2 6 9 3 - 3 3	1 1 2

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(2) 水源施設 (200 m³/日以上)

施設名	所在地	能力 (m ³ /日)
【 地 表 水 】		
萱 瀬 ダ ム	黒木町 3 9 2 - 1 地先	1 5 , 0 0 0
池 田 貯 水 池	池田 2 丁目 1 2 8 7 - 2	2 , 4 5 0
【 地 下 水 】		
立 花 水 源	宮小路 3 丁目 1 0 6 3 - 8	3 , 0 8 0
今 富 水 源	竹松町 1 2 7 3 - 6	2 , 8 0 0
福 重 水 源	今富町 1 5 2 0 - 5	2 , 5 0 0
杭出津水源 (3 水源)	杭出津 2 丁目 1 3 4 2 他	2 , 0 8 0
才 福 寺 水 源	皆同町 1 6 8 - 5	1 , 9 2 0
鬼 橋 第 2 水 源	鬼橋町 7 6 8 - 1	1 , 8 6 0
松 原 水 源	松原本町 4 2 3 - 1	1 , 6 0 0
寿 古 水 源	寿古町 7 0 2 - 2	1 , 5 5 0
富 の 原 第 2 水 源	富の原 2 丁目 2 9 7 - 1	1 , 4 0 0
黒 丸 水 源	宮小路 3 丁目 1 9 8 3 - 2	1 , 1 0 0
今 富 第 2 水 源	今富町 1 0 9 6 - 7	1 , 0 0 0
松 並 水 源	松並 2 丁目 8 8 7	9 0 0
大 多 武 第 6 水 源	東大村 1 丁目 2 6 8 0 - 4 7	7 7 0
鬼 橋 水 源	鬼橋町 1 2 6 0 - 4	5 7 0
日 岳 水 源	日泊町 8 7 4 - 1 0	5 6 0
大 多 武 第 4 水 源	東大村 1 丁目 2 5 2 3 - 3	5 6 0
小 路 口 水 源	小路口本町 3 3 6 - 5	5 0 0
大 多 武 第 5 水 源	東大村 1 丁目 2 6 3 4 - 1	4 0 0
富 の 原 第 1 水 源	富の原 2 丁目 4 1 4 - 1	4 0 0
東 野 岳 2 号 水 源	東野岳町 1 3 6 3 - 2	4 0 0
松 原 第 2 水 源	松原本町 3 6 3 - 1 5	3 8 0
富 の 原 第 3 水 源	富の原 1 丁目 1 3 2 3 - 1	3 0 0
東 野 岳 1 号 水 源	東野岳町 1 3 6 1 - 2	2 3 0
【 予 備 水 源 】		
葛 城 貯 水 池	鬼橋町 1 3 2 2	1 , 0 0 0

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

1 3 都市計画区域等

(1) 用途地域

区 域				面 積(ha)	構 成 率
大 村 市 全 域				1 2 , 6 7 3	1 0 0 . 0
内 訳	都 市 計 画 区 域			5 , 9 9 7	4 7 . 3
	内 訳	用 途 地 域		2 , 3 4 4	1 8 . 5 (100.0)
		内 訳	第一種低層住居専用地域	3 6 5	2 . 9 (15.6)
			第一種中高層住居専用地域	1 1 9	0 . 9 (5.1)
			第二種中高層住居専用地域	1 3 3	1 . 0 (5.7)
			第 一 種 住 居 地 域	7 1 4	5 . 6 (30.4)
			準 住 居 地 域	4 7	0 . 4 (2.0)
			近 隣 商 業 地 域	7 0	0 . 6 (3.0)
			商 業 地 域	1 3 3	1 . 0 (5.7)
			準 工 業 地 域	5 5 2	4 . 4 (23.5)
			工 業 地 域	1 4 7	1 . 2 (6.3)
		工 業 専 用 地 域	6 4	0 . 5 (2.7)	
	内 訳	用 途 地 域 外		3 , 6 5 3	2 8 . 8
都 市 計 画 区 域 外			6 , 6 7 6	5 2 . 7	

(2) 地域地区指定状況

名 称	指 定 年 月 日	面 積 (h a)
準 防 火 地 域	昭和37年 2月12日	4 0 . 1 0
三 城 風 致 地 区	昭和12年12月14日	1 1 . 4 0
山 田 の 滝 風 致 地 区	昭和12年12月14日	6 6 . 0 0
大 村 港 臨 港 地 区	昭和40年 2月18日	7 . 7 0

Ⅳ 災害統計資料等

1 台風の状況

台風発生数・上陸数及び九州北部地方・九州南部・奄美地方への接近数の平均値

項 目 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計
発 生 数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
日 本 上 陸 数	—	—	—	—	0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3	—	—	3.0
九 州 上 陸 数	—	—	—	—	—	0.0	0.2	0.3	0.5	0.1	—	—	1.1
九州北部地方接近数	—	—	—	0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4	—	—	3.8
九州南部接近数	—	—	—	0.0	0.1	0.4	0.7	1.0	1.2	0.5	—	—	3.9
奄美地方接近数	—	—	—	0.0	0.2	0.4	0.7	1.1	1.3	0.7	—	—	4.3

(※1991年～2020年の平均)

▼1951年～2022年の記録

最多発生数：39個（1967年）

最小発生数：14個（2010年）

最多上陸数：10個（2004年）

最小上陸数：0個（2020年、2008年、2000年、1986年、1984年）

最も早い日本上陸：1956年 4月25日 台風第 3号 鹿児島県大隅半島南部

最も遅い日本上陸：1990年 11月30日 台風第28号 和歌山県白浜町の南

最も早い九州上陸：1956年 4月25日 台風第 3号 鹿児島県大隅半島南部

最も遅い九州上陸：1998年 10月17日 台風第10号 鹿児島県枕崎市付近

※気象庁ホームページ及び九州・山口県防災気象情報ハンドブック 2022 より

2 諫早豪雨 昭和32年7月25日～26日

諫早水害当時、すでに農林省熊本農地事務局が諫早湾干拓事業のために諫早湾周辺の約50地点に雨量観測所を設けていた。この中には大村市の観測所もあり、これらの観測点の網の真真中に諫早豪雨が入り、1時間ごとの詳細な雨量分布図が得られた。

25日の12時過ぎから26日の午後3時まで最も強い雨が降り、25日22時15分頃諫早市本明川では水位が10分間で150mmも上昇した。

大村市では、25日12時～26日24時まで強雨、25日9時～26日9時までに732mmの降雨量を記録し、降雨量は平野部の700mmを中心に、多良岳方向に400mmまで及び、これにより郡川の下流に広がる扇状地に水があふれ出した。

冠水域は郡川の流域と大村扇状地の全域である。もともと扇状地は郡川が流路を変えることにより発達した地形なので、古い流域が大村市内の各地に残っている。これを辿るように水は広がり、次に鈴田川流域に冠水地域が広がった。また大村市南端の今村から溝陸も冠水している。

大村市の被害状況は、死者19名、床上・床下浸水家屋が10,336棟に及んだ。

【大村市及び近傍地区の被害状況】

	大 村	諫 早	高 来
死者、行方不明	19	539	37
重傷	7	67	8
家屋全壊、流出	56	727	59
家屋半壊	74	575	51
家屋一部損壊	502	919	－
床上浸水	1807	2734	346
床下浸水	8529	675	401
非住家全壊	68	176	94
非住家半壊	25	320	－
公共建物全壊（県市私）	5	15	－
水田流出・埋没・崩壊	260 町歩	420 町歩	261 町歩
畑流出・埋没・崩壊	20 町歩	385 町歩	66 町歩
田畑冠水	1600 町歩	2140 町歩	245 町歩
農道	30km(30 か所)	3.5km(30 か所)	－
農業施設（水路）	20km(208 か所)	25km(125 か所)	－
山林崩壊	121 か所	150 か所(25 町歩)	－
道路（県、市）	156 か所	80 か所	131 か所
橋梁（県、市）	71 か所	44 か所	74 か所
河川	20 か所	147 か所	38 か所
水道		上水 13、簡易 7	
鉄道			1 か所

※1 町歩とは、9,900 m²の広さを表しています。

※新編大村市史より抜粋

3 長崎大水害 昭和 57 年 7 月 23 日～24 日

昭和 57 年 7 月 23 日 16 時 50 分長崎地方に大雨洪水警報が発表されたことに伴い、長崎県に災害警戒本部が設置されると同時に大村市でも災害警戒本部を設置し、警戒にあたった。

長崎地方気象台の記録によると、大村市では 23 日の降り始めから翌 24 日までの総雨量 383 mm を記録し、23 日 20 時までの 1 時間に 68 mm、同 21 時までに 85 mm を記録するなど、昭和 32 年の諫早豪雨に次ぐ驚異的な雨量を記録したため、21 時に災害対策本部を設置し対応にあたった。

市内の状況は、西三城町付近では大上戸川が越水し、内田川は決壊が 3 か所、その他の越水が 15 か所、玖島川も越水するなど各地域で浸水被害や土砂災害、田畑の被害が報告された。

大村市の被害状況は、死者 1 名、床上・床下浸水家屋が 910 棟に及んだ。

【大村市の主な被害状況】

死者、行方不明	1 名
家屋半壊	2 棟
家屋一部損壊	3 棟
床上浸水	45 棟
床下浸水	865 棟
非住家（公共建物はなし）	12 棟
田畑流出・埋没	527 h a
田畑冠水	4 h a

※大村市災害対策本部記録より

4 長崎県における地震被害の状況

和 暦	西 暦	地震名	規模 (M)	被害中心地	被害の概要 (震度)
明暦 2. 11. 19	1657. 1. 3		激震	長崎	家屋一部倒壊 (5-6?)
元禄 13. 2. 26	1700. 4. 15		7. 0	壱岐・対馬	石垣・墓石・家屋倒壊(5)
享保 10. 10. 4-5	1725. 11. 8-9		6. 0	長崎・平戸	諸所破損多し (5)
享保 15. 1. 24	1730. 3. 12			対馬	諸所破損多し (5)
寛政 3. 11. 10	1791. 12. 5			小浜	家屋倒壊、死者 2 名 (6)
4. 3. 1-2	1792. 4. 21 -22	三月朔地震		島原・小浜・森山	石垣崩壊、地割れ、家屋倒壊 (5)
4. 3. 5	4. 25			森山	石垣崩壊、地割れ、家屋倒壊 (5)
4. 4. 1	5. 21	島原大変	6. 4	島原	石垣崩壊、眉山大崩壊 大津波、死者 1.5 万人
文化 5. 閏 6. 11	1808. 8. 2			五島	石垣石塔崩壊 (5)
文政 11. 4. 13	1828. 5. 26		6. 0	天草・長崎・五島	出島周辺崩壊数箇所 石仏倒(長崎 5、野母崎 5)
慶応 2. 3. 30	1866. 5. 14			千々石	各所に崩壊
大正 4. 7. 20 /21	1915. 7. 20 /21	喜々津 地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊 (喜々津 5、長崎 1)
大正 11. 12. 8	1922. 12. 8 ①01:49	島原地震	6. 9	北有馬	家屋倒壊、死者 23 人 (6) 煙突倒壊、水道管破裂
	②11:02		6. 5	小浜	家屋倒壊、死者 3 人 (6)
昭和 26. 2. 15	1951. 2. 15		5. 3	千々石	地割れ
昭和 59. 8. 6	1984. 8. 6 ①17:30		5. 7	小浜・千々石	家屋一部損壊、石垣墓石倒壊 (5)
	②17:38		5. 0		
平成 17. 3. 20	2005. 3. 20	福岡西方沖地震	7. 0	壱岐	負傷者 2 名、住宅全壊 1 棟、 住宅一部破壊 1 6 棟ほか
平成 28 4. 14・16	2016 4. 14・16	平成 28 年 (2016 年) 熊本地震	7. 3	南島原・島原・雲仙・諫早	

地震規模 (M) : 新篇日本被害地震総覧 (宇佐美、1996) による。

ただし、1951 年以降は気象庁資料

5 大村市における地震発生状況

過去30年間ににおける地震発生状況（震度2以上）

※2007年以前は震度2以上の発生なし

No	地震発生日時		震源地	規模(M)	観測地	震度
1	2007年	9月24日17時12分	天草灘	M4.1	玖 島	2
2		12月1日11時33分	長崎県南西部	M3.2		2
3	2008年	10月16日13時32分	長崎県南西部	M3.9		2
4	2009年	6月28日09時35分	長崎県南西部	M4.0		3
5		6月28日10時14分		M3.3		2
6		6月28日20時00分		M3.3		2
7		6月30日01時21分		M3.9		2
8	2012年	8月17日08時46分	天草灘	M4.9		2
9		11月6日09時07分	長崎県南西部	M2.6		2
10	2015年	11月14日05時51分	薩摩半島西方沖	M7.1		2
11	2016年	4月14日21時26分	熊本県 熊本地方	M6.5		3
12		4月14日21時42分		M4.9		3
13		4月14日22時07分		M5.8		3
14		4月14日22時22分		M4.6		2
15		4月14日22時38分		M5.0		3
16		4月14日23時43分		M5.1		2
17		4月15日00時03分		M6.4		3
18		4月15日00時06分		M5.0		2
19		4月16日01時25分		M7.3		4
20		4月16日01時26分		M4.7		2
21		4月16日01時30分		M5.3		3
22		4月16日01時33分		M6.4		2
23		4月16日01時44分		M5.4		3
24		4月16日01時45分		M5.9		3
25		4月16日02時04分		M4.9		2
26		4月16日03時03分	熊本県	M5.9		2
27		4月16日03時55分	阿蘇地方	M5.8		2
28		4月16日09時48分	熊本県 熊本地方	M5.4		2
29		4月16日16時02分		M5.4		3
30		4月16日21時05分		M4.4		2
31		4月17日19時23分	熊本県阿蘇地方	M4.4		2
32		4月18日20時41分	熊本県阿蘇地方	M5.8		2
33		4月19日17時52分	熊本県 熊本地方	M5.5		2
34		4月19日20時47分		M5.0		2
35		4月25日00時44分		M4.5		2
36		7月9日18時05分	有明海	M4.5		2
37		8月31日19時46分	熊本県熊本地方	M4.5		2

No	地 震 発 生 日 時		震 源 地	規模(M)	観測地	震度
38	2 0 1 6 年	9 月 1 日 06 時 33 分	熊本県熊本地方	M 4 . 8	玖 島	2
39	2 0 1 7 年	5 月 1 1 日 20 時 21 分	有 明 海	M 4 . 4		2
40		6 月 9 日 23 時 36 分	橘 湾	M 4 . 3		2
41	2 0 1 9 年	1 月 3 日 18 時 10 分	熊本県阿蘇地方	M 5 . 1		2
42		2 月 2 3 日 14 時 30 分	天 草 灘	M 4 . 4		2
43		5 月 1 0 日 08 時 48 分	日 向 灘	M 6 . 3		2
44	2 0 2 1 年	6 月 2 6 日 00 時 49 分	熊本県熊本地方	M 4 . 0		2
45	2 0 2 2 年	1 月 2 2 日 01 時 08 分	日 向 灘	M 6 . 6		2

6 気象庁震度階級関連解説表

(1) 使用にあたっての留意事項

ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。

また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではありません。

オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

カ 資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

*気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

(2) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震 度 階 級	人 の 体 感 ・ 行 動	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

震 度 階 級	人 の 体 感 ・ 行 動	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり、倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(3) 木造建物（住宅）の状況

震 度 階 級	木 造 建 物 （住 宅）	
	耐 震 性 が 高 い	耐 震 性 が 低 い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(4) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 建 物	
	耐 震 性 が 高 い	耐 震 性 が 低 い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(5) 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは、規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面から泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(6) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

*震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(7) 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

＊規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

V 各種通信設備の状況等

1 防災行政無線等の整備状況

名 称		場 所	目 的 ・ 現 況 等
防 災 行 政 無 線 同 報 系	屋外拡声子局	市 内 5 8 か所	屋外で行動（活動）中の市民に対する防災情報伝達のため
	戸別受信機 (防災ラジオ)	公 共 場 所 等 聴覚障がい者 一 般 世 帯 事 業 所	屋内の市民に対する防災情報伝達のため
土 石 流 予 警 報 装 置		武 留 路 地 区	集中豪雨等の把握及び情報伝達
防 災 フ ァ ク シ ミ リ 通 信 シ ス テ ム		庁 舎	防災情報の迅速かつ的確な防災行政無線網への伝達を図るため
気 象 情 報 端 末 機		庁 舎	河川情報の情報収集のため河川情報センター端末機の導入
I P 無 線			指令（1 局）、車載（2 8 局） 携帯（7 9 局）
備 考			

2 関係機関無線局

免許人	設 置 場 所	受 付 所	電 話 番 号
警察署	大村市森園町	大村警察署	54-0110
自衛隊	〃 西乾馬場町	陸自大村駐屯地（第16普通科連隊）	52-2131
	〃 富の原一丁目	陸自竹松駐屯地（第102高射特科隊）	52-3141
	〃 今津町	海自大村航空基地（第22航空群）	52-3131
水 防	〃 黒木町	萱瀬ダム管理事務所	55-7013
消 防	〃 森園町	大村消防署	52-4138
九 電	〃 東三城町	九州電力大村営業所	0120-986-403
九 建	〃 黒丸町	国交省長崎工事事務所大村維持出張所	55-7161
防災行政	〃 黒木町	萱瀬ダム管理事務所	55-7013
	〃 黒木町	〃（移動車）	55-7013

3 アマチュア無線局

総務省より免許を受けている個人は159局、団体（社団）は2局

団体

局 名（識別信号）	団体及び代表者氏名
J H 6 Z H V	風見鶏アマチュア無線クラブ 代表 一瀬 義典
J G 6 Y N L	勝手にハムクラブ 代表 勝手 孝英

4 防災行政無線同報系屋外拡声子局等の設置位置

名 称	設 置 場 所	種 類	名 称	設 置 場 所	種 類
基 地 局	琴平スカイパーク	—			
三浦— 1	祝崎地区農道脇	2 方 向	萱瀬— 1	荒瀬公民館	2 連
三浦— 2	徳道地区農道脇	2 連	萱瀬— 2	JA 中部集出荷施設東	1 連
三浦— 3	三浦小学校	2 連	萱瀬— 3	天照皇大神神社	1 方 向
三浦— 4	越坂水源跡	1 連	萱瀬— 4	高良谷牧場駐車場	1 連
三浦— 5	さつき台公園	2 連	萱瀬— 5	萱瀬小学校	2 連
三浦— 6	今村バス待機所	2 連	萱瀬— 6	萱瀬出張所	2 連
鈴田— 1	鈴田出張所	4 連	萱瀬— 7	しゃくなげの里公園	2 方 向
鈴田— 2	内倉公民館	2 連	萱瀬— 8	久良原公民館	2 連
鈴田— 3	クリーンセンター陰平	1 連	萱瀬— 9	北川内公民館	1 方 向
鈴田— 4	小川内町第2駐車場	2 方 向	萱瀬— 10	萱瀬ダム記念館	2 連
鈴田— 5	鈴田峠バス方向転換場所	ミニ1連	萱瀬— 11	登山者用第3駐車場	1 連
鈴田— 6	平公民館	1 連	竹松— 1	郡地区公民館	2 方 向
鈴田— 7	平町レインボーロード駐車場	2 方 向	竹松— 2	竹松出張所	2 連
大村— 1	長崎医療センター東	2 方 向	福重— 1	郡中学校	2 連
大村— 2	芋堀手橋横	1 連	福重— 2	市道赤似田溜池線脇	1 連
大村— 3	向木場公民館	1 連	福重— 3	赤似田溜池横	1 連
大村— 4	大村中学校	2 連	福重— 4	弥勒寺町グラウンド	2 連
大村— 5	荒平公民館	2 方 向	福重— 5	重井田公民館入口	1 連
大村— 6	東大村小担尾市有林	1 連	福重— 6	重井田国有林入口	ミニ1連
大村— 7	松尾公民館	2 連	松原— 1	12分団詰所	4 連
大村— 8	横山頭水道施設跡	2 連	松原— 2	鉢巻山山腹	4 連
大村— 9	東大村小学校	1 連	松原— 3	儀太夫記念館	1 方 向
大村— 10	大多武演習場入口	1 方 向	松原— 4	東野岳旧県道脇	1 方 向
大村— 11	大多武公民館	1 連	松原— 5	東野岳北山口市有林	1 方 向
大村— 12	玖島中学校	2 連	松原— 6	武留路水道施設横	2 連
大村— 13	総合福祉センター	2 連	備 考		
大村— 14	大村市役所	2 方 向			
西大村— 1	大村消防署	4 連			
西大村— 2	植松ふれあい公園	2 連			
西大村— 3	上諏訪橋西	2 連			
西大村— 4	すわの森	2 連			
西大村— 5	ますらがはら展望公園	2 連			
西大村— 6	雄ヶ原配水池	1 方 向			

VI 関 係 機 関 等

1 県内所在の自衛隊等の配置及び担当区域

駐屯地・基地等		所 在 地	指定部隊等の長	担当区域
陸 上	大 村 駐 屯 地	大村市西乾馬場 416 0957-52-2131	大 村 駐 屯 地 司 令 (第 1 6 普通科連隊長)	長崎県(対馬を除く。)全域担当
	竹 松 駐 屯 地	大村市富の原 1-1000 0957-52-3141	竹 松 駐 屯 地 司 令 (第 1 0 2 高射特科隊長)	
	相 浦 駐 屯 地	佐世保市大潟町 678 0956-47-2166	相 浦 駐 屯 地 司 令 (水陸機動団長)	
	崎 辺 分 屯 地	佐世保市崎辺町 11 番 2 0956-34-1155	崎 辺 分 屯 地 司 令 (戦闘上陸大隊長)	
	対 馬 駐 屯 地	対馬市厳原町棧原 38 0920-52-0791	対 馬 駐 屯 地 司 令 (対 馬 警 備 隊 長)	対馬全域担当
海 上	佐世保地方総監部	佐世保市平瀬町 0956-23-7111	佐 世 保 地 方 総 監	
	大 村 航 空 基 地	大村市今津町 10 0957-52-3131	第 2 2 航 空 群 司 令	
	対 馬 防 備 隊	対馬市美津島町 0920-54-2209	対 馬 防 備 隊 司 令	対馬近海・対馬海峡
	上 対 馬 警 備 所	対馬市上対馬町 0920-86-2249	上 対 馬 警 備 所 長	〃
	下 対 馬 警 備 所	対馬市厳原町竜崎 0920-52-0997	下 津 島 警 備 所 長	〃
	壱 岐 警 備 所	壱岐市勝本町 0920-42-0167	壱 岐 警 備 所 長	〃
航 空	西部航空方面隊 第 1 5 警戒隊	五島市三井楽町 0959-84-2074	福 江 島 分 屯 基 地 司 令 (第 1 5 警戒隊長)	
	西部航空方面隊 第 1 9 警戒隊	対馬市上対馬町 0920-86-2202	海 栗 島 分 屯 基 地 司 令 (第 1 9 警戒隊長)	
機 関 等	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 095-826-8846	長 崎 地 方 協 力 本 部 長	長崎県全域
	自衛隊 長崎地方協力本部 大村地域事務所	大村市東本町 543 大村法務総合庁舎 1 階 0957-52-6217	大 村 地 域 事 務 所 長	大村市・東彼杵町 川棚町・波佐見町
	九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 095-825-5303	長 崎 防 衛 支 局 長	九州(沖縄除く。)全域。山口県(下関市限定)

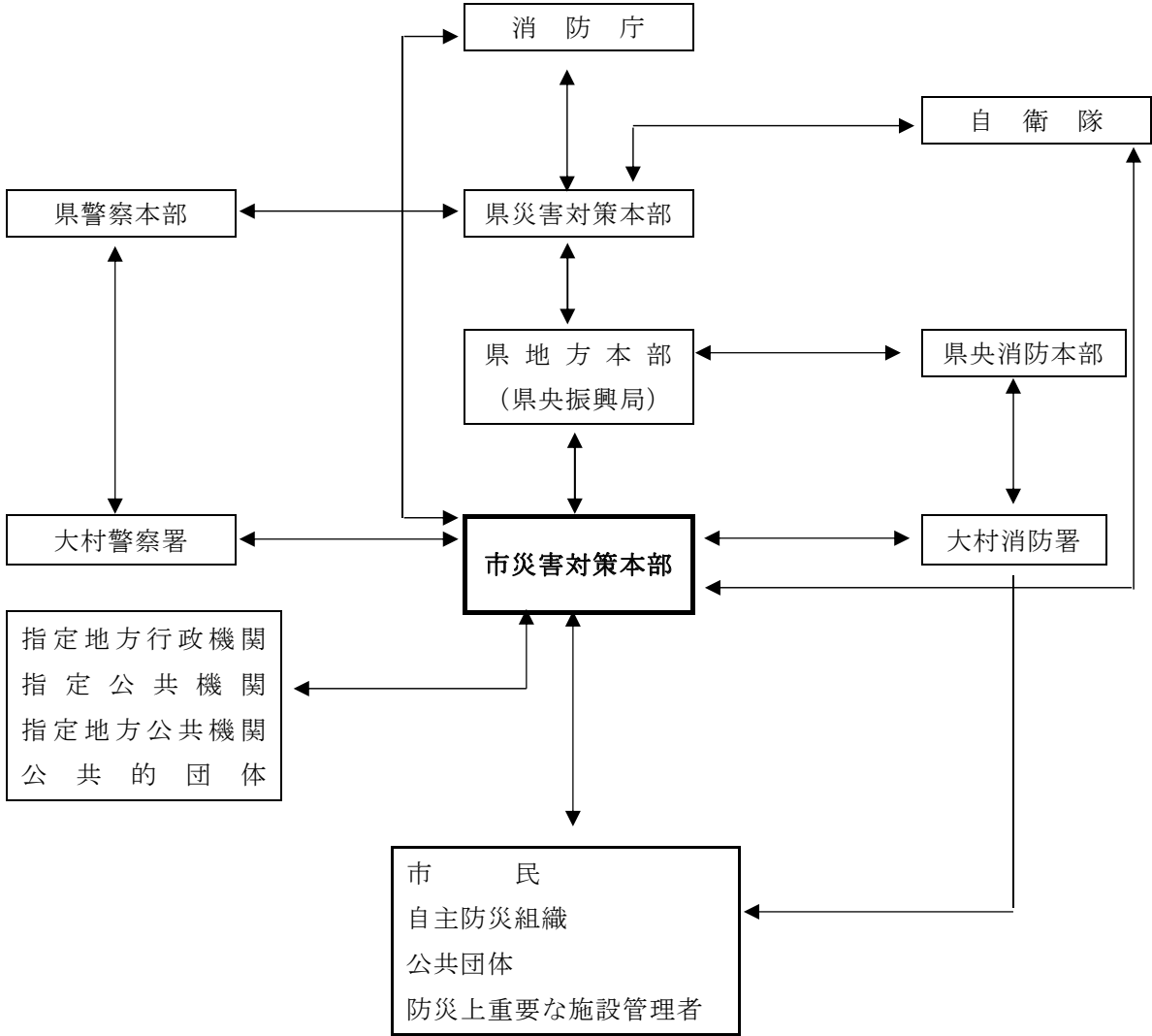
機 関 等	九州防衛局 佐世保防衛事務所	佐世保市木場田町 2-25 佐世保合同庁舎 6 階 0956-23-8846	佐世保防衛事務所長	長崎県(対馬及び 壱岐市除く。)全域
-------------	-------------------	---	-----------	-----------------------

2 防災機関連絡先一覧表

機 関 名		連 絡 先	電 話 番 号	
			平 日	休日・夜間等
九州農政局長崎県拠点		農政推進グループ	095 -845-7123	
長崎河川国道事務所		代 表	095 -839-9211	
長崎森林管理署		総務グループ	0957 -41-6911	
〃 大村森林事務所		代 表	55-7008	
佐世保海上保安部		代 表	0956- 31-6003	0956-31-6003
長崎空港事務所		総務課	(代) 53-6151	
長崎地方气象台		代表	095 -811-4862	095-811-4861
自 衛 隊	第 1 6 普通科連隊	第 3 科	(代) 52-2131	(代) 52-2131
	第 1 0 2 高射特科隊	防衛訓練班	(代) 52-3141	(代) 52-3141
	第 2 2 航空群	運 用	(代) 52-3131	(代) 52-3131
	大村地域事務所	代 表	(代) 52-6217	(代) 52-6217
県央振興局		管理部	0957- 22-0010	
県央保健所		代 表	0957- 26-3304	
県央消防本部		代 表	0957- 23-0119	0957-23-0119
大村消防署		代 表	52-4138	0957-52-4138
大村警察署		警備課	(代) 54-0110	0957-54-0110
九州ガス大村支店		代 表	53-3320	
九州電力大村営業所		代 表	0120-986-403	
J R 九州	長崎支社	代 表	095 -827-4050	
	大村駅		52-3600	
県交通局大村営業所		代 表	52-6134	
トラック協会大村支部		代 表	55-3794	
大村市医師会		代 表	54-0151	
日赤長崎県支部		代 表	095 -846-0680	090-7152-1222
萱瀬ダム管理事務所		代 表	55-7013	
大村市消防団本部		代 表	52-2316	

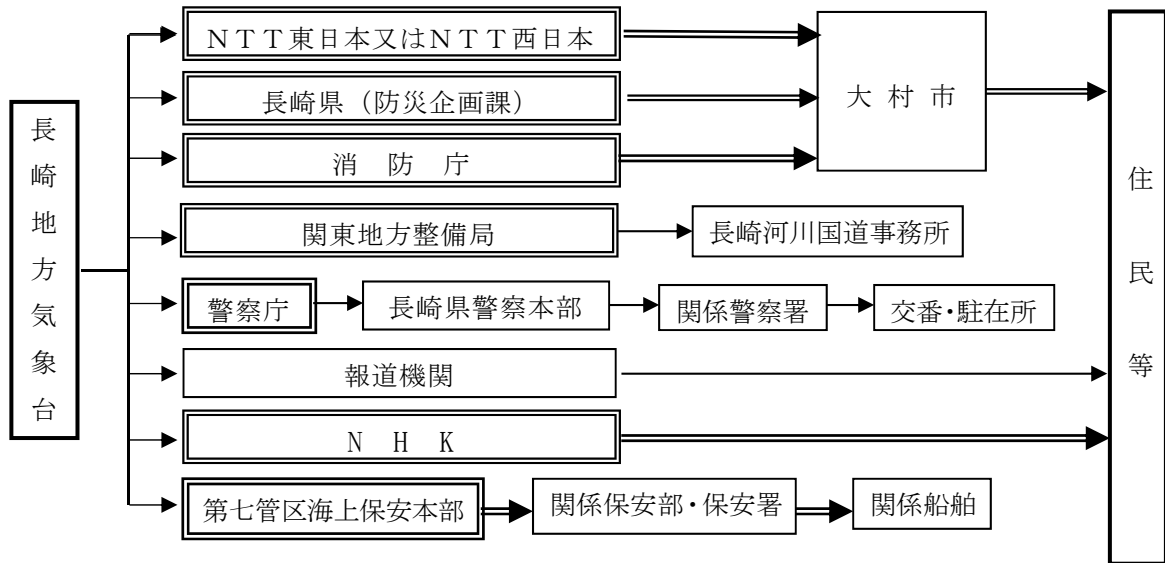
VII 情 報（伝達）系 統

1 総括的な災害情報等系統図



2 気象警報等の伝達系統図

別紙 2

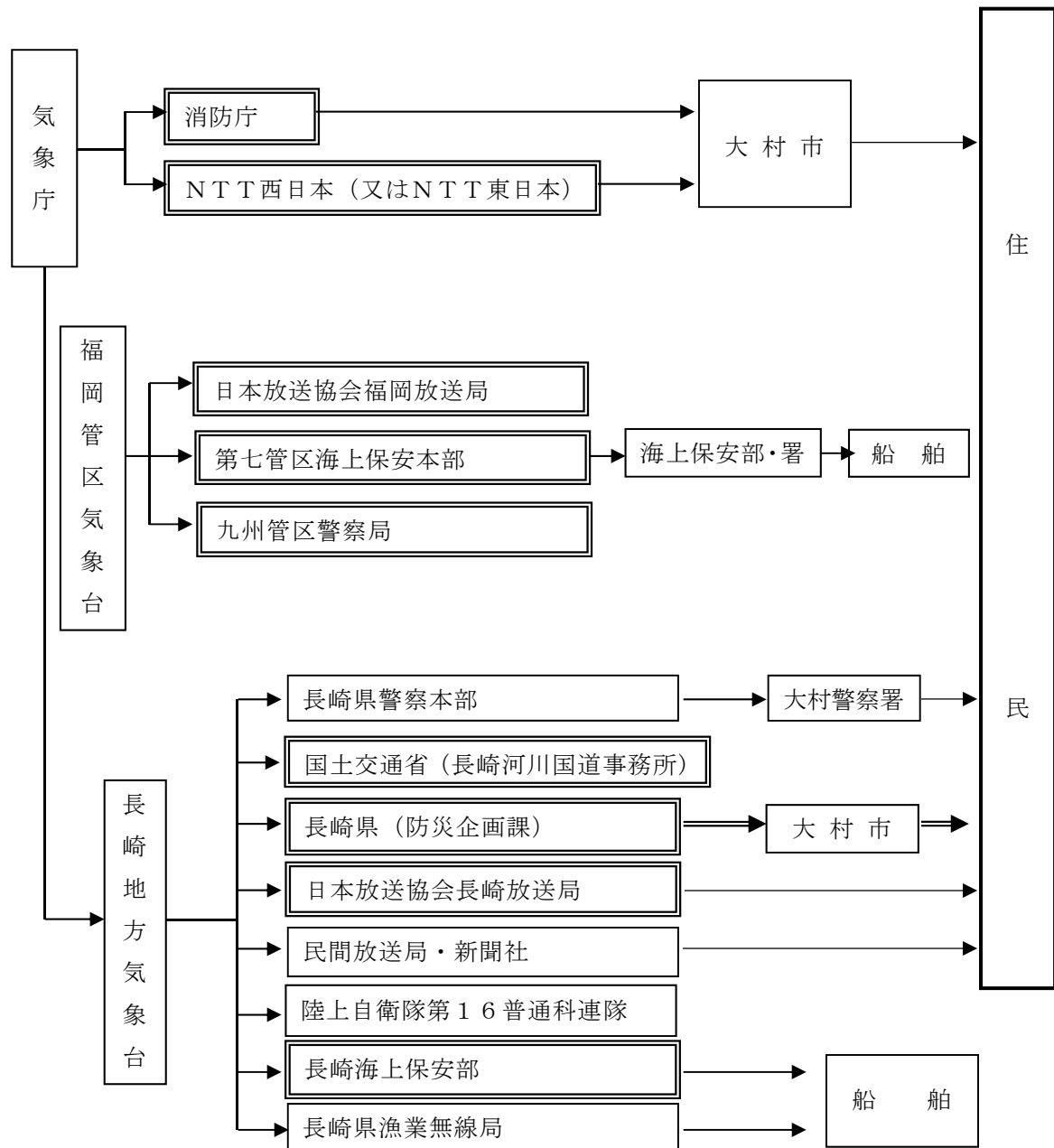


注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供

3 津波警報・注意報の伝達系統図

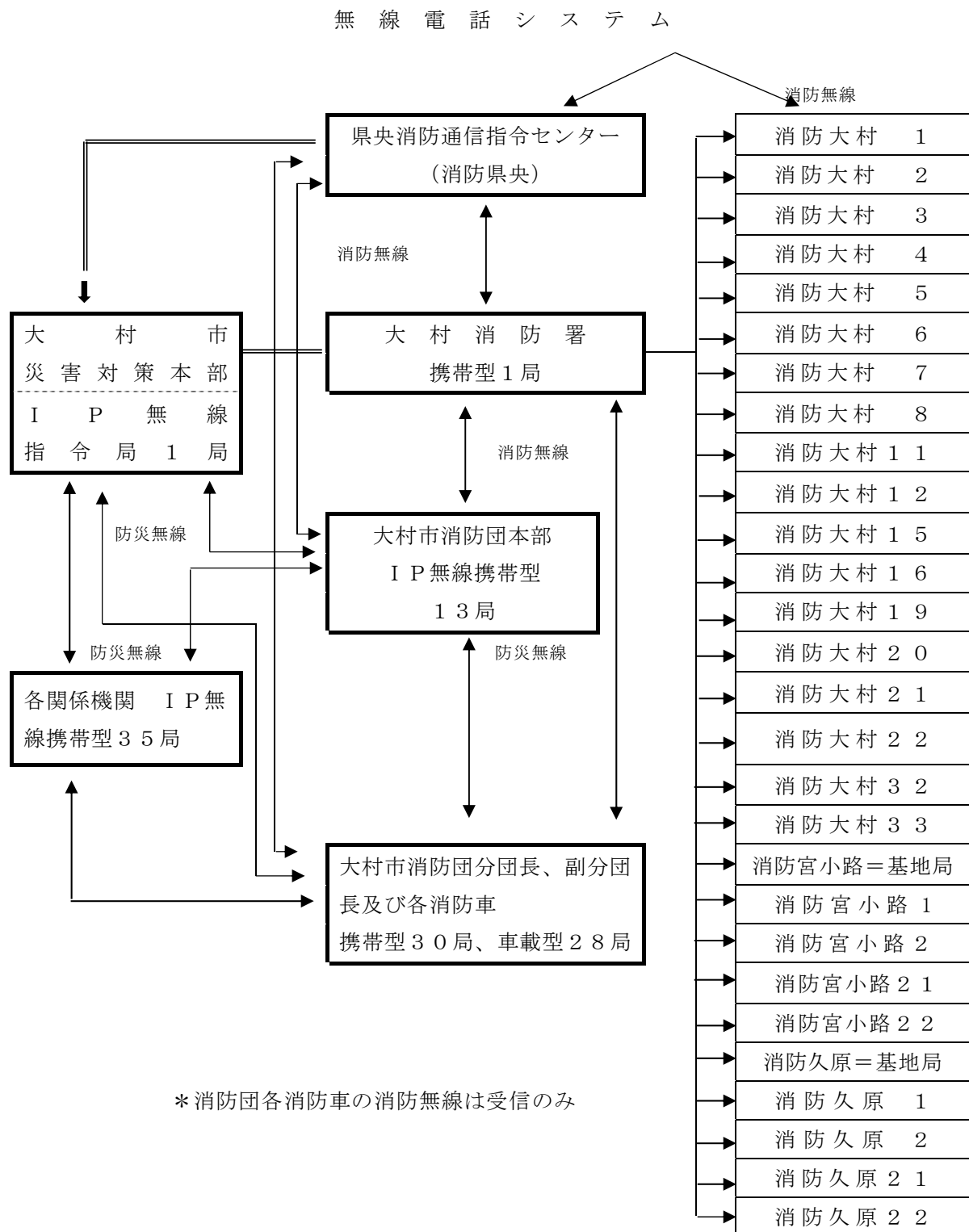


注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号等の規定に基づく法定伝達先

注2) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに防災情報提供システム等を通じて、各関係機関へ提供

4 災害発生時の消防機関との連携



Ⅷ 指定避難所等

1 指定緊急避難場所

場 所 名 (所在地)		面積 (ha)	災 害 情 報			
			洪水	土砂	地震	津波
三 浦 地 区	溝陸公園 (溝陸町 312-2)	0.25	○	○	○	○
	三浦出張所 (日泊町 791)		○	×	○ 駐車場	○
鈴 田 地 区	岩松公園 (岩松町 929-1)	0.14	○	○	○	○
	鈴田出張所 (大里町 33-2)		○	○	○ 駐車場	○
大 村 地 区	大村公園 (玖島 1 丁目 43)	21.4	○	×	○	○
	上小路公園 (玖島 2 丁目 329-1)	0.15	○	○	○	○
	玖島公園 (玖島 3 丁目 571-82)	0.09	○	○	○	○
	上久原公園 (木場 1 丁目 1106-18)	0.12	○	○	○	○
	赤佐古公園 (赤佐古町 154-1)	1.0	○	○	○	○
	長瀬公園 (久原 1 丁目 1173-1)	0.14	○	○	○	○
	久原公園 (久原 2 丁目 1201-3)	0.6	○	○	○	○
	小佐古公園 (武部町 489-1)	0.15	○	○	○	○
	駅前公園 (東三城町 7-10)	0.14	×	○	○	○
	水主町第二公園 (水主町 1 丁目 978-99)	0.1	×	○	○	○
	水主町公園 (水主町 2 丁目 635-1)	0.11	×	○	○	○
	市民交流プラザ (本町 326-1)		×	○	○	○
	伊勢町公園 (西本町 493-2)	0.47	×	○	○	×
	幸町公園 (幸町 25-173)	0.13	○	○	○	○
	体育文化センター (幸町 25-33)		○	○	○ 駐車場	○
西 大 村 地 区	森園公園 (森園町 1484)	4.8	○	○	○	○
	古賀島スポーツ広場 (古賀島 595-2)	3.3	○	○	○	○
	慰霊塔公園 (松並 2 丁目 857)	0.19	○	○	○	○
	新城公園 (杭出津 1 丁目 940-1)	0.15	×	○	○	×
	杭出津公園 (杭出津 3 丁目 439-1)	0.09	○	○	○	○
	松並公園 (西大村本町 356)	0.28	○	○	○	○
	桜馬場第一公園 (桜馬場 1 丁目 224-3)	0.09	○	○	○	○
	桜馬場公園 (桜馬場 2 丁目 333-18)	0.1	○	○	○	○
	植松ふれあい公園 (植松 1 丁目 81-1)	0.21	○	○	○	○
	植松第二公園 (植松 2 丁目 436-1)	0.13	○	○	○	○
	植松公園 (植松 3 丁目 842)	0.1	○	○	○	○
	中諏訪公園 (諏訪 1 丁目 48-1)	0.13	○	○	○	○
	諏訪公園 (諏訪 2 丁目 274-4)	0.14	○	○	○	○
	椋木原公園 (諏訪 2 丁目 507-81)	0.18	○	○	○	○
	岳ノ木場公園 (上諏訪町 1698)	8.20	○	○	○	○
	アルカディア記念公園 (雄ヶ原町 147-34)	0.8	○	○	○	○
	ますらがはら展望公園 (雄ヶ原町 1298-29)	2.74	○	○	○	○

場 所 名 (所在地)		面積 (ha)	災 害 の 種 類			
			洪水	土砂	地震	津波
西 大 村 地 区	池田新町公園 (池田新町 763-84)	0.31	○	○	○	○
	池田湖公園 (池田 1 丁目 1007)	1.60	○	○	○	○
竹 松 地 区	宮小路公園 (宮小路 3 丁目 1368-1)	0.18	×	○	○	○
	富の原一丁目公園 (富の原 1 丁目 1279-82)	0.12	○	○	○	○
	富の原第二公園 (富の原 1 丁目 1171-5)	0.13	○	○	○	○
	富の原二丁目公園 (富の原 2 丁目 482)	0.15	×	○	○	○
	黒丸公園 (黒丸町 565)	0.12	×	○	○	○
	総合運動公園 (黒丸町 5 番 1)	4.4	×	○	○	○
	竹松公園 (竹松町 703-3)	0.13	×	○	○	○
	鬼橋公園 (鬼橋町 106-1)	0.14	×	○	○	○
	小路口本町公園 (小路口本町 426-3)	0.11	○	○	○	○
	上小路口公園 (小路口町 328-5)	0.17	○	○	○	○
	上原口公園 (原口町 632-4)	0.24	○	○	○	○
	下原口公園 (原口町 837)	0.17	○	○	○	○
	竹松本町公園 (竹松本町 958-1)	0.10	○	○	○	○
	大川田公園 (大川田町 875-4)	0.16	○	○	○	○
	竹松出張所 (大川田町 417-1)		○	○	○ 駐車場	○
萱 瀬 地 区	大村純忠史跡公園 (荒瀬町 1116)	0.36	○	○	○	○
	J A 長崎県央中部集出荷場 (荒瀬町)		○	○	○	○
	萱瀬出張所 (田下町 1577)		○	×	○ 駐車場	○
福 重 地 区	寿古公園 (寿古町 440-1)	0.14	×	○	○	○
	福重出張所 (皆同町 512-2)		×	×	○ 駐車場	○
松 原 地 区	松原公園 (松原本町 27-6)	0.16	×	○	○	×
	梶の尾公園 (松原 1 丁目 457)	0.39	○	○	○	○
	松原出張所 (松原本町 296-4)		○	○	○ 駐車場	○
	野岳湖公園 (東野岳町)		○	○	○	○
合 計 (か所)			5 2	5 7	6 2	5 2

2 指定避難所

(1) 一 般

※災害の種類、規模に応じて開設する。

指 定 避 難 所 名			(所在地/電話番号)	収容人数 (初期)	収容人数 (中長期)	収容人数 (感染症)	不適 災害
三 浦	三浦出張所		(日泊町 791/52-6475)	70	49	14	土砂
	三浦小学校		(日泊町 590/52-4318)	200	96	28	
	浄土寺		(日泊町 710/54-4747)	50	28	6	
	三浦かんさく会館		(日泊町 789 番地 1)	103	40	23	土砂
鈴 田	鈴田出張所		(大里町 33-2/52-2023)	70	42	14	
	鈴田小学校		(大里町 1546-1/52-4322)	250	144	35	
大 村 地 区	体育文化センター		(幸町 25-33/20-7200)	1,550	777	192	
	市民交流プラザ		(本町 326-1/47-6100)	100	63	24	洪水
	こどもセンター		(本町 413-2/54-9100)	200	115	34	洪水
	武道館		(三城町 137/53-4527)	330	196	48	洪水
	富松神社		(三城町 1 2 4 8 番地)	11	11	6	土砂
	東大村小学校		(東大村 2 丁目 1112/53-2597)	200	99	35	
	旭が丘小学校		(木場 1 丁目 129-1/53-0459)	250	144	35	
	大村小学校		(玖島 1 丁目 61/53-7117)	250	135	30	
	三城小学校		(東三城町 17/53-3234)	250	144	36	洪水
	玖島中学校		(久原 1 丁目 265/53-3401)	500	206	25	
	大村中学校		(赤佐古町 78/53-1333)	500	180	42	
	県立大村高校		(久原 1 丁目 591/52-2660)	700	270	72	
	県立大村城南高校		(久原 1 丁目 416/54-3121)	380	242	56	土砂
	県立大村特別支援学校		(久原 2 丁目 1418-2/52-6312)	105	105	20	
	大村市総合福祉センター		(本町 458-2/53-1351)	153	153	43	洪水
	県教育センター		(玖島 1 丁目 24-2/53-1131)	382	382	95	
西 大 村 地 区	中地区公民館		(古賀島町 133-31/53-1376)	111	111	29	
	西大村地区コミュニティセンター		(諏訪 2 丁目 536-63/53-4979)	100	68	16	
	放虎原小学校		(古賀島町 133-25/54-2815)	250	144	35	
	中央小学校		(松並 1 丁目 1275/53-2046)	300	180	48	
	西大村小学校		(乾馬場町 486/53-2670)	250	128	35	洪水
	西大村中学校		(松並 1 丁目 116-3/53-2360)	450	171	40	
	桜が原中学校		(桜馬場 2 丁目 487-1/55-1166)	500	200	48	
	県立大村工業高校		(森園町 1079-3/52-3772)	350	231	63	
	正法寺		(杭出津 2 丁目 708/52-2247)	90	42	12	洪水
	池田公民館		(池田 1 丁目 256-21)	50	20	5	
	池田湖畔会館		(池田 2 丁目 660)	50	21	4	
	本経寺		(古町 1 丁目 64/53-5510)	28	28	7	
竹 松 地 区	竹松出張所		(大川田町 417-1/55-8314)	80	64	19	
	郡地区公民館		(富の原 2 丁目 382-1/55-3337)	180	90	30	洪水
	竹松小学校		(宮小路 1 丁目 481/55-8224)	350	156	42	洪水
	富の原小学校		(富の原 1 丁目 1392-1/55-3200)	300	144	36	

指 定 避 難 所 名 (所在地/電話番号)		収容人数 (初期)	収容人数 (中長期)	収容人数 (感染症)	不適 災害
竹 松 地 区	県立虹の原特別支援学校 (宮小路 3 丁目 5-1/55-5260)	170	90	20	洪水
	県立ろう学校 (宮小路 3 丁目 5-5/55-5400)	120	112	32	洪水
萱 瀬 地 区	萱瀬出張所 (田下町 1577/55-7001)	80	48	15	土砂
	萱瀬ダム建設記念会館 (黒木町 611)	50	28	11	土砂
	萱瀬小学校 (宮代町 1167-1/55-7002)	200	104	28	
	黒木小学校 (黒木町 530/55-7800)	200	99	24	土砂
	萱瀬中学校 (田下町 510/55-7004)	220	122	32	
福 重 地 区	福重出張所 (皆同町 512-2/55-8614)	70	48	8	洪水 土砂
	福重小学校 (福重町 230/55-8524)	200	102	28	洪水
	郡中学校 (沖田町 69/55-8318)	450	270	61	洪水
	妙宣寺 (福重町 116/55-8624)	70	40	12	
松 原 地 区	松原出張所 (松原本町 296-4/55-8501)	70	50	12	
	松原小学校 (松原本町 5-1/55-8619)	200	104	28	津波 洪水
	野岳湖公園儀太夫記念館 (東野岳町 1131/55-8254)	42	42	11	
備 考		避難所数：5 2 箇所 収容人数：1 2、1 8 5 名（初期） ： 6、6 7 8 名（中長期） ： 1、7 0 4 名（感染症） ・災害初期収容人員は施設の面積の 7 割を避難者（2 m ² /1 人基準）にて算出 ・災害中長期収容人員は 1 m の通路を設け避難者（3 m ² /1 人基準）にて算出 ・感染症収容人員は避難者（3 m ² /1 人基準）及び避難者毎に 2 m の間隔を設けて算出			

(2) 福祉介護避難所

地 区 別	施 設 名
三 浦 地 区	ベイサイド大村
	三浦の里ふれあい荘
	L I N Oきらめき
鈴 田 地 区	鈴田の里学園
	デイサービスわくわく
	ワークショップみらい
	大村地域生活支援センター
	キッチンあい彩館
大 村 地 区	大村さくらの家
	障害者支援施設パールハイム
	グループホームふぁみりい
	有料老人ホーム泉の里
	泉の里デイセンターとくせん（認知症）
	泉の里デイセンターとくせん
	軽費老人ホームサンライフ
	サンライフデイサービスセンター
	介護老人保健施設うぐいすの丘
	さつき園
	特別養護老人ホーム慈恵荘
	グループホーム慈恵荘
	あんしんハウス東大村
	児童発達支援センターふわり久原
	居宅生活支援センタースマイル
	通所リハビリテーションあおぞら
	特別養護老人ホーム泉の里
	ショートステイ泉の里
	グループホーム泉の里
	泉の里デイサービスセンター
	地域交流センター
	デイサービスセンターまりも倶楽部
	地域活動支援センター アトリエぽればれ
	児童発達支援ふわり本町
	ふわり本町プリスクール
西 大 村 地 区	デイサービスほのぼのハウス
	デイサービスいきいき日和
	グループホームあんのん
	小規模多機能ホームあんのん
	うたしデイサービス
	ケアホーム桜馬場

地 区 別	施 設 名
西 大 村 地 区	ケアホーム秋櫻
	きらく大村
	デイサービス楽々園
	デイサービスセンター湧泉荘
	養護老人ホーム湧泉荘
	特別養護老人ホーム箕望荘
	ショートステイ箕望荘
	デイサービスセンター箕望荘
	デイサービスセンター絆（きずな）
	まったりホーム絆
竹 松 地 区	あんしんハウスとみのほら
	グループホームねむの木
	デイサービスセンターふる里
	グループホーム癒
	ピアハウスビハーク
	デイサービスふわり
	いきいき農園
	グループホームたんぽぽの家
	グループホームたんぽぽ憩の家
萱 瀬 地 区	ワーキングヒルズ
	障害者支援施設 三彩の里
	グループホームかやぜの里
	サービス付き高齢者住宅かやぜの里
	リハビリセンター大村
福 重 地 区	特別養護老人ホーム flora
	看護小規模多機能 flora
	短期入所生活介護 flora
松 原 地 区	介護付有料老人ホームたんぽぽの丘
	宅老所 悠
	デイサービス悠久ひろば
	デイサービスひこばゆ
合 計	70か所

Ⅸ 災害備蓄品等

1 備蓄品

	非常食等						日用品	衛生用品					避難所用品						
	非常食米(赤飯等)「食」	クラッカー類「袋」	ライスクッキー (アレルギー対応)「個」	液体ミルク「缶」	飲料水「500ml」	飲料水「2000ml」	紙皿・スプーン・ティッシュ・ ビニール袋等	紙おむつ(大人用)「枚」	紙おむつ(幼児用)「枚」	生理用品「枚」	タオル「枚」	救急消耗品セット	簡易トイレ・テント「セット」	トイレ用ビニール(凝固剤付)「枚」	発電機(コード含む)「台」	投光器「台」	ブルーシート「枚」	毛布「枚」	マンホールトイレセット「式」
	1450	484	912		72	424													
消防署裏備蓄倉庫						312	2500	384	2088	1620	200	4	4	800	1	2	10		
池田防災倉庫	1100		816											120			31	18	
竹松出張所	1050		960											220			30	24	
三浦出張所	1600	900	48			12												20	
鈴田出張所	500		144		129	6								100			39	7	
萱瀬出張所	1650	600	192											200			26	10	
福重出張所	50		168		48												16	33	
松原出張所	6050		2520	120	1292											30			
旧5分団詰所																			
富の原小学校																			4
鈴田小学校																			4
桜が原中学校																			7
西大村中学校																			6
	非常食等						日用品	衛生用品					避難所用品						

	非常食米(赤飯等)「食」	クラッカー類「袋」	ライスクッキー (アレルギー対応)「個」	液体ミルク「缶」	飲料水「500ml」	飲料水「2000ml」	紙皿・スプーン・ティンシ ュ・ビニール袋等「セット」	紙おむつ(大人用)「枚」	紙おむつ(幼児用)「枚」	生理用品「枚」	タオル「枚」	救急消耗品セット	簡易トイレ・テント 「セット」	トイレ用ビニール(凝固剤 付)「枚」	発電機(コード含む)「台」	投光器「台」	ブルーシート「枚」	毛布「枚」	マンホールトイレセット「式」
妙宣寺	500	360	336		72	6								20					
旧市民病院																		460	
竹松小学校															1				
水主町水防倉庫																	434	90	
北部水防倉庫																	35		
日赤倉庫																		30	
中地区公民館														380				92	
東大村小学校	200	120																20	
黒木小学校	650	300	96															20	
上下水道局倉庫														125					
西大村コミセン	200	240																19	
旭が丘小学校																			4
緑のふれあい館																	4		
大村ボート																	15		
三浦かんさく会館			96		144													40	
萱瀬中学校																			3
浄水管理センター																			19
合計	15000	3004	6288	120	1757	760	2500	384	2088	1620	200	4	4	1965	2	32	640	883	47

2 ベッド類

区 分	保 管 場 所	数	
マ ッ ト レ ス	大村市民病院 旧心臓血管病センター	6 1 枚	
	竹松出張所	5 枚	
	鈴田出張所	4 枚	
マイルディシート	福重出張所	1 0 本	
	松原出張所	7 本	
	鈴田出張所	2 本	
	萱瀬出張所	1 6 本	
	三浦出張所	1 2 本	
	竹松出張所	1 3 本	
	大村市民病院 旧心臓血管病センター	3 2 本	
エ ア ベ ッ ト	三浦出張所	2 個	
	鈴田出張所	2 個	
	竹松出張所	2 個	
	萱瀬出張所	2 個	
	福重出張所	2 個	
	松原出張所	2 個	
	コミセン	2 個	
	中地区公民館	2 個	
	郡コミセン	2 個	
	妙宣寺	2 個	
	東大村小学校	2 個	
	黒木小学校	2 個	
	福重小学校	2 個	
	富の原小学校	2 個	
	中央小学校	2 個	
	竹松小学校	2 個	
	西大村小学校	2 個	
	桜が原中学校	2 個	
	郡中学校（武道館）	2 個	
	みどりのふれあい館	2 個	
	大村ボート場	1 個	
	安全対策課（シーハット分）	1 個	
	中地区公民館備蓄倉庫	1 個	
段 ボ ー ル ベ ッ ド	大村市水防倉庫	2 8 セット	1 3 1 セット
	大村市北部水防倉庫	3 セット	
	大村市民病院 旧心臓血管病センター	9 7 セット	
	大村ボート場	3 セット	
備 考	段ボールベッドについては、7 0 か所の福祉介護避難所にそれぞれ 1 個セッ ト配置（訓練用兼）		

X 危険箇所等

1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定場所

(1) 平成21年3月24日指定

*網掛け：警戒区域のみ

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号
西 部 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－70	今 村 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－246
		2	大村－(急)－74			2	大村－(急)－247
		3	大村－(急)－75			3	大村－(急)－249
		4	大村－(急)－76			4	大村－(急)－254
		5	大村－(急)－78			5	大村－(急)－254－2
		6	大村－(急)－79			6	大村－(急)－255
		7	大村－(急)－80			7	大村－(急)－257
		8	大村－(急)－83			8	大村－(急)－257－2
		9	大村－(急)－84			9	大村－(急)－261
		10	大村－(急)－86			10	大村－(急)－264
		11	大村－(急)－87			11	大村－(急)－264－2
		12	大村－(急)－88			12	大村－(急)－264－3
		13	大村－(急)－89			13	大村－(急)－267
		14	大村－(急)－89－2			14	大村－(急)－267－2
		15	大村－(急)－90			15	大村－(急)－268
		16	大村－(急)－229			16	大村－(急)－328
		17	大村－(急)－229－2			17	大村－(急)－329
		18	大村－(急)－236			18	大村－(急)－330
		19	大村－(急)－236－2			19	大村－(急)－331
	土 石 流	1	大村－(土)－29			20	大村－(急)－332
		2	大村－(土)－31			21	大村－(急)－332－2
日 泊 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－238			22	大村－(急)－333
		2	大村－(急)－239			23	大村－(急)－334
		3	大村－(急)－243			24	大村－(急)－335
		4	大村－(急)－244			25	大村－(急)－336
		5	大村－(急)－248			26	大村－(急)－337
		6	大村－(急)－251			27	大村－(急)－338
		7	大村－(急)－252			28	大村－(急)－339
		8	大村－(急)－223			29	大村－(急)－340
		9	大村－(急)－258		土 石 流	1	大村－(土)－33
		10	大村－(急)－259			2	大村－(土)－35
		11	大村－(急)－262			3	大村－(土)－36
		12	大村－(急)－263			4	大村－(土)－47
		13	大村－(急)－266			5	大村－(土)－48
		14	大村－(急)－266－2	合 計	急 傾 斜 地	6 5 か 所	
		15	大村－(急)－269				
		16	大村－(急)－269－2		土 石 流	9 か 所	
		17	大村－(急)－270				
	土 石 流	1	大村－(土)－32				
		2	大村－(急)－34				

(2) 平成21年12月18日指定

*網掛け：警戒区域のみ

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号
溝 陸 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－271	久原 1丁目	急傾斜地の崩壊	6	大村－(急)－61
		2	大村－(急)－272				
		3	大村－(急)－273	久 原 2 丁 目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－51
		4	大村－(急)－274			2	大村－(急)－51－2
		5	大村－(急)－275			3	大村－(急)－56
		6	大村－(急)－276			4	大村－(急)－56－2
		7	大村－(急)－277			5	大村－(急)－60
		8	大村－(急)－278			6	大村－(急)－62
		9	大村－(急)－279			7	大村－(急)－63
		10	大村－(急)－280	木 場 1丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－48
		11	大村－(急)－341			2	大村－(急)－54
		12	大村－(急)－341－2	木 場 2丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－153
		13	大村－(急)－342			2	大村－(急)－154
		14	大村－(急)－243			3	大村－(急)－159
		15	大村－(急)－244	三 城 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－17 *1
	土 石 流	1	大村－(土)－37			2	大村－(急)－20
赤 佐 古 町		急傾斜地の崩壊	1			大村－(急)－34	3
	2		大村－(急)－36	4	大村－(急)－25		
	3		大村－(急)－37	須 田 ノ 木 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－41
	4		大村－(急)－37－2			2	大村－(急)－42
	5		大村－(急)－39			3	大村－(急)－43
	6		大村－(急)－40	武 部 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－28
	7		大村－(急)－37－3			2	大村－(急)－28－3
荒 平 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－18			徳 泉 川 内 町	急傾斜地の崩壊
		2	大村－(急)－22－3	4	大村－(急)－38		
		3	大村－(急)－124	1	大村－(急)－30		
		4	大村－(急)－125	2	大村－(急)－30－2		
		5	大村－(急)－125－2	3	大村－(急)－32－2		
		6	大村－(急)－126	4	大村－(急)－33		
		7	大村－(急)－127	5	大村－(急)－138		
		8	大村－(急)－129	6	大村－(急)－139		
		9	大村－(急)－133	7	大村－(急)－144		
		10	大村－(急)－134	8	大村－(急)－146		
		11	大村－(急)－134－2	9	大村－(急)－32		
片 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－45		10	大村－(急)－136	
玖 島 1丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－49	水 計 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－19
		2	大村－(急)－50			2	大村－(急)－21
玖 島 2丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－44			3	大村－(急)－21－2
		2	大村－(急)－46			4	大村－(急)－26
久原 1丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－52			5	大村－(急)－27
		2	大村－(急)－53			6	大村－(急)－31
		3	大村－(急)－53－2			7	大村－(急)－31－2
		4	大村－(急)－58	向 木 場 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－153－2
		5	大村－(急)－59			2	大村－(急)－55

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号				
向 木 場 町	急傾斜地の崩壊	3	大村－(急)－151	東 大 村 2 丁 目	急傾斜地の崩壊	8	大村－(急)－110				
		4	大村－(急)－172			9	大村－(急)－111				
東 大 村 1 丁 目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－128			10	大村－(急)－113				
		2	大村－(急)－128－2			11	大村－(急)－113－2				
		3	大村－(急)－128－3			12	大村－(急)－114				
		4	大村－(急)－131			13	大村－(急)－117				
		5	大村－(急)－132			14	大村－(急)－118				
		6	大村－(急)－135			15	大村－(急)－118－2				
		7	大村－(急)－140			16	大村－(急)－119				
		8	大村－(急)－141			17	大村－(急)－119－2				
		9	大村－(急)－142			18	大村－(急)－120				
		10	大村－(急)－145			19	大村－(急)－123				
		11	大村－(急)－145－2			20	大村－(急)－123－2				
		12	大村－(急)－147			21	大村－(急)－123－3				
		13	大村－(急)－148			22	大村－(急)－123－4				
		14	大村－(急)－148－2			23	大村－(急)－130				
		15	大村－(急)－149			24	大村－(急)－137				
		16	大村－(急)－156			25	大村－(急)－143				
		17	大村－(急)－157			26	大村－(急)－282				
		18	大村－(急)－281			土 石 流	1	大村－(土)－8			
		19	大村－(急)－284			合計	急 傾 斜 地	1 4 7 か所			
		20	大村－(急)－285				土 石 流	2 か所			
		21	大村－(急)－287				※ 1 区域変更により平成 3 0 年 7 月 2 0 日指定				
		22	大村－(急)－288								
		23	大村－(急)－289								
		24	大村－(急)－291								
		25	大村－(急)－292								
		26	大村－(急)－293								
		27	大村－(急)－293－2								
		28	大村－(急)－293－3								
		29	大村－(急)－293－5								
		30	大村－(急)－293－6								
		31	大村－(急)－294								
		32	大村－(急)－294－2								
		33	大村－(急)－296								
東 大 村 2 丁 目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－98								
		2	大村－(急)－99								
		3	大村－(急)－99－2								
		4	大村－(急)－100								
		5	大村－(急)－101								
		6	大村－(急)－103								
		7	大村－(急)－108								

(3) 平成24年3月23日指定

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号
陰 平 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－64	中 里 町	急傾斜地の崩壊	11	大村－(急)－224
		2	大村－(急)－64－2			12	大村－(急)－322
		3	大村－(急)－64－3			13	大村－(急)－322－2
		4	大村－(急)－65			14	大村－(急)－322－3
		5	大村－(急)－66			15	大村－(急)－323
		6	大村－(急)－66－2			16	大村－(急)－324
		7	大村－(急)－66－3			17	大村－(急)－325
		8	大村－(急)－66－4			18	大村－(急)－325－2
		9	大村－(急)－67			19	大村－(急)－325－3
		10	大村－(急)－68			20	大村－(急)－325－4
		11	大村－(急)－69			21	大村－(急)－325－5
		12	大村－(急)－71－2			22	大村－(急)－326
		13	大村－(急)－72			23	大村－(急)－327
		14	大村－(急)－72－3		土 石 流	1	大村－(土)－25
		15	大村－(急)－73			2	大村－(土)－43
		16	大村－(急)－203			3	大村－(土)－46
		17	大村－(急)－204	大 里 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－217
		18	大村－(急)－206			2	大村－(急)－223
		19	大村－(急)－206－2			3	大村－(急)－223－2
		20	大村－(急)－207			4	大村－(急)－223－3
		21	大村－(急)－208			5	大村－(急)－223－4
		22	大村－(急)－208－2			6	大村－(急)－223－5
		23	大村－(急)－208－3			7	大村－(急)－225
		24	大村－(急)－209			8	大村－(急)－226
		25	大村－(急)－211			9	大村－(急)－227
		26	大村－(急)－212			10	大村－(急)－227－2
中 里 町	土 石 流	1	大村－(土)－4			11	大村－(急)－227－3
		2	大村－(土)－4－2			12	大村－(急)－228
		3	大村－(土)－5			13	大村－(急)－230
		4	大村－(土)－6			14	大村－(急)－230－2
		5	大村－(土)－22			15	大村－(急)－230－3
		6	大村－(土)－23			16	大村－(急)－230－4
	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－213			17	大村－(急)－232
		2	大村－(急)－214			18	大村－(急)－232－2
		3	大村－(急)－215			19	大村－(急)－232－3
		4	大村－(急)－216			20	大村－(急)－233
	急傾斜地の崩壊	5	大村－(急)－218			21	大村－(急)－233－2
		6	大村－(急)－219			22	大村－(急)－233－3
		7	大村－(急)－219－2			23	大村－(急)－235
		8	大村－(急)－220			24	大村－(急)－237
		9	大村－(急)－222			25	大村－(急)－240
		10	大村－(急)－222－2			26	大村－(急)－240－2

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号
大 里 町	急傾斜地の崩壊	27	大村－(急)－241	小 川 内 町	急傾斜地の崩壊	12	大村－(急)－167
		28	大村－(急)－242			13	大村－(急)－168
		29	大村－(急)－245			14	大村－(急)－169
	土 石 流	1	大村－(急)－26			15	大村－(急)－170
		2	大村－(急)－27			16	大村－(急)－173
		3	大村－(急)－28			17	大村－(急)－173－2
		4	大村－(急)－30			18	大村－(急)－174
岩 松 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－175			19	大村－(急)－174－3
		2	大村－(急)－184			20	大村－(急)－174－4
		3	大村－(急)－185			21	大村－(急)－174－5
		4	大村－(急)－185－2			22	大村－(急)－177
		5	大村－(急)－185－3			23	大村－(急)－178
		6	大村－(急)－185－4			24	大村－(急)－180
		7	大村－(急)－185－5			25	大村－(急)－182
		8	大村－(急)－185－6			26	大村－(急)－182－2
		9	大村－(急)－185－7			27	大村－(急)－182－3
		10	大村－(急)－186－2			28	大村－(急)－182－5
		11	大村－(急)－186－3			29	大村－(急)－189
		12	大村－(急)－187			30	大村－(急)－189－2
		13	大村－(急)－188			31	大村－(急)－190
		14	大村－(急)－188－2			32	大村－(急)－196
		15	大村－(急)－191			33	大村－(急)－196－2
		16	大村－(急)－193			34	大村－(急)－196－3
		17	大村－(急)－194			35	大村－(急)－199
		18	大村－(急)－194－2			36	大村－(急)－200
		19	大村－(急)－194－3			37	大村－(急)－201
		20	大村－(急)－195			38	大村－(急)－201－2
		21	大村－(急)－197			39	大村－(急)－205
		22	大村－(急)－197－2			40	大村－(急)－205－2
		23	大村－(急)－198			41	大村－(急)－306
	土 石 流	1	大村－(土)－17			42	大村－(急)－307
小 川 内 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－155	土 石 流		1	大村－(土)－15
		2	大村－(急)－158			2	大村－(土)－16
		3	大村－(急)－158－2			3	大村－(土)－18
		4	大村－(急)－160			4	大村－(土)－19
		5	大村－(急)－161	平 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－183
		6	大村－(急)－161－2			2	大村－(急)－183－2
		7	大村－(急)－162			3	大村－(急)－183－3
		8	大村－(急)－163			4	大村－(急)－183－4
		9	大村－(急)－163－2			5	大村－(急)－202
		10	大村－(急)－164			6	大村－(急)－299
		11	大村－(急)－165			7	大村－(急)－300

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号
平 町	急傾斜地の崩壊	8	大村－(急)－301	平 町	急傾斜地の崩壊	24	大村－(急)－314
		9	大村－(急)－302			25	大村－(急)－316
		10	大村－(急)－303			26	大村－(急)－317
		11	大村－(急)－303－2			27	大村－(急)－318
		12	大村－(急)－304			28	大村－(急)－319
		13	大村－(急)－305			29	大村－(急)－319－2
		14	大村－(急)－305－3			30	大村－(急)－319－3
		15	大村－(急)－305－4			31	大村－(急)－320
		16	大村－(急)－305－5		土 石 流	1	大村－(土)－15
		17	大村－(急)－305－6	合 計	急 傾 斜 地	1 7 4 か所	
		18	大村－(急)－308				
		19	大村－(急)－309		土 石 流	1 9 か所	
		20	大村－(急)－309－2				
		21	大村－(急)－310				
		22	大村－(急)－311				
		23	大村－(急)－312				

(4) 平成28年3月29日指定

*網掛け：警戒区域のみ

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号		
武留路町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－345	東野岳町	急傾斜地の崩壊	11	大村－(急)－397		
		2	大村－(急)－346			12	大村－(急)－398		
		3	大村－(急)－347	草場町	土 石 流	1	大村－(土)－ 49		
		4	大村－(急)－348			1	大村－(急)－399		
		5	大村－(急)－350		2	大村－(急)－400			
		6	大村－(急)－351		3	大村－(急)－400－2			
		7	大村－(急)－352		4	大村－(急)－400－3			
		8	大村－(急)－353		5	大村－(急)－401			
松原1丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－354			急傾斜地の崩壊	6	大村－(急)－401－2	
		2	大村－(急)－355				7	大村－(急)－402	
松原2丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－358				8	大村－(急)－402－2	
		2	大村－(急)－359				9	大村－(急)－403	
松原3丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－360	福重町			急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－404
		2	大村－(急)－361					2	大村－(急)－405
		3	大村－(急)－362					3	大村－(急)－406
		4	大村－(急)－364		4	大村－(急)－407			
		5	大村－(急)－365		5	大村－(急)－408			
野岳町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－367	皆同町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－409		
		2	大村－(急)－368			2	大村－(急)－409－2		
		3	大村－(急)－369			3	大村－(急)－409－3		
		4	大村－(急)－370			4	大村－(急)－410		
		5	大村－(急)－373	今富町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－411		
		6	大村－(急)－374			2	大村－(急)－412		
		7	大村－(急)－375			3	大村－(急)－412－2		
		8	大村－(急)－376			4	大村－(急)－413		
		9	大村－(急)－377			5	大村－(急)－414		
		10	大村－(急)－378			6	大村－(急)－415		
		11	大村－(急)－379			7	大村－(急)－415－2		
		12	大村－(急)－381			8	大村－(急)－415－3		
		13	大村－(急)－382			9	大村－(急)－416		
		14	大村－(土)－383			10	大村－(急)－417		
		15	大村－(急)－423			11	大村－(急)－417－2		
		16	大村－(急)－423－2			12	大村－(急)－418		
東野岳町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－385			急傾斜地の崩壊	13	大村－(急)－419	
		2	大村－(急)－386				14	大村－(急)－420	
		3	大村－(急)－388				15	大村－(急)－421	
		4	大村－(急)－389		弥勒寺町		急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－422
		5	大村－(急)－390	立福寺町		急傾斜地の崩壊		1	大村－(急)－424
		6	大村－(急)－392					2	大村－(急)－425
		7	大村－(急)－393					3	大村－(急)－426
		8	大村－(急)－394					4	大村－(急)－427
		9	大村－(急)－395					5	大村－(急)－427－2
		10	大村－(急)－396						

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号
立 福 寺 町	急傾斜地の崩壊	6	大村－(急)－428	重 井 田 町	急傾斜地の崩壊	13	大村－(急)－458
		7	大村－(急)－429			14	大村－(急)－459
		8	大村－(急)－430			15	大村－(急)－459－2
		9	大村－(急)－430－2	土 石 流		1	大村－(土)－ 50
		10	大村－(急)－431			2	大村－(土)－ 51
		11	大村－(急)－432	宮 代 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－460
		12	大村－(急)－433			2	大村－(急)－461
		13	大村－(急)－434			3	大村－(急)－462
		14	大村－(急)－434－2			4	大村－(急)－463
		15	大村－(急)－434－3			5	大村－(急)－464
		16	大村－(急)－423－3			6	大村－(急)－465
野 田 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－435			7	大村－(急)－465－2
		2	大村－(急)－435－2			8	大村－(急)－465－3
		3	大村－(急)－435－3			9	大村－(急)－465－4
		4	大村－(急)－436			10	大村－(急)－465－5
		5	大村－(急)－437			11	大村－(急)－465－6
		6	大村－(急)－438			12	大村－(急)－465－7
		7	大村－(急)－438－2			13	大村－(急)－466
		8	大村－(急)－439			14	大村－(急)－466－2
荒 瀬 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－440			15	大村－(急)－466－3
		2	大村－(急)－441			16	大村－(急)－466－4
		3	大村－(急)－442			17	大村－(急)－466－5
		4	大村－(急)－443			18	大村－(急)－467
		5	大村－(急)－444			19	大村－(急)－473
		6	大村－(急)－445	土 石 流		1	大村－(土)－ 52
		7	大村－(急)－446			2	大村－(土)－ 53
池 田 2 丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－447			3	大村－(土)－ 54
上 諏 訪 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－448			4	大村－(土)－ 54－2
		2	大村－(急)－448－2			5	大村－(土)－ 54－3
		3	大村－(急)－448－3	原 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－442－1
		4	大村－(急)－448－4			2	大村－(急)－442－2
重 井 田 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－449			3	大村－(急)－468
		2	大村－(急)－450			4	大村－(急)－468－2
		3	大村－(急)－450－2			5	大村－(急)－469
		4	大村－(急)－451			6	大村－(急)－470
		5	大村－(急)－451－2			7	大村－(急)－471
		6	大村－(急)－452	土 石 流		1	大村－(土)－ 55
		7	大村－(急)－453			2	大村－(土)－ 56
		8	大村－(急)－454	田 下 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－474
		9	大村－(急)－455			2	大村－(急)－474－2
		10	大村－(急)－455－2			3	大村－(急)－475
		11	大村－(急)－456			4	大村－(急)－476
		12	大村－(急)－457			5	大村－(急)－477
						6	大村－(急)－478

[illegible]

(5) 令和元年7月5日指定

*網掛け：警戒区域のみ

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	合計	急傾斜地の崩壊	1 か所
玖 島 1 丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－50－2		地すべり	3 か所
大里町	地すべり	1	大村－(地)－1			
西 部 町	地すべり	1	大村－(地)－2			
	地すべり	2	大村－(地)－3			

(6) 令和元年8月2日指定

*網掛け：警戒区域のみ

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	合計	急傾斜地の崩壊	4 か所
武 部 町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－28－2			
	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－35			
久 原 2 丁目	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－57			
溝陸町	急傾斜地の崩壊	1	大村－(急)－342－2			

(7) 令和2年1月21日指定

*網掛け：警戒区域のみ

地 区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号	地区	自然現象の種類	数	箇 所 番 号
野岳町	地すべり	1	大村－(地)－11	陰平町	地すべり	2	大村－(地)－21
野田町	地すべり	1	大村－(地)－12		地すべり	3	大村－(地)－22
池 田 2 丁目	地すべり	1	大村－(地)－13	西部町	地すべり	1	大村－(地)－23
黒 木 町	地すべり	1	大村－(地)－14	日泊町	地すべり	1	大村－(地)－24
	地すべり	2	大村－(地)－15		地すべり	2	大村－(地)－25
	地すべり	3	大村－(地)－16	中里町	地すべり	1	大村－(地)－26
	地すべり	4	大村－(地)－17	今村町	地すべり	1	大村－(地)－27
大里町	地すべり	1	大村－(地)－19				
陰平町	地すべり	1	大村－(地)－20	合 計	地すべり	1 6 か所	

2 山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区 番号		位置			危険地区の危険度	山腹崩壊危険度	被災危険度	備考
市町村	地区	市町村	町名	地区名				
205	1	大村市	黒木町	攻ノ木場	B	b1	b2	
205	2	大村市	黒木町	上椿谷	B	a1	c2	
205	3	大村市	黒木町	六郎木	B	a1	c2	
205	4	大村市	黒木町	岩屋口	B	a1	c2	
205	5	大村市	黒木町	岩屋	A	a1	b2	
205	6	大村市	黒木町	笹の本	A	a1	a2	
205	7	大村市	黒木町	板ノ川内	B	a1	c2	
205	8	大村市	黒木町	炭小屋	B	a1	c2	
205	9	大村市	黒木町	檜木原	A	a1	a2	
205	10	大村市	黒木町	小岳	C	b1	c2	
205	11	大村市	宮代町	山添(1)	A	a1	a2	
205	12	大村市	宮代町	廣谷	A	a1	b2	
205	13	大村市	宮代町	吉丸	A	a1	a2	
205	14	大村市	宮代町	古田	B	b1	b2	
205	15	大村市	田下町	戸井ノ山	B	b1	b2	
205	16	大村市	中岳町	中岳	A	a1	a2	
205	17	大村市	中岳町	堂ノ本	B	a1	c2	
205	18	大村市	中岳町	横畑	A	a1	a2	
205	19	大村市	中岳町	平原	A	a1	a2	
205	20	大村市	黒木町	黒木原	C	c1	c2	
205	21	大村市	原町	横尾	A	b1	a2	
205	22	大村市	原町	似田	A	a1	a2	
205	23	大村市	上諏訪町	権現山	B	a1	c2	
205	24	大村市	原町	井手ノ平	A	b1	a2	
205	25	大村市	原町	桐ヶ谷	C	b1	c2	
205	26	大村市	東大村二丁目	長岡	B	a1	c2	
205	27	大村市	小川内町	西小川内	C	c1	c2	

危険地区 番号		位置			危険地区の危険度	山腹崩壊危険度	被災危険度	備考
市町村	地区	市町村	町名	地区名				
205	28	大村市	小川内町	古園	A	a1	a2	
205	29	大村市	小川内町	水無	C	c1	c2	
205	30	大村市	小川内町	東上小川内 2	C	c1	c2	
205	31	大村市	小川内町	東上小川内 3	A	a1	b2	
205	32	大村市	小川内町	東中小川内	C	b1	c2	
205	33	大村市	小川内町	平	B	c1	a2	
205	34	大村市	小川内町	矢樋 1	B	a1	c2	
205	35	大村市	小川内町	横山 2	B	b1	b2	
205	36	大村市	西部町	舟津平	A	a1	a2	
205	37	大村市	陰平町	西明	A	a1	a2	
205	38	大村市	大里町	平田	C	c1	c2	
205	39	大村市	大里町	ウナツ	A	b1	a2	
205	40	大村市	日泊町	影平	C	c1	c2	
205	41	大村市	今村町	迫ノ山	B	c1	a2	
205	42	大村市	中岳町	中岳	B	a1	c2	
205	43	大村市	東大村二丁目	新井平	A	b1	a2	
205	44	大村市	原町	石割場	A	a1	a2	
205	45	大村市	小川内町	西光寺	C	c1	b2	
205	46	大村市	溝陸町	溝陸	A	a1	a2	
205	47	大村市	荒瀬町	溝陸	A	a1	a2	

3 崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区 番号		位置			危険地区の危険	崩壊土砂危険度	被災危険度	備考
市 町 村	地 区	市町村	町名	地区名				
205	1	大村市	武留路町	才貫田	C	c1	c2	
205	2	大村市	武留路町 他	餅の浜	A	a1	b2	
205	3	大村市	黒木町	山犬谷	B	a1	c2	
205	4	大村市	黒木町	岩屋	A	a1	a2	
205	5	大村市	黒木町	ハツ久保	A	a1	b2	
205	6	大村市	立福寺町 他	裏見の滝	B	a1	c2	
205	7	大村市	野田町	赤似田	B	b1	b2	
205	8	大村市	宮代町	菅無田	A	a1	a2	
205	9	大村市	中岳町	五太郎	A	a1	a2	
205	10	大村市	中岳町	開田	A	a1	a2	
205	11	大村市	中岳町	南川内 3	B	a1	c2	
205	12	大村市	黒木町	小川内	A	a1	a2	
205	13	大村市	原町 他	荒瀬	A	a1	a2	
205	14	大村市	東大村二丁目	長岡	C	b1	c2	
205	15	大村市	東大村一丁目他	針尾	C	c1	c2	
205	16	大村市	小川町	横山	B	c1	a2	
205	17	大村市	西部町	舟津	A	b1	a2	
205	18	大村市	日泊町 他	蔦川内	C	b1	c2	
205	19	大村市	大里町 他	内倉	B	c1	a2	
205	20	大村市	中里町 他	日焼	A	b1	a2	
205	21	大村市	今村町他	水頭	A	b1	a2	
205	22	大村市	日泊町 他	日泊	A	b1	a2	
205	23	大村市	重井田町	重井田	A	b1	a2	
205	24	大村市	中岳町	水洗	B	c1	a2	
205	25	大村市	黒木町	本谷	B	a1	c2	

205	26	大村市	黒木町	椿谷 1	A	a1	b2	
危険地区 番号		位置			危険地区の危険度	崩壊土砂危険度	被災危険度	備考
市 町 村	地 区	市町村	町名	地区名				
205	27	大村市	黒木町	椿谷 2	A	a1	b2	
205	28	大村市	黒木町	上椿谷	C	b1	c2	
205	29	大村市	中岳町	楓佐古	B	b1	b2	
205	30	大村市	黒木町	袈裟石 1	C	c1	c2	
205	31	大村市	黒木町	袈裟石 3	B	b1	b2	
205	32	大村市	黒木町	板川内	A	a1	b2	
205	33	大村市	黒木町	炭小屋	B	b1	b2	
205	34	大村市	黒木町	檜木原	A	a1	a2	
205	35	大村市	黒木町	大払	A	a1	a2	
205	36	大村市	中岳町	久良原	B	c1	a2	
205	37	大村市	中岳町	中岳	A	a1	a2	
205	38	大村市	中岳町	南川内	B	b1	b2	
205	39	大村市	上諏訪町	上諏訪	C	c1	c2	
205	40	大村市	東大村二丁目	諏訪	C	c1	c2	
205	41	大村市	中岳町	久原	A	a1	a2	
205	42	大村市	中岳町	川久保	A	a1	a2	
205	43	大村市	東大村一丁目	中辻	A	b1	a2	
205	44	大村市	日泊町	日泊	B	c1	a2	
205	45	大村市	重井田町	大谷	B	c1	a2	
205	46	大村市	宮代町	宮代	B	b1	b2	
205	47	大村市	田下町	田下	A	b1	a2	
205	48	大村市	陰平町	陰平	A	b1	a2	

4 山地災害危険地現地表示一覧（国有林内：長崎森林管理署管内）

市 名	地 区 名	危険地区番号	危 険 地 区 種 類
大村市 黒木町	萱瀬（１）	２０５－ １	山 腹 崩 壊
	萱瀬（２）	２０５－ ２	
	北 川 内	２０５－ ３	
大村市 黒木町	黒木（１）	２０５－ １	崩壊土砂流出
	大 払	２０５－ ２	
	黒木（２）	２０５－ ３	
	北川内（１）	２０５－ ４	
	北川内（２）	２０５－ ５	
	北川内（３）	２０５－ ６	
	北川内（４）	２０５－ ７	
	北川内（５）	２０５－ ８	
大村市 重井田町	重 井 田	２０５－ ９	
	松 原	２０５－ １０	

5 地すべり崩壊危険箇所

番号	河 川 名			位 置	地すべり危険箇所			地形・地質		区 域 内 の 保 全 地 策
	箇所名	水系名	幹 川 名	溪 流 名	幅	長 さ	面 積 (ha)	勾配 (度)	基盤岩	
18- 1	松 外		変 配 川	北 木 場 川	369.5	770.5	25.54	8	基盤岩	県道 740m、市道 360m
18- 2	平 原	郡 川	佐奈河内川	野 田 川	229.0	291.5	8.06	11	玄武岩	市道 790m
18- 3	鼓 石	大上戸川	藤 ノ 川		451.0	435.9	19.65	7		高速道 480m、市道 740m
18- 4	弥左衛門木場		北ノ川内川	倉 谷 川	434.5	229.5	17.36	14		公民館 1、橋 1、国道 1、140m、市道 929m
18- 5	中 村	郡 川		北ノ川内川	142.0	271.5	6.05	15	集塊岩	橋 1、市道 435m
18- 6	中 野		岩 屋 川	岩 屋 川	254.5	205.0	9.40	14		橋 1、市道 916m
18- 7	板ノ川内口		樫木原川	樫木原川	247.5	536.5	11.51	15		橋 1、市道 317m
18- 8	内 倉 1				225.0 412.4	149.0 143.0	12.16	9	玄武岩	市道 740m
18- 9	田ノ原道下	鈴 田 川	内 倉 川	内 倉 川	393.0	356.5	17.39	12	泥 岩	駐在所 1、橋 4、JR510m、国道 800m 高速道 570m、市道 1、470m
18-10	田 久 保			浦 川 内 川	548.5	1,324.0	69.63	16		公民館 2、消防庫 1、J R200m 市道 630m
18-11	久 郎			久 郎 川	554.5	554.5	28.88	14		県道 470m
18-12	釜 平			釜 川 内 川	440.0	237.5	8.96	12		公民館 1、県道 140m、市道 130m
18-13	曾 根 平			田 尻 川	1,232.0	859.0	66.60	8		公民館 1、県道 1,290m
18-14	釘 の 頭			釘 の 頭 川	715.0	633.0	33.22	10		公民館 1、県道 830m、市道 620m
18-15	山 境			山 境 川	335.0	440.5	15.50	13	砂 岩	公民館 1、橋 1、県道 290m、市道 540m
18-16	内 倉 2	鈴 田 川	日 焼 川 内 倉 川		1,232.0	859.0	69.69	10		公民館 1、橋 2、市道 560m
18-17	迫 の 山	今 村 川	今 村 川		161.0	256.0	4.11	16		橋 1、高速道 170m、市道 370m

番号	河 川 名				位 置	地すべり危険箇所			地形・地質		区 域 内 の 保 全 地 策	
	箇所名	水系名	幹川名	溪流名		幅	長さ	面積 (ha)	勾配 (度)	基盤岩	人家戸数 (戸)	公共施設の種類及び数量
-1	摺手石	今村川	今村川		今村町	556.0	621.0	26.20	11	砂 岩		公民館 1、市道 790m
-2	柳 谷			薦川内川	西部町	343.0	767.0	16.50	16	風化岩		県道 280m
-3	堀 外	今村川	今村川		今村町	245.0	344.0	6.40	11	砂 岩		橋 1
-4	久保田			久保田川	溝陸町	250.0	100.0	4.40	16			農道 300m
合計	21か所											

6 急傾斜地崩壊危険箇所及び整備箇所

番 号	箇所名	町 名	長 さ	地 形		人 家	公 共 的 建 物	公 共 施 設	急傾斜地崩壊危険区域の指定	面 積 (ha)	整 備 状 況	備 考
				傾斜度	高 さ							
I-1926 3-2-1	園 田	溝 陸 町	150	40	5	5			S63.1.8	0.180	一 部	
II-7039	釜川内	陰 平 町	135	42	8	5		県道20m、市道60m	H18.9.22	0.28	整備済	
I-1928 3-2-3	小川内	小川内町	120	38	20	11		市道170m、河川40	H15.2.4	1.06	整備済	
I-1929 3-2-4	西光寺	小川内町	135	40	30	6		市道200m、河川90m 橋1			未 済	
I-1930 3-2-5	東浦(1)	久原1丁目	130	34	16	12		市道180m			未 済	
I-1931 3-2-6	東浦(2)	久原1丁目	415	39	16	45	公民館1、寺院1	市道210m	S51.12.10 S58.2.22 H2.7.13	0.880 0.970 0.072	整備済	東浦第一 東浦第二 " 第二追加
I-1932 3-2-7	片 町	片 町	225	60	12	16	公民館1、神社1 病院1	市道140m、JR10	H1.6.16	0.650	整備済	
I-1933 3-2-8	三 城	三 城 町	40	42	10	2	神社1	市道10m			未 済	
I-1934 3-2-9	岩 下	荒 瀬 町	140	42	40	1	寺院1、神社1	国道105m			未 済	
I-1935 3-2-10	石 場	原 町	715	42	60	9	高圧塔	国道250m			未 済	
I-1936 3-2-11	山 添	宮 代 町	710	36	76	16	集落センター1	市道590m	H18.3.17	1.63	整備済	
I-1937 3-2-12	岸 道	荒 瀬 町	400	35	44	11		市道330m	H4.12.8	4.400	整備済	
I-1938 3-2-13	荒 川	久原2丁目	180	30	24	4		市道110m			未 済	人工斜面

番 号	箇所名	町 名	長 さ	地 形		人 家	公 共 的 建 物	公 共 施 設	急傾斜地崩壊 危険区域の指定	面 積 (ha)	整 備 状 況	備 考
				傾斜度	高さ							
I-1939 3-2-14	美野神上	日 泊 町	50	48	8	0	小学校 1				未 済	人工斜面
I-4858 3-2-15	久 原	久原 2 丁目	45	51	5	6		市道 110m	S 61. 1. 10	0. 070	整備済	
I-5096 3-2-16	武 部	武 部 町	70	63	7	7		市道 195m	H6. 10. 28	0. 100	整備済	
	本小路	玖島 1 丁目	50	70	5	5			H9. 3. 21	0. 040	整備済	
I-5794 3-2-24	開 田	中 岳 町	215	37	90	10		市道 215m	H 15. 2. 4	0. 520	整備済	
I-5795 3-2-25	開田 (2)		190	75	5. 8	5		市道 190m	H14. 2. 8	0. 240	整備済	
I-5189 3-2-17	白鳥前	岩 松 町	125	40	10	10		河川 150m			未 済	
	前舟津	久原 1 丁目	45	55	5	5					未 済	個人で大 部分整備
I-5797 3-2-27	武部 (2)	武 部 町	29	60	6	9	十八銀行社員寮		H30. 1. 12	0. 040	整備済	
II-6965	下針尾	岩 松 町	120	36	10	6		市道 70m			未 済	
II-6960	島	溝 陸 町	285	47	14	4		市道 100m			未 済	
II-6961	才ノ浦		145	34	12	3		県道			未 済	
II-6962	先網代		150	39	22	4		県道			未 済	
II-6963	俵 崎	日 泊 町	130	36	16	4		市道 100m			未 済	
II-6963	平 田	大 里 町	210	31	62	4		市道 170m			整備済	地すべり指定 区域内 H 2 災 害緊急地すべ り事業(県)

番 号	箇所名	町 名	長 さ	地 形		人 家	公 共 的 建 物	公 共 施 設	急傾斜地崩壊 危険区域の指定	面 積 (ha)	整 備 状 況	備 考
				傾斜度	高さ							
I-5678 3-2-19	草場小路	玖島2丁目	90	39	10	15		市道180m	H16.3.25	0.37	整備済	
I-5792 3-2-22	才 又	田 下 町	120	40	32	6		河川200m、橋1基	H18.9.22	0.17	整備済	
III-9574	下小川内	小川内町	135	35	20	21		市道190m、橋1基 河川210m	H18.8.1	1.38	整備済	
	三城(3)	三 城 町	65	68	19	6		市道80m	H19.12.18	0.12	整備済	
	園田(2)	溝 陸 町	55	45	7	5		市道190m	H23.8.26	0.05	整備済	
	深 山	福 重 町	50	51	10	1	保育園 1				未 済	
	徳泉川内 (11)	徳泉川内町	97	40	15	11		市道101m、25m	H29.8.22	0.25	整備済	
合 計	35箇所								18箇所	13.472		

7 土石流危険渓流 (人家3戸以上)

番号	河川名			溪流位置	流域面積 (ha)	土石流 災害年	人家戸数 (戸)	保全施設等		砂防 指定地	備考
	水系名	河川名	溪流名					公共施設等	象 耕地面積		
2-42-1	郡川	平石川	平石川	宮代町	64.8		3	市道70m、農道155m、道230m	2.01		
2-42-2		店川	店川	黒木町	52.1	32	12	小学校、県道120m、市道70m 道20m	0.36	有	告示第1463号 S47.3.29
2-42-3		以良椎川	以良椎川		2.5		3	小学校、県道100m	0.44		
2-42-4		榎木原川	イ 榎木原川		33.8	32	7	県道140m、道150m	1.95	有	告示第1596号 S41.5.26
2-42-5		小川内川	小川内尻川	田下町	12.5		6	農道50m、道10m	0.36	有	告示第1047号 S41.8.30
2-42-6		五太郎川	五太郎川		32.3	32	5	公民館、林道85m、道385m	1.17		
2-42-7		宮ノ本川	宮ノ本川		6.8	32	3	農道35m、道65m	0.24		
2-42-8		下長瀬川	下長瀬川		32.8		4	市道20m、農道110m、道255m	0.50		
2-45-1	鈴田川	西明園川	西明園川	陰平町	6.2		10	市道135m、農道170m、道10m	1.56		
1	郡川	佐奈河内川	油出川	立福寺町	6.4		3	市道70m、農道200m	1.30		
2		郡川	山口川	原町	75.1	32	3	国道100m、道85m	0.53		
3			水川脇川	田下町	5.1		4	農道25m、道90m	0.68		
4		南川内川	段畑川	中岳町	17.8		3	市道15m、農道40m、道100m	0.20	有	告示第2048号 S63.10.21
5			杉谷川		23.0			市道200m、農道20m	0.13	有	告示第1047号 S41.8.30
6		川	川久保川		6.9		5	国道50m	0.50		
7			堂園川		18.6		3	農道40m	0.37		
8		郡川	久良原川		116.3		4	国道90m、市道40m	0.80	有	告示第1812号 S43.6.29
9	郡川	日向川	日向川		12.4	32	3	市道100m、農道80m	0.99		
10			堂ノ本川		5.8		3	国道110m	1.58		

番 号	河 川 名			溪流位置	流域面積 (ha)	土石流 災害年	人家戸数 (戸)	保 全 対 象		砂 防 指 定 地	備 考
	水系名	河川名	溪流名					公 共 施 設 等	耕地面積		
1 1	郡 川	切 詰 川	イ 切 詰 川	中 岳 町	3. 8		3	農道 210m	0. 3 8	有	告示第 198 号 S43. 2. 16
1 2			ロ 切 詰 川		3 4. 8	3 2	7	国道 200m、農道 305m	2. 4 2	有	告示第 198 号 S43. 2. 16
1 3		北 川 内 川	倉 谷 川	黒 木 町	7 2. 8	3 2 4 5	3	市道 20m	0	有	告示第 2687 号 S39. 9. 17
1 4			與七木場川		8. 7		3	市道 100m	0. 2 7		
1 5			攻ノ川内川		3 7. 8	3 2 5 1	3	市道 100m、道 80m	1. 1 5	有	告示第 2613 号 S38. 10. 14
1 6		板ノ川内川	北 川 内 川		7 6. 7	3 2 5 1	3	県道 60m、市道 60m	0. 0 9	有	告示第 711 号 S42. 3. 22
1 7			板ノ川内川		1 7. 6		5	県道 110m、市道 290m、農道 40m	2. 6 5	有	告示第 604 号 S47. 3. 29
1 8			板ノ川内川		8 4. 7	3 2 5 1	4	県道 110m、市道 290m	3. 0 9	有	告示第 604 号 S47. 3. 29
1 9		ハツ久保川	ハツ久保川		9. 7	3 2 5 1		県道 160m、市道 200m、農道 90m	2. 2 0	有	
2 0		郡 川	ロ 榎木原川		4. 1		3	市道 30m	0. 2 5	有	
2 1			ハ 榎木原川		5. 9		3	市道 30m	0. 0 6	有	
2 2	鈴 田 川	鈴 田 川	似 田 川	小川内町	1 0. 7		6	市道 30m、河川 30m	0. 9 4		
2 3		内 倉 川	内 倉 川	大 里 町	2. 3		4	市道 65m、農道 50m	0. 5 4		
2 4		鈴 田 川	平 山 川	平 野	6. 7		4	公民館、市道 160m、農道 70m			

番 号	河 川 名			流域面積 (ha)	土石流 災害年	人家戸数 (戸)	保 全 対 象		砂 防 指 定 地	備 考
	水系名	河川名	溪流名				公 共 施 設 等	耕地面積		
25		餅ノ浜川	武留路川	5.6		8	市道25m、農道10m	0.67	有	告示第946号 S5.3.25
26		変配川	北木場川	40.0		6	農道95m	1.35		
27		弥勒寺川	清水川	19.3		12	県道150m、市道215m、農道15m	3.33		
28			東川内川	16.5		7	郵便局、市道105m、農道155m	0.84		
29			山境川	17.5		3	県道110m、市道10m、農道155m	2.09		
30	郡川	郡川	黒木川	0.48					有	告示第1047号 S25.9.15
31	大上戸川	長岡川	雄ヶ原町 雄ヶ原	7.25					有	告示第275号 S25.9.15
合 計	40か所									

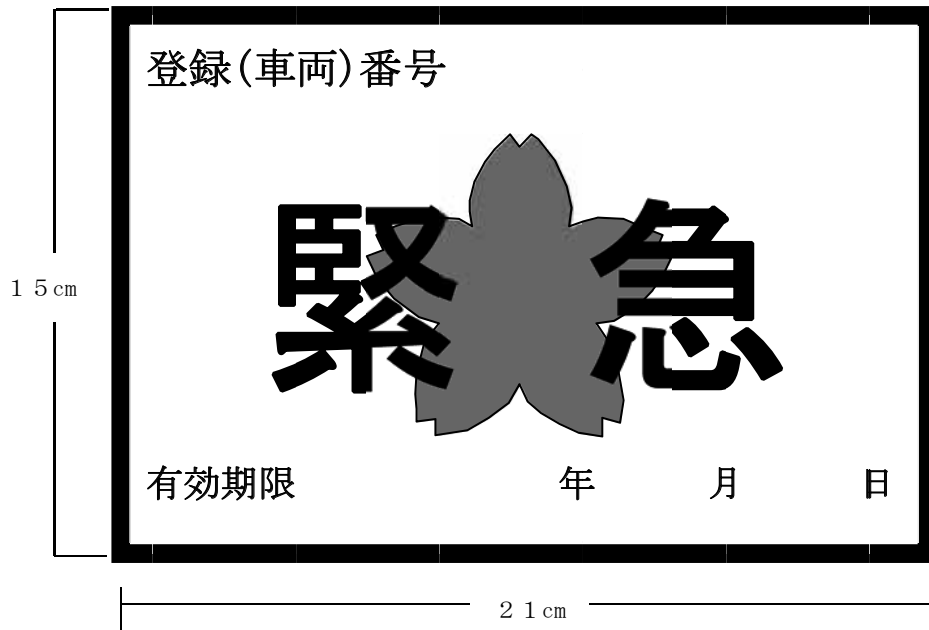
8 水防に係る河川・海岸区域

番号	水 防 管 理 団体名	水系名 又 は 沿岸名	河 川 名 又 は 海 岸 名		重 要 水 防 区 域		予 想 される 事 態	対 策 水 防 工 法	予想される 被 害 状 況 A 家屋 戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m	
					区 域	延長(m)				
1	大村市	郡 川	郡 川	右	黒木町～海	15,938	溢 水	積 土 俵 工	A 1,560 B 215 C 4,000 D 1,000	
				左	黒木町～海	15,938				
2			佐奈 河内川	右	立福寺町 ～ 郡川合流点	2,924	決 壊		A 30 B 150 C 2,800	
				左	野田町 ～ 郡川合流点	2,924				
3			南河内川	右	中岳町 ～ 郡川合流点	2,228	溢 水		A 10 B 5 C 500	
				左	中岳町 ～ 郡川合流点	2,228				
4		大上戸川	大上戸川	右	上諏訪町～海	3,555	溢 水		A 1,500 B 15 C 6,000 D 300	
				左	上諏訪町～海	3,555				
5			藤の川	右	池田新町 ～ 乾馬場町	1,196	決 壊		A 400 B 2 C 400	
				左	上諏訪 ～ 諏訪1丁目	1,196				
6		内田川	内田川	右	水計町～海	2,583	溢 水		A 2,500 B 1 C 2,850 D 300	
		左		徳泉川内町～海	2,583					
7		鈴田川	鈴田川	右	平町 ～ 鈴田橋	5,770	溢 水 決 壊		A 100 B 20 C 2,500 D 400	
				左	平町 ～ 鈴田橋	5,770				
8			針尾川	右	向木場町 ～ 鈴田川合流点	2,122			溢 水	A 20 B 10 C 800 D 200
				左	向木場町 ～ 鈴田川合流点	2,122				
9			稲河内川	右	岩松町 ～ 鈴田川合流点	2,259			溢 水	A 20 B 5 C 500 D 200
				左	岩松町 ～ 鈴田川合流点	2,259				

番 号	水 防 管 理 団 体 名	水系名 又 は 沿岸名	河 川 名 又 は 海 岸 名		重 要 水 防 区 域		予 想 される 事 態	対 策 水 防 工 法	予想される 被 害 状 況 A 家屋 戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
					区 域	延長(m)			
10	大村市	鈴田川	小川内川	右	小川内町 ～ 鈴田川合流点	2,955	溢 水 決 壊 積 土 俵 工		A 20 B 10 C 800 D 0
				左	小川内町 ～ 鈴田川合流点	2,955			
11		東大川	今村川	右	今村町 ～ 東大川合流点	3,159			A 20 B 20 C 450
				左	〃	3,159			
12		よし川	よし川	右	弥勒寺町～海	1,895			A 100 B 30 C 2,000 D 900
				左	皆同町 ～海	1,895			
13		大上戸川	長岡川	右	東大村2丁目 ～ 上諏訪町	2,460			A B C
				左	東大村2丁目 ～ 東大村2丁目	2,460			
14			城ノ尾川	右	東大村2丁目 ～ 上諏訪町	2,340			A B C
				左	〃	2,340			
15		大村湾	陰 平		陰 平 町	400			A B 36 C 750
16			溝 陸		溝 陸 町	3,000			A 30 B 20 C 3,400
17			福 重		寿 古 町	700	決 壊 浸 水		A 100 B 50 C 6,000 D 1,000
18			竹 松		黒 丸 町	1,300			A 50 B 30 C 6,000
19			三浦船津		西 部 町	950			A 16 B 3 C 250
20			大 村 港		西 本 町	140	溢 水 浸 水		A 11 C 102

X I 様 式 類

1 標章（災対法施行規則第6条別記様式第3）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則第6条別記様式第4）

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
			長 崎 県 知 事 印 長崎県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

3 政府所有主要穀物受領証

政府所有主要穀物受領証

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包装	量目	等級	数量(キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡日 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買受目的

災害発生により応急食糧として上記の通り確かに受領しました。

年 月 日

受託事業体 殿

大村市長
氏 名

印

4 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書					
	NO. _____				
金 _____					
<table><tbody><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></tbody></table>					
以上のとおり受領いたしました。 ご好意に厚くお礼申し上げます。					
年 月 日					
殿					
大村市災害対策本部長 大村市長					
印					

(1) 依頼書

年 月 日

【申請者】住所

(電話番号)

記

罹災日時	年 月 日 時 分 頃
罹災場所	大村市
申請者とり災 建物との関係	☐ 持家 ☐ 貸家 ☐ 借家（所有者 ）
罹災原因	年 月 日（ ）に発生した ☐ 地震 ☐ 台風 号 ☐ 集中豪雨 ☐ （ ）による。
罹災状況	
添付書類	☐ 被害の状況を示す写真 ☐ 修復にかかる見積書等

*太線枠内を記入してください。

調 査 結 果	調 査 日 時	年 月 日
	調 査 員 氏 名	
	被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊) ☐ 流失 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他 ()

(罹災証明について)

- 1 罹災証明は、災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に市として確認できる程度の被害について証明するものです。

＊民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

- 2 罹災の程度は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日 府政防第518号)に基づき、対象を判定します。

- ・住宅に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅等の場合は、1棟全体で判定しますので、各区分、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「罹災の程度」は、住宅の屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

＊表面に現れない被害(例：地中の杭の損壊、壁・構造体等内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「罹災の程度」と異なることもあります。

(2) 罹災証明書

〒 長崎県大村市 様					大災証第	号
罹 災 証 明 書						
住 所：長崎県大村市						
世帯の構成	氏 名	続 柄	生 年 月 日	被 害		
災害名：						
被 害 の 状 況		備 考				

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

大村市長 印

6 被災者台帳

被災者台帳

整理番号 _____

住 所 又は 居 所	大村市					
氏 名	フリガナ		生 年 月 日	年 齢	性 別	
					男 女	
連 絡 先	電話番号：() 携帯電話： F A X (メールアドレス)：		世 帯 構 成	☐ 単独世帯 ☐ 複数世帯 世帯主：		
被 害 の 状 況	住家被害	被害認定結果： 有 ・ 無 被害認定日 : 年 月 日 ☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 流失 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水				
	人的被害	氏 名	続 柄	年 齢	死亡(死亡日)・負傷・疾病の状況	
	動産被害					
援 護 実 施 状 況	各種支援制度 ・災害弔慰金 ・見舞金 ・被災者生活再建支援金 ・義援金 等	支援制度申請日： 年 月 日 申 請 者： 被災者との関係： 支援区分： 支給日： 支給終了日：				
	税 の 減 免 ・地方税、保険料 等	減免実施の有無： ☐ 有 ☐ 無 減 免 の 対 象：				
	融 資 制 度	貸付金の種類： 貸付金の有無： ☐ 有 ☐ 無				
	給 付	給付の種類： 給付の有無： ☐ 有 ☐ 無				
	特 例 措 置 ・児童手当 等	特例措置の種類： 特例措置の有無：				
要配慮 者に係 わ る 事 項						

り災証明の交付状況	☐ 有 ☐ 無 交付年月日：			
記載情報提供の同意	☐ 有 ☐ 無			
記載情報提供の有無	☐ 有 ☐ 無 提供年月日： 提 供 先：			
調 査	調 査 番 号	N o - 1 回 目	N o - 2 回 目	N o - 3 回 目
	調 査 日 時			
	調査担当者			
	災 害 種 類			
	調 査 結 果			
備 考				

7 非常通信様式

非 常 通 信 用 紙

受 取 人	電話 番 内線 番							
発 信 人	電話 番 内線 番							
	発信番号		発信日時	年	月	日	時	分
非常								

自局の通報取扱記録

取扱区分	受信人	受付局	中継局	着信局	受取人
伝送方法	無線	有線			使送 ()
	VHF UHF SHF	孤立	災害	防災	FAX
取扱機関及び開始、終了時刻					
		→	自 局	→	
自局名			取扱者		

8 避難者名簿

頭文字

避難者名簿

避難所名：
避難所内の位置：

1 避難所に避難している方

住所		現在の健康状態等（発熱・けが・病歴）			健康状態以外で心配なこと（介護・障がい等の状況）など			携帯電話番号	備考
避難者氏名 ひなんしやしめい	続柄	性別	生年月日	年齢					
					有（状態：） 無				
					有（状態：） 無				
					有（状態：） 無				
					有（状態：） 無				
					有（状態：） 無				

2 離散家族（他の施設への避難、行方不明等記入）

氏名 しめい	続柄	性別	年齢	摘要	氏名 めいし	続柄	性別	年齢	摘要

3 安否情報の提供

☐ 親族・同居者への同意 ☐ 知人へ同意 ☐ 親族同居者知人以外へ同意 ☐ 同意しない

4 入・退所日（＊避難所勤務員が記入）

入所日時	月	日	時	退所日時	月	日	時	退所先
------	---	---	---	------	---	---	---	-----

9 行方不明者リスト

行方不明者リスト

整理番号

No	届出月日	行方不明者						届出者			行方不明者との関係
		住所	氏名	年齢	性別	身長 (cm)	体重 (Kg)	着衣・特徴等	住所	氏名	
	月 日										
	月 日										
	月 日										
	月 日										
	月 日										
	月 日										
	月 日										
	月 日										
	月 日										

10 応急危険度判定結果

(1) 調査済（台紙の色：緑）

応 急 危 険 度 判 定 結 果 調 査 済 INSPECTED ◆この建築物の被害程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です				
建築物名称				
注記：				
整理番号				
判定日時	月	日	午前・午後	時現在
大村市災害対策本部			電話	53－5999

(2) 要注意（台紙の色：黄）

応 急 危 険 度 判 定 結 果

要 注 意

LIMITED ENTRY

◆この建築物に立ち入る場合は十分注意してください

◆応急的に補強する場合には専門家にご相談ください

建築物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

大村市災害対策本部

電話 5 3 - 5 9 9 9

(3) 危険（台紙の色：赤）

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

- ◆この建築物に立ち入ることは危険です
- ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください

建築物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

大村市災害対策本部

電話 5 3 - 5 9 9 9

1 1 災害診療記録

災害診療記録

☐ 項目は、☐ および必要記入項目です。

年 月 日

トリアージタグ&番号	* 該当項目に○を付す 赤 黄 緑 黒	番号	トリアージタグ記載者・場所・機関	
------------	------------------------	----	------------------	--

* 該当性別に○を付す															
メディカルID															
フリガナ	* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載										男	保険者番号			
氏名											女	記号・番号			
生年月日 年齢	* 年齢不詳の場合は推定年齢 M T S H 年 月 日 () 歳										[携帯]電話番号				
住 所	自宅									* 該当項目に○を付す 健存 半壊 全壊					
	☐ 避難所1									☐ 知人宅 ☐ テント ☐ 車内 ☐ その他					
	☐ 避難所2									☐ 知人宅 ☐ テント ☐ 車内 ☐ その他					
職 業									連絡先(家族・知人・その他)				連絡先なし		

【禁忌事項等】

☐ アレルギー

☐ 禁忌食物

【特記事項(常用薬等)】

☐ 抗血小板薬 ()

☐ 抗凝固薬 ☐ ワーファリン ()

☐ 糖尿病治療薬 ☐ インスリン ☐ 経口薬

☐ ステロイド ()

☐ 抗てんかん薬 ()

☐ その他 ()

☐ 透析

☐ 在宅酸素療法(HOT)

☐ 災害時要援護者(☐ 高齢者 ☐ 障害者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ 日本語が不自由 ☐ その他 ())

【フォローアップ】 ☐ 必要(次の該当項目に○を付す。身体的/精神的/社会的/その他)

傷病名	開始	診察場所	所属・医師サイン
	年 月 日		

年 月 日

* 該当性別に○を付す

初速時J-SPEED

☐ は、☒ および必要記入項目です。

* 該当性別に○を付す

メディカルID										M F						
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--

日時	所 見	前頁のJ- SPEED#3~# 26の該当コー ドを記載	処置・処方	・診療場所 ・所属 ・医師等サイン

☐ は、☒および必要記入項目です。

* 該当性別に○を付す

メディカルID									M F							
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

日時	所 見	2頁のJ- SPEED#3~# 26の該当コー ドを記載	処置・処方	・診療場所 ・所属 ・医師等サイン

【転帰】 年 月 日

☐ 1帰宅

☐ 2転送(手段:

搬送機関:

搬送先:

年 月 日

☐ 3紹介先

☐ 4死亡(場所:

時刻:

確認者:

)

【災害と傷病との関連】

☐ 1有 (☐新規 / ☐悪化 / ☐慢性疾患増悪)

☐ 2無

☐ 3わからない

最終診療記録管理者

災害診療記録(外傷、初期評価)(表)

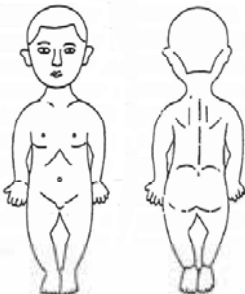
☐項目は、☒および必要記入項目です。

* 該当性別に○を付す

メディカルID									M F																										
氏名			氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載			生年月日性別年齢			*年齢不詳の場合は推定年齢 MTSH年　月　日　歳							男　女																			
A 気道　☐気道の異常有り(☐ゴロゴロ音　☐閉塞　☐狭窄)→次ページ「A 気道の異常」項目へ ☐気道開通(正常な発語あり)→下記「B 呼吸」項目へ																																			
B 呼吸　SpO2　％　呼吸数　回/分 努力様呼吸　☐無 / ☐有　呼吸音の左右差　☐無 / ☐有(☐右>左　☐右<左) 皮下気腫の有無　☐無 / ☐有(☐右　☐左　☐両側)　　　　　　　陥没呼吸　☐無 / ☐有 ➡ 異常なければC項へ、異常あれば次ページ「B・Cの異常」項目へ																																			
C 循環　心拍数　回/分　血圧　/mmHg ショックの徴候　☐無 / ☐有(☐冷汗　☐血圧低下　☐脈の異常) 活動性出血　☐無 / ☐有 超音波(エコー)検査　☐所見なし 　　　　　　　　　　　　　所見有り(☐心嚢　☐モリソン窩　☐脾周囲　☐ダグラス窩　☐右胸腔　☐左胸腔) [胸部X線写真 血胸・気胸　☐無 / ☐有(☐右　☐左　☐両側) 骨盤X線写真 不安定型骨盤骨折　☐無 / ☐有] ➡ 異常なければD項へ、異常あれば次ページ「Cの異常」項目へ																																			
D 中枢神経の機能障害 意識レベル(GCS)　E　V　M　合計 <table border="1"><tr><td>E 4　開眼している</td><td>V 5　時・場所・人を正確に言える</td><td>M 6　命令に応じる</td></tr><tr><td>3　呼びかけで開眼する</td><td>4　混乱した会話</td><td>5　痛み刺激を払いのける</td></tr><tr><td>2　刺激で開眼する</td><td>3　不適当な単語</td><td>4　痛みに手足を引っ込める</td></tr><tr><td>1　何をしても開眼しない</td><td>2　無意味な発言</td><td>3　上肢の異常屈曲</td></tr><tr><td></td><td>1　発声なし又は挿管中</td><td>2　四肢の異常伸展</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1　全く動かない</td></tr></table> 瞳孔径(右　mm　左　mm)　対光反射(右　左　)　片麻痺(☐無 / ☐有) 「切迫 するD」 ☐無 / ☐有(☐GCS 8点以下、☐観察中にGCSで2点以上の低下、☐瞳孔不同、 ☐片麻痺、☐クッシング徴候) ➡ 異常なければ下記E項へ、異常あれば次ページのD項へ																		E 4　開眼している	V 5　時・場所・人を正確に言える	M 6　命令に応じる	3　呼びかけで開眼する	4　混乱した会話	5　痛み刺激を払いのける	2　刺激で開眼する	3　不適当な単語	4　痛みに手足を引っ込める	1　何をしても開眼しない	2　無意味な発言	3　上肢の異常屈曲		1　発声なし又は挿管中	2　四肢の異常伸展			1　全く動かない
E 4　開眼している	V 5　時・場所・人を正確に言える	M 6　命令に応じる																																	
3　呼びかけで開眼する	4　混乱した会話	5　痛み刺激を払いのける																																	
2　刺激で開眼する	3　不適当な単語	4　痛みに手足を引っ込める																																	
1　何をしても開眼しない	2　無意味な発言	3　上肢の異常屈曲																																	
	1　発声なし又は挿管中	2　四肢の異常伸展																																	
		1　全く動かない																																	
E 保温と脱衣　　　　　体温　　　℃ 保温に努め、全身観察 外傷(身体所見)の評価																																			
Cr 圧挫症候群　☐無 / ☐有(☐四肢の狭圧、☐麻痺、☐感覚障害、☐ポートワイン尿、☐高カリウム血症、 ☐心電図異常)																																			
特記事項等(自由記載)																																			
確認時刻　　月　日　時　分																																			

災害診療記録(緊急処置と外傷評価)(裏)

☐項目は、☒および必要記入項目です。

メディカルID																			
A 気道の異常 ☐ 口腔内吸引 ☐ エアウェイ ☐ 気管挿管 (挿管チューブ 内径 mm cm 固定 カフ ml) ☐ 輪状甲状靱帯切開 (気切チューブ 内径 mm カフ ml) B・Cの異常 ☐ 酸素投与(L/分) ☐ 胸腔ドレナージ(☐ 右 ☐ 左 ☐ 両側 サイズ Fr 吸引圧 cmH2O) ☐ 気管挿管(挿管チューブ 内径 mm cm 固定 カフ ml) ☐ 人工呼吸(F_IO₂ TV ml 換気回数 回/分 PEEP cmH2O) Cの異常 ☐ 圧迫止血 ☐ 細胞外液輸液 ☐ 心電図モニター ☐ 心嚢穿刺・切開ドレナージ ☐ 胸部X線撮影 ☐ 骨盤X線撮影 ☐ 骨盤シーツラッピング ☐ TAE ☐ 外科的治療 ☐ 四肢の循環障害 Dの異常 ☐ 酸素投与(L/分) ☐ 気管挿管(挿管チューブ 内径 mm cm 固定 カフ ml) ☐ 頭部CT検査 その他の処置 ☐ 末梢ルート①(G ☐ 右 ☐ 左 ☐ 上肢 ☐ 下肢) ②(G ☐ 右 ☐ 左 ☐ 上肢 ☐ 下肢) ☐ NG チューブ(Fr cm 固定) ☐ 尿道バルーンカテーテル Fr ☐ 動脈ライン(☐ 右 ☐ 左 ☐ 上肢 ☐ 下肢) ☐ 末梢血検査 ☐ 血液ガス分析 ☐ 創傷処置() ☐ 投与薬物()																			
受傷機転																			
傷病分類 ☐ 頭頸部(☐ 頭部外傷 ☐ 頸部外傷 ☐ 頸椎・頸髄損傷) ☐ 顔面(☐ 骨折 ☐ 眼損傷 ☐ 耳損傷 ☐ 鼻出血 ☐ 口腔損傷) ☐ 胸部(☐ フレイルチェスト ☐ 肋骨骨折(☐ 多発) ☐ 血胸 ☐ 気胸) ☐ 腹部(☐ 腹腔内出血 ☐ 腹膜炎(☐ 腹部反跳痛 ☐ 筋性防御) ☐ 腎・尿路損傷(☐ 肉眼的血尿)) ☐ 四肢と骨盤(☐ 両側大腿骨骨折 ☐ 開放性骨折 ☐ 脱臼 ☐ 切断 ☐ 骨盤骨折(☐ 不安定型)) ☐ 体表(☐ 剥皮創 ☐ 穿通創 ☐ 挫創 ☐ 熱傷(☐ II度 ☐ III度 面積 % ☐ 気道熱傷有) ☐ 圧挫症候群 ☐ 胸・腰椎(髄)損傷 ☐ 低体温 ☐ 汚染(☐ 化学物質 ☐ 放射線) ☐ その他の傷病名(身体所見) ()																			
必要な治療・処置 ☐ 外科的治療(☐ 緊急手術を要す、☐ 待機的手術を要す) ☐ 輸血 ☐ 動脈塞栓術(TAE) ☐ 創外固定 ☐ 直達牽引 ☐ 創傷処置 ☐ 除染(☐ 化学物質 ☐ 放射性物質) ☐ 破傷風トキソイド ☐ 抗破傷風免疫グロブリン ☐ その他()																			
診断、特記事項等(自由記載)																			
																			

X II 県に対する報告・要請

1 災害概況即報

報告日時	年 月 日 時 分
市 町 名	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

(市町→地方本部→県本部)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況					避 難 状 況					
					高齢者等避難・指示自主の別	日 時	地区名	避難先	人員	

2 被害状況報告

被 害 状 況 報 告

(市町→地方本部)

市 町 村 名		月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在
報 告 者 名		即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定
区	分	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害
住 家 被 害	死 者	1 人						
	行 方 不 明 者	2 人						
	負 傷 者	重 傷	3 人					
		軽 傷	4 人					
	全 壊		5 棟					
			6 世帯					
			7 人					
	半 壊		8 棟					
			9 世帯					
			10 人					
	一 部 破 損		11 棟					
			12 世帯					
	床 上 浸 水		13 人					
			14 棟					
			15 世帯					
			16 人					
	床 下 浸 水		17 棟					
			18 世帯					
			19 人					
	計		20 千円					
非 住 宅	公 共 建 物	21 棟						
	そ の 他	22 棟						
そ の 他	田 冠	23 h a						
	流 失 ・ 埋 没 水	24 h a						
	畑 冠	25 h a						
	流 失 ・ 埋 没 水	26 h a						
	文 教 施 設	27 箇所						
	病 院	28 箇所						
	道 路	29 箇所						
	橋 り よ う	30 箇所						
	河 川	31 箇所						
	港 灣	32 箇所						
	砂 防	33 箇所						
	清 掃 施 設	34 箇所						
	崖 く ず れ	35 箇所						
	鉄 道 不 通	36 箇所						
	被 害 船 舶	37 隻						
	水 道	38 戸						
	電 話	39 回線						
	電 気	40 戸						
	ガ ス	41 戸						
	ブ ロ ッ ク 塀 等	42 箇所						
り 災 世 帯 数	43 世帯							
り 災 者 数	44 人							
火 建 物	45 件							
災 危 険 物	46 件							
生 そ の 他	47 件							
公 共 文 教 施 設	48 千円							
農 林 水 産 業 施 設	49 千円							
公 共 土 木 施 設	50 千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	51 千円							
小 計	52 千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	53 団体							
そ の 他	農 業 被 害	54 千円						
	林 業 被 害	55 千円						
	畜 産 被 害	56 千円						
	水 産 被 害	57 千円						
	商 工 被 害	58 千円						
	そ の 他	59 千円						
被 害 総 額	60 千円							
災 害 対 策 本 部	設 置	月 日 時 分						
	解 散	月 日 時 分						
災 害 救 助 法 適 用		月 日 時 分						
消 防 職 員 出 動 延 入 数	人							
消 防 団 員 出 動 延 入 数	人							

3 特殊重大災害速報

特 殊 重 大 災 害 速 報						
1	報 告 日 時		年 月 日 時 分			
2	報 告 市 町	市 町 番地	①	TEL	()	
			②	担 当	送	
					受	
3	発 生 日 時					
4	発 生 場 所					
5	災 害 種 別					
6	概 況					
7	被 害 状 況	① 死 亡			⑥ 物 的 損 害	
		② 行方不明				
		③ 重 傷				
		④ 軽 傷				
		⑤ 合 計				
8	応 急 措 置	① これまでに とった措置				
		② 今後の見通 し				
		③ 応援の必要 性について				

4 水防顛末報告

作成 責任者

印

管 理 団 体 名	指定 無指定						報 告 年 月 日					
出 水 の 状 況							区 分					
水防実施箇所							所 要 経 費	人 件 費	手 当			
日 時	自 月 日 時 時間 至 月 日 時								そ の 他			
									計			
								資 材 費				
出 動 人 員	水防団員	消防団員	その他	計					器 材 費			
	人	人	人	人					燃 料 費			
									雑 費			
									計			
水 防 作 業 の 概況及び工法									合 計			
水 防 の 効 果	効 果	堤防	田	畑	家	鉄 道		道 路	使 用 資 材	かます		
		m	町	町	戸	m	m	縄				
								丸 太				
	被 害							そ の 他				
他の団体からの の 応 援 状 況							立退きの状況及びそ れを指示した理由					
居住者出動状況							水防功労者の年齢 及 び 功 績 概 要					
警察の応援状況							堤防その他の施設等 の異常の有無、異常 を生じたときはその 場所及び状況					
現 地 指 導 員 氏 名							水 防 活 動 に 関 す る 反 省 点					
水防関係者の死者							備 考					

*報告部数：3部

5 災害報告事務一覧

報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	経由機関	県主管課
災害全般	総合被害報告	即報・中間 即報・確定	・災害の状況 ・被害の程度 ・応急措置の概況	県央振興局	防災企画課
消防	火災報告	即報・詳細	・災害の状況 ・被害の程度 ・消防機関の活動	〃	防災企画課
一般被害	災害救助法関係報告	速報	・人的被害 ・家屋被害 ・救助実施状況	直接	福祉保健課
防疫	被害状況報告	速報	・家屋被害 ・患者発生	県央保健所	医療政策課
防疫	防疫活動報告	日報 完了報告	・家屋被害 ・患者発生防疫活動 ・経費	〃	医療政策課
水道	水道施設被害報告 (被害・断減水 状況)	速報・確定	・水道関係施設	〃	水環境対策課
公共土木	都市施設被害報告 (下水道関係)	〃	・下水道関係施設	〃	〃
農林	農地農業用施設被害報告(農業集落 排水関係)	〃	・農業集落排水施設	〃	〃
環境	衛生施設被害報告 (浄化槽市設置分)	〃	・浄化槽(市設置分)	〃	〃
水産	水産業被害報告	速報 概況確定	・漁船・養殖施設	直接	漁業振興課
〃	〃	〃	・漁具・共同及び非共同 利用施設	〃	経営支援室
〃	〃	〃	・漁具・養殖施設 ・漁港・海岸・漁業用施設 ・共同利用施設	〃	漁港漁場課
農林	農業被害報告	〃	・農作物被害全般	県央振興局	農政課
〃	農地農業用施設 被害報告	速報・確定	・農地農業用施設	〃	農村整備課
公共土木	海岸被害報告	〃	・海岸(農地海岸)	〃	〃
農林	畜産関係被害報告	速報 概況確定	・家畜 ・畜産物	〃	農政課
〃	林業関係被害報告	〃	・林地・林業施設 ・林産物・造林地・苗畑	〃	森林整備室

報告大別	報告事項	報告時期	報告内容	経由機関	県主管課
公共土木	林地・林業施設 被害報告	速報 概況確定	・地すべり防止施設 ・林地荒廃防止施設	県央振興局	森林整備室
都市施設	都市施設被害報告	確定	・街路・都市水利 ・防潮施設・公園緑地	〃	都市計画課
公共土木	国土交通省所管 公共土木施設 被害報告	速報・確定	・海岸・港湾施設 ・潮位・風速・雨量	〃	港湾課
〃	農林水産省所管 漁港施設被害報告	〃	・海岸・港湾施設 ・潮位・風速・雨量	〃	漁港漁場課
〃	国土交通省所管 公共土木施設 被害報告	〃	・河川・海岸・道路 ・橋梁・砂防設備	〃	河川課
住宅	公営住宅被害報告	確定	・公営住宅	〃	住宅課
公立学校	公立文教施設 被害報告	速報・確定	・小・中・高校施設	直接	教育庁教育 環境整備課

6 航空機災害派遣要請（県防災ヘリ）

(1) 口頭・複写の様式

救急活動に伴う航空機災害派遣要請

（口頭受理用紙）

受 理	月 日	市 町 名		担 当 者 名		電話（ ） （ ）－（ ） 内線（ ）		
患 者	住 所		氏 名		年 令	性 別	職 業	
	フリガナ		フリガナ			男 女		
患者が子供の場 合	父		年 令	職 業		続 柄		
	母							
患 者 の 状 況	病気発生日時		年 月 日 時 分					
	病気発生場所							
	フリガナ		感染症の有無					
	病気（事故）名		□ 有 □ 無					
	病気発生状況並びに処置状況							
現地病院名					医 師 名			
収容病院名		（ ） 国立病院機構長崎医療センター			医 師 名			
搬送要請区間		空 港 （ ） ～ ヘリポート 長崎空港（旧大村）						
搭 乗 者		氏 名	年 令	搭 乗	付 添 者	続 柄	氏 名	年 令
	フリガナ			大 村 地			フリガナ	
	医 師			大 村 地				
	フリガナ			大 村 地			フリガナ	
	看護師			大 村 地				

(2) 文書様式

救急活動に伴う航空機災害派遣要請書

年 月 日

長崎県知事

様

大村市長

印

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受理		年 月 日 時 分									
患者	住 所		氏 名			年 令	性 別	職 業			
							男 女				
患者が子供の 場 合	父			年 令		職 業			続 柄		
	母										
患者 日 状 況	病気発生年月日		年 月 日 時 分								
	病気発生場所										
	病気（事故）名										
	病気発生状況 並びに 処 置 状 況										
現 地 病 院 名							医 師 名				
収 容 病 院 名							医 師 名				
搬 送 要 請 区 間			空 港 () ヘリポート 長崎空港（旧大村）								
搭 乗 者			氏 名		年 令	付 添 者	続 柄	氏 名		年 令	
	医 師										
	看 護 師										

7 災害救助用穀物の引渡要請書

年 月 日

長崎県知事 殿

大村市長

氏名

印

災害救助用穀物の引渡要請書

穀物の買い入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食糧局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

8 政府所有主要穀物引受報告書

年 月 日

長崎県知事 殿

大村市長

氏 名

印

政府所有主要穀物引受報告書

1 種 類

2 数 量

3 代 金

用 途 (価格) 区 分	種 別	産 年	産 地 品 種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の 相 当 額										
合 計										

内 訳

4 現品受渡場所

5 現 品 受 渡 日 年 月 日

6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店含む。）

7 代金納付期限 年 月 日

8 買 受 目 的

9 特殊重大災害発生時における災害派遣要請書

受 理	月 日 時 分	市 町 名		担 当 者 名		TEL [] () ~ ()
	災 害（事 故） 発 生 日 時	年 月 日 時 分				
	災 害（事 故） 発 生 場 所					
	災 害（事 故）名					
	派遣を要請する 事 由					
派遣を希望する期間						
派遣を要請する区域 及 び 活 動 内 容						

10 大規模災害時における長崎県医師会医療救護班派遣要請書

受理	月 日 時 分	市町名		担当者名		TEL FAX
災害 事故 の 状 況	災害（事故） 発生日時	年 月 日 時 分				
	災害（事故） 発生場所					
	災害（事故）名					
	派遣を要請する 事由					
派遣を希望する期間		年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで （ ）日間				
派遣を要請する場所						

XIII 各種協定一覧

	協 定 名	協 定 締 結 先	協定締結年月日
1	消防相互応援協定	佐賀県太良町	昭和41年 2月25日
2		佐賀県鹿島市	昭和41年 2月25日
3		佐世保市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	昭和41年 8月17日
4		諫早市	平成17年 3月 1日
5	海上自衛隊大村航空基地周辺において、自衛隊機又は米軍機による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の関係機関の緊急連絡体制及び応急救助活動の分担区分等に関する協定	長崎空港事務所、佐世保海上保安部、長崎県、長崎県警、県央地域広域市町村圏組合、大村警察署、佐世保防衛施設事務所、陸自第16普通科連隊、陸自第102高射特科隊、海自第22航空群	昭和62年12月 1日
6	長崎県震度情報ネットワークシステムの設備の管理及び運用に関する協定	長崎県	平成 8年10月 1日
7	大村市多良山系レスキューネットワーク協議会	大村警察署、大村山岳会、大村消防署、萱瀬地区町内会スカイスports長崎クラブ 大村市消防団、長崎営林署 大村森林事務所	平成10年11月12日
8	土砂災害防止及び山地災害防止に関する大村郵便局と長崎県諫早土木事務所、大村市との協力に係る協定	大村郵便局 長崎県諫早土木事務所 長崎県長崎林業事務所	平成14年 6月18日
9	県央振興局管内災害時防災相互応援協定	諫早市 諫早土木事務所	平成17年 3月 1日
10	災害時の応急対策に関する基本協定	大村電気工業協同組合	平成20年 3月18日
11	災害時における物資の供給に関する協定	イオン九州株式会社	平成21年10月19日
12		九州カートン株式会社	平成26年 3月17日
13		株式会社ナフコ	令和 元年12月27日
14	災害時における緊急放送に関する協定	FMおおむら	平成22年 4月 1日
15		おおむらケーブルテレビ株式会社	平成25年12月24日
16	大規模災害発生時における相互応援協定	千歳市、花巻市、名取市 岩沼市、伊丹市、霧島市	平成22年 9月24日
17	災害時における支援活動に関する協定	(一社)長崎県建設業協会 大村支部	平成23年 3月29日
18	大村市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成23年 9月30日

	協 定 名	協 定 締 結 先	協定締結年月日
19	九州新幹線西九州ルート沿線5市 災害応援協定	武雄市、嬉野市、諫早市 長崎市	平成23年11月20日
20	災害時要援護者登録情報提供協定	大村消防署、消防団、 大村市民生委員児童委員 協議会連合会 社会福祉法人大村市社会 福祉協議会	平成20年 9月 1日
21	災害時要援護者に関する情報提供 に関する協定	自主防災組織・町内会等 56組織	平成22年～平成30年
22	災害時におけるLPガス供給に関 する協定	一般社団法人長崎県LPガス 協会大村支部	平成25年 8月19日
23	福祉介護避難所開設・運営に関す る協定	福祉施設等29法人	平成30年 6月25日
24		福祉施設等12法人	平成26年 3月17日
25	全国さくらサミット加盟自治体の 災害時における相互応援に関する 協定	新ひだか町、柴田町 仙北市、富岡町、前橋市 幸手市、五泉市、本巢市 吉野町、雲南市、日南市 日立市	平成26年 4月17日
26	災害時における復旧及び機能保全 支援協力に関する協定	日本下水道管路管理業協会 (大村市上下水道局との間)	平成27年 1月16日
27	災害時における支援協力に関する 協定	大村市管工業協同組合 (大村市上下水道局との間)	平成27年 3月 5日
28	避難所施設利用に関する協定	大村高校、大村城南高校、 大村工業高校、大村特別支援 学校、県立ろう学校	平成27年 3月～4月
29		長崎県教育センター	令和 2年 3月24日
30	災害時における指定避難所（避難 場所）に関する協定	正法寺、浄土寺	平成27年 3月～4月
31		妙宣寺	平成29年10月23日
32		本経寺	令和 元年11月28日
33		富松神社	令和 4年 2月21日
34	避難所施設利用に関する協定	県立虹の原特別支援学校	平成28年 7月21日
35	災害時における大村市と大村市内 郵便局の協力に関する協定	大村市内郵便局 (代表 大村郵便局)	平成27年 8月 1日
36	大規模災害時における復興支援に 関する協定	長崎県土地家屋調査士会	平成28年 5月23日
37	災害時における飲料水の供給に関 する協定	九州教具株式会社	平成28年11月30日
		株式会社伊藤園	平成29年 3月15日
38	災害時の応援協力に関する協定	大村青年会議所 社会福祉協議会	平成29年 5月22日

	協 定 名	協 定 締 結 先	協定締結年月日
39	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社 長崎支店	平成29年 6月26日
40	災害時における無人航空機による協力に関する協定	株式会社 NBCソシア	平成29年 8月31日
41	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	長崎葬祭業協同組合	平成29年 9月27日
42	災害等における薬剤師の派遣に関する協定	一般社団法人 大村東彼薬剤師会	平成30年 6月 4日
43	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定	大村市東彼歯科医師会	平成30年 7月30日
44	災害時における無人航空機を利用した情報収集等に関する協定	株式会社TSW	令和 元年12月26日
45	災害時における協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭 互助協会	令和 2年 1月31日
46	郡川水系（郡川・佐奈河内川）治水協定	長崎県県央振興局 大村市上下水道事業管理者 長崎市上下水道事業管理者	令和 2年 7月22日
47	災害時における物資提供に関する協定	生活協同組合ララクーブ	令和 2年10月21日
48	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人長崎県産業資源 循環協会	令和 2年11月19日
49	備蓄物資の提供に関する協定	株式会社 たらみ	令和 3年 1月15日
50	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社 バカン	令和 3年 3月29日
51	災害時における車両一時避難場所としての施設利用に関する協定及び保有機材等の提供に関する協定	株式会社 中央総合警備保障	令和 4年11月15日
52	災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定	一般社団法人日本ムービング ハウス協会、株式会社LTU、 幸運トラック株式会社	令和 5年 1月31日
53	災害時における指定避難所としての施設利用に関する協定	みうら勘作会	令和 5年 4月20日

大村市地域防災計画 大村市水防計画

(令和5年修正)

編集・発行 大村市防災会議

事務局 大村市総務部安全対策課
大村市玖島1丁目25番地
電話(0957)53-4111
